

国際研究評論

Journal of Global Scholarship

創刊号

研究論文

A Study on the Status of Korea's Integrated Resorts (IR)
and Educational Curricula on Tourism

Jeeseon KIM

An Essay on the Process of Business Opportunities
: A Study on Market Openness and Financial Capital

Shinichi BABA ・ Satoshi ISHIDA
Mika KUROIWA ・ Jeeseon KIM
Taro ITAGAKI ・ Fumihiro OKUBO

Peace and Informatic Geo-Political Economy
in the Asia-Pacific Region

Takahiro KAWAMATA

Comparative Studies on Social Integration of Migrant Workers
: Based on Data from the World Values Survey (WVS)

Koon MURAKAMI
Younan YU
Atsuji OHARA

カボチャ栽培農家の経営効率性向上に関する研究

李 鎮弘 ・ 田村 善弘

東アジアにおける平和の経済的帰結
－九州最西端の国境離島五島市の産業構造の視点から－

尹 清洙

西バルカン協力イニシアティブの取り組みに関する考察
－アルバニア共和国における国際協力機構（JICA）の取り組みを中心に－

バロリ ブレンディ

現代中国農村における「共同関係」論再考

内山 雅生 ・ 祁 建民

1930 - 40年代旧日本軍太原臨時衛生調査班とその活動

孫 登洲 ・ 祁 建民

中国自動車会社による多国籍企業の国際戦略
－インドネシアの事例研究－

小原 隆子 ・ 小原 篤次

日本と中国のテレビ広告におけるジェンダー役割

ポンサピタックサンティ ピヤ ・ 王 舒馨

研究ノート

米軍統治下沖縄の裁判移送問題の経緯に関する再検討
－現地紙の報道などから浮かび上がるもの－

相馬 清貴

海外短信

中国・貴州大学における国外長期研修の帰国報告

吉本 諭

目 次

研究論文

- ◆ A Study on the Status of Korea's Integrated Resorts (IR)
and Educational Curricula on Tourism Jeeseon KIM 1
- ◆ An Essay on Process of Business Opportunities
: A Study on Market Openness and the Financial Capital Shinichi BABA 13
Satoshi ISHIDA
Mika KUROIWA
Jeeseon KIM
Taro ITAGAKI
Fumihiko OKUBO
- ◆ Peace and Informatic Geo-Political Economy
in the Asia-Pacific Region Takahiro KAWAMATA 33
- ◆ Comparative Studies on Social Integration of Migrant Workers
: Based on Data from the World Values Survey (WVS) Koon MURAKAMI 53
Younan YU
Atsushi OHARA
- ◆ カボチャ栽培農家の経営効率性向上に関する研究 李 鎮弘 77
田村 善弘
- ◆ 東アジアにおける平和の経済的帰結
九州最西端の国境離島五島市の産業構造の視点から 尹 清洙 93
- ◆ 西バルカン協力イニシアティブの取り組みに関する考察
－アルバニア共和国における国際協力機構（JICA）の取り組みを中心に－ バロリ ブレンディ 101
- ◆ 現代中国農村における「共同関係」論再考 内山 雅生 111
祁 建民
- ◆ 1930 - 40年代旧日本軍太原臨時衛生調査班とその活動 孫 登洲 133
祁 建民
- ◆ 中国自動車会社による多国籍企業の国際戦略
－インドネシアの事例研究－ 小原 隆子 155
小原 篤次
- ◆ 日本と中国のテレビ広告におけるジェンダー役割 ポンサピタックサンティ ピヤ 165
王 舒馨

研究ノート

- ◆ 米軍統治下沖縄の裁判移送問題の経緯に関する再検討
－現地紙の報道などから浮かび上がるもの－ 相馬 清貴 185

海外短信

- ◆ 中国・貴州大学における国外長期研修の帰国報告 吉本 諭 203

『国際研究評論』発刊に際し

国際交流研究センター長

岩重 聡美

2024 年度終盤を迎え、新たな「国際研究評論（英文誌名：Journal of Global Scholarship）」を発刊するに至った。

この評論は、もともと「東アジア評論」として本学東アジア研究所より永年にわたり発行されていたものを、2023 年の大学内組織再編に伴い新たな評論名のもと発行したものである。

長崎県立大学国際交流研究センターの活動成果を公開するための機関誌でもある。グローバルな視点に基づく政治・経済・社会・文化等に関する研究および相互交流を促進することを目的としている。

この目的のもと、本学内・外だけにとどまらず国内・外研究者たちがその研究成果を明らかにすると同時に研究者間での交流の成果を記した内容となっている。私の記憶は定かではないが、約 20 年前、本学の当時東アジア研究所所長の先生が中心となり、東アジアの大学（中国：華僑大学、韓国：東亜大学校、数年遅れてベトナム：ドンア大学、本学）4 大学で、1 年に 1 度研究者が集まりフォーラムを開催。そのフォーラムでは、多様なテーマのもと多くの議論がなされ、研究者間での交流を深めそしてその成果としてこの評論へ投稿するとの流れを作っていただいた。メンバーになった先生方は、その設立発足当初こそ若干の不慣れな感があったものの、今では 1 年に 1 度のフォーラム開催を非常に楽しみに待っていただき、研究者だけではなく研究者の卵である大学院生にもオブザーバーとしての参加と研究報告の機会が与えられている。もちろんこの評論への投稿も可能である。このような報告と投稿の機会は、われわれ研究者はもちろんのこと大学院生には非常に貴重で有意義な機会であることは間違いない。大学に属する研究者には研究・教育そして社会貢献という 3 つのミッションがある。もちろんそれぞれの研究者が自分の専門性を磨きその研ぎ澄まされた成果をもとに提供するものであるが、他の評論と異なることはその成果が研究者間での永年にわたる交流に根付き、信頼関係のもとに成り立っている点である。

フォーラム参加者からの投稿だけではなく、幅広く多くの研究者の方々よりの投稿をもいただいている。

国境を越え大学を超えそして専門の壁を払い研究は継続される。

この評論の発行は、国際的社会貢献の 1 つであるといっても過言ではなからう。

このような貴重な組織の設立、評論の発行そしてその穂を止めず継続していただいた諸先輩方並びに先生方へ心より深い感謝を申し上げると同時に、今後は、その志を若い研究者が引き継ぎ、さらに発展されんことを強く願って次世代の研究者へ引き継ぎたい。

〈研究論文〉

A Study on the Status of Korea's Integrated Resorts (IR) and Educational Curricula on Tourism

Jeeseon KIM*

I. Introduction

Recently, the integrated resorts (IR) as a platform for various entertainment and leisure facilities such as hotels, shopping centers, gaming facilities, and convention centers has been gaining traction (Kim, 2022). In particular, for Korea, where there is limited availability of natural landscape for tourism, the development of IR has become a key means to enhance the competitiveness of the domestic tourism industry, especially for job creation and regional economic revitalization. There are a total of 18 casinos operating in Korea, 17 of which are open only for foreigners, with only Kangwon Land accessible to domestic tourists.

As such, while foreign tourists are the main target of the Korean casino industry, due to the restrictions of international travel from the impact of the COVID-19 pandemic, the number of visits to IR casinos had significantly decreased (Pyeon, 2020). As of August 2020, the number of Chinese VIP visitors to Paradise Casino had decreased by 92.3% compared to 2019, and Japanese VIP visitors had dropped by 99.8% in the same period (Pyeon, 2020).

In addition, with exception to government-owned enterprises such as Kangwon Land and Grand Korea Leisure (GKL), the remaining 17 foreigner-exclusive casino businesses drastically reduced their workforce and underwent restructuring, resulting in a decrease in total employment in relevant sectors (Ministry of Culture, Sports and Tourism, 2023). As a result, the number of employees in the domestic casino industry decreased by 15.9%—from 7,925 in April 2020 to 6,688 in April 2022 (Ministry of Culture, Sports, and Tourism, 2022). When the Chinese group tours resumed after the pandemic, the industry enjoyed a revival in the number of visitors to the foreigner-exclusive casinos, but also faced significant shortage of labor (Kim, 2023a). Moreover, with the approval from the Ministry of Culture, Sports and Tourism on the establishment of the large-scale Inspire Entertainment Resort near the Incheon International Airport in early 2024, the industry is experiencing a severe lack of experienced labor force.

As of January 2021, there were approximately 10,000 graduates annually from 115 universities with tourism courses that entered the tourism job

* Professor. Department of Business Administration, Faculty of Commerce, University of Nagasaki.

market, and it was widely recognized within the tourism industry that absorbing 35% of the graduates per annum is near impossible (JIBS News, 2023, November 25). However, due to the sudden influx of tourists and the constant decrease in number of graduates from tourism-related majors, the new demand for works from the IR has surpassed the supply, leading to a vicious cycle of declining customer service quality, reduction of tourists due to poor reviews, and delays in development of new tourism products and services, further putting pressure on the industry (Jegal, 2023; Tourism & Leisure Industrial Skills Council, 2024).

As such, investment in human resources is essential to increase the supply of talent for the tourism industry in response to the rapidly changing domestic and international market. This study aims to examine the current status of the IR industry including casinos in Korea, and its related educational curricula, in order to proactively mitigate the talent shortage projected in Japan's IR industry, as

the Osaka Integrated Resort is expected to open by 2030.

II. Status and Analysis of IR in Korea

1. Mapping Casinos in Korea

Table 1 presents the status of casinos in Korea. Out of a total of 18 operating casinos there are 17 foreigner-exclusive casinos and 1 domestic-accessible casino (Kangwon Land Casino). The total number of employees across the 18 casinos amounts to 8,760 (6,683 at the 17 foreigner-exclusive casinos and 2,077 at the 1 domestic-accessible casino). In 2023, the total number of casino visitors was 4,480,166, and the total licensed area for casino activities was 69,588.49 m². Additionally, Table 2 shows the number of casino visitors compared to the number of foreign tourists by year (Ministry of Culture, Sports, and Tourism, 2024.).

Table 1. Casinos in Korea (As of April, 2024)

Location	Name of Casino [Name of Corporation]	Founding date	Operation Type (Rating)	Number of Employees	Visitors in 2023	Licensed area (m²)
Seoul	Paradise Casino Walkerhill [Paradise Group]	1968, Mar. 5	Lease (5 Star)	968	423,304	2,694.23
	Seven Luck Casino Gangnam Coex [Grand Korea Leisure Co., Ltd.]	2005, Jan. 28	Lease (Convention hotel)	893	262,789	2,158.32
	Seven Luck Casino Dragon City [Grand Korea Leisure Co., Ltd.]	2005, Jan. 28	Lease (5 Star)	525	397,984	2,137.20
Busan	Seven Luck Casino, Busan Lotte [Grand Korea Leisure Co., Ltd.]	2005, Jan. 28	Lease (5 Star)	337	129,052	1,583.73
	Casino Paradise Busan [Paradise Group]	1978, Oct. 29	Lease (5 Star)	265	78,186	1,483.66

Incheon	Paradise City [Paradise Segasammy Co., Ltd.]	1967, Aug. 10	Direct Management (5 Star)	852	298,076	8,726.80
	Inspire Casino [Inspire Integrated Resort Inc.]	2024, Jan. 23	Direct Management (5 Star)	1,063	-	14,372.00
Gangwon	Alpensia Casino [Jibas Inc.]	1980, Dec. 9	Lease (5 Star)	5	73	632.69
Daegu	Hotel Inter Burgo Daegu [Golden Crown Leisure Co., Ltd.]	1979, Apr. 11	Lease (5 Star)	154	70,376	1,485.24
Jeju	Gongzi Casino [Gil Sang Chang Hui LLC]	1975, Oct. 15	Lease (5 Star)	65	4,129	1,604.84
	Paradise Casino Jeju Grand [Paradise Group]	1990, Sep. 1	Lease (5 Star)	187	47,327	1,159.92
	Seven Star Casino [Cheonghae Inc.]	1991, Jul. 31	Lease (5 Star)	170	17,926	1,175.85
	Jeju Oriental Hotel Casino [Geonha Inc.]	1990, Nov. 6	Lease (5 Star)	50	5,885	865.25
	Jeju Dream Tower Casino [Lotte Entertainment Co.]	1985, Apr. 11	Lease (5 Star)	742	266,864	5,529.63
	Jeju Sun Casino [Gnl Inc.]	1990, Sep. 1	Direct Management (5 Star)	63	6,237	1,509.12
	Landing Casino (Jeju Shinhwa World) [Landing Entertainment Korea Co.,Ltd.]	1990, Sep. 1	Lease (5 Star)	311	58,169	5,641.10
	Mega Luck Casino [Mega Luck Inc.]	1995, Dec. 28	Lease (5 Star)	33	707	1,347.72
13 Corporations and 17 Casinos (foreigner- exclusive)			Direct Management 3 Lease: 14	6,683	2,067,084	54,107.30
Gangwon	Kangwon Land Casino (High1 Resort) [Kangwon Land, Inc.]	'00.10.12	Direct Management (5 Star)	2,077	2,413,082	15,481.19
14 Corporations and 18 Casinos (for both foreign and domestic visitors)			Direct Management: 4 Lease: 14	8,760	4,480,166	69,588.49

※ Sales: Based on sales subject to tourism fund levy

※ Number of employees (as of 2024, April): Based on total number of employees including contract based positions and permanent employees

※ The number of employees for Paradise Casino Walkerhill includes head office personnel, and Seven Luck Casino Gangnam COEX branch includes head office and marketing personnel.

※ The number of employees for Paradise City, Inspire Casino, Dream Tower Casino, and Landing Casino is based on casino personnel among resort complexes.

※ The number of employees for Kangwon Land Casino is based on casino personnel among resort complexes, including sales department.

Source: Edited from Ministry of Culture, Sports and Tourism of Republic of Korea (2024)

Table 2 Annual Comparison of Foreign Tourists and Casino Visitors

(Unit: person, %)

Year	Foreign tourists (A)	Casino visitors (B)	Percentage of foreign tourists visiting casinos (B/A)	Year-on-year increase/decrease rate of casino visitors (%)
2010	8,797,658	1,945,819	22.1	16.0
2011	9,794,796	2,100,698	21.4	8.0
2012	11,140,028	2,384,214	21.4	13.5
2013	12,175,550	2,707,315	22.2	13.6
2014	14,201,516	2,961,833	20.9	9.4
2015	13,231,651	2,613,620	19.8	-11.8
2016	17,241,823	2,362,544	13.7	-9.6
2017	13,335,758	2,216,459	16.6	-6.2
2018	15,346,879	2,839,017	18.5	28.1
2019	17,502,756	3,233,761	18.5	13.9
2020	2,519,118	1,160,967	46.1	-64.1
2021	967,003	708,571	73.3	-39.0
2022	3,198,017	1,105,293	34.6	56.0
2023	11,031,665	2,067,084	18.7	87.0

※ Casino users are based on foreigner-exclusive casinos in both mainland and Jeju Island.

Source: Edited from Ministry of Culture, Sports and Tourism of Republic of Korea (2024)

2. Status and Analysis of IR

(1) Kangwon Land IR Casino Business

Kangwon Land is the only casino in Korea where domestic tourists are allowed to enter. It was established in June 1998 under the Special Act on the Assistance to the Development of Abandoned Mine Areas and opened as a small casino on October 12, 2000. As of April 2024, it has the largest number of employees among the 18 operating casinos, totaling

2,077 employees. Its licensed area is 15,481.19 m², making it the largest of the 18 casinos as well (Ministry of Culture, Sports and Tourism, 2024). According to the Special Act, for the sake of public interest and efficiency, Korean government subsidiaries own 51.0% of Kangwon Land, while foreign investors hold 14.5%, and 5.2% is held in company shares (Kangwon Land, 2024). As of December 2023, the Korea Mine Reclamation Corporation held 36.3% of the total shares, and the National Pension Service

held 4.9% (Kangwon Land, 2024).

(2) Grand Korea Leisure (GKL)

Grand Korea Leisure (GKL), a subsidiary of the Korea Tourism Organization, was established in 2005. It operates three foreigner-exclusive casino branches under the brand "Seven Luck Casino" at Gangnam COEX, Seoul Dragon City, and Busan Lotte, which all opened on January 28, 2005 (Ministry of Culture, Sports and Tourism, 2024). The Korea Tourism Organization holds 51.0% of the shares, and the National Pension Service holds 8.75% (Grand Korea Leisure, 2021). Under the Act on the Operation of Public Institutions, GKL is classified as a quasi-market-based public corporation, operating with the goal of supporting the growth of the tourism industry, realizing social value, and contributing to the national economy.

(3) Paradise Group

Paradise Group, a leader in the domestic foreigner-exclusive casino industry, began operations in 1967 with the opening of Incheon Olympus Hotel Casino (currently renamed as Paradise City)—the country's first foreigner-exclusive casino. It now operates at three more locations in Seoul, Busan, and Jeju Island, and the Incheon Paradise City Casino has been expanded into an IR (Kim, 2024). As of December 2023, Paradise Global Inc. holds 37.9% of the shares, and the Kaywon Academy holds 4.1% (Kim, 2024). By April 2023, Paradise Walkerhill Casino employed the largest number of staff, with 968 employees (Ministry of Culture, Sports and Tourism, 2024).

(4) Inspire Casino Integrated Resort

Inspire Casino was established by Inspire Integrated Resort Inc. on January 23, 2024. With an area of 14,372.00 m², it is currently under Representative Chen Xi, and the number of casino employees reached 1,063, making it the second-largest casino in Korea after Kangwon Land (Ministry of Culture, Sports and Tourism, 2024). In 2024, three hotels with a total of 1,275 rooms, an indoor water park "Splash Bay," an arena with a seating capacity of 15,000, digital entertainment street "Aurora Street," restaurants, and the foreigner-exclusive Inspire Casino began its operation.

(5) IR in Other Countries

Looking at the economic impact of IR in other countries, the Marina Bay Sands and Resorts World Sentosa in Singapore started their operation in 2010, and as of 2013, these resorts comprised 1.5-2% of Singapore's GDP and created approximately 60,000 quality jobs (Lee, 2013). In Macau, the development of IR has resulted in nearly 28 million annual tourists visiting the city state and the industry demonstrated high employment levels (Lee, 2013).

In addition, Japan's Osaka Integrated Resort is scheduled to open in 2030, which will comprise a casino accessible to both domestic and foreign visitors, three luxury hotels with a total of 2,500 rooms, a convention center size of 100,000 m², a multi-purpose theater with 35,000 seats, and various shopping and leisure facilities. The IR is expected to create around 200,000 jobs and generate an economic impact of approximately 1 trillion Yen (approximately 6.6 billion USD) annually in Osaka and its surrounding areas. Moreover, Osaka is expected to attract 20 million visitors annually, including 6 million foreign tourists, generating about 100 billion

Yen (approximately 667 million USD) in tax revenue (Seo, 2023).

(6) Future Trends in Korea

In the International Business Center (IBC-III) area of the Incheon International Airport, following the opening of the Inspire Entertainment Resort on January 23, 2024, U.S.-based company Mohegan Gaming & Entertainment (MGE) announced that it will build the largest IR in Northeast Asia, covering 4.3 million m², in Yeongjong Island, by 2046 (Ha, 2023). Furthermore, Inspire Entertainment Resort officially announced plans to recruit a large workforce for its operations, including in entertainment, retail, casino, and hotel services sectors (Lee, 2022). Therefore, with the opening of the Inspire Entertainment Resort in Incheon, Yeongjong Island, and the approval of the Ministry of Culture, Sports and Tourism in 2024, the need for talent development and the recruitment of specialized personnel to operate the key infrastructure of IR is becoming urgent.

III. Analysis of Tourism-relevant Curriculum

1. Defining Curriculum

The term “curriculum”, also known as “course of study,” was originally used to refer to subjects, learning processes, and textbooks. However, its definition has expanded to vary depending on how educational content is systematized according to industry needs, measured by mindsets, and structured through experiential learning (Ahn, 2011). Dewey (1916) claimed that all curricula are fundamentally related to vocational skills. Furthermore, a

curriculum can be defined as a service delivered through a consumer-supplier relationship between the instructor and the student, including all activities with direct interaction between the two (Choi, 2014). A curriculum is also seen as a systematic plan to achieve educational goals by selecting and organizing learning material to answer the question on how students can acquire the knowledge. At the university level, schools are working to predict and respond to changes in the industrial ecosystem, focusing on practical skills development (Park, 2016).

Therefore, there needs to be education targeted to foster professionals needed in the tourism industry, for which systematic curricula design is essential to meet industry demand identified by experts by promoting practical skills through industry-university partnerships that will include internship opportunities (Choi, 2012; Kim, 2016).

2. History of Trends in Research on Tourism-relevant Curricula

Tertiary education in tourism began with hotel management, and its roots can be traced back to the establishment of the École Hôtelière de Lausanne (EHL) Hospitality Business School in Switzerland in 1893, followed by the hospitality management program at Cornell University in the United States in 1922 (Hsu, Xiao & Chen, 2017). During the 1960s and 1970s, tourism education transitioned from technical and vocational schools to undergraduate and graduate programs (Ring, Dickinger & Wober, 2009), focusing on vocational skills with a foundation in management studies (Tribe, 2001). In the 1980s, debates surrounding tourism curricula intensified, and

since the field was considered to lack theoretical foundation to be classified as a complete academic discipline, it required adaptation of theories from relevant fields and multidisciplinary, interdisciplinary, and transdisciplinary approaches to tourism research were proposed (Bodewes, 1981). The 1990s saw a shift toward student-centered curriculum development, with a focus on the hospitality industry and business management (Tribe, 2001). From the 2000s onward, the curricula matured and evolved into more balanced programs that integrated theory and practice, including broader discussions on teaching methods and the role of tourism education (Tribe, 2001). The first tourism-related education in Korea started in 1962 with the introduction of the Tourism Major at Gyeonggi Women's Junior College, followed by the establishment of a relevant department at Gyeonggi University in 1964 (Kim, 2016). Research on tourism curricula in Korea began in the late 1980s, initially focusing on curriculum development and improvements for undergraduate programs. From the 1990s, studies expanded to include the structure of

tourism geography courses and graduate-level curricula (Ko & Jeong, 2013). In the 2000s, research on tourism curricula became relatively detailed, exploring sub-divisions like hotel management, cruise management, and e-learning courses (Ko & Jeong, 2013). Since 2010, curriculum development research has been the most active, with research based on competencies such as the National Competency Standards (NSC) conducted according to specialized fields such as hotel, casino, and aviation, including diversifying learning formats such as internships, e-learning, study-abroad activities, employment, and entrepreneurship that provides sector-targeted approach (Jung, 2021).

Table 3 presents the educational institutions in Korea, offering courses relevant to hotel and casino industries, which are critical to human resources development for IR. It includes one graduate school, one university, and six community colleges, signaling a significant shortage of educational institutions capable of producing professional labor force for these services, with only one four-year university offering such programs.

Table 3. Education institutions related to hotels and casinos

Classification	Educational Institution	
	School	Program
Specialized Graduate School	Kyonggi University Graduate School of Tourism	Hotel, Casino, and Convention Management Major
University	Hanseo University	Hotel Casino Tourism Major
Community College	Jeju Tourism College	Casino Management Major
	Jeju Tourism College	Casino Integrated Resort Management Major
	Yeungnam University College	Division of Tourism
	Yeungnam University College	Casino & Surveillance Major

Community College	Kyung-In Women's University	Department of Hotel Tourism Management
	Kookje University	Hotel Casino Tourism Major
Academic Credit Bank System	KwangWoon University	Casino Dealer Course
	Kaywon University of Arts and Design	Paradise School of Hospitality, Casino Service Major
	Mayfield Hotel School	Hotel and Casino Course
	Seoul Hyundai Occupational Training College	Hotel and Casino Course
	Korea Hotel & Tourism Occupational Training College	Department of Hotel and Casino

Source: Edited from Jin, C. & Choi, E. (2024).

IV. Conclusion

This study analyzed the status of IR with casinos in Korea and relevant courses offered in Korean tertiary education institutions. By understanding the industrial and educational situation in Korea, which is geographically close to Japan and has a mature IR industry, the study contributes to suggesting a proactive approach in introducing adequate curriculum to nurture talent in hotel, casino, and tourism industries as a mitigation measure towards expected shortage of labor force for the new IR in Osaka, Japan that will be open by 2030.

The research confirmed the issue of severe labor shortage caused by the decrease in the labor pool due to COVID-19 and the large-scale recruitment from the opening of the Inspire Entertainment Resort in Incheon, in 2024. It was found that there is a significant lack of educational institutions and curricula capable of training specialized talents, with only one graduate school, one four-year university, and six community colleges offering programs in the hotel and casino fields.

Given the rapidly changing domestic and international environment of the IR industry, inadequate measures in nurturing professional manpower can lead to a decline in the growth of the tourism industry due to risky investment environment and job insecurity. Therefore, recognizing the prospective negative impact of labor shortage on international competitiveness of Japanese IR industry and the overall tourism industry of Japan, it can be concluded that enhancing the educational environment related to the IR industry is essential to proactively address future changes in the talent recruitment structure. Future research will be conducted to scope the hotel and casino tourism research trends in Japan and identify gaps in the existing curriculum to propose solutions to secure a reliable pool of professionals in the IR industry.

References:

1. Ahn, S. W. (2011). 근대적 교육기관과 기억의 여성적 재현 양상 : 박경리의 「환상의 시기」, 공지영의 「광기의 역사」를 중심으로 [Aspect

- of re-appearance in educational establishment and counter narrative of women -Park, Kyoung-ree, 「Period of Fantasy」, Gong, Ji-young, 「History of Madness」]. The Journal of Korean Literacy Creative Writing, 10(2): 141-177.
2. Bodewes, T. G. (1981). Development of advanced tourism studies in Holland. Annals of Tourism Research, 8(1): 35-51.
3. Choi, H. S. (2014). 대학교육 서비스 품질에 관한 연구 [A Study on the Service Quality of University Education]. [Master's thesis, Hansung University Graduate School]. Hansung University Graduate School.
4. Choi, Y. (2012). 호텔자격증소지자 의무고용에 관한 연구 [Study on The Required Employment of Hotel License Holders]. Journal of Tourism and Leisure Research, 24(5): 87-100.
5. Dewey, J. (2015). Education and democracy [민주주의와 교육]. (H. Lee, Trans.). New York: Macmillan (1916).
6. Grand Korea Leisure [그랜드코리아레저] (2024, November 25). In Namu Wiki. <https://namu.wiki/w/그랜드코리아레저>
7. Ha, M. (2023, April 4). '동북아 최대 복합리조트' 인스파이어 온다...4분기 개장 준비 '착착' ['Northeast Asia's largest integrated resort' Inspire is coming ... preparations for opening in the fourth quarter are progressing smoothly]. Etnews. Retrieved from <https://www.etnews.com/20230404000217>
8. Hsu, C. H., H. Xiao & N. Chen. (2017). Hospitality and tourism education research from 2005 to 2014: 'Is the past a prologue to the future?'. International Journal of Contemporary Hospitality Management, 29(1): 141-160.
9. Jafari, J. & J. B. Ritchie. (1981). Toward a framework for tourism education: Problems and prospects. Annals of tourism research, 8(1): 13-34.
10. Jegal, M. (2023, December 13). 모히컨 인스파이어, 문은 열었는데... 인력부족 어쩌나 [Mohegan Inspire Opens Doors, But What About Labor Shortage?]. Sisa Week. Retrieved on 2024, November 21 from <https://www.sisaweek.com/news/articleView.html?idxno=210417>
11. Jin, C. & Choi, E. (2024). A Study on the Development of Curriculum in the Integrated Resort Industry. Journal of Hotel & Resort, 23(3):91-109.
12. Jung, H. (2021). An Exploratory Study on the Development of Integrated Curriculum Model for Hotel and Tourism-related Majors in University. Korea hotel resort Association, 20(1): 59-83.
13. Jung, Y. & Cha, S. (2008). The Impact of Service Quality in Higher Education on Students' Satisfaction and Loyalty: A Case Study of Tourism-related Graduate School. Korean Journal of Tourism Research, 23(2): 139-155.
14. Kangwon Land (2024). 주주현황 [Share Holder Status]. Kangwon Land. Retrieved on 2024, November 21 from <https://www.kangwonland.com/kangwonland/contents.do?key=84>
15. Kim, D. (2016). 4년제 관광관련학과의 교육과정 개발을 위한 국가직무능력표준(NCS) 적용가능성연구 [A study on the applicability of the National Competency Standards (NCS)

- for curriculum development in tourism-related departments of four-year universities]. [Master's thesis, Kongju University Graduate School]. Kongju University Graduate School
- 16.Kim, H. R. (2024). 파라다이스, 자사주 소각 재개할까 [Paradise, Will It Resume Burning Its Own Shares]. The Bell. Retrieved on 2024, November 21 from <https://www.the-bell.co.kr/free/content/ArticleView.asp?key=202404161324567600106943>
- 17.Kim, J.H. (2023a, November 22). 인스파이어 ‘블랙홀’도 힘든데, 어떡해? (1) 신뢰도까지 하락, “사람이 없다” [Inspire's ‘black hole’ is struggling, what to do? (1) Trustworthiness declines, “There are no people.”]. JIBS News. Retrieved on 2024, November 21 from <http://www.jibs.co.kr/news/articles/articlesDetail/35485>
- 18.Kim, J.H. (2023b, November 25). 인스파이어 ‘블랙홀’도 힘든데, 어떡해? (3) “고기 잡는 법, 가르쳐야”..‘관광’은 ‘산업’ [Inspire's ‘black hole’ is struggling, what to do? (3) “Teach how to catch fish... ‘Tourism’ is an ‘industry.’”]. JIBS News. Retrieved 2024, November 27 from <https://v.daum.net/v/20231125185459404>
- 19.Kim, J.S. (2022). Study on the Japanese University Students' Perception on Casinos. Northeast Asia Tourism Research, 56(1):245-260.
- 20.Ko, M. & Jeong, C. (2013). Tourism Curriculum Improvement for Competence Development of Tourism Human Resource. Journal of Tourism Studies, 25(2): 111-127.
- 21.Lee, C. (2022, December 7). 모히건 인스파이어 내년 3500명 대규모 채용계획 발표 [Mohegan Inspire Announces Large-Scale Recruitment Plan of 3,500 People for Next Year]. Bridge Economy. Retrieved on 2024, November 21 from <https://www.viva100.com/20221207010001917>
- 22.Lee, S. (2013, October 28). [마이스산업] “카지노가 핵심 아냐...한국형 복합리조트 찾아야” [[MICE industry] "Casinos are not the key... we need to find a Korean-style integrated resort."]. The Korea Economic Daily. Retrieved on 2024, November 21 from <https://www.hankyung.com/news/app/newsview.php?aid=2013102758111>
- 23.Ministry of Culture, Sports and Tourism of Republic of Korea. (2022). 2020~2022년 카지노업 현황자료 [2020-2022 casino industry status report]. https://www.mcst.go.kr/kor/s_policy/dept/deptView.jsp?pSeq=1605&pDataCD=0417000000&pType=05
- 24.Ministry of Culture, Sports and Tourism of Republic of Korea. (2024). 2024년 카지노업 현황 [2024 casino industry status report]. https://mcst.go.kr/kor/s_policy/dept/deptView.jsp?pSeq=1868&pDataCD=0417000000&pType=05
- 25.Park, Y. (2016). Effect of Field Placement Among Curriculum to Career Decision and Job Intention - Focused on Students of Tourism Related Departments. Journal of Hotel & Resort, 15(4): 593-610.
- 26.Pyeon, J. (2020, September 29). [단독] ‘희망퇴직’이라더니...파라다이스 ‘이상한’ 구조조정 [[Exclusive] 'Voluntary retirement' but ... Paradise's 'strange' restructuring]. Economic Review. Retrieved on 2024, November 21 from <https://www.econovill.com/news/>

articleView.html?idxno=413668

27. Ring, A., A. Dickinger & K. Wober(2009).
Designing the ideal undergraduate program
in tourism: Expectations from industry and
educators. *Journal of Travel Research*, 48(1):
106-121.
28. Seo, W. (2023, May 23). 관광산업 잣대로 본
카지노[시론] [A critique of casinos based on
the tourism industry criteria]. *Seoul Eco-
nomic Daily*. Retrieved on 2024, November 21
from [https://www.sedaily.com/NewsView/29
POUBXLY0](https://www.sedaily.com/NewsView/29POUBXLY0)
29. Tourism & Leisure Industrial Skills Council.
(2024). 관광 · 레저산업 인적자원개발위원회
[ISC] 이슈 리포트[ISSUE REPORT] [Tourism
& Leisure Industry Human Resources Develop-
ment Committee [ISC] Issue Report]. Tourism
& Leisure Industrial Skills Council.
30. Tribe, J. (2001). Research Paradigms and
the Tourism Curriculum. *Journal of travel
research*, 39(4): 442-448.

〈研究論文〉

An Essay on the Process of Business Opportunities

: A Study on Market Openness and Financial Capital

Shinichi BABA*

Satoshi ISHIDA***

Mika KUROIWA**

Jeeseon KIM*

Taro ITAGAKI*

Fumihiro OKUBO**

I. Introduction

This paper is an empirical study that compares entrepreneurial market environments internationally.

In terms of the environment for creating entrepreneurs, three environmental factors were identified.

These were: “the process of recognizing business opportunities”, “the degree of openness of the domestic market (ease of entry)”, and “the ease of raising funds (equity and debt)”.

This paper consists of five chapters that includes the chair presentation at Management session on the 13th east Asia Academic Exchange Forum (Hosted by Graduate School of International Studies, Dong-A University, Confucius Institute, Dong-A University). The process of entrepreneurs' recognition of business opportunities is discussed in Chapter 2.

As entrepreneurs' technological innovations

bring about new processes, products, markets, and ways of organizing, entrepreneurs must discover opportunities to utilize new technologies. Research has not sufficiently explained why entrepreneurs discover such business opportunities, and some conceptual problems have arisen in the literature on entrepreneurship.

According to Kirzner (1985), the theory of the process of discovering business opportunities is that entrepreneurs do not always select alternative market opportunities for new technologies. The source of entrepreneurship is the difference in information about opportunities. The results of previous research on the use of entrepreneurship may be biased. Individual differences affect the opportunities people discover, the organization of their entrepreneurial efforts, and the ways in which governments influence this process. The Austrian School approach, unlike the neoclassical approach discussed below, emphasizes the process leading to the suburbs.

*経営学部経営学科

**経営学部国際経営学科

***地域創造学部公共政策学科

Kirzner's “alertness” approach views entrepreneurs as price signals and defines entrepreneurs as actors who lead to equilibrium.

The distinctive feature of Kirzner's (1997) approach is the signal price function (alertness) of entrepreneurs. By buying and selling goods and services in response to the discovery of price imbalances, individuals gain or lose entrepreneurial profits. The process of entrepreneurial alert pricing decisions leads the economy from imbalance to equilibrium. The Austrian School of Economics assumes that business opportunities are not equally visible to everyone.

Who becomes an entrepreneur depends on access to information rather than individual attribute alone. This process is also influenced external factors beyond personal ability or motivation.

The degree of openness of the domestic market was discussed in Chapter 3. In the discussion of whether entrepreneurship leads to innovation, it was pointed out that the development paths (corridors) differ between entrepreneurship in informal markets aimed at self-employment (necessity driven) for living and entrepreneurship for more advanced innovation (opportunity driven), and the generation of open markets (internal openness) for the formation of markets necessary for the latter was discussed separately from informal markets.

In Chapter 4, it was hypothesized that the composition of financial assets held by households in each country would affect the “ease of raising funds for entrepreneurship” in the capital markets that generate entrepreneurship, depending on the policies and customs of each country. The ratio of financial assets for investment (stocks/bonds, bank deposits) to household assets was confirmed. The study looked at six countries: Japan, the United States, the United King-

dom, Germany, Taiwan and South Korea, and referred to time-series data from 2015 to 2022. The results showed that in the United States and Taiwan, there was a trend towards preferring stocks and bonds, while in Japan and Germany, bank deposits were the mainstream. In the UK, we confirmed that there was a tendency for banks to move away from rural areas and for pension funds to divert funds into stocks, which may make it difficult for capital market funds to access new businesses (Mayer, 2024).

The summary of this paper is in Chapter 5. We examined the relationship between the ease of raising funds and the degree of market openness and confirmed that there was a significant relationship. As an implication, we discussed the issues involved in creating a unique capital market for fostering entrepreneurs.

II. Entrepreneurship Studies on (neo-)classical economics

1. Markets are imperfect

Throughout the history of entrepreneurial theory, researchers from multiple fields of social sciences have long grappled with diverse interpretations and definitions in an attempt to conceptualize this abstract concept. Today, there is no single definition of entrepreneurship that all economists accept, nor is there a single definition of entrepreneurship that can be applied to all economies. The first formal recognition of the need for entrepreneurship in production was due to Alfred Marshall in 1890. In his famous treatise, “Principles of Economics”, Marshall listed the four factors of production as land, labor, capital and organization. Organization is the coordinating factor that

brings the other factors together, and Marshall believed that entrepreneurship was the driving force of organization.

Like Mill, Marshall suggests that the skills associated with entrepreneurship are scarce and the supply is limited. Marshall claims that the abilities of entrepreneurs are “so great, so numerous, and so few can display them all at a very high level” (1994). However, Marshall also suggests that the skills needed to become an entrepreneur can be taught. Unfortunately, the economic environment surrounding entrepreneurs often limits opportunities. Furthermore, while entrepreneurs share certain skills, they are all different and their success depends on the economic conditions in which they attempt to do business (Marshall, 1994). In his writings, Schumpeter argues that entrepreneurship requires “extraordinary abilities” and laments the lack of an appropriate English synonym that encompasses the specific meaning of the French word “entrepreneur” (Schumpeter, 1951).¹

In modern times, research that is keen to actively incorporate the role of entrepreneurs into market mechanisms can be seen in Kirzner (1985) of the Austrian School. He argues that the role of entrepreneurs is to recognize business opportunities and to function as price signals. Kirzner suggests that the process of innovation is spontaneous “unreflective learning” (Kirzner, 1985, p. 10).

This is a departure from mainstream classical theory. In the mainstream general equilibrium framework, the efficient market hypothesis (Fama, 1970) is adopted, and at any point in time, all opportunities are recognized, and all transactions are perfectly coordinated, so it is impossible to find inconsistencies that generate entrepreneurial profits. In the equilibrium framework, it is impossible to recognize opportunities

that other people are not seeing. For this reason, Kirzner explains entrepreneurship not through equilibrium theory, but by identifying individuals who prefer to become entrepreneurs. In their model, Kilstrom and Laffont (1979) adopted Kight's (1921) approach and attempted to elucidate the mechanism of entrepreneurship by incorporating the profit motive into “uncertainty.”² In other words, they propose that the more people prefer uncertainty, the more they will choose to become entrepreneurs, and the less they prefer uncertainty, the more they will choose to become employees. In other words, the equilibrium theory assumes that (1) everyone can recognize all entrepreneurial opportunities, and (2) whether to become an entrepreneur is determined by people's basic attributes, not by information about opportunities.

In this way, the Austrian School of economics believes that the neoclassical equilibrium approach cannot provide a theoretical framework for understanding market processes. They believe that an effective theory of the market system cannot assume equilibrium and must be able to explain how the market achieves equilibrium from an initial non-equilibrium condition (Kirzner 1997).

The Austrian School is now a branch of the neoclassical school, and it assumes that markets are made up of people with different information (Hayek 1945). Since market actors all have their own information, people can find specific opportunities that others cannot see, even if they are not actively looking for such opportunities. Due to differences in information, people find different values in specific goods and services and offer different prices to obtain them. Buying and selling goods and services in response to the discovery of price imbalances directs Knight's image of the entrepreneur, who finds “profit” in “risk and uncer-

tainty,” where individuals can profit or suffer losses as entrepreneurs.

The Austrian School's explanation of entrepreneurship creates its own implications regarding who becomes an entrepreneur, how entrepreneurial efforts are organized in the economy, and how the government can influence the entrepreneurial process. For example, neoclassical economists assume that the world of neoclassical entrepreneurship is one in which the generalization of existing technology is carried out by a single entrepreneur alone, and that neoclassical entrepreneurship is based on individuals, not organizations.

In understanding the entrepreneurial process, it is important to explain the cognitive process of recognizing business opportunities as “rare” and that the discovery of business opportunities is not “rational” as in the neoclassical school, but “imperfect”. Therefore, applying the hypothesis derived from the Austrian school framework to empirical studies would be a meaningful approach.

2. The Opportunity Discovery Process

When an individual recognizes a business opportunity and the profit motive of an entrepreneur is born, they must discover that the opportunity has value.

Kirzner (1997) explains as follows: “The discovery of a pure profit opportunity cannot be the object of systematic search, by its very nature. Systematic searching can be done for missing information fragments, but this is because the searcher is aware of what he or she does not know and is aware of how to obtain the missing information with a certain degree of certainty. Therefore, it is suggested that entrepreneurs do not discover business opportunities for starting a business through searching, but rather by recognizing the value of new information obtained by chance through other means. This is an important element in the framework of the Austrian School.

Figure.1 The Opportunity Discovery Process



Source Kirzner (1985) figured by author

The process shown in Figure 1 indicates that business opportunities (profit opportunities) are opportunities to create new products, services, raw materials, and organizational methods that can be sold at a price higher than the production cost (Casson 1982). These business opportunities exist because different people possess different information (Kirzner 1997). The fact that information is incomplete means that in any market transaction, people must guess at each other's beliefs about many things (Kirzner 1973). Since these guesses can be wrong, this process can sometimes lead to errors that result in the misallocation of resources. When someone realizes that resources are being misallocated and recognizes that the resources are not being used for their "optimal use", they obtain the resources, recombine them, and sell them at a price higher than the cost of obtaining and recombining them (Casson 1982), which is the entrepreneurial process of recognizing business opportunities.

Also, not all people recognize the scarcity value of business opportunities, so entrepreneurs can obtain resources at a price below the market price (a price that already incorporates risk) (Venkataraman 1997). If the owner of the resource had recognized the same opportunity as the entrepreneur, he would supply the resource to the entrepreneur and try to capture the entrepreneur's profit at a price that would leave enough profit for the entrepreneur to operate (Casson 1982). Eventually, if a market is formed and all potential entrepreneurs become aware of the same opportunities, they will compete for profits. This competition will reduce each entrepreneur's share of entrepreneurial profit to such an extent that it will not provide an incentive for potential entrepreneurs to act (Fiet 1996).

Given that information asymmetry is necessary for entrepreneurial business opportunities to exist, not everyone in society has an equal chance of being aware of all opportunities. Rather, only a portion of the population is liable to recognize specific opportunities at specific times (Kirzner 1973). Based on the above discussion, the analysis will be conducted based on the hypothesis that "not all individuals are equally aware of given entrepreneurial opportunities."

Figure 2 shows the percentage of people aged 18 to 64 who responded that there are good business opportunities in the area where they live. This is based on the function of opportunity seeking by entrepreneurs, which stems from the entrepreneurial alertness pointed out by I. M. Kirzner. The founding of new businesses is itself an activity of profit-seeking by entrepreneurs. It is more realistic to describe the activities of a company as a series of activities for the constant recognition of business opportunities. Entrepreneurial alertness is not just about moving prices in an "even direction", but also about moving resources from the production of one product to the production of another (resource allocation). In a market economy, this tendency to move resources from less productive uses to more productive uses is not only due to the equalizing effect of given commodity prices, but also to entrepreneurial discovery, or perceived opportunities. The value for Japan (JAPAN) is consistently significantly smaller than that for the United States (USA). As mentioned above, entrepreneurial awareness in Japan is lower than in other developed countries, but the question of whether business opportunities are perceived is an essential issue in entrepreneurship. Even considering the above-mentioned corporate process model

(Figure 1), it is thought that the incentive for companies is small.

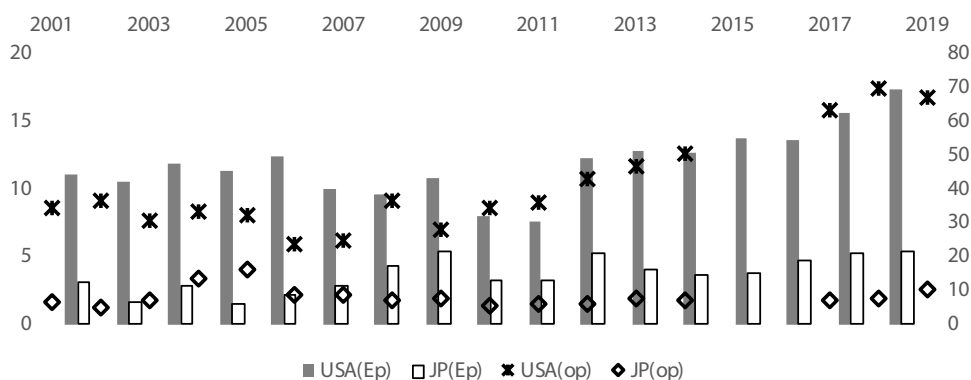
Figure. 2 Entrepreneurship on the Early stage Perceived Opportunity(2001-2019)

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2017	2018	2019
USA(op)	34.9	36.9	30.8	33.6	32.3	24.1	25.2	36.6	28.4	34.8	36.2	43.5	47.2	50.9	63.6	69.8	67.2
USA(Ep)	11.1	10.6	11.9	11.3	12.4	10	9.6	10.8	8	7.6	12.3	12.8	12.7	13.8	13.6	15.6	17.4
JP(op)	7	5.3	7.5	14	16.5	9.1	8.9	7.6	8	5.9	6.3	6.4	7.7	7.3	7.4	8.1	10.6
JP(Ep)	3.1	1.7	2.8	1.5	2.2	2.9	4.3	5.4	3.3	3.3	5.2	4	3.7	3.8	4.7	5.3	5.4

Entrepreneurship on the early stage アーリーステージの起業家 (右軸%)

Perceived Opportunity 事業機会の認識 (左軸%)

パネルデータ (観測：2001-2019年)



Entrepreneurship on the Early stage Perceived Opportunity(2001-2019)

Source ; GEM (Global Entrepreneurship Monitor) figured by author

Whether or not the recognition of business opportunities is derived from the entrepreneur's work experience, education, or other means, prior knowledge affects the entrepreneur's ability to understand, reason, interpret, and apply new information. This ability cannot be replicated by those without prior knowledge (Roberts 1991).

Therefore, even if information about technological innovation is widely disseminated (especially if it is disclosed in patents, presented at scientific conferences, or known to several individuals who may work in the same research institute), the prior information that leads to the discovery of a particular entrepreneurial opportunity will be held by only

a portion of the population.

The three main types of prior knowledge that are important in the process of discovering entrepreneurial opportunities are prior knowledge of the market, prior knowledge of the means of serving the market, and prior knowledge of the customer's problem. New information about technology may be complementary to prior information about how a particular market functions, and prior knowledge of those markets is required for the discovery of entrepreneurial opportunities.³ Important prior knowledge about a market may include information about relationships with suppliers, sales methods, and capital equipment that vary from market to market (von

Hippel, 1988). For example, someone who has worked in the market before, as a customer, manufacturer, or supplier, may already have information about how new technologies will affect the market that is not generally available. This prior information allows that person to discover opportunities to use the new technology (Roberts 1991).

III. Do all entrepreneurs create innovation?

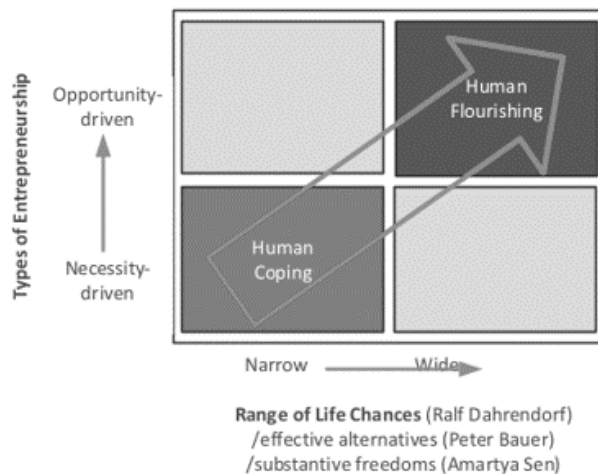
1. Entrepreneurs are distinguished

The knowledge that entrepreneurs have in advance about their customers' problems influences the discovery of products and services that utilize new technologies. The conceptual model described above is summarized in Figure 1. This shows that prior knowledge moderates the relationship between technology attributes and entrepreneurial opportunity perception. It also shows that prior knowledge moderates the relationship between opportunity attri-

butes and entrepreneurial opportunity perception. Figure 2 shows clearly that we need to understand the factors that affect the supply of entrepreneurship before we can increase the supply of entrepreneurship. At the most basic level, the supply of entrepreneurship is determined by two factors: the opportunity to become an entrepreneur and the motivation to do so. According to Praag (1995), opportunity is “the possibility of becoming self-employed if one wishes to do so”.

The main factors that affect opportunity include a person's inherent entrepreneurial ability, initial investment capital, On the other hand, motivation is the relative evaluation of self-employment work and work in other forms of employment. In terms of opportunity cost, if self-employment is perceived as the best career option, then an individual's motivation will always be positive. Therefore, motivation is essentially influenced by the market incentives that potential entrepreneurs expect, i.e. profits and financial gains.

Figure.3 Informal Market Entrepreneurship and Upgrading



Source Lars Peder Nordbakken –(2024)figured by author

In general, there is no clear-cut criterion to distinguish between “entrepreneurship for livelihood” (necessity driven) and “entrepreneurship that creates innovation” (opportunity driven). In the study of entrepreneurship, the classical theory of Say's law is the premise, and it is only one-sided aspect of market phenomena. Therefore, in order to increase the supply of entrepreneurs and reap the benefits, traditional economics suggests that we need to promote the production and pricing processes for entrepreneurship.⁴ However, there is very little written about the demand side of entrepreneurship, because the calculation of demand is inherently built into entrepreneurship. Entrepreneurs are gap-fillers who recognize market imperfections and fix them. Therefore, if there are market imperfections, there will naturally be a demand for entrepreneurs to fix them. As a result, when the government promotes the supply of entrepreneurship, it is essentially encouraging entrepreneurs to find out which parts of the market need them. Therefore, the supply of entrepreneurship depends on both individual-level factors and general economic factors. Policy makers can improve the economic factors faced by potential entrepreneurs by initiating market reforms that increase both market incentives and the availability of capital available to entrepreneurs (Wilken, 1979).

Therefore, policy makers can influence the level of entrepreneurship in their country by formulating market reform policies to encourage entrepreneurship both economically and educationally.

In addition, it has been found that the entrepreneurial population varies regionally in terms of the rate of entrepreneurship in different countries. Davidsson and Wiklund (1995), who conducted an international comparative study on entrepreneurship,

pointed out that regional differences in the rate of entrepreneurship are influenced by people's cultural values. They argue that “cultural and economic structural factors of the rate of establishment of new companies are positively correlated,” suggesting that cultural differences in values and beliefs help to explain regional differences in the supply of entrepreneurship

For entrepreneurship to generate innovation, it is necessary to broaden the range of options available to entrepreneurs for entering the business world, in other words, to broaden the range of effective options that are open to people. It is necessary to clarify the main objectives and criteria for economic development (right). It is necessary to provide more valuable opportunities and life chances for all people. In other words, to create more ladders of social mobility, based on a steadily rising bottom. To promote social inclusion and social and institutional trust. Non-discriminatory productive incentives are necessary to maintain economic dynamism. Success is not possible without open markets and a level playing field. In addition, when entrepreneurs produce a limited number of scarce goods in a limited market, it is necessary to enable them to challenge existing companies on equal terms. The unique and valuable characteristic of the spontaneous power of market processes may also depend entirely on informal, non-market generation mechanisms (left).

2. Process on transcultural business of Digital industries in the Far east countries (Concrete discussion)

With a view to venture creation and recent business models in Taiwan and South Korea, and the exam-

ination of business ecosystems with an eye to the future society, horizontal alliances in which South Korean and Taiwanese companies excel, are shown in appendix.1. we will conduct interdisciplinary research from a variety of perspectives on (1) identifying issues related to attracting foreign companies to Nagasaki (Phase 1), (2) organizing the feasibility of institutional compatibility (Phase 2), and (3) the feasibility of effective international convergence of companies (Phase 3). In this regard, the hypotheses that this research is considering are as follows (Phases 1 to 3 are the procedures of this research plan), considering the regional characteristics of Nagasaki Prefecture as ad hoc ones.

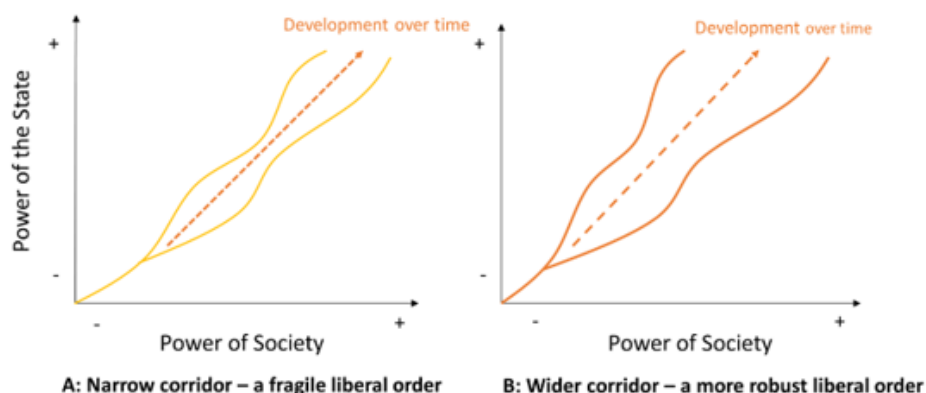
- Hy 1: Environmental issues in corporate management that enable high growth of venture companies (Phase 1)
- Hy 2: Barriers to entry due to differences in accounting and legal systems (Phase 2)
- Hy 3: Competitive advantages of capital movement and alliances that enable horizontal integration between countries (Phase 3)

In the digital sector of the electronics industry, particularly in the semiconductor business in Taiwan and South Korea. Both South Korea and Taiwan have cultivated competitive ecosystems, leveraging government support, public-private partnerships, and industry collaboration to drive innovation in semiconductors and digital technologies. These ecosystems have enabled companies to adapt to changing market demands and maintain leadership in a highly competitive global market. The scale of the industry is in the process of growing against the backdrop of rapid technological improvements.

While many companies have their main development and manufacturing bases in their home countries, they are facing a scheme that considers horizontal convergence in terms of expanding overseas markets and relocating production, logistics, customer service, and other departments. In this context, it is necessary to consider the formation of effective policies for attracting companies to Nagasaki Prefecture, as well as the suitability and competitive advantage of the departments that are transferred. This research is a long-term study that considers the capital movement of the two countries mentioned above to Nagasaki Prefecture. The research procedures and research design are described in the figure (appendix.2).

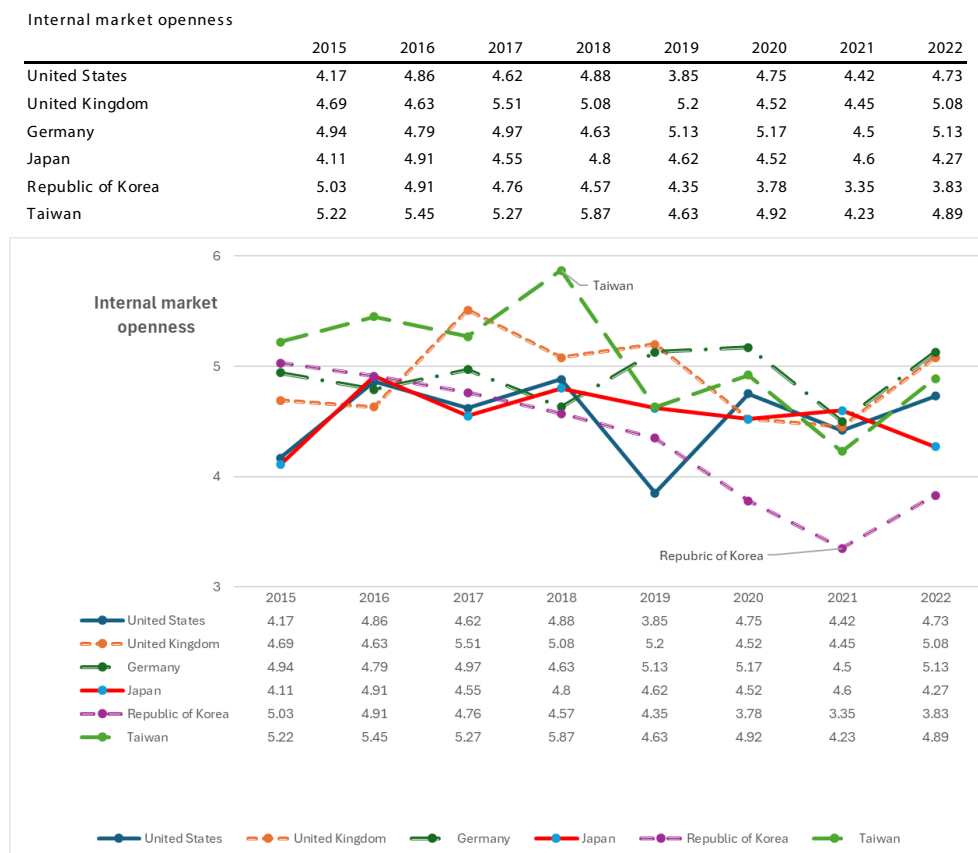
This is an ad hoc study that considers the regional characteristics of Nagasaki Prefecture and consists of the following three points (Phases 1 to 3 are the procedures for this research plan). (Show as appendix.1 and 2)

Figure. 4 Narrow corridor and Wider corridor for generating entrepreneurs



Source Lars Peder Nordbakken –(2024)figured by author

Figure. 5 Internal market openness



Source GEM figured by author

3. Formal or informal—How to choose them

Entrepreneurship has a direct impact on the speed of economic transformation and development, but few economies actively promote programs that encourage entrepreneurship. Furthermore, many developing countries have focused on encouraging entrepreneurship in the form of multinational corporations rather than domestic entrepreneurship. Multinational corporations can certainly increase a country's income, bring innovation to the market, and act as a catalyst for market transformation. Therefore, multinational corporations can be used as a source of entrepreneurship-led development (right). However, Saeed suggests that governments should promote domestic entrepreneurship because domestic entrepreneurs are more aware of the market gaps that need to be filled domestically (Saeed, 1998). Therefore, rather than producing goods that may not be consumed domestically, domestic entrepreneurs are encouraged to create innovations and creative imitations that fill real domestic market deficiencies through the power of the domestic market. Therefore, although multinational corporations can be used for entrepreneurial-led development, domestic entrepreneurship is considered to be more effective.

On the other hand, theorists are divided over whether self-employment in the informal sector (left) is beneficial for entrepreneurial development. Said points out that many of the small family businesses and shops that make up the informal sector are entrepreneurial ventures. He argues that the close structure of small family businesses is useful for incubating ideas that are tested in the informal sector and later used to transform market products and processes. Furthermore, Saeed argues that because

women and young people have traditionally been excluded from the formal sector, their entrepreneurial ideas have been shut out of the formal market. However, since small family businesses in the informal sector generally involve the participation of women and young people, the informal sector often serves as a receptacle for their entrepreneurial ideas (Saeed, 1998).

However, Carree et al. point out that self-employment in the informal sector may hinder entrepreneurial growth. They argue that too few or too many domestic business owners will reduce economic growth. Many informal sector firms are unable to bring about market transformation because they are already selling products and services that are available in the formal sector market. According to Carree (2000), firm ownership in the informal sector rarely brings about changes in the economic structure or generates new market innovations or creative imitations. Therefore, the existence of corporate ownership in the informal sector does not necessarily bring about market transformation, and it is not guaranteed that corporate ownership will lead to entrepreneurial growth. Therefore, corporate ownership is not synonymous with entrepreneurialism for innovation (Carree, 2000).

IV. Flexibility in fundraising (learning from occident)

1. Comparison on the capital markets and ownership Structures

The most important sources of funding for the birth and growth of entrepreneurs are equity and bank

loans. For the growth and development of companies, relationships with banks are just as important as equity. The key to success in relationship-based financing is how much trust the bank places in the loan officer and the extent to which decision-making can be delegated to the branch. Companies that lose contact with their relationship managers will not be able to renegotiate loan terms when necessary, and even if they are able to renegotiate, there is a high possibility that the terms will be worse, and in the end, they will be forced to look for other means of financing^{.5}.

The difference between relationship banking and transaction banking is that in the former, the bank makes a profit by growing its business through transactions with its corporate clients, whereas in the latter, the bank makes a profit from the fees it earns from selling financial products and transactions. In relationship banking, the interests of the bank and its customers are aligned, and conflicts of interest that are likely to occur in the latter, where the bank makes money from commissions at the expense of its customers, can be avoided.

In relationship banking, the bank makes money by solving the problems of the company, and while supporting the long-term prosperity of the company, it also shares the risk associated with fluctuations in business performance. By communicating directly with the company, i.e. not just checking management data but also meeting with the management, the bank is able to comprehensively assess the current situation and reliability of the business.

This kind of knowledge is called “soft knowledge” or “tacit knowledge” and is contrasted with “hard knowledge” or “general knowledge” which is obtained simply from data. Implicit knowledge in-

cludes not only an evaluation of the activities of a company and its managers and employees, but also an understanding of the situation and background of the region in which the company operates. The needs and opportunities of a company in the Midwest of the United States are completely different from those of a company in the same industry on the East or West Coast. Banks need to have a deep understanding of the history and issues of the regions in which they operate, and to grasp the problems facing those regions and their future vision.

Germany is often cited as a good example of an economy where relationship banking works. The Sparkassen are small- to medium-sized savings banks that are legally required to serve specific local communities or counties. Each region's independent Sparkassen focus on supporting the development of the local economy, and they fulfill this role through close relationships with the local companies they lend to. Around 99% of German companies are SMEs, which usually do not have access to the capital markets. The Sparkassen act as the “house bank” in each municipality, meeting the financing needs of SMEs. For SMEs, the constraints on financing are reduced, and the Sparkassen play an important role in lending to SMEs in difficult financial situations, where “soft information” is key to loan screening.⁶

The tightening and review of financial regulations after the 2008 financial crisis led to increased concentration in the banking industry in both the UK and Germany, but the degree of concentration differed greatly between the two countries. In the UK, there was a high degree of organizational and spatial concentration, with London being the only beneficiary, but this was not as pronounced in Germany. In the UK, lending to small and medium-sized enter-

prises in rural areas decreased as the physical distance from banks increased (Note 14). In contrast, in Germany, 40 percent of lending to small and medium-sized enterprises is provided by local and regional savings banks and cooperative banks.⁷

It is not only German banks that are more community-based and have closer relationships with local businesses than their British counterparts, but also American banks. In the US, banks are regulated at both the national and state levels. There are around 5,000 community banks, which specialize in serving local small businesses and family-owned businesses, and account for around 40% of small business loans. The Federal Deposit Insurance Corporation (FDIC) plays an important role in supporting community and regional banks in the United States, providing insurance, regulation and bankruptcy management services. As a result, the activities of community banks have contributed to regional development and have made a significant contribution to increasing employment in small businesses. Furthermore, during the financial crisis and recession of 2007-2009, they were a driving force in the recovery of the region, due to the decrease in employment and the number of start-ups.⁸

2. The Importance of equity finance

While bank loans are certainly important for small and medium-sized enterprises, they are not enough on their own. Small and medium-sized enterprises need not only loans but also equity finance. In many cases, start-up funds are raised from the founders themselves, their families and friends, but in the case of high-risk venture businesses, external fundraising using equity finance is essential. Such funds

are often provided by angel investors.

In addition to providing funding for startups, US angel investors also play an important role in mentoring and connecting startups with supporters. Angel investors are very hands-on, first carefully screening and evaluating potential investment targets, and then providing management advice while watching over their growth. As with relationship banking, the closeness of the relationship with the company is important, and angel investors are often located close to the companies they invest in.

In this respect, regions that are left behind often find themselves at a disadvantage, because as the region declines, the people who can support startups also leave. The UK is a typical example of this. Between 50 and 60 percent of angel investors are concentrated in London and the Southeast of England. This means that many other regions do not have an angel investor community. As a result, if you want to start a business outside of London and the Southeast of England, you cannot use equity finance as a means of raising funds, and you also cannot receive the support you need, such as mentoring and networking with business partners, which are necessary for growth.

However, the problems do not there. After the first round of funding, the next stage requires the involvement of more formal institutions such as venture capital (VC) and private equity funds. These institutions play an important role in connecting entrepreneurs who are trying to grow their businesses in regional areas with institutional investors in capital markets such as the City of London. In order to provide equity finance, we need ambitious and knowledgeable investors, and these institutions will act as intermediaries between institutional investors

with large and diverse investment targets in international financial centers and small and medium-sized enterprises that are growing in various parts of the country.

V. Implication

1. Where does money come from?

The financial system works well for bank depositors, asset management companies, investment trusts, and people investing in life insurance companies, and there are regulations and mechanisms in place to protect depositors and investors from risk and to protect their interests. Furthermore, asset management companies use international portfolios to diversify many of the risks associated with stock ownership at little cost.

The term entrepreneur is used to describe the process of creating and managing small and medium-sized enterprises (SMEs) and businesses, including innovative companies as well as those in traditional business sectors. For entrepreneurial companies, raising funds is crucial (Hall, 2009; Wilson, 2015; Mach, 2014). Unlike large companies, profits are generally small and show inconsistent patterns, so it is difficult, if not impossible, to rely on bank loans as a permanent source of funding. Since relying on external funding is often extremely important, entrepreneurs should have a detailed strategy for raising external funds. The most important question is the choice between debt (bank loans, loans from friends, online loans, etc.) and equity financing (venture capital, personal funds, angel financing, equity-based crowdfunding, etc.). Increasing

debt means that the company commits to a strict payment schedule. For entrepreneurial companies, this is often difficult to maintain, while equity requires the founder to give up some control of the company. In recent years, new forms of financing have emerged, such as crowdfunding and token issuance. These may be a form of debt finance or equity finance, but in some cases, they differ from traditional equity finance.

These funds, such as household financial assets in the form of savings deposits, stocks and bonds in the country, form an important part of the overall wealth of households. Households derive important income streams from these assets, either through the sale of these assets or as a source of income (such as interest or dividends). As is the case in the UK, pension entitlements are only included when they are associated with (funded) employment-related schemes, which can significantly affect comparability between countries. Short-term trends can be seen in Chart 5. Depending on the risk profile of the assets, whether the financing that supports companies is equity or debt characterizes the path for promoting entrepreneurship in an economy. Chart 5 shows the total financial assets of households per capita in U.S. dollars at current purchasing power parity (PPP).

2. The equity for starting a business

In addition to bank loans, equity finance (equity) can also present problems for start-ups. Determining the value of equity is difficult, and therefore negotiating with potential investors is difficult. Investors may be interested in observing indirect signals about the quality of the company. This explains ideas such as

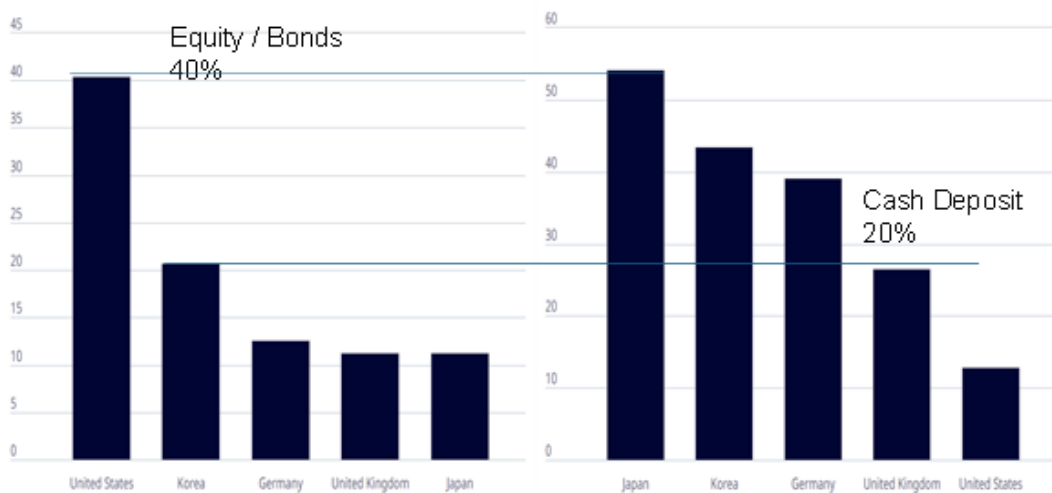
signaling through risk-bearing (Leland and Pyle, 1977). Many patterns in small business financing are consistent with these ideas. Equity-financing entrepreneurs must hold more equity to strengthen their signals (Cosh et al., 2009; Fraser et al., 2015)

There is a great deal of uncertainty surrounding the investment decisions of entrepreneurs. In addition, these companies are constantly faced with the fundamental trade-off between profit and growth and must make many difficult investment decisions. Therefore, these companies usually require a great deal of flexibility. Financing through excessive debt can reduce a company's flexibility. Therefore, it is not surprising that innovative firms often rely on dif-

ferent equity financing sources, such as debt contracts with flexible payments (Barboni, 2017), venture capital, angel investment, and more recently equity-based crowdfunding and security token offerings (STO), it is not surprising that they often rely on different equity funding sources (Estrin et al. 2017). New types of funding (different from traditional debt and equity) have been developed in recent years, such as reward-based crowdfunding, initial coin offerings (ICOs), and initial exchange offerings (IEOs).

3. An open market with low barriers to entry facilitates fundraising

Figure. 6 Household financial assets Shares and other equity, % of total financial assets, for Investment 2021

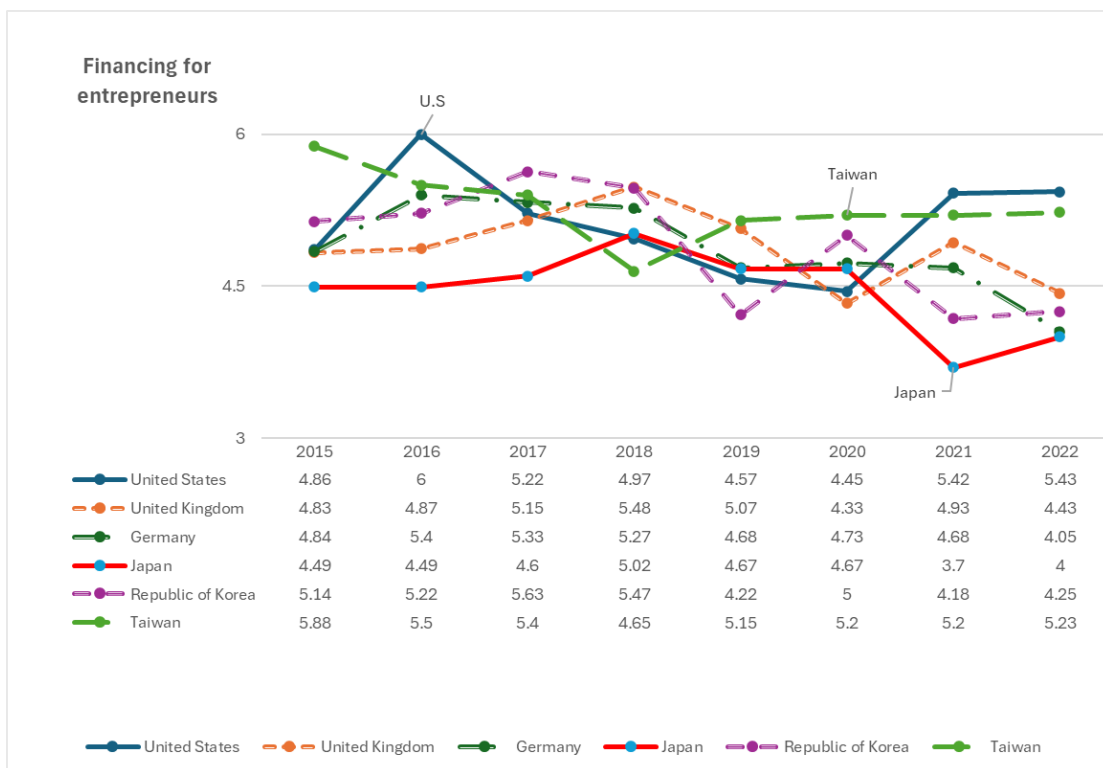


Source OECD Household financial assets
Currency and deposits, % of total financial assets, 2021

Figure 6 shows that the type of financial market, whether it is based on stocks or debt, is closely related to the structure of the country's economy. Figure 6 shows the breakdown of household invest-

ment funds in financial markets. In the US, 40% of household savings are held in stocks and bonds, and in economies at this level, entrepreneurship is dependent on direct finance.

Figure. 7 Ease of financing for entrepreneurs (equity/debt)



Source GEM(Global Entrepreneurship Monitor) figured by author

This has also been pointed out from the perspective of governance. In “Strong managers, weak owners”, Law (1994) “looks back at the 1932 classic study, *The Modern Corporation and Private Property*, in this major reinterpretation of the origins and evolution of corporate structure and argues that the separation of ownership and control was a result of industrial technology requiring large-scale production, and that this resulted in highly dispersed shareholding. However, Law demonstrates that the ownership structure of American companies was only one of several possible outcomes, and that other organizational forms emerged under the influence of different political conditions (for example, in Germany and Japan). In other words, “in many import-

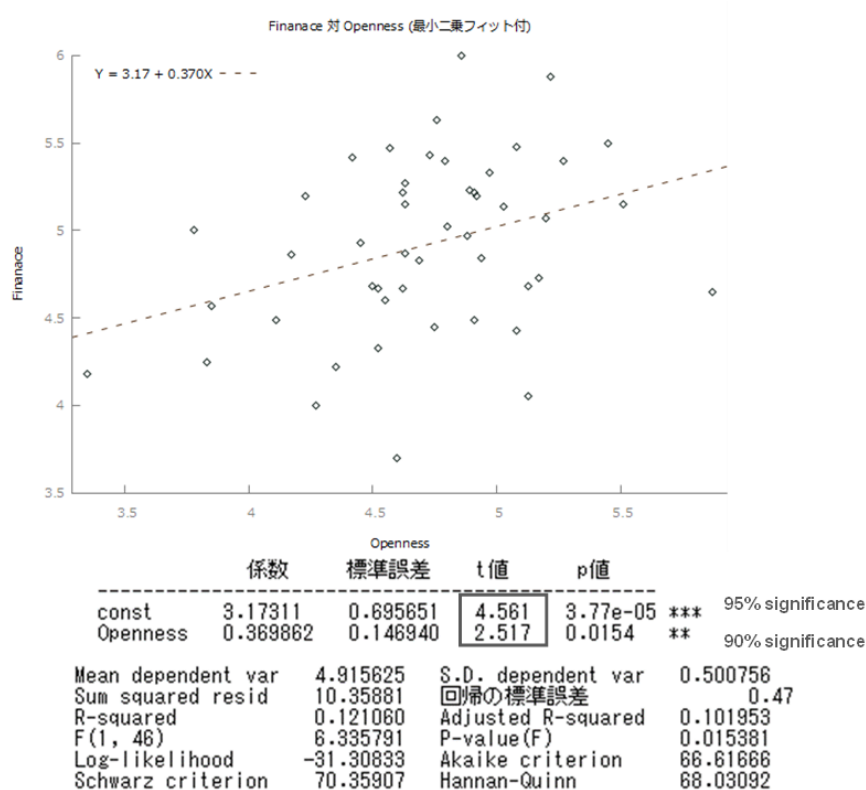
ant respects, the political choice of how to channel savings into industry shaped the growth of large corporations, sharply limiting the power of financial institutions.” Compared to the active equity finance markets seen in the US and Taiwan, Japan, Germany and the U.K (even with the special circumstances mentioned above) have a structure that is clearly visible in which the financial market, centered on bank loans, has developed alongside the development of the stock market, and has contributed to the development of industry, with household financial provision. This indicates that the relationship between finance and business has been supported by long-term borrowing rather than by the development of owner-managed companies through stock ownership or

shareholder-oriented management.

What Figure 7 suggests is that, although bank loans are the main source of funding in both Japan and Germany, bank loans are relatively low for funding start-ups in Japan, and it is necessary to pursue the possibility of funding start-ups through bank loans before developing a capital market that relies

on stocks. It is hoped that community-based savings banks like the aforementioned Sparkasse will support the business models of entrepreneurs. Figure 7 attempts to classify the financial markets that supply funds to promote entrepreneurship, based on household resources.

Figure. 8 Ease of raising funds and barriers to entry in the domestic market(OLS)



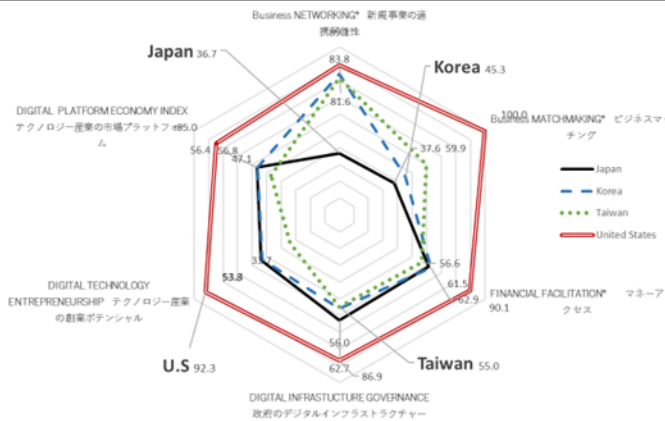
Funding for entrepreneurship does not work on its own, but it does have a significant effect in relation to the ease of market entry. Figure 8 shows that the degree of openness of the domestic market (horizontal axis) is related to the broad market that generates innovation. In terms of policy, efforts should be

made to increase the supply of innovation-oriented entrepreneurship. There is room for debate as to whether the informal sector can truly be a source of entrepreneurs, but in promoting financial markets, the government should not confuse the formal sector, which generates innovation, with the informal

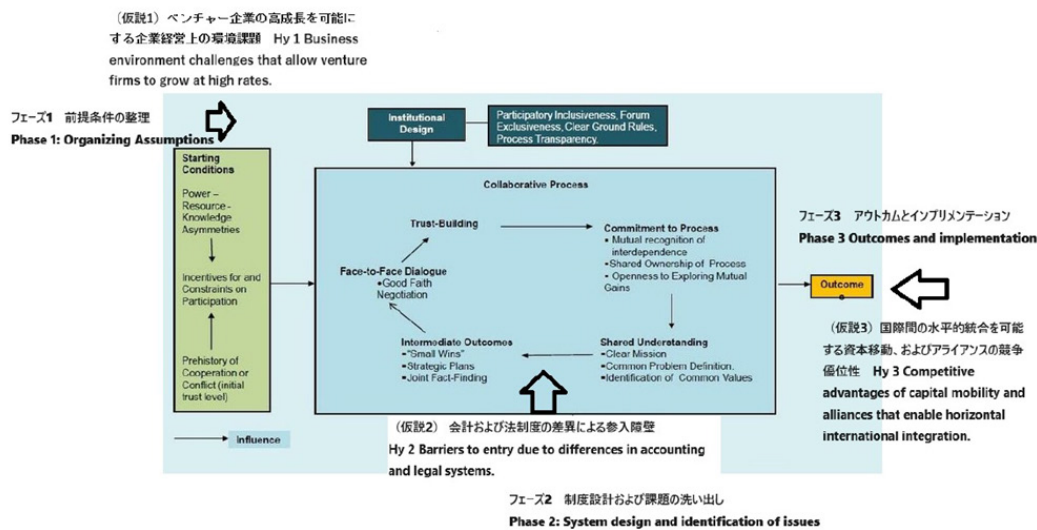
sector, which generates self-employment focusing on encouraging innovation, it will be possible to derive whether the owner-operated company is self-employed or a more sophisticated, innovative start-up from its ownership structure.

Appendix 1

	Business NETWORKING* 新規事業の連携可能性	Business MATCHMAKING* ビジネスマッチング	FINANCIAL FACILITATION* マネーアクセス	DIGITAL INFRASTRUCTURE GOVERNANCE 政府のデジタルインフラストラクチャー	DIGITAL TECHNOLOGY ENTREPRENEURSHIP テクノロジー産業の創業ポテンシャル	DIGITAL PLATFORM ECONOMY INDEX テクノロジー産業の市場プラットフォーム
Country						
Japan	36.7	37.6	61.5	62.7	53.8	56.8
Korea	83.8	45.3	62.9	56.0	53.3	56.4
Taiwan	81.6	59.9	56.6	55.0	33.7	47.1
United States	89.1	100.0	90.1	86.9	92.3	85.0



Appendix 2



Source Anseu and Gash (2008), Baba & Ishida(2024)

脚注

- 1 Papoutsis, Melina (2021), "Nothing Compares to your Loan Officer – Continuity of Relationships and Loan Renegotiation" European Central Bank, Research Bulletin.
- 2 Christopher Simpson (2013), *The German Sparkassen (Savings Banks)*, London: Civitas.
- 3 Franz Flögel (2018), "Distance and Modern Banks' Lending to SMEs: Ethnographic Insights from a Comparison of Regional and Large Banks in Germany", *Journal of Economic Geography*, 18, 35-57.
- 4 Dariusz Wójcik and Duncan MacDonald-Korth (2015), "The British and the German Financial Sectors in the Wake of the Crisis: Size, Structure and Spatial Concentration", *Journal of Economic Geography*, 15, 1033-54; Britta Klagge, Ron Martin and Peter Sunley (2018), "The Spatial Structure of the Financial System and the Funding of Regional Business: A Comparison of Britain and Germany", in Ron Martin and Jane Pollard (eds), *Handbook on the Geographies of Money and Finance*, Cheltenham: Edward Elgar.
- 5 Hans Degryse, Kent Matthews and Tianshu Zhao (2018), "SMEs and Access to Bank Credit: Evidence on the Regional Propagation of the Financial Crisis in the UK", *Journal of Financial Stability*, 38, 53-70.
- 6 Stefan Gartner and Franz Flögel (2013), "Dezentrale vs. zentrale Bankensysteme? Geographische Marktorientierung und Ort der Entscheidungsfindung als Dimensionen zur Klassifikation von Bankensystemen", *Zeitschrift für Wirtschaftsgeographie*, 57, 105-21.
- 7 The Economist (2019), "They Know Their Customers—The State of America's Community Banks: Don't Write off the Admirable Bantamweights of the Industry", 9 May, <https://www.economist.com/finance-and-economics/2019/05/11/the-state-of-americas-community-banks>. を参照.
- 8 Luke Petach, Stephen Weiler and Tessa Conroy (2021), "It's a Wonderful Loan: Local Financial Composition, Community Banks, and Economic Resilience", *Journal of Banking and Finance*, 126, 1-20.

参考文献

1. Arnold, Roger, *Economics*, Minneapolis: West Publishing Company, 1996, 18
- Carree, Martin, Andre van Stel, Roy Thurik, and Sander Wennekens, "Business Ownership and Economic Growth in 23 OECD Countries," <https://www.econstor.eu/bitstream/10419/85405/1/00001.pdf>
2. Colin Mayer "Capitalism and Crisis – How to fix them-", Oxford publishing, 2024
3. Davidsson, Per, and Johan Wiklund, "Cultural Values and Regional Variations in New Firm Foundation," <http://www.babson.edu/entrep/fer/papers95/per.htm>, 1995.
4. Drucker, Peter F., *Innovation and Entrepreneurship: Practices and Principles*, New York: Harper & Row, Publishers, 1985, 220-225.
5. Elkan, Walter, "Entrepreneurs and Entrepreneurship in Africa," *Finance & Development*, December, 1988, 20, 41-42.
6. Gillis, Malcolm, Dwight H. Perkins, Michael Roemer, and Donald R. Snodgrass, *Economics of Development*, New York: W.W. Norton & Company, 1996, 8.
7. Hoselitz, B. F., "Entrepreneurship and Economic Growth," *American Journal of Economic Sociology*, 12.
8. Kirzner, Israel M., *Discovery and the Capitalist Process*, Chicago: The University of Chicago Press, 1985, 10-70.
9. Leibenstein, Harvey, "The Supply of Entrepreneurship," *Leading Issues in Economic Development*, New York: Oxford University Press, 1995, 273-275.
10. Marshall, Alfred, *Principles of Economics*, Philadelphia: Porcupine Press, 1994, 248-250. nDoen, Marthen L., Cees Gorter, Peter Nijkamp, and Piet Rietveld, "Ethnic Entrepreneurship and Migration : A Survey from Developing Countries," <https://research.vu.nl/ws/portalfiles/por>

tal/1668455/11597.pdf

11. Praag, C. Mirijam Van and Hans Van Ophem, "Determinants of Willingness and Opportunity to Start as an Entrepreneur," *Kyklos*, 1995, 48:4, 513-40.
Schumpeter, Joseph A., *Essays of J.A. Schumpeter*, Cambridge, MA: Addison Wesley Press, Inc., 1951, 248-250.
12. Soota, Ashok, "Information Technology: The Knowledge Industry," *Independent India: The First Fifty Years*, Delhi: Oxford University Press, 1998, 220-226.
13. Swoboda, Peter, "Schumpeter's Entrepreneur in Modern Economic Theory," *Lectures on Schumpeterian Economics*, New York: Springer-Verlag, 1983, 17-25.
14. Wilken, Paul H., *Entrepreneurship: A Comparative and Historical Study*, Norwood, NJ: Ablex Publishing Corporation, 1979.

〈研究論文〉

アジア太平洋地域の平和と情報地政経学
Peace and Informatic Geo-Political Economy
in the Asia-Pacific Region

河又 貴洋*
Takahiro KAWAMATA

Abstract

"The 21st century is the Asian century," as indicated in a series of works by Khanna, P. (2016, 2019, 2021), even though Asian countries have been working together in supply chains that form the core of the global value chain amid increasing connectivity and mobility, they have been forced to fragment in the struggle for technological hegemony between the United States and China. The United States and China have been forced to fragment in the struggle for technological hegemony. ASEAN and Pacific islands countries are geopolitically located between the U.S. and China, and the U.S. policy to "contain" China, which is trying to promote "One Belt, One Road" by land and sea, has created fault lines in the Asia-Pacific region, with the intervention of India, which is part of the Indo-Pacific Economic Framework (IPEF). This means a confrontation with the U.S.-British-Australian alliance, which seeks to maintain a free trade zone based on the partnership of sea powers against the expansion of China's "tribute trade zone," which is a land power.

This paper uses an international political economy approach to analyze and discuss the balance of power between states over technological hegemony in the power structure issue of the industrial ecology and geopolitical economics of information and communication technology in the Asia-Pacific region.

Keywords: Technological Hegemony, International Political Economy (Structural Powers), Geopolitics (Sea & Land Powers), "Big Tech (Platformers)", "Technosocialism"

*長崎県立大学経済学部国際社会学部准教授

0. はじめに

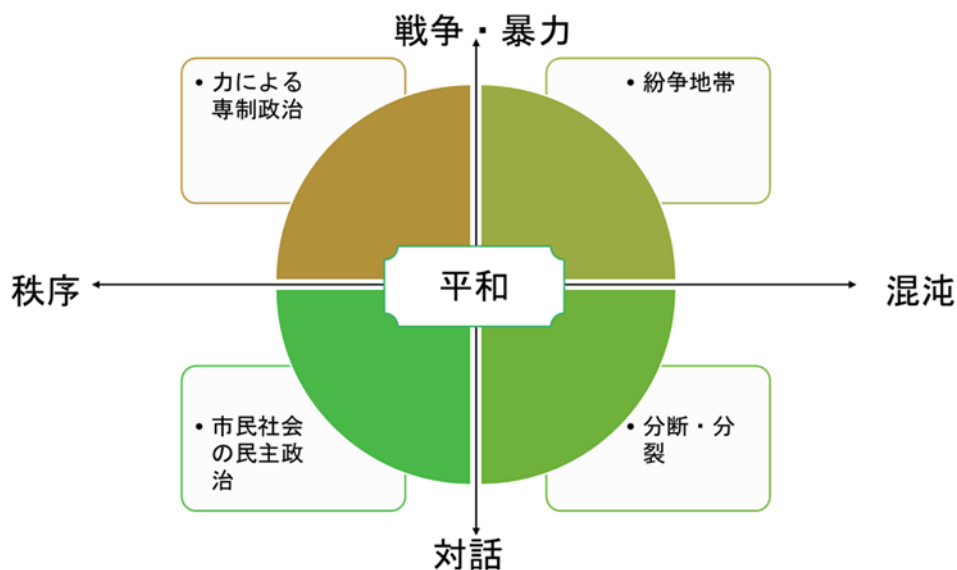
～平和と戦争の対義語か、抑圧からの均衡を超えて～

足元のウクライナやイスラエルの世界情勢を鑑みると、情報通信技術の発展、とりわけインターネット技術の普及は、マクルーハンが構想したテレビ・ネットワークによる情報共有の「地球村（Global Village）」を大きく塗り替え、連携と分断の複雑なモザイクを地球上にもたらし、さらに、真実と虚実（フェイク）入り乱れた対立の構図を描き出してきている。今日正

に、情報・知識が溢れる中で「戦争」の危機が現実化し、対立と分断が起こり、相互不信と恐怖（脅威）を煽り「対話」の機会が失われてきている。そのような現実を前にして、本論考では国際政治経済学と地政学とのアプローチから「戦争・暴力」と「対話」との止揚概念としての「平和」を考察する。

「地政学」の観点からは、「平和」を「戦争」の反対語と位置付けるのではなく、「対話」を「戦争・暴力」の反対語とし、「平和」を止揚概念に置き、「対話」による「平和」への導きを考察し、その課題と限界をも検討する。

図 1. 平和研究におけるパワーバランス

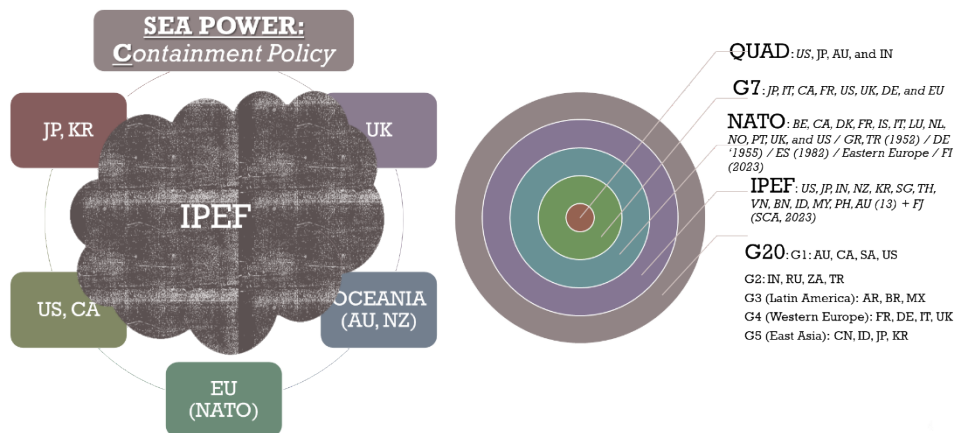


1. アジア太平洋地域をめぐる地政経学を ～2023年 G7広島サミットから 第26回ASEAN首脳会議(ジャカルタ)、 第18回 G20 (ニューデリー) まで～

G7サミットの首脳会談が本年5月19-22日の3日に渡り、日本の広島市で開催され、加えて日本国内各地で15ものセクションの閣僚会合が開催された¹。今回のサミットの招待国をみれば、QUAD のメンバーである Australia, と IPEF

に参加する G20 の議長国 India (Presidency of G20), Union of Comoros (Presidency of African Union: AU), ASEAN の議長国 Indonesia (Presidency of ASEAN), その他 G20 メンバーである Korea, Vietnam と Brazil、加えて太平洋島嶼フォーラムの議長国である Cook Islands (Presidency of Pacific Islands Forum: PIF), さらにゲスト国としてウクライナが急遽首脳会合に参加することとなった。これら参加国を俯瞰すれば、中国が主導する「一帯一路」の参加国とコントラストをなす。

図 2. 国際関係の現状におけるシーパワーの同盟ネットワーク



また、同期間（2023年5月18～19日）に中国は中央アジアの5か国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン）とのサミットが中国・西安市で開催され、同地域への内政干渉に反対し、欧米の関与を警戒する立場が示された。ちなみに、旧ソ連のこれら中央アジアの国々は、ロシアへの制裁が強化される中で対ロシアの輸出を伸ばした国々でもある。

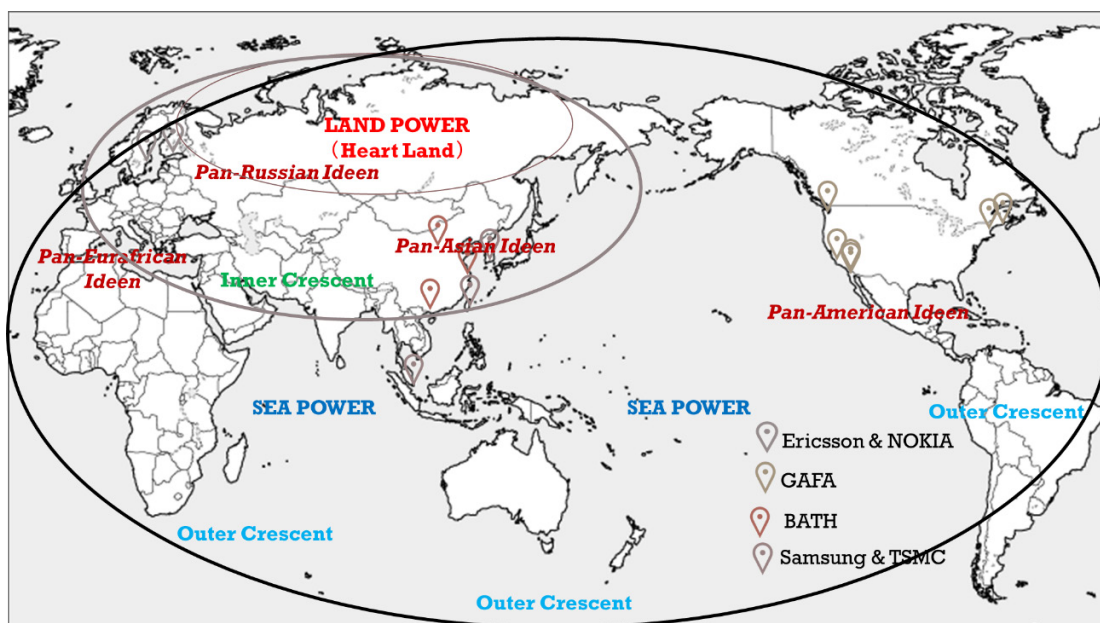
一方で、G7首脳会合に先立つ5月13日に EU と議長国のスウェーデンは非公式ながらストックホルムでインド太平洋閣僚会合を開催し、安保共有とサプライチェーンの中国依存の低減（デカップリングではなくデリスク）するなどの対中戦略が示されもした。

このような地政学的な対立構造をどのように捉えればよいか。これまでの地政学は2つの源流を有し、その対峙がにわかに着目されるこ

ろである。それら2つの異なる地政学は、ハールフォード・マッキンダーの地理学を源流とする英米系地政学と、ハウスホーファーを祖とする大陸系地政学である。これらの世界観は、今日の国際情勢を理解する上での一つの視座を与えるものである。かつての西側陣営の国によって組織されるG7は、英米系地政学を論拠にシーパワー（海洋国家）による同盟ネットワークにより、ランドパワー（陸上国家）を封じ込める戦略を、対ロシア、そして対中国に採ろうとしている。一方のロシアは大国主権の広域圏を確保しようとウクライナへの侵攻に至っている

構図を読み解くことができよう。また、中国のスタンスは、これらの地政学の視座からは微妙な立ち位置を示しているが、スパイクマン理論が示唆する「両生類」として、大陸における圧倒的な存在感を持ち、遠大な大洋に通ずる沿海部を有しながらも、大陸中央部からと海洋での対外勢力による浸食に悩まされてきた歴史をもつ。しかし、今日「世界の工場」としての経済的プレゼンスを獲得し、科学技術力においても覇権をうかがう存在となり、経済安全保障上の脅威ともなっている。

図3. 主要 ICT 企業の地政学マップ



これらの地政学の観点から踏まえながら、G7 広島サミットを通じて浮かび上がったシーパワーとランドパワーとの対立構造と、その狭間に位置するユーラシア大陸の外周部「リムランド」（インナー・クレセント）に位置する国々の

技術覇権主義をめぐる争いを情報通信技術（ICT）分野の戦略に見ていくこととしたい。そして、そこからグローバルな情報社会のあり様を考察する。

表 1. 英米系地政学と大陸系地政学との比較

地政学派	英米系地政学	大陸系地政学
代表的人物	マッキンダー、スパイクマン	ハウスホーファー、シュミット
世界観	二元論的世界観（海と陸）	多元論的世界観（圏域）
キーワード	ハートランド、シー・パワー、ランド・パワー、リムランド、橋頭堡	生存圏、パン・イデー（汎理念）、ゲオポリティーク
特徴	地理的条件を重視、海洋の自由、海洋国家による陸上国家の封じ込めを志向	国家有機体説、大国の主権を重視、複数の広域圏の存在を前提にした秩序の志向
思想思考	現代国際法に親和的で普遍主義的で自由主義的	19世紀ヨーロッパ公法に懐古的で反普遍主義的
政策実行	同盟ネットワーク型戦略	圏域拡張主義戦略

出典：篠田英明 (2023)『戦争の地政学』講談社現代新書，p.22.

参照：勢力圏（sphere of influence）（Kennan, George F.）

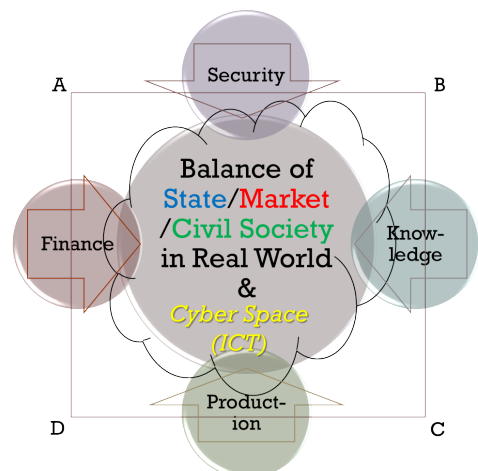
- Sea Power: 民主主義（Democracy）－グローバリズム（Globalism）－提携（Alliances）－貿易・通商主義（Trade & Commercialism）－平和（Peace）
- Land Power: 専制主義（Tyranny）－地域主義（Regionalism）－利便的同盟（Alliances of Convenience）－領土拡大（Territorial expansion and “Autarkie”）－戦争の間の平和（Peace between Wars）

2. 情報通信技術（ICT）の国際政治経済学

本章では、米中対立の構造についてICTをめぐる技術覇権をめぐる攻防と捉え、国際政治経済学のアプローチである国家と市場の国際関係における構造的パワーの4つの源泉（安全保障－国防、生産－経済、金融－信用、知識－技術）から読み解き、ハイテク企業の将来と世界秩序のあり方を論じる。議論の焦点は、ハイテク企業の将来と世界秩序のあり方である。世界秩序を決定する主要国と、その国々から国内外に展開する主要ICT企業の地政学的マトリックスを描き、情報通信技術という経済エコシステムの中で、グローバルに環境（市場）を創造し、価値を結びつけるための各国・企業の競争戦略を明らかにすることで、ビッグテック企業の将来と世界秩序のあり方を議論する。情報通信技術の経済生態系における各国・企業の競争優位戦略を明らかにする。さらに、ICTをどのように社会に取り込むかについて、社会形成の視点

を導入することで、欧州戦略からテクノ社会主義の可能性を明らかにし、GPTとしてのICTの思想的可能性について議論する。ここで、国際関係における構造的パワーの4つの源泉とICT政策・戦略における争点は以下の通りである。

図4. 国家と市場をめぐる構造的権力4つの源泉＋市民社会



構造的権力の4つの源泉 (Four Sources of Structural Power) :

(1) **安全保障 (Security)** : 暴力的な紛争の脅威からの保護を提供する者は、その他の事柄についても権力を行使することができる。

第二次世界大戦後の国際レジームは、国際連合における常任理事国 (米ソ英仏中) 体制における米ソ冷戦の東西対立構造に色分けされていた。そして、国際連合憲章に定められた集団的自衛権に基づく加盟国間の相互軍事援助の機構として、それぞれに北大西洋条約機構 (NATO) とワルシャワ条約機構 (Warsaw Treaty Organization) の陣営を形成していた。冷戦下の軍拡競争の中で、宇宙開発においても米ソは凌ぎを削った。一方、軍事技術は宇宙開発からコンピュータ技術、衛星通信、インターネット、移動通信と情報通信技術の発達にも寄与し、今日民生技術が軍事利用されることへの危惧も高まってきている。とりわけ、半導体は民生のみならず広範に軍事利用可能な汎用技術 (General Purpose Technology: GPT) として現代社会のキラー技術として、その開発・製造の能力を直接・間接的に有することが、国の競争優位にとって不可欠な条件となってきた。

その点で、グローバル化した今日の供給体制にあって、そのサプライチェーン及び販売流通ネットワークをいかに構築するかが、リスク管理上の重要な要素となっている。

また、冷戦下には、資本主義主要諸国間で設立されていた共産主義諸国への軍事技術・戦略物資の輸出規制 (或いは禁輸) のための委員会、Coordinating Committee for Multilateral Export Controls; COCOM が設けられ、

アイスランドを除く NATO 加盟国に日本とオーストラリアが加わり、武器を作るのに有効な超硬材料や高性能 CPU、暗号装置などの輸出が禁止ないし制限されたが、冷戦終結後の1991年末に大幅な規制緩和が行われ、1994年3月に解散、兵器輸出規制協定は後身のワッセナー協約 (The Wassenaar Arrangement on Export Controls for Conventional Arms and Dual-Use Goods and Technologies) に引き継がれた。

ところが、中国の台頭と情報通信ネットワークの高度化は、新たな国家間の輸出入禁止・制限をもたらすことにもなり、トランプ大統領政権下のアメリカは、2020年に The Clean Network プロジェクトを打ち出し、HUAWEI (ファーウェイ / 華為技術) や ZTE (中興通訊) の通信機器の採用見直しを同盟国に求めたり、抖音 (TikTok) を運営する字節跳動 (ByteDance) や、微信 (WeChat) を運営する騰訊 (テンセント) といった中国企業を通してアメリカの個人情報や企業機密が中華人民共和国政府に奪われているとの懸念から、サイバー防衛の機運が高められている。このことは、G7広島サミットのデジタル技術閣僚会合の場合でも、「安全で強靱性のあるデジタルインフラ (Secure and Resilient Digital Infrastructure)」や「自由でオープンなインターネットの維持推進 (Internet Governance)」の重要性の観点からも確認・強調されたところである。

また、科学技術大臣コミュニケでは、宇宙空間の安全かつ持続可能な利用の推進について、破壊的な直接上昇型ミサイルによる衛星破壊実験 (DA-ASAT) に関する懸念が前回サミットに引き続き強調もされた。

(2) **生産 (Production)** : 何が、誰によって、いかなる手段で、どのように土地・労働・

資本・技術を組み合わせて、生産できるか

生産をめぐる国際関係の構造変化は、グローバルバリューチェーン（GVCs）の進展の副反応として、対外依存（とりわけ中国依存）のリスク低減の議論を高めることになった。特に、半導体関連の生産・供給・調達に関わっては、台湾企業の存在が注目され、中台関係の情勢にも関連して、国際政治経済問題ともなっている。

とりわけ、半導体チップの製造を専門に行うファンドリーのTSMCをめぐるのは、日米欧諸国が挙って誘致を繰り広げ、域内需要に対する供給網のリスク低減を図ろうとしている。また、もう一方の半導体メーカーの雄、韓国のサムスンをめぐる、半導体装置企業が韓国ソウルに拠点を拡充し、サムスン自身も先端品開発のための素材と装置の開発拠点を日本の横須賀に拠点を設ける動きに出ている。

表2. 主要な半導体生産企業（収益ベースでのトップ10）

2022 Rank	2021 Rank	Vendor	2022 Revenue	2022 Market Share (%)	2021 Revenue	2021-2022 Growth (%)	H.O.	Main Products
1	1	Samsung Electronics	65,585	10.9	73,197	-10.4	KR	Memory Chips: DRAM, NAND (1)
2	2	Intel	58,373	9.7	72,536	-19.5	US	CPU
3	3	SK Hynix	36,229	6	37,192	-2.6	KR	Memory Chips: DRAM, NAND (2)
4	5	Qualcomm	34,748	5.8	27,093	28.3	US	Telecommunication Chips
5	4	Micron Technologies	27,566	4.6	28,624	-3.7	US	Memory Chips: DRAM, NAND (3)
6	6	Broadcom	23,811	4	18,793	26.7	US	Wireless
7	10	AMD	23,285	3.9	16,299	42.9	US	Design for CPU -> TSMC
8	8	Texas Instruments	18,812	3.1	17,272	8.9	US	
9	7	MediaTek	18,233	3	17,617	3.5	TW	5G
10	11	Apple	17,551	2.9	14,580	20.4	US	
		Others (outside top 10)	277,501	46.1	271,749	2.1		
		Total Market	601,694	100	594,952	1.1		

Source: Gartner (January 2023) [<https://www.gartner.com/en/newsroom/pressreleases/2023-01-17-gartner-says-worldwide-semiconductor-revenue-grew-one-percent-in-2022>]

表3. 半導体製造装置生産企業

Rank	Company	H.O.	Market Share (2021)	Details of Investment in Korea	Place (est. year)
1	AMAT	US	22.50%	New R&D Center	Gyeonggi-do (within a couple of years)
2	ASML	NL	20.50%	New Technical Support Center	Hwaseong City, Gyeonggi (2024)
3	Tokyo Electron	JP	17.00%	Expansion of R&D Center	Hwaseong City, Gyeonggi (2024)
4	Lam Research	US	14.20%	New R&D Center	Yongin City, Gyeonggi (2022)
5	KLA	US	6.70%	New Technical Training Center	Yongin City, Gyeonggi (2023)
6	ASMP	SG	3.30%		
7	SCREEN Holdings	JP	2.70%		
8	Hitachi (High Tech)	JP	2.10%		
9	Canon	JP	1.80%		
10	KOKUSAI Electronic	JP	1.50%		

Source: DealLab 2023/01/28 [<https://deallab.info/semiconductor-equipment/>] and Nikkei 2023/05/24

このような「フレンドショアリング」による半導体生産の「ブロック化」は、2015年に中国が発表した『中国製造2025』で半導体などの産業政策を前面に打ち出したイノベーション戦略以来、米国が中国のDRAMメーカーであるJHICC（2018）やファウウェイ（2019）、半導体受託生産のSMIC（2020）を貿易上の取引制限エンティティリスト（Entity List、EL）に挙げるなど、同盟国にも輸出規制を要請する動きがあり、さらに2022年には米国が自国の半導体製造能力を強化する法律「CHIPプラスCHIPS and Science Act」を成立させるなど、経済のブロック化が鮮明になってきたことがある。それに関連し、2023年には日本とオランダの半導体装置メーカーに中国への輸出制限を要請したり、中国が米国のMicronの半導体メモリーの輸入制限を課したのに対し、米国が韓国の半導体製造メーカー（サムスン電子とSK Hynix）に中国の半導体不足の受注を受けないよう要請したりすることにもなっている。また、EUも欧州半導体法を通じ

て、米Infonion Technologyを皮切りに半導体企業の誘致を進めているが、電力コストの膨張が足かせともなっているが、米国企業のインテルやウルフスピード（Wolfspeed）がドイツに投資する計画である。

一方で、台湾のICTベンダーは、米中対立を懸念し、顧客である米国企業の意をくみ、製造拠点を中国からベトナム、マレーシアやタイ、そしてインド、メキシコへ分散化を図ろうとしている²。

かつての半導体をめぐる国際競争は、各国のナショナル・イノベーション・システムを基調にフルセット型の国家産業間競争において最終消費財をベースに繰り広げてきた。それによって貿易不均衡が生じ始めると、企業は消費国における現地生産化が求められることになり、海外直接投資で現地生産化図るとともに、リージョナル・イノベーション・システムの一画を占めるようになり、さらにICTの高度化と価格競争の激化で水平分業を促し、グローバル・バリューチェーンを駆使して、それぞれの企業は

表 4. 世界の主要な半導体設計企業(獲得可能な最大市場規模(TAM), 2022 年)
(百万米ドル)

2022 Rank	2021 Rank	Company	2022 Spending	2022 Market Share (%)	2021 Spending	2021-2022 Growth (%)
1	1	Apple	67,056	11.1	68,851	-2.6
2	2	Samsung Electronics	46,065	7.7	45,091	2.2
3	3	Lenovo	21,031	3.5	25,410	-17.2
4	5	Dell Technologies	18,304	3.0	20,977	-12.7
5	4	BBK Electronics	18,082	3.0	21,810	-17.1
6	6	Xiaomi	14,602	2.4	16,465	-11.3
7	7	Huawei	12,075	2.0	14,977	-19.4
8	8	HP Inc.	11,291	1.9	13,927	-18.9
9	10	Sony	7,975	1.3	6,847	16.5
10	9	Hon Hai Precision	7,531	1.3	8,028	-6.2
		Others (outside top 10)	377,680	62.8	352,568	7.1
		Total Market	601,694	100.0	594,952	1.1

Source: Gartner (February 2023)[<https://www.gartner.com/en/newsroom/pressreleases/2023-02-06-gartner-says-top-10-semiconductor-buyers-decreasedchip-spending-by-seven-percent-in-2022>]

自らの競争優位分野に特化していった。しかしながら、中国経済への依存度の高まりは、経済安全保障上のリスクを高めることになり、ここに来て政治経済学的にサプライチェーンの見直しを迫られることになった。

それに対して、半導体不足が懸念される中国では、自国での半導体生産能力を高めようと1兆元(US\$143billion)規模の産業支援策を2022年暮れに打ち出した。米国は2022年10月に禁輸リストに新たに中国半導体メーカーを追加した。その中にはメモリー半導体メーカーのYMTCやAIチップの設計企業Cambricon Technologiesも含まれており、これによって、米国の技術で製造された半導体や製造装置の購入が阻止されることになった。

(3) 金融 (Finance) : 信頼を獲得する者は誰でも資本主義経済をコントロールする(信用 - credit - のコントロール)

第二次世界大戦後の金融システムは、ブレトンウッズ体制における貿易システムを担うGATTとの両輪をなす国際通貨基金IMFによって構造化され、貿易の自由化と主要国通貨間の交換レートの管理に関するルールによって「金融構造—信用供給メカニズム」が提供された。そして、この体制下において、国際的な銀行間の取引を支えたのが1973年に設立された国際銀行間通信協会(Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication)であり、その決済ネットワークシステムSWIFTがその機能を果たしてきた。SWIFTには200以上の国や地域の金融機関1万1千社以上が参加

しており、そのネットワークを経由しないと送金情報を伝えられず、国際送金ができない。決済額は1日あたりおよそ5兆～6兆ドル（約550兆～660兆円）に上る（2020年当時）とされ、事実上の国際標準となっている³。なお2022年1月の国際決済の40%が米ドル、欧州EUROが37%、英ポンドが6%に対し、中国人民幣と日本円がそれぞれに3%である。また、世界の外貨準備高の59%が米ドルで、EUROが20%、日本円が6%、英国ポンドが5%、中国人民幣が3%である⁴。

しかしながら、中国人民銀行が導入した「国際銀行間決済システム（CIPS）」の取引は急拡大しており、人民幣の地位向上で米ドルの基軸通貨としての役割に動揺を隠すことできない。加えて、中国はブロックチェーン技術を導入した「法定デジタル通貨」の「デジタル人民幣」⁵の導入に積極的であり、SWIFTとは別の決済システムでの国際送金ネットワークが存在することにより、米国による経済・金融制裁の実効性が低下しかねない。その一方で中国では、アリババグループが提供する、中国の通貨「人民幣」で支払いを行うQRコード決済サービスやモバイル決済およびデジタルウォレットサービスのWeChat Paymentが急速に拡大利用され、電子マネーでの支払いが定着化している。

さらに、暗号資産（仮想通貨）の個人間取引によって、資金浄化（マネーロンダリング）や経済制裁の抜け穴になりかねない。G7広島サミットの財務相会議では暗号資産取引の規制・監視強化も取り上げられることになった。なお、高いグローバルな決済システムは、我々の経済・金融活動の重要な基盤であり、中央銀行デジタル通貨（Central Bank Digital Currencies (CBDCs)）についても、現在進められている

「CBDC ハンドブック」に関するIMFの作業を歓迎し、2023年の世銀・IMF年次総会までに公表される最初の一連成果物期待が寄せられてた。

(4) 知識（Knowledge）：他人が尊重し、求めるような種類の知識に対する他人のアクセスを実現したり、獲得させたり、または拒否したりすることのできる者は誰でも特殊な構造的権力を行使する（知識は権力に他ならず）

▶ 関係的権力を獲得し、他の構造的権力を強化するためにもっとも求められている知識は技術 - technology - である。

知識をけん引する技術の象徴を今日の情報通信技術の目まぐるしい発展に見て取ることができ、米中の経済摩擦もICTをめぐる技術覇権争いとなって顕在化してきている。とりわけ、社会基盤たる移動通信の第五世代をめぐっては、Huaweiの台頭が大きくクローズアップされグローバルな取引の制裁対象ともなっている。また、ソーシャルメディアの浸透は情報の影響力を高め、米中間では互いのプラットフォーム・サービスが制限され独自の進化を遂げてきている。具体的にはGAFAMとBATH+Bの対峙であり、半導体産業のAI chipセット開発とともに生成AIをめぐる開発競争に火ぶたが移されてきている。

- Microsoft - ChatGPT (OpenAIへの投資)
- Google (Alphabet) - Bard
- Facebook (Meta) - LLaMA (大規模言語モデルの開発)

- Apple - Qualcomm とともに独自の半導体 (Chip) の開発に取り組む
- Amazon - Hugging Face との提携

これらの情報通信技術に関連する知識の問題は、G7広島サミットのデジタル技術相会議でも取り上げられ、DFFT (Data Free Flow with Trust) の下、データの越境移転の可能性を最大限に活用するための国際政策議論が進められている。それは、安全かつ自由でオープンなインターネットの維持推進とより広い社会的意味を有するデジタル経済の信頼強化の課題である情報の完全性 (Information integrity) の問題でもあり、責任ある AI と AI ガバナンスの推進が提起されている。

3. 構造的権力とイノベーション・システム

第二次世界大戦後に打ち立てられた国際レジームは、各国の経済システムの独立性を前提に国内のイノベーション・システムの成果を貿易によって取引し、その決済を円滑に行う体制を整備していたが、西ドイツと日本の経済復興により、通貨の変動相場制への移行により国際協調が求められるようになり、さらに国際間競争は価格優位性を求めて産業の国際水平分業化による新興国へのアウトソースを促し、EU や北米自由貿易協定にみられるリージョナル化とともに、グローバルな供給体制の展開へと進展し、アジア NIEs や中国が台頭してくることもなった。このような展開の背景には、情報通信技術の目覚ましい発達もあり、直接投資やサービス貿易、知的財産権といった国際取引の新たな枠組みを必要とすることにもなった。

このような時代変遷に伴い、各国のフルセッ

ト型イノベーション・システムも変容を迫られ、ナショナルから、リージョナルへ、さらにグローバルなイノベーション・システムの展開がみられる一方で、経済産業のグローバルなエコシステムの中で、各国・各地域は国際的産業競争優位を求めてイノベーション政策にも着目されるようになる。そして、中国経済の国際的なプレゼンスの台頭は先の構造的なパワーのレジームに揺らぎをもたらし、米中の経済摩擦 (分裂デカップリング) にまで及び、G7広島サミットでの参加国や論点に象徴されるような地政学的な技術覇権をめぐる問題にもなっている。とりわけ、情報通信技術をめぐる国家と市場の覇権争いは、知識構造から他の構造的権力に及ぶ覇権の様相を呈してきている。

3-1 米中貿易戦争と技術覇権をめぐる対立

その顕著な例が、米中摩擦の根源となっている半導体産業である。最先端の半導体を製造する技術を持つ TSMC をめぐり、ICT 技術のエコシステムに亀裂が入りつつある。AI 技術はまさに、AI 生成の実現可能性をめぐって分かれる技術覇権の重要な戦場となっている。そして、それは同盟国の企業に対しても影響が及んできている。

表5. 米中貿易摩擦の経済(ICT分野)

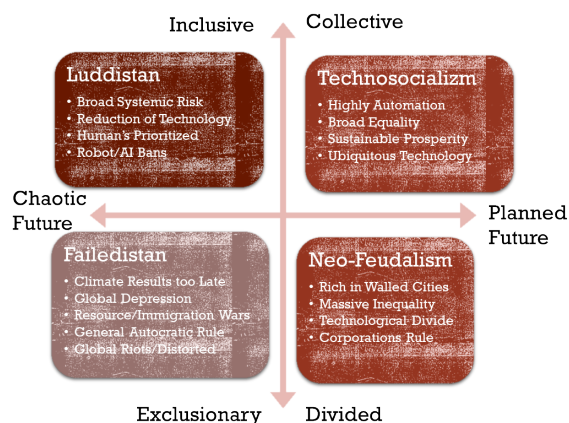
2019/05	経済制裁第1弾（米国輸出管理規制 Entity List） Huawei への米国製部品の輸出禁止・・・Intel (FPGA), Qualcomm (CPU), Broadcom (Semiconductor), Xilinx (FPGA), Google (Android Software)
2020/05	経済制裁第2弾（輸出規制改正～禁輸の対象拡大） Huawei の設計で、米国の技術・ソフトウェアを使って生産した製品の輸出禁止・・・TSMC（台）EMS
2020/08	経済制裁第3弾（輸出規制再改正～禁輸の対象再拡大） 米国の技術・ソフトウェアを使って生産した製品の輸出禁止・・・MediaTek（台）CPU、Samsung（韓）Flash memory、SK Hynix（韓）Flash memory、Sony（日）CMOS、KIOXIA（日）Flash memory、Renesas Electronics（日）Analog semiconductor
2020/12	米国産業安全保障局（BIS）Entity List: SMIC（中国）
2022/12	米国産業安全保障局（BIS）Entity List: YMTC（中国）
2023/01	米国が中国製チップ製造装置の輸出制限でオランダ、日本と合意
2023/04	米国が韓国（サムスン電子とSKハイニックス）に対し、北京がマイクロンのチップを禁止しても中国の不足分を補わないよう要請

3-2. アジア太平洋地域で錯綜する技術主義

King, B. and Petty, R. (2021) は、21世紀の資本主義の再構築のために、テクノソーシャリズムを Neo-Feudalism, Luddistan, Failedistan との対比して、以下のように定義づけている。

テクノソーシャリズム（Technosocialism）：社会は高度に自動化され、ほとんどの人間労働は代替される。テクノロジーの進歩によって、住宅医療、教育および基礎的なサービスはユビキタスかつ低コストで利用可能になる。資本主義は再構築され、長期的なサステナビリティ、公平性、人類全体としての進歩に向かう。気候変動緩和への取り組みによって何世紀にもわたる世界的な経済的協調が実現する（邦訳書, 53頁）。

図5. 人類が直面する可能性がある未来



出典) King, B. and Petty, R., (2021)

一方で、Aghion, P., A., et. (2021) は、Acemoglu, D. (et. al.) (2017) の資本主義モデルを取り上げながら、アメリカ型の”cutthroat capitalism”と北欧・ドイツ型の”cuddly capitalism”を比較考量し、イノベーションを推進するアメリカ型が望ましく、社会保障や格差の包摂を目指す社会改革の必要性を説くも、北欧・ドイツ型においては社会保障や公共サービスを縮小させることなく、イノベーションや創造的破壊を促す改革の実施を求めるが、それは果たして実現可能であるのかは不確かである。結局のところ、アメリカ型と北欧・ドイツ型の補完的な協調関係がイノベーションの生態系を形成することになるのではなかろうか。すなわち、革新をもたらすアメリカ型を社会的抱擁を求める北欧・ドイツ型で技術革新の社会的受容の在り方を相互に協調しながら模索していくことである。情報通信技術分野にあっては、通信インフラに関する Nokia や Ericsson の技術基盤とソーシャルメディア技術の米国プラットフォームの革新技术（先端の半導体設計技術を含む）の社会的受容を促す社会的ルール基盤の整備を欧州のルール・メイキング戦略をもって促していくことが考えられる。

台頭する東アジアのイノベーション基盤は如何なるものであるかを問うてみれば、COVID-19 感染拡大対応にみられるように、中央集権化と官僚主義が行き過ぎて市民社会やボトムアップのアプローチが育たない国の限界を露呈することになった。このことは、イノベーションを生み出すために、権威に裏付けされた求心力を有するイノベーション・システムの追求という国家的な「権力的監視 (authoritarian surveillance) 資本主義」ともいべきものに陥りかねず、権威による監視・統制システムにおける排外主義

との矛盾を孕んでいる。しかし、権威に裏付けられた技術力がその技術軌道に乗れば、効率的な生産能力を発揮することにもなる。

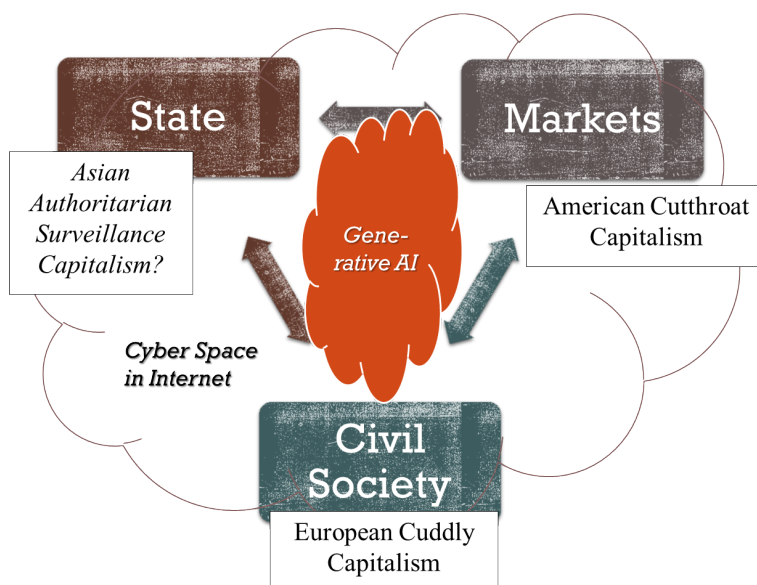
これら三者の特徴的な資本主義の補完的な要素を組み合わせ、相互に社会的受容力を備えた自律的「市民社会」の基盤を共有できれば、ナショナルを超えたりジョナルからグローバルへのイノベーション・システムを構築できることになろう。それは、Bowles, S. and Carlin, W. (2020) が提示する The Triangle of State, Market, and Civil society を4つの構造的パワーの国家と市場とのショーソーへの組み込みでもあり、「市民社会」の力を生成 AI 技術を含めた情報通信技術を活用して高めることが求められている。

- ▶ アメリカ「熾烈 (cutthroat) 資本主義」:
大学、機関投資家、ベンチャーキャピタリスト、フィランソロフィスト (慈善活動家)、国防高等研究計画局 (DARPA) が生態系を形成してイノベーションを推進 + 保障や包摂を目指す改革
- ▶ ヨーロッパ「抱擁 (cuddly) 資本主義」:
多様な国家の自律性と協調体制により、未来の革新技术を自ら生み出すことができない。ただし、ドイツや北欧では基本的な社会保障や公共サービスを縮小させることなく、イノベーションや創造的破壊を促す改革の実施
- ▶ 東アジア (日本／韓国／中国) …「権力的監視 (authoritarian surveillance) 資本主義 (?)」:
権威に裏付けされた求心力を有するイノベーション・システムの追求 (権威による監視・

統制システムにおける排外主義との
矛盾)・・・中央集権化と官僚主義が
行き過ぎて市民社会やボトムアップ
のアプローチが育たない国の限界・・・
Tributary Trade System + Indirect

Territorial Expansion (Chinatowns
around the world)・・・地政学上の「両
生類 (Amphibia)」としての中国
(Spykman, 2017)

図6. 生成AI (GAI) と国家・市場・市民社会のトライアングル



出所) Bowles, S. and Carlin, W., (2020) を参考に加筆して作成

翻って、イノベーションとは技術的な革新と社会的（組織や制度）革新の両輪をもって変革をもたらすものであり、GPT たる情報通信技術は、社会や個人が情報やデータをどのように感知・認識し、どのような知識をもってそれを分析・解釈することで、状況に適応・対応できる情報力(インテリジェンス)を獲得できるか、といった多様な目的の集合体として機能させることが肝要である。優れた技術を社会的に研ぎ澄ます「社会的受容 (social shaping)」をもって社会適用する必要がある、その技術を管理・統制するための手段とするのか、単に欲望を誘発する手段として富（利益）の増進に駆り立て

るのか、それとも他者との共存共栄のための情報共有手段として、さらには協働・共同を促していくのか、われわれはそのトライアングルの渦中で、“AUTO”の意味を再認識する必要があるのかもしれない。それは、自動化 (automation) によって自律性 (autonomy) を失い、独裁政治 (autocracy) に従属する存在となるのか、技術をもって自らを律する自治権と規律・規則を打ち立てる人新世の分岐点に立っている。それは、対立よりも寛容と尊重の時代ともいえよう。そこに情報通信のテクノロジーの意義「人々によって人々のために推進される価値体系」の共有、「市民社会

(Civil Society)」がある。

しかるに、アジア太平洋地域はこの「市民社会」による自律的な統治が可能なのであろうか。アメリカは「熾烈 (cutthroat) 資本主義」をグローバル・イノベーション・システムの中核を握りながらも、アジア太平洋地域の同盟国 (地域) を従えながらインドを巻き込んで「シーパワー」により、中国に対する「封じ込め」を図ろうとしている。一方、東アジアの中国、韓国、日本は共に「権力的監視 (authoritarian surveillance) 資本主義」の社会的基盤を有しながらも、それぞれに権威に裏付けされた求心力を有するナショナル・イノベーション・システムを追求し、中国は権威による中央集権的監視・統制システムを東南アジアや太平洋島嶼の周辺地域にも拡張しようとしているかに見える。他方、韓国はサムスンに代表されるグローバル企業が諸地域に足場を固めながら求心力を獲得しようと画策し、日本はグローバル・バリュー・チェーン (GVC) のニッチなフラグメンテーションで主要な中間財供給で存在感を得るに留まり、国内市場向けのフルセット型供給体制に固執するのであろうか。

4. 結びにかえて～アジア太平洋地域の「平和」

レーガン大統領は1982年のスピーチで「平和は紛争がないということではなく、武力によらない手段で紛争を処理することだ」“Peace is not the absence of conflict, but the ability to cope with conflict by peaceful means.” (Reagan, 1982) と述べた⁶。では、紛争はいかにして生まれるのか。それは「抑圧 (oppression)」によって、そして「脅威 (threat)」によってもたらされるものである。国家間に限らず、国内

においても様々な抑圧と脅威が紛争の火種となり得る。そして紛争は国家間の戦争にまで発展しかねない。戦争は終結したとしてもそれ自体に「悔恨」という「抑圧」をも残すことになる。それを回避するためには、戦争という武力によらない紛争の解決手段、すなわち「対話 (dialogue)」という相互理解による「抑圧」からの解放でなければならない。また「支配 (control)」は、人々の自律性を奪い、従属関係を強い、そこに抑圧が生まれる。

Blattman, C. (2022) は、以下の「戦争が起きる5つの理由 (Five Reasons for Wars)」を提示する。

- (1) 「抑圧されていない利益 (Unchecked Interests)」・・・「指導者の戦争バイアス (leadership's war bias)」

戦争のコスト (戦争がもたらす犠牲) は和平へ向かわせる主なインセンティブとなるが、戦争を決定する人々が集団内のほかの人々に対して責任を負わない場合、彼らは武力衝突による犠牲や苦悩をある程度無視して、私的利益を得ようと、戦争を導くこともある。

- (2) 「無形のインセンティブ (Intangible Incentives)」・・・価値と道義をめぐる争い

復讐や、地位の獲得、支配など、価値のある目的や、神の栄光、自由、不正との闘いなど、道義的な目的を達成するために暴力に訴える手段が行使されることがある。これらの無形の報酬を最優先に置く集団は、戦争がもたらす犠牲をいとわず、妥協を拒否する。

- (3) 「不確実性 (Uncertainty)」・・・「情報の非対称性」

戦争においては敵の戦力や戦意の程度

はわからず、自分が相手と同じ情報を持っていない場合たとえ戦争が不利益であっても、攻撃が最善の戦略になる可能性がある。

- (4) 「コミットメント問題 (Commitment Problems)」・・・「エイジェンシー問題」
敵対集団が台頭してきたときの最善の選択は、何らかの譲歩をすることであるが、相手の台頭を事前に察知したら、優勢なうちに攻撃し、自分たちの衰退を防ごうとする攻撃のインセンティブが働く。攻撃をしない場合、その代償として敵は何を約束するか、強大になっても新たに獲得した力を行使しないと約束するか、したとしても信用できるかの問題があり、戦争による破壊を避けるために政治的取引は信用できないものとなる。
- (5) 「誤認識 (Misperceptions)」・・・「囚人のジレンマ問題」
誤認識は、さまざまな種類の誤った信念によって合意できる条件を見いだす能力を奪うことになる。そして、競争や対立が誤った判断をさらに悪化させる。

そして、これらの戦争の要因に対して「平和をもたらす4つの術 (The Four Paths to Peace)」を示唆する。

- A) 「相互依存 (Interdependence)」・・・
経済的、社会的、文化的な綱縲 (ちゅうびゅう) intertwined economically, socially, and culturally.
- B) 「制度による抑制と均衡 (Institutional Checks and Balances)」

C) 「規則の制定と執行 (Rules and Enforcement)」・・・法律や国家、社会規範

D) 「介入 (Interventions)」that counter the five kinds of breakdowns and make normal compromise possible.

現在のアジア太平洋地域は、武力による紛争を回避しながらも、その火種にいつ火がつくとも限らない状況にある。とりわけ、中国沿海地域においてランドパワーとシーパワーとの分断・対立領域が形づけられようとしている一方で、米中の経済摩擦が技術覇権をめぐる争いを呈しており、その技術が権力の源泉たる＜安全保障＞＜生産＞＜金融＞＜知識＞の全領域に及ぶゆえに問題を複雑化させている。そのような中で、地域内およびグローバルな体制・制度による抑制と均衡 (Check and Balance) をもって、武力によらない紛争の解決を探り得るかは、域内における開かれたシステムで情報発信することが「不確実性」減少させ、「誤認識」を回避して、「無形のインセンティブ」に踊らされない綱縲相互依存関係を構築することで、「平和のリアリズム」を実現していくことが求められている。

注

- 1 G7 Hiroshima Summit 2023 (<https://www.mofa.go.jp/policy/economy/summit/hiroshima23/en/>)
- 2 「台湾勢「世界の工場」離れ」(日本経済新聞 2023年4月29日付)
- 3 木内登英 (2022) 「SWIFTと米国の金融覇権に挑戦するデジタル人民元」『コラム 木内登英の Global Economy & Policy Insight』野村総合研究所 <https://www.nri.com/jp/knowledge/blog/1st/2020/fis/kiuchi/0206>
- 4 「経済安保 米中のはざまで 米ドル覇権制裁の効果左右」朝日新聞 (2022年3月21日付)

- 5 中国人民銀行が法定デジタル通貨の研究チームを立ち上げたのが2014年。その後、2020年10月に広東省深圳市で実証実験を開始するとともに、法定通貨の人民元にデジタル通貨を加える法改正案を公表した。2022年の北京冬季オリンピックで外国人向けの利用実験を行い、同年3月には実験都市を23地域に拡大、9月には人民銀行が段階的に全省へ拡大していく方針を表明した。([『日本経済新聞』2023年5月5日付])
- 6 Reagan, Ronald (1982) “Address at Commencement Exercises at Eureka College in Illinois, May 9, 1982,” Public Papers of the Presidents of the United States. [<https://www.reaganlibrary.gov/archives/speech/address-commencement-exercises-eureka-college-eureka-illinois>]

参考文献

- 篠田英明 (2023) 『戦争の地政学』 講談社現代新書。
- 鈴木健人 (2023) 『封じ込めの地政学—冷戦の戦略構想』 中公選書。
- 曾村保信 (2017) 『地政学入門—外交戦略の地政学 (改訂)』 中公新 (初版1984年)。
- 竹田いさみ (2019) 『海の地政学—覇権をめぐる400年史』 中公新書。
- 藤原帰一 (2010) 『新編 平和のリアリズム』 岩波書店。
- 持永大 (2022) 『デジタルシルクロード情報通信の地政学』 日本経済新聞出版。
- Aghion, Philippe, Antonin, Céline, Bunel, Simon, and Cohen-Tanugi, Jodie (2021) *The Power of Creative Destruction: Economic Upheaval and the Wealth of Nations* (English Edition), The Belknap Press: An Imprint of Harvard University Press.
- Alexander C. Diener, Joshua Hagen (2012) *Borders: A Very Short Introduction* (Very Short Introductions), Oxford University Press. (アレクサンダー・C. ディーナー & ジョシュア・

ヘーガン著／川久保文紀 訳『境界から世界を見る——ボーダースタディーズ入門』 岩波書店, 2015年)

- Blattman, Christopher (2022) *Why We Fight: The Roots of War and the Paths to Peace*, [Viking. (クリストファー・ブラットマン 著／神月 謙一 訳『戦争と交渉の経済学—人はなぜ戦うのか』 草思社, 2024年)
- Bohlin, Erik and Cappelletti, Francesco (eds.) (2022) *Europe's Future Connected: Policies and Challenges for 5G and 6G Networks*, (Techno-Politics series:2) European Liberal Forum (ELF).
- Bowles, Samuel and Carlin, Wendy (2021) “Shrinking Capitalism: Components of a new political economy paradigm,” *Oxford Review of Economic Policy*, Volume 37, Number 4, 2021, pp. 794–810.
- Bowles, Samuel and Carlin, Wendy (2020) “Shrinking Capitalism,” *AEA Papers and Proceedings 2020*, 110: 372–377.
- Bremmer, Ian (2021) “The Technopolar Moment: How Digital Powers Will Reshape the Global Order,” *Foreign Affairs*, November/December, p.112-128.
- Dodds, Klaus (2014) *Geopolitics: A Very Short Introduction* (Very Short Introductions) updated, Oxford University Press. (クラウド・ドッズ著／野田牧人訳『地政学とは何か』 NTT 出版, 2012年)
- Dodds, Klaus (2021) *Border Wars: The conflicts of tomorrow*, Ebury Press (クラウド・ドッズ著／町田敦夫訳『新しい国境 新しい地政学』 東洋経済新報社, 2021年)
- Flint, Colin (2012) *Introduction to Geopolitics*, Routledge. (コーリン・フリント著／高木彰彦監訳『現代地政学—グローバル時代の新し

- いアプローチ』原書房, 2014年)
- Gray, Colin S. and Sloan, Geoffrey (1999) *Geopolitics, Geography and Strategy* (Journal of Strategic Studies), Routledge. (コリン・S・グレイ & ジェフリー・スローン編著／奥山真司訳・解説『地政学—地理と戦略』五月書房, 2021年)
- Kawamata, Takahiro (2022) Social Informatics Turns under Geo-Political Economic Dynamics: The Battle for Technological Hegemony and Soft Power in the 5G Era, *31st European Conference of the International Telecommunications Society (ITS): "Reining in Digital Platforms? Challenging monopolies, promoting competition and developing regulatory regimes"*, Gothenburg, Sweden, 20th - 21st June 2022, International Telecommunications Society (ITS), Calgary. [<http://hdl.handle.net/10419/265641>]
- Kawamata, Takahiro (2023) Techno-nationalism/-globalism/-socialism over information and communication technology (ICT): The International Political Economy of U.S.-China Technological Hegemony and EU's Social Shaping, *32nd European Conference of the International Telecommunications Society (ITS): "Realising the digital decade in the European Union – Easier said than done?"*, Madrid, Spain, 19th - 20th June 2023, International Telecommunications Society (ITS), Calgary. [<http://hdl.handle.net/10419/277985>]
- Khanna, Parag (2016) *Connectography: Mapping the Global Network Revolution*, Weidenfeld & Nicolson. (パラグ・カンナ著／尼丁千津子・木村高子訳『「接続性」の地政学—グローバル化の先にある世界 (上・下)』原書房, 2017年)
- Khanna, Parag (2019) *The Future Is Asian*, Simon & Schuster. (パラグ・カンナ著／尼丁千津子訳『アジアの世紀 接続性の未来』(上・下) 原書房, 2019年)
- Khanna, Parag (2021) *Move: The Forces Uprooting Us*, Scribner. (カンナ, パラグ著／尼丁千津子訳『移動力と接続性—文明3.0の地政学』〈上・下〉原書房, 2022年)
- King, Brett, and Petty, Richard (2021) *The Rise of Technosocialism: How Inequality, AI and Climate Will Usher in a New World*, Marshall Cavendish International.
- Medcalf, Rory (2020) *Indo-Pacific Empire: China, America and the Contest for the World's Pivotal Region* (Contemporary American and Canadian Writers), Manchester University Press. (ローリー・メドカーフ著／奥山真司・平山茂敏監訳『インド太平洋戦略の地政学—中国はなぜ覇権をとれないのか』芙蓉書房出版, 2022年)
- Schmitt, Carl (2008) *Land und Meer: Eine weltgeschichtliche Betrachtung*, Klett-Cotta; 10. Druckaufl. 2008 Paperback edition (Original published in 1942). (カール・シュミット著／中山元訳『陸と海—世界史的考察』日経BPクラシックス, 2018年)
- Spykman, Nicholas J. (1944) *The Geography of the Peace*, Harcourt, Brace. (ニコラス・J・スパイクマン著／奥山真司訳『平和の地政学—アメリカ世界戦略の原点』芙蓉書房出版, 2008年)
- Spykman, Nicholas J. (1942) *America's Strategy in World Politics: the United States and the Balance of Power*, Harcourt, Brace. (ニコラス・J・スパイクマン著／小川圭司訳『米国をめぐる地政学と戦略—スパイクマンの勢力均衡論』芙蓉書房出版, 2021年)
- Strange, Susan (2015) *States and Markets: An*

Introduction to International Political Economy (Bloomsbury Revelations), Bloomsbury USA Academic; Reprint (Original Edition, 1988, Pinter Publishers; Second Edition, 1994) (スーザン・ストレンジ著／西川潤・佐藤元彦訳『国家と市場：国際政治経済学入門』ちくま学芸文庫 2020年)

Segal, Adam (2019) *Innovation and National Security: Keeping Our Edge* (Independent Task Force Report), Council on Foreign Relations Press; Illustrated edition.

Strange, Susan (1996) *The Retreat of the State: The Diffusion of Power in the World Economy* (Cambridge Studies in International Relations, Series Number 49), Cambridge University Press.

UNCTAD (2023) *Digital Economy Report: Pacific Edition 2022*, United Nations Publications.

Zuboff, Shoshana (2019) *The Age of Surveillance Capitalism: The Fight for a Human Future at the New Frontier of Power*, Public Affairs. (ショシヤナ・ズボフ著／野中香方子訳『監視資本主義：人類の未来を賭けた闘い』東洋経済新報社, 2021年)

付記) 本論文は、長崎県立大学学長裁量教育研究費「東アジアにおける長崎と平和学」(2024年度：研究代表・山本裕経営学部国際経営学科教授)の研究成果の一部であり、第13回東アジア学術交流フォーラム(於韓国釜山・東亜大学、2024年10月25日開催)での発表論文“Peace and Informatic Geo-Political Economy in the Asia-Pacific Region”を基に加筆したものである。

〈研究論文〉

Comparative Studies on Social Integration of Migrant Workers

: Based on Data from the World Values Survey (WVS)

Koon MURAKAMI^{1*}

Younan YU^{2**}

Atsuji OHARA^{3***}

Abstract

This study explores Japan's immigrant integration approach in comparison to Germany, the United States, and Singapore, highlighting the contrasts between Japan's temporary labor-focused policies and the comprehensive integration frameworks adopted by the other nations. Using data from the World Values Survey Wave 7 (2017–2022), this study examines public perceptions of immigrants, focusing on their economic and cultural contributions. Findings indicate that Japanese respondents frequently express ambivalence regarding immigrants' societal roles, contrasting with predominantly positive attitudes observed in the United States and Singapore, where immigrants are widely regarded as vital contributors. German public opinion presents a complex mix of acceptance and concern, shaped significantly by the post-refugee crisis discourse. This international analysis underscores the potential for Japan to strengthen its economic resilience and social cohesion through the adoption of more inclusive, long-term immigration policies tailored to its unique societal context.

Keywords: Immigration Policy; Social Integration; Cultural Diversity; Migrant Workers; Comparative Study; World Values Survey (WVS)

^{1*}Associate Professor, Faculty of Global and Media Studies, University of Nagasaki

^{2**}Lecturer, Faculty of Regional Design and Development, University of Nagasaki

^{3***}Associate Professor, Faculty of Global and Media Studies, University of Nagasaki

Contents

1. Introduction
 - 1.1 Background and Rationale
 - 1.2 Research Objective
 - 1.3 Research Questions
 - 1.4 Hypotheses
 2. Overview of Immigration Policies in Selected Countries
 - 2.1 Purpose of This Section
 - 2.2 Detailed Examination of Immigration Policies and Rationale for Country Selection
 - 2.2.1 Overview of Germany's Immigration Policy
 - 2.2.2 Overview of the United States' Immigration Policy
 - 2.2.3 Overview of Singapore's Immigration Policy
 - 2.2.4 Overview of Japan's Immigration Policy
 3. Theoretical Framework and Research Methodology
 4. Data Analysis and Findings
 - 4.1 Perceptions of Immigrants' Impact on National Development
 - 4.2 Perceptions of Immigrants' Impact on the Labor Market
 - 4.3 Perceptions of Immigrants' Impact on Crime Rates
 - 4.4 Attitudes Toward the Acceptance of Political Refugees
 - 4.5 Perceptions of Immigrants' Contribution to Cultural Diversity
 - 4.6 Flexibility and Restrictiveness in Immigration Policies
 - 4.7 Perceptions of Employment Competition with Immigrants
 5. Discussion
 - 5.1 Immigration Policies and Economic Priorities
 - 5.2 Social Integration Approaches
 - 5.3 Public Attitudes and Recognition of Cultural Diversity
 - 5.4 Concerns About Crime and Social Risks
 - 5.5 Broader Implications for Immigration and Integration
 6. Conclusion
- Appendix A: Additional Figures Supporting Data Analysis

1. Introduction

1.1 Background and Rationale

The global workforce is undergoing significant transformations due to globalization, demographic shifts, and increasing international mobility. Developed countries, particularly Japan, face acute labor shortages driven by aging populations and declining birth rates. These shortages threaten economic growth and social stability. Without substantial policy reforms, Japan's workforce, estimated at 69 million in 2022, is projected to decline to 60 million by 2040.

To address this crisis, Japan has increasingly relied on foreign workers in key sectors such as healthcare, construction, and agriculture. However, these workers often experience social isolation due to limited integration efforts, undermining their contributions to Japanese society.

While initiatives like the Specified Skilled Worker visa aim to alleviate labor shortages, Japan predominantly views foreign workers as temporary economic solutions rather than long-term community members. In contrast, Germany implements comprehensive integration programs, the United States emphasizes cultural inclusion, and Singapore adopts a managed multicultural framework. These models offer valuable insights for Japan to develop more inclusive and sustainable immigration policies.

1.2 Research Objective

This study examines the approaches to foreign worker integration in Japan, Singapore, the United States, and Germany, focusing on workplace inte-

gration, social inclusion, and cultural adaptation. By analyzing both successful practices and persistent challenges, the research aims to propose actionable strategies for Japan to enhance its policies. Specifically, it emphasizes the importance of recognizing foreign workers not solely as economic assets but as integral members of society.

1.3 Research Questions

This study addresses the following research questions:

- ① How do social integration policies for foreign workers vary among Japan, Singapore, the United States, and Germany?
- ② What social, economic, and cultural factors facilitate or hinder the integration of foreign workers in these countries?
- ③ How can policy frameworks be optimized to balance labor market demands with effective social integration?

1.4 Hypotheses

The study proposes four hypotheses:

- ① Local attitudes toward foreign workers significantly influence their societal acceptance and opportunities.
- ② Positive public sentiment correlates with expanded employment prospects for foreign workers.
- ③ Increased immigrant populations may heighten public concerns about social stability, including crime rates.
- ④ Larger immigrant populations enhance recognition and acceptance of cultural diversity.

Through comparative analysis, the study aims to provide actionable insights for Japan to develop policies that promote social cohesion and economic resilience.

2. Overview of Immigration Policies in Selected Countries

2.1 Purpose of This Section

This section examines immigration policies in Japan, Singapore, the United States, and Germany to identify actionable insights for improving Japan's approach. Each country exemplifies a distinct model:

- ① Japan has historically restricted immigration, particularly for low-skilled workers, reflecting cultural preferences for societal homogeneity.
- ② Singapore adopts a strategic approach, prioritizing the selection of skilled workers to address specific economic needs.
- ③ The United States emphasizes diversity, accommodating both skilled workers and family members, while providing various pathways for long-term integration and success.
- ④ Germany actively promotes immigration and integration through a robust commitment to refugee resettlement and comprehensive social inclusion programs.

By contrasting these approaches, this analysis highlights potential lessons for Japan as it reassesses its immigration policies. The findings from this comparison will also provide a foundation for subsequent discussions on theoretical frameworks and re-

search methods related to social integration.

2.2 Detailed Examination of Immigration Policies and Rationale for Country Selection

2.2.1 Overview of Germany's Immigration Policy

Historically, Germany did not identify as a country of immigration, largely due to its traditional concept of national identity rooted in shared ethnicity, culture, language, and heritage⁴. This perspective resulted in policies favoring cultural assimilation over integration, particularly for long-term residents. However, as Germany's economy and society became more diverse in the 2000s, its immigration policies underwent a significant shift toward inclusivity, offering valuable lessons for Japan's policy development⁵.

The 2005 Immigration Act marked a pivotal moment in Germany's approach to integration. According to the Federal Agency for Civic Education (BPB, 2009), this legislation formalized Germany's commitment to integration through mandatory language instruction and civic education. Grounded in the principle of "support and demand," this framework established a reciprocal system: the government provides language courses and ensures equitable access to employment and education, while immigrants are expected to learn German and understand societal norms. This shift signified Germany's transition from viewing immigration as temporary to embracing it as a long-term societal feature⁶.

Building on this foundation, the 2007 National Integration Plan (NIP) coordinated integration initiatives across federal, state, and local governments. Central to this plan are "civic integration courses,"

which combine language training with education on civic duties and democratic values. These courses aim to equip immigrants with the skills and knowledge needed to fully participate in German society and contribute to both the workforce and their local communities.

The NIP's "support and demand" model exemplifies a balanced integration strategy by fostering mutual commitments between immigrants and the host society. Immigrants are required to acquire language proficiency and understand societal values, while receiving fair opportunities in education and employment. This two-way approach creates a foundation for effective integration, encouraging social cohesion and economic participation ⁷.

Despite these advancements, challenges persist, particularly in the areas of education and employment, where disparities hinder younger immigrants' full integration. Addressing these inequalities remains critical to achieving comprehensive social and economic inclusion.

Germany's structured integration approach contrasts with models like the United States' multicultural framework, which emphasizes diversity and will be explored in the next section.

2.2.2 Overview of the United States' Immigration Policy

The United States, often referred to as a "nation of immigrants," has cultivated a distinctive approach to integrating cultural diversity. Its policies promote integration through education, pathways to citizenship, and civic engagement, with a particular emphasis on supporting immigrant children. By ensuring access to quality education and public ser-

vices, the U.S. enables immigrant children to become active contributors to society. This multicultural model contrasts sharply with Japan's more cautious approach, showcasing how diversity can be effectively nurtured.

According to research from Queen's University's Multiculturalism Policy Index, while the U.S. lacks explicit federal multicultural policies, it compensates with robust legal protections and social support systems for immigrants. A prominent example is the Community Relations Service (CRS), established under the 1964 Civil Rights Act, which mediates racial and cultural conflicts to ease tensions between immigrants and local communities. The long-standing emphasis on multiculturalism is evident in initiatives such as New York City's "Intercultural Education Charter," introduced in 1944, which set a precedent for similar programs across the country ⁸.

One notable feature of U.S. policy is its support for bilingual education, especially for Spanish-speaking communities. This approach helps immigrants preserve their cultural identities while developing essential English language skills, facilitating smoother integration into broader society.

As Bloemraad (2006) ⁹ observes, the U.S. adopts a "hands-off" approach to integration, relying heavily on local communities and nonprofit organizations rather than centralized government intervention. This decentralized system allows immigrants significant freedom to integrate at their own pace while maintaining their cultural heritage. The path to citizenship is relatively accessible, and immigrants enjoy considerable flexibility in choosing their place of residence and work.

In addition, affirmative action policies play a

crucial role in promoting equal employment opportunities for marginalized groups, including women, veterans, disabled individuals, and minorities. These policies create an inclusive foundation, enabling immigrants and minority groups to achieve both social and economic success. Collectively, these measures reflect America's commitment to diversity and inclusion, offering valuable lessons for countries like Japan seeking to refine their integration strategies.

2.2.3 Overview of Singapore's Immigration Policy

Singapore has established a sophisticated immigration system that carefully balances economic needs with social stability. This system, characterized by strict visa controls and multicultural support programs, offers valuable insights for Japan as it seeks to harmonize cultural diversity with economic growth.

Rahman and Kiong (2012) ¹⁰ describe Singapore's "transnational inclusion" approach, which differs from Western models of assimilation or multiculturalism. This strategy encourages immigrants to integrate fully into Singapore's economy and society while preserving their cultural identity and maintaining connections to their home countries. For instance, Singapore facilitates regular travel for migrant workers to sustain family ties and organizes programs to help them adapt to local life. Additionally, the country actively promotes cultural celebrations and community events to honor immigrants' heritage.

Singapore prioritizes attracting highly skilled workers by providing clear pathways to permanent residency and robust integration support. This policy

targets professionals in key sectors, such as health-care and finance, positioning them as long-term contributors to the nation rather than temporary laborers.

Immigration also plays a critical role in addressing Singapore's declining birth rates. As highlighted in a 2024 AWARE Singapore report ¹¹, the government has implemented comprehensive policies that combine permanent residency pathways with family assistance programs and targeted recruitment strategies to secure workers with specialized skills.

To further enhance transparency and public trust, Singapore introduced the "Compass" ¹² scoring system in 2023. This points-based framework evaluates candidates on factors such as skills, economic contributions, and alignment with national values. By accommodating individuals from diverse backgrounds—not solely high-income earners—this system fosters a more inclusive society while ensuring that immigration aligns with Singapore's economic and social priorities.

2.2.4 Overview of Japan's Immigration Policy

Japan has historically adopted a cautious stance toward immigration, particularly in the case of low-skilled foreign workers. While the Liberal Democratic Party's framework supports the entry of workers with specialized and technical skills without strict quotas (Liberal Democratic Party of Japan Policy Research Council, 2016 ¹³), it has significantly restricted the admission of so-called "unskilled labor." This ambiguous distinction highlights the need for more flexible and adaptive policies that reflect current labor market demands and societal realities.

Japan's aging population and declining birth rates have led to acute labor shortages, especially in sectors such as caregiving, agriculture, and hospitality. In response, the government has cautiously opened specific industries to foreign workers while striving to balance fair employment practices, public safety, and the protection of domestic workers' interests.

Although Japan continues to focus on attracting skilled professionals, it has demonstrated flexibility by temporarily increasing foreign worker quotas to address urgent demands, such as during the Olympics or post-disaster reconstruction efforts. This targeted approach reflects the government's intent to address immediate labor shortages while maintaining control over long-term immigration trends.

Recognizing that effective integration requires robust support systems, the government has initiated efforts to enhance educational and social services for foreign workers. Collaborations with local governments aim to establish networks that foster harmonious community relations and enable foreign workers to fully engage in Japanese society.

Although Japan does not formally label its policies as an "immigration policy," it is increasingly adopting a strategic approach to the acceptance of foreign workers to counter demographic challenges and sustain economic growth. While Japan's policies remain more cautious and gradual compared to other nations, these targeted measures align foreign worker integration with the country's broader socio-economic objectives.

3. Theoretical Framework and Research Methodology

This study builds on Miyajima's (2017)¹⁴ definition of "social integration" as its theoretical foundation. Unlike assimilation, which prioritizes cultural conformity, Miyajima conceptualizes social integration as a process in which immigrants achieve equal membership in society by participating fully in both work and social life without facing discrimination based on cultural differences. This framework is instrumental in identifying the structural factors necessary for meaningful participation and equality.

Miyajima's approach is particularly relevant for analyzing Japan's immigration policy, as it highlights the importance of societal and structural support systems. This perspective balances economic and social equality with cultural diversity—an essential consideration for Japan, where foreign workers play an increasingly critical economic role but face persistent challenges in societal integration.

By employing Miyajima's definition, this study critically evaluates how effectively Japan's policies promote long-term social stability and equality for immigrants. It also serves as a comparative tool, enabling the analysis of Japan's approach alongside those of other nations to identify strategies for more comprehensive integration.

Research Methodology

The study utilizes data from the World Values Survey (WVS) Wave 7 (2017–2022) to examine public attitudes toward immigration and social integration across multiple countries. The WVS provides extensive cross-national data on cultural acceptance, economic contributions, and social inclusion, making it an ideal resource for evaluating

immigrant integration.

The combination of WVS data with Miyajima's framework allows for a systematic analysis of how different societies perceive and support immigrant inclusion. This approach aligns closely with Miyajima's vision of integration as a pathway to equality and active participation, offering actionable insights into the factors that facilitate or hinder successful integration.

By positioning Japan's integration policies within a global context, this study identifies both strengths and areas for improvement. Comparing Japan with Germany, the United States, and Singapore highlights distinct approaches and provides a basis for recommendations. Given Japan's increasing reliance on immigration and its complex social response to it, these comparisons offer valuable guidance for developing policies that balance economic demands with social inclusion.

4. Data Analysis and Findings

Figure 1 from the World Values Survey Wave 7 (2017–2022) illustrates the distribution of na-

tive-born and immigrant respondents across Germany, Japan, Singapore, and the United States.

Overall, 87.1% of respondents across all surveyed countries were native-born, while 11.8% identified as immigrants. Germany and Singapore reported higher proportions of immigrant respondents (13.9% and 20%, respectively), reflecting their relatively open immigration policies. In contrast, Japan's immigrant population, represented by just 1% of respondents, underscores the country's traditionally cautious approach to immigration. The United States, with 9.9% of respondents born outside the country, occupies a middle ground in terms of immigrant representation.

These demographic patterns provide essential context for examining public attitudes toward immigration and integration, which are explored in greater detail in subsequent sections. Complete data tables supporting these observations are available in the Appendix.

The key insights are summarized below, and detailed data supporting these observations can be found in Appendix.

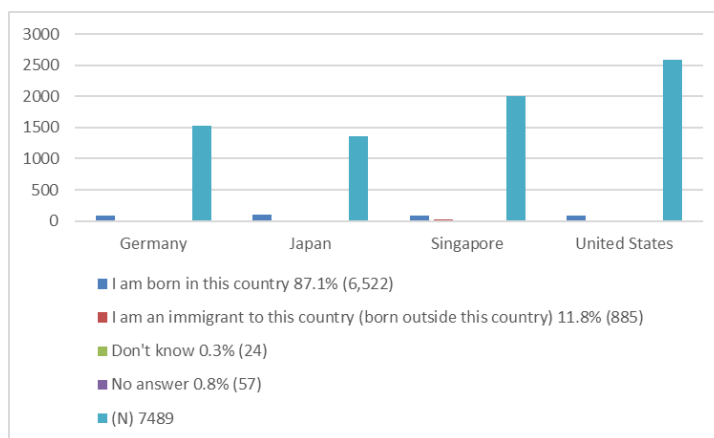


Figure 1. Respondent Immigrant Status
Source: World Values Survey Wave 7: 2017-2022.

4.1 Perceptions of Immigrants' Impact on National Development

Countries exhibit notable differences in perceptions of immigrants' contributions to national development. In Germany and Japan, approximately one-quarter of respondents rated immigrants' impact as "quite bad" (24.4% and 23.4%, respectively). Conversely, Singapore and the United States demonstrated more favorable attitudes, with 33.8% of Singaporean and 28.5% of American respondents viewing immigrants' impact as "very good."

These disparities likely reflect differences in integration policies and societal acceptance. Countries with well-established integration frameworks, such as Singapore and the United States, appear to foster more positive perceptions of immigrants. In contrast, the more cautious or restrictive policies in Germany and Japan may contribute to heightened concerns regarding immigrants' role in national development.

4.2 Perceptions of Immigrants' Impact on the Labor Market

Public opinion on immigrants' contributions to the labor market varies significantly across countries. In Japan, 55.4% of respondents acknowledged immigrants' positive contributions to the workforce. However, 39.5% expressed uncertainty—substantially higher than in the United States and Singapore, where over 50% of respondents perceived immigrants as beneficial to their respective labor markets.

Japan's high level of uncertainty suggests a lack of public awareness or clear communication regarding the long-term economic contributions of foreign workers. This indicates a need for more

transparent immigration policies and public education to address misconceptions and highlight immigrants' economic value.

By contrast, the stronger positive sentiment in the United States and Singapore likely reflects their established integration practices and clearer public understanding of immigrants' roles in the labor market. These findings underscore the importance of comprehensive integration policies in shaping public perceptions and fostering acceptance.

4.3 Perceptions of Immigrants' Impact on Crime Rates

Public perceptions of the relationship between immigration and crime vary significantly across countries. Germany exhibits the highest level of concern, with 60.8% of respondents believing that immigration increases crime rates. By contrast, only 36.6% of respondents in Singapore and 29.5% in the United States share this belief, indicating lower levels of concern in these countries.

These disparities appear closely tied to the effectiveness of integration policies and the general acceptance of immigrants. In Singapore and the United States, well-established integration programs likely contribute to stronger trust between immigrants and residents, reducing fears and misconceptions about crime.

Germany's elevated concerns may reflect deeper societal anxieties about immigration, possibly exacerbated by recent waves of immigration and refugee arrivals. This suggests a need for more robust integration measures to enhance social cohesion and address public apprehensions.

4.4 Attitudes Toward the Acceptance of Political Refugees

Attitudes toward the acceptance of political refugees differ significantly across countries, reflecting diverse policies and historical contexts. Germany demonstrates the strongest support, with 86.5% of respondents in favor of accepting refugees. This likely stems from Germany's extensive experience with refugee integration, particularly following the 2015 refugee crisis, and its long-standing commitment to humanitarian principles.

Japan, by contrast, shows substantial uncertainty, with 60.3% of respondents stating they find it "hard to say" whether refugees should be accepted. This ambivalence may be attributed to Japan's limited experience with large-scale refugee arrivals and the relatively low level of public discourse on refugee issues.

The United States and Singapore adopt distinct approaches based on their national priorities. The United States, as a historically "nation of immigrants," shows moderate support for refugee acceptance. Singapore, prioritizing social stability, takes a more cautious stance through strict immigration controls.

These contrasting attitudes underscore the influence of historical experience, policy frameworks, and public awareness on perceptions of political asylum. They highlight the importance of context-specific strategies to address public concerns and foster informed discussions about refugee issues.

4.5 Perceptions of Immigrants' Contribution to Cultural Diversity

Research reveals significant variations in how countries perceive immigrants' contributions to cultural diversity. Germany and Singapore demonstrate notably positive attitudes, with 68.5% and 55.6% of their populations, respectively, recognizing immigrants as enriching their cultural landscape. This optimism likely stems from these nations' multicultural policies, which actively promote immigrant integration and visibility, framing diversity as a valuable societal asset.

Japan, however, presents a contrasting perspective, with 38.1% of respondents expressing uncertainty about immigrants' cultural contributions. This hesitation may be attributed to Japan's historically homogeneous society and limited exposure to large-scale immigration, which make it challenging for the public to fully appreciate the potential cultural benefits of diversity.

4.6 Flexibility and Restrictiveness in Immigration Policies

Attitudes toward immigration policy vary widely across nations. Japan and the United States favor stricter immigration controls, with 52.3% of Japanese respondents and 69.2% of Americans supporting tighter immigration limits. These preferences likely reflect concerns about social cohesion, national security, and the economic impact of immigration.

In contrast, Singapore adopts a more pragmatic stance, with 39.4% of its population supporting immigration when job opportunities are available. This reflects Singapore's economically driven immigration policy, which emphasizes maintaining a flexible

workforce while carefully managing social integration and harmony.

These findings highlight how immigration policies are shaped by national priorities. For Japan and the United States, these priorities focus on regulating immigration to address security and social concerns. Singapore, on the other hand, tailors its policies to meet economic needs while balancing integration efforts. These distinct approaches illustrate the adaptability of immigration policies to differing societal and economic contexts.

4.7 Perceptions of Employment Competition with Immigrants

Survey data reveals widespread concerns about job competition between immigrants and local workers, particularly in Japan and Singapore. In Japan, 59.9% of respondents believe Japanese nationals should be prioritized for jobs during periods of unemployment, reflecting underlying tensions regarding the integration of immigrants into the labor market.

This sentiment is even stronger in Singapore, where 78.9% of respondents favor prioritizing jobs for Singaporeans. This strong preference underscores Singapore's ongoing challenge of balancing its reliance on foreign workers with the need to protect employment opportunities for its citizens—a central focus of its labor and immigration policies.

These findings indicate that public perceptions of immigrants as competitors in the labor market significantly influence policy decisions in both countries. While immigrant workers are crucial for filling workforce gaps, especially in key industries, policy-makers face the dual challenge of meeting economic

demands while addressing public concerns about job security. This underscores the complexity of creating policies that align economic and social objectives.

5. Discussion

The comparative analysis summarized in Table 1 highlights how each country's unique social, economic, and cultural context shapes its immigration and integration policies. By examining key factors such as immigration policies, integration strategies, public attitudes, perceptions of cultural diversity, and concerns about social risks across Japan, Germany, the United States, and Singapore, this study identifies critical patterns in how these societies accept and integrate immigrants.

Table 1 : Comparative Analysis of Immigration Policies and Social Integration

Aspect	Japan	Germany	United States	Singapore
Immigration Policy	Focus on short-term labor (e.g., Technical Intern Program)	Long-term acceptance of immigrants (Gastarbeiter policy)	Flexible policy, actively accepting high-skilled workers	Accepts immigrants to support economic growth, developed visa system
Approach to Social Integration	Reluctant towards social integration	Aims for long-term integration through policies	Promotes multiculturalism, values economic contributions of immigrants	Strong focus on cultural integration, supports immigrant inclusion
Public Attitudes Toward Immigrants	High uncertainty, many ambiguous views	Strong concerns about social risks posed by immigrants	Positive view of immigrants' contributions to the labor market	Values economic contributions and promotes cultural diversity
Perception of Cultural Diversity	Low recognition of the value of cultural diversity	Values cultural diversity but struggles with full integration	Sees cultural diversity as a societal strength	Actively promotes multiculturalism as a core part of society
Concerns About Crime and Social Risks	Strong concerns about crime and terrorism risks from immigrants	High concern about social risks, especially after the refugee crisis	Some concerns about crime, but strict management helps	Strict management reduces concerns about crime and social risks

5.1 Immigration Policies and Economic Priorities

Immigration policies reflect distinct national priorities. Japan adopts a cautious approach, such as the Technical Intern Training Program, focusing on short-term labor needs while restricting pathways to permanent settlement. In contrast, Germany takes a

long-term perspective, offering integration pathways like the Gastarbeiter policy to facilitate societal inclusion.

The United States and Singapore prioritize skills-based immigration to drive economic growth. By highlighting immigrants' contributions to innovation and national development, these countries

foster positive public attitudes. This contrasts with Japan and Germany, where differing priorities—short-term labor versus long-term integration—shape public perceptions and policy outcomes.

5.2 Social Integration Approaches

Social integration strategies vary significantly. Japan remains conservative, limiting foreign workers' inclusion as permanent community members. Germany, however, adopts a proactive approach with structured policies supporting integration and recognizing immigrants as societal contributors.

The United States and Singapore emphasize cultural inclusion with distinct focuses. The U.S. leverages multiculturalism as a societal asset, while Singapore integrates cultural and economic dimensions, fostering immigrant participation in both social and economic spheres. These inclusive models demonstrate the importance of integration policies in shaping positive public attitudes.

5.3 Public Attitudes and Recognition of Cultural Diversity

Public attitudes toward immigrants reveal significant variation. Japan's ambivalence likely stems from its homogeneity and limited exposure to multiculturalism. Germany recognizes the value of cultural diversity but faces challenges in achieving full societal integration.

In contrast, the United States and Singapore actively promote cultural diversity as central to their national identity. Supportive multicultural policies in these countries foster welcoming environments and greater public acceptance of immigrants.

5.4 Concerns About Crime and Social Risks

Germany and Japan express the strongest concerns about immigration-related social risks, including crime. Germany's heightened apprehension may stem from the recent influx of immigrants and refugees, which intensified public debates on social stability. Similarly, Japan's cautious stance reflects broader societal concerns about potential social disruption.

Conversely, the United States and Singapore have implemented measures to mitigate these concerns effectively. The U.S. relies on strict law enforcement to ease public fears regarding crime, while Singapore's well-managed immigration system fosters public confidence. These examples highlight how strong regulations, coupled with effective integration programs, can reduce societal anxieties about immigration.

5.5 Broader Implications for Immigration and Integration

The experiences of Germany, Japan, the United States, and Singapore underscore how well-designed immigration policies and inclusive integration programs influence public attitudes and social harmony. Singapore offers a compelling example of successfully balancing economic needs with cultural integration. Germany's long-term integration strategies, which include structured policies, demonstrate the importance of creating clear pathways for immigrants to become full members of society.

For Japan, where public uncertainty about immigration remains significant, these comparisons

suggest actionable steps forward. Addressing societal concerns, establishing clear long-term immigration objectives, and actively promoting social integration can help Japan develop a balanced approach that aligns its economic needs with social expectations.

6. Conclusion

This study examined the approaches of Japan, Singapore, the United States, and Germany toward the social integration of foreign workers, analyzing factors that facilitate or hinder integration across social, economic, and cultural dimensions. Our comparative analysis of public attitudes, policies, and social dynamics provided several key insights.

The findings reveal significant differences in integration strategies. Singapore and the United States actively promote both economic and cultural integration, recognizing immigrants as vital contributors to economic growth and cultural diversity. Germany has implemented comprehensive integration policies but continues to face public concerns about social risks. In contrast, Japan adopts a cautious approach, emphasizing short-term labor programs with limited support for long-term integration. These observations suggest that Japan could benefit from developing more comprehensive and sustainable integration strategies.

Several factors emerged as critical in shaping immigrant integration. Public attitudes play a decisive role in shaping societal acceptance and opportunities for immigrants. In Japan and Germany, widespread uncertainty and concerns about social risks hinder integration efforts, whereas Singapore and the United States generally exhibit more favorable

attitudes, viewing foreign workers as valuable assets. Economic needs also significantly influence policy; countries like Singapore, with clear labor shortages, have developed flexible and inclusive immigration frameworks.

Our findings suggest that successful integration policies balance economic objectives with social inclusion, fostering both workforce development and public acceptance. Countries that actively support cultural diversity alongside economic participation, such as Singapore and the United States, tend to experience more positive public attitudes toward immigrants. For Japan, this highlights the importance of adopting a clearer, long-term approach to immigration. By effectively communicating policy goals and emphasizing immigrants' contributions, Japan could enhance public attitudes and create a more welcoming environment for foreign workers.

Hypothesis Evaluation

The findings largely support our initial hypotheses:

Hypothesis 1: Supported. Local attitudes play a significant role in shaping both the acceptance of foreign workers and the opportunities available to them. In Singapore and the United States, positive public perceptions are associated with broader support for foreign workers, whereas ambivalent attitudes in Japan and Germany appear to constrain opportunities for integration.

Hypothesis 2: Supported. Countries with generally positive public attitudes toward foreign workers tend to provide better employment prospects for these individuals.

Hypothesis 3: Partially supported. In Germany,

an increase in the immigrant population has been accompanied by heightened concerns about social stability. In contrast, Singapore and the United States exhibit fewer such concerns despite their relatively larger immigrant populations.

Hypothesis 4: Supported. Larger immigrant populations are positively correlated with greater societal recognition of cultural diversity, as evidenced in Germany, Singapore, and the United States. However, Japan demonstrates a more ambivalent stance, likely reflecting its limited exposure to cultural diversity.

Policy Implications and Future Directions

The analysis highlights the need for balanced immigration policies that address economic needs while fostering social integration. Japan, with its relatively restrictive immigration framework and uncertainty about cultural diversity, could benefit from adopting a more inclusive, long-term approach. Learning from the experiences of other countries, Japan has the opportunity to refine its policies to align better with its workforce needs and societal values.

Research Limitations

This study has several limitations. The reliance on World Values Survey data from 2015 and 2019 may not fully capture recent policy impacts. Limited sample sizes in some Japanese regions restrict the generalizability of findings, and the timeframe may not adequately reflect gradual changes in integration efforts. Additionally, public attitudes, while informative, may not directly translate into policy out-

comes. Cross-country comparisons also faced challenges due to differing immigration systems and social contexts.

Future Research

To build on this work, future research will focus on gathering additional data to evaluate the long-term effects of immigration policies. Planned fieldwork includes an interview survey at a Japanese language school in the Goto Islands, Nagasaki, to investigate how language education supports immigrant integration at the community level. These insights could contribute to developing more effective integration strategies across Japan, addressing both local and national challenges.

Appendix A: Additional Figures Supporting Data Analysis

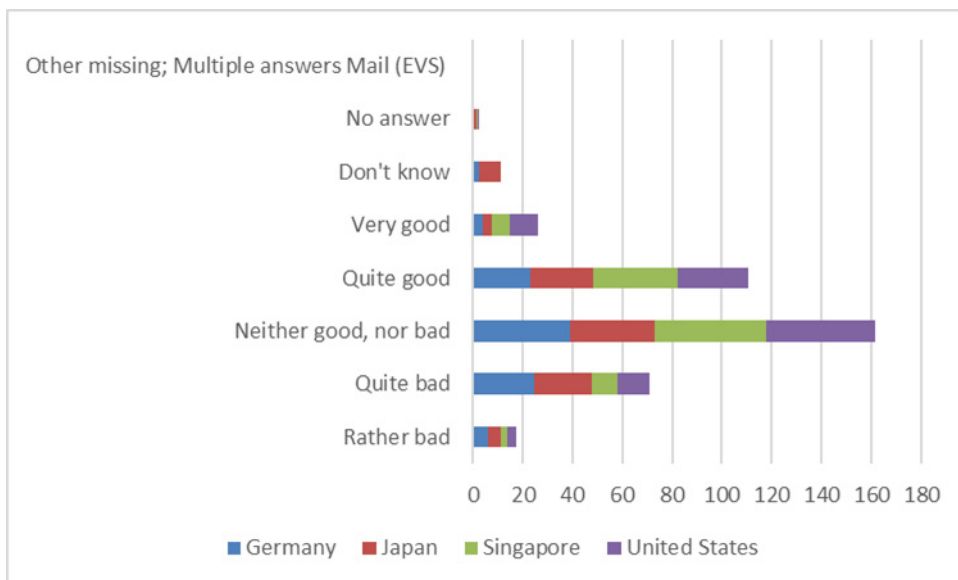


Figure1: Impact of immigrants on the development of the country
Source: World Values Survey Wave 7: 2017-2022.

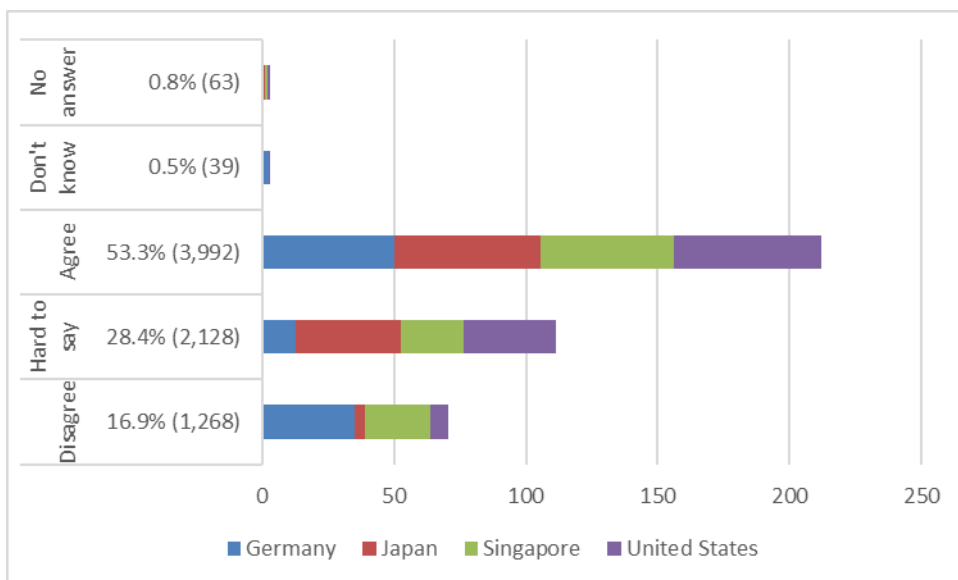


Figure2: Immigration in your country: Fills useful jobs in the workforce
Source: World Values Survey Wave 7: 2017-2022.

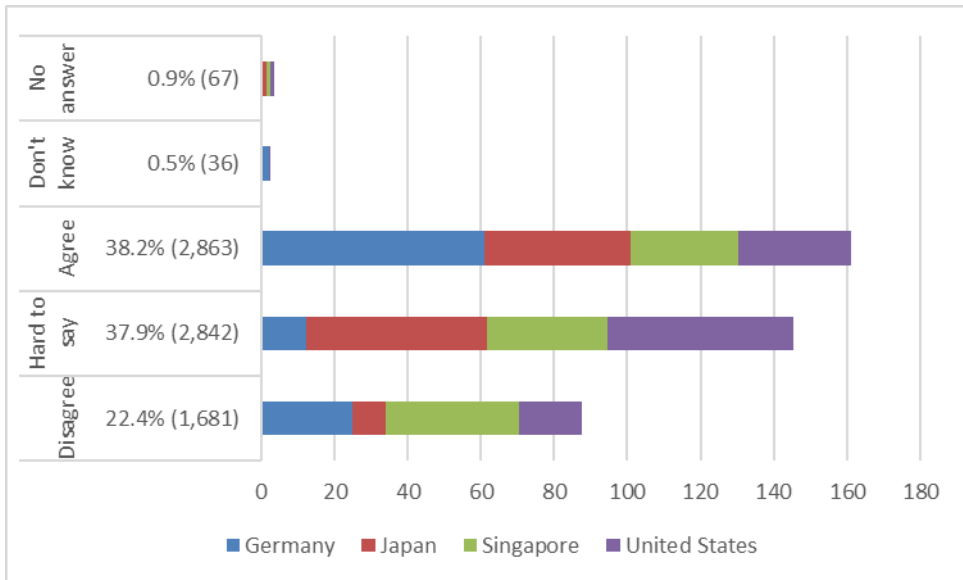


Figure3: Immigration in your country: Increases the crime rate
Source: World Values Survey Wave 7: 2017-2022.

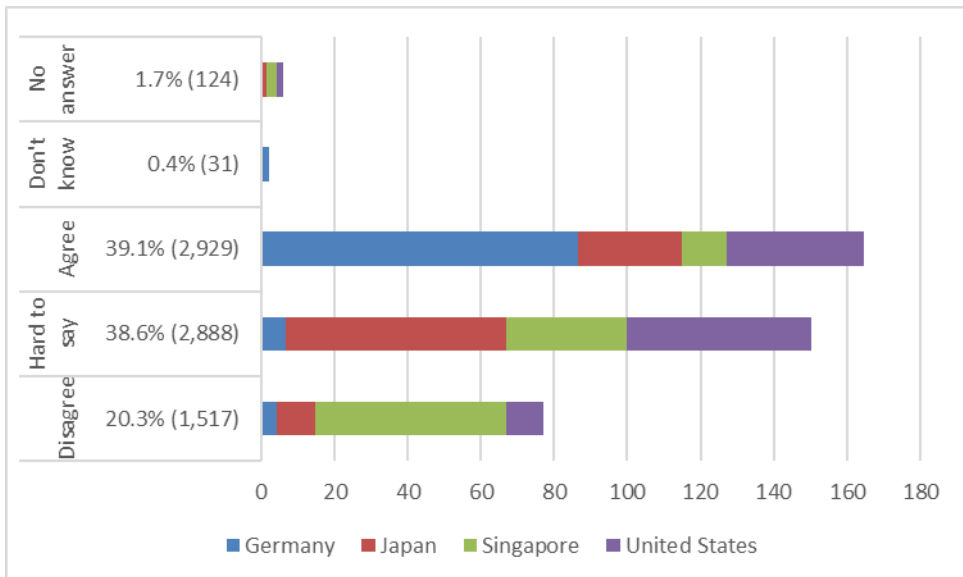


Figure4: Immigration in your country: Gives asylum to political refugees
Source: World Values Survey Wave 7: 2017-2022.

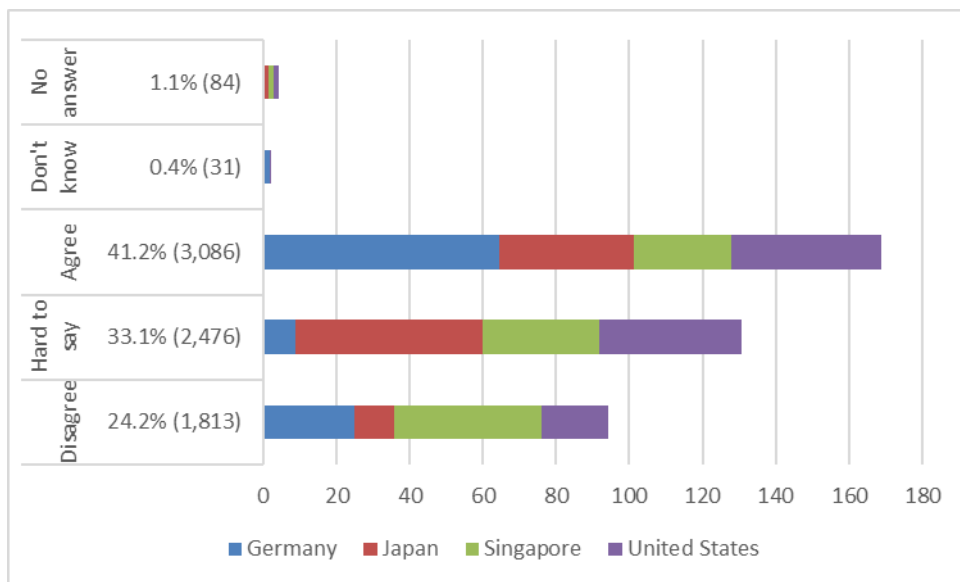


Figure5: Immigration in your country: Increases the risks of terrorism
Source: World Values Survey Wave 7: 2017-2022.

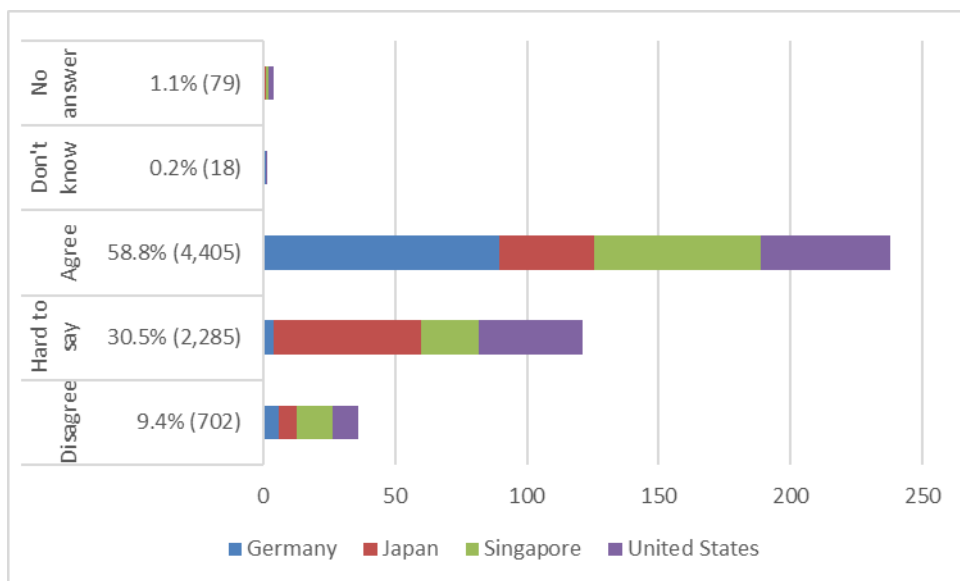


Figure6: Immigration in your country: Helps poor people establish new lives
Source: World Values Survey Wave 7: 2017-2022.

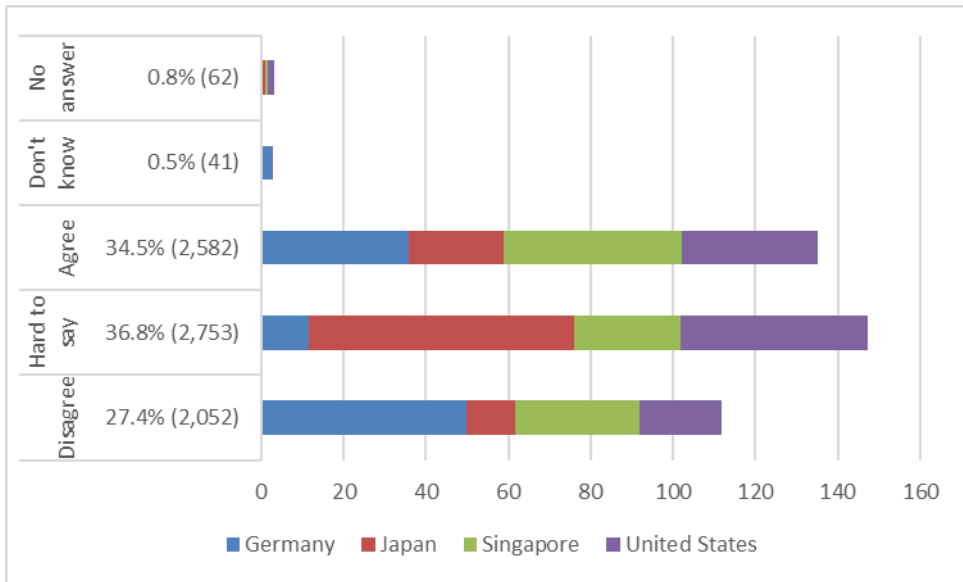


Figure7: Immigration in your country: Increases unemployment
Source: World Values Survey Wave 7: 2017-2022.

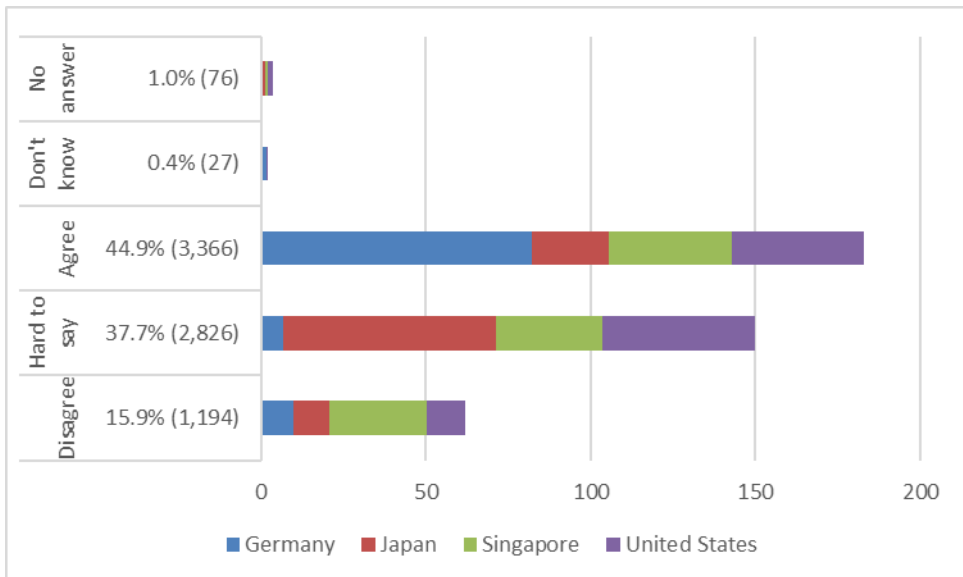


Figure8: Immigration in your country: Leads to social conflict
Source: World Values Survey Wave 7: 2017-2022.

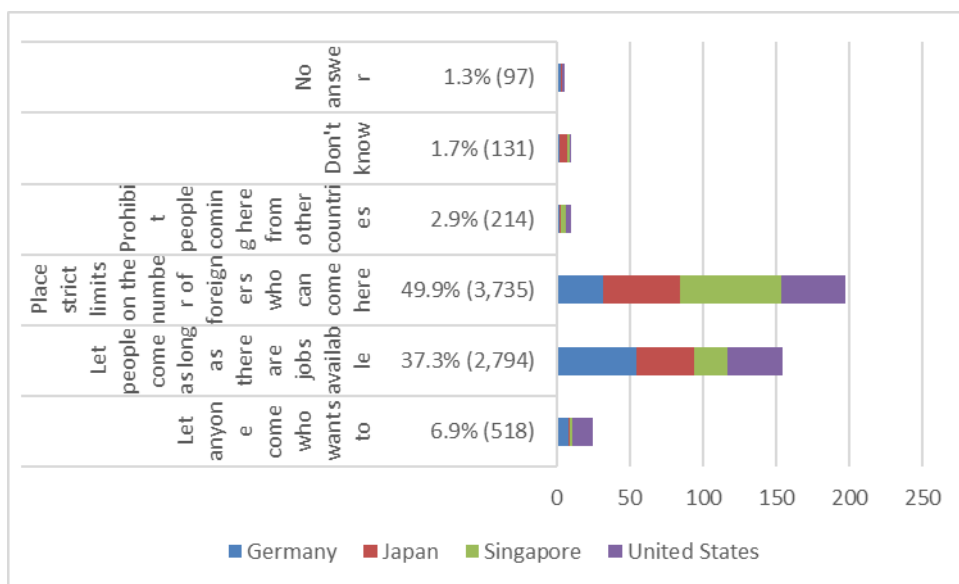


Figure9: Immigration policy preference
Source: World Values Survey Wave 7: 2017-2022.

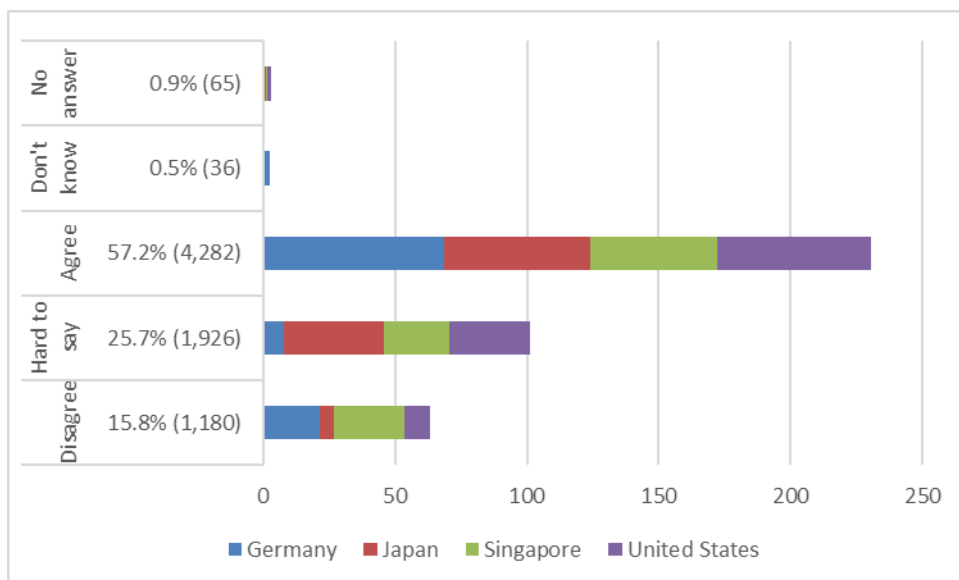


Figure10: Immigration in your country: Strengthens cultural diversity
Source: World Values Survey Wave 7: 2017-2022.

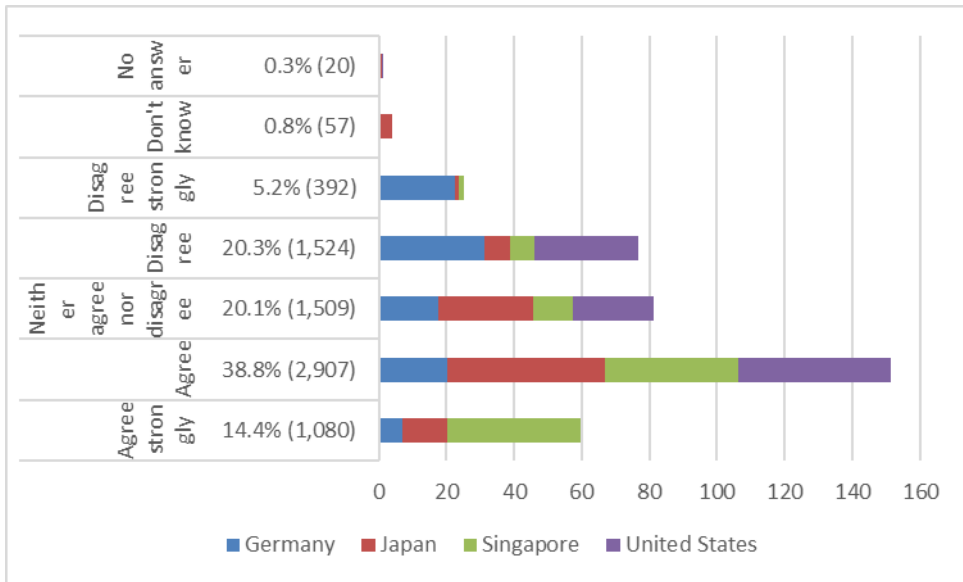


Figure11: Jobs scarce: Employers should give priority to (nation) people than immigrants

Source: World Values Survey Wave 7: 2017-2022.

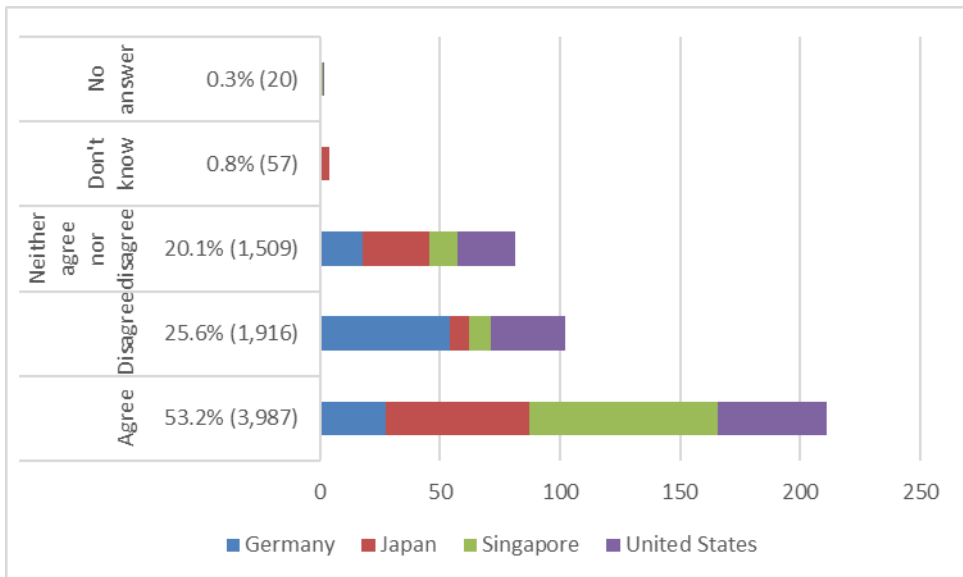


Figure12: Jobs scarce: Employers should give priority to (nation) people than immigrants (3-point scale)

Source: World Values Survey Wave 7: 2017-2022.

Annotation

- 1 Associate Professor, Faculty of Global and Media Studies, University of Nagasaki
- 2 Lecturer, Faculty of Regional Design and Development, University of Nagasaki
- 3 Associate Professor, Faculty of Global and Media Studies, University of Nagasaki
- 4 Yasemin, Soysal. 1994. *Limits of Citizenship: Migrants and Post national Membership in Europe*, University of Chicago Press.
- 5 Andreas, Wimmer. 2002. *Nationalist Exclusion and Ethnic Conflict: Shadows of Modernity*, Cambridge University Press.
- 6 Hanewinkel, V., & Oltmer, J. 2018. *Integration and Integration Policies in Germany*. Bundeszentrale für politische Bildung (BPB). Retrieved October 29, 2024, from <https://www.bpb.de/>
- 7 Federal Government of Germany. 2009. *The National Integration Plan: Progress Report Summary*. Retrieved October 29, 2024, from <https://www.bundesregierung.de/resource/blob/976020/476922/9272c21b786fae87fafa91ad7a65d9fe/2009-04-22-kurzfassung-nip-fortschrittsbericht-engl-data.pdf?download=1>
- 8 Wallace, R., Tolley, E., & Vonk, M. 2021. *Multiculturalism Policy Index: Immigrant Minority Policies* (3rd ed.). The Multiculturalism Policy Index Project, Queen's University. School of Policy Studies, Queen's University at Kingston, Canada. Retrieved October 31, 2024, from https://www.queensu.ca/mcp/sites/mcpwww/files/uploaded_files/immigrantminorities/evidence/Immigrant%20Minorities%20Index%20Evidence%202021-Web0122.pdf
- 9 Bloemraad, I. 2006. *Becoming a Citizen: Incorporating Immigrants and Refugees in the United States and Canada*. Routledge.
- 10 Rahman, M. M., & Kiong, T. C. 2012. Integration policy in Singapore: A transnational inclusion approach. *Asian Ethnicity*, 13(1), 80–98. Retrieved October 31, 2024, from <https://doi.org/10.1080/14631369.2012.710403>
- 11 AWARE Singapore. 2024. *Review immigration policy, Singapore's Plan B for a plunging fertility rate*. Retrieved October 31, 2024, from <https://www.aware.org.sg/2024/04/review-immigration-policy-singapore-plan-b-for-a-plunging-fertility-rate/>
- 12 Ministry of Manpower. 2024. *COMPASS infographic: Work pass framework overview*. Retrieved October 31, 2024, from <https://www.mom.gov.sg/-/media/mom/documents/work-passes-and-permits/compass/mom-compass-infographic-final.pdf>
- 13 Liberal Democratic Party of Japan Policy Research Council. 2016. *Basic approach to the acceptance of foreign workers toward an era of coexistence* [「共生の時代」に向けた外国人労働者受入れの基本的考え方]. Special Committee on Securing Labor Force. Retrieved October 31, 2024, from https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/132325_1.pdf

eign workers toward an era of coexistence [「共生の時代」に向けた外国人労働者受入れの基本的考え方]. Special Committee on Securing Labor Force. Retrieved October 31, 2024, from https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/132325_1.pdf

14 Miyajima, T. 2017. Immigrant and Foreigner Social Integration Sociology. Gendai Society's Special Report on Division and New Solidarity Opportunities. *Trends in Academic Research*, 2017(10), 79–83. Retrieved October 31, 2024, from <https://digital-archives.sophia.ac.jp/repository/view/repository/20230523003>

References

- AWARE Singapore. (2024). *Review immigration policy, Singapore's Plan B for a plunging fertility rate*. Retrieved October 31, 2024, from <https://www.aware.org.sg/2024/04/review-immigration-policy-singapore-plan-b-for-a-plunging-fertility-rate/>
- Bloemraad, I. (2006). *Becoming a Citizen: Incorporating Immigrants and Refugees in the United States and Canada*. Routledge.
- Federal Government of Germany. (2009). *The National Integration Plan: Progress Report Summary*. Retrieved October 29, 2024, from <https://www.bundesregierung.de/resource/blob/976020/476922/9272c21b786fae87fafa91ad7a65d9fe/2009-04-22-kurzfassung-nip-fortschrittsbericht-engl-data.pdf?download=1>
- Hanewinkel, V., & Oltmer, J. (2018). *Integration and Integration Policies in Germany*. Bundeszentrale für politische Bildung (BPB). Retrieved October 29, 2024, from <https://www.bpb.de/>
- Liberal Democratic Party of Japan Policy Research Council. (2016). *Basic approach to the acceptance of foreign workers toward an era of coexistence*

- tence [「共生の時代」に向けた外国人労働者受入れの基本的考え方]. Special Committee on Securing Labor Force. Retrieved October 31, 2024, from https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/132325_1.pdf
- Ministry of Manpower. (2024). COMPASS infographic: *Work pass framework overview*. Retrieved October 31, 2024, from <https://www.mom.gov.sg/-/media/mom/documents/work-passes-and-permits/compass/mom-compass-infographic-final.pdf>
- Miyajima, T. (2017). *Immigrant and Foreigner Social Integration Sociology*. Gendai Society's Special Report on Division and New Solidarity Opportunities. Trends in Academic Research, 2017(10), 79–83. Retrieved October 31, 2024, from <https://digital-archives.sophia.ac.jp/repository/view/repository/20230523003>
- Rahman, M. M., & Kiong, T. C. (2012). Integration policy in Singapore: A transnational inclusion approach. *Asian Ethnicity*, 13(1), 80–98. <https://doi.org/10.1080/14631369.2012.710403>
- Soysal, Y. (1994). *Limits of Citizenship: Migrants and Postnational Membership in Europe*. University of Chicago Press.
- Wallace, R., Tolley, E., & Vonk, M. (2021). *Multiculturalism Policy Index: Immigrant Minority Policies (3rd ed.)*. The Multiculturalism Policy Index Project, Queen's University. School of Policy Studies, Queen's University at Kingston, Canada. Retrieved October 31, 2024, from https://www.queensu.ca/mcp/sites/mcpwww/files/uploaded_files/immigrantminorities/evidence/Immigrant%20Minorities%20Index%20Evidence%202021-Web0122.pdf
- Wimmer, A. (2002). *Nationalist Exclusion and Ethnic Conflict: Shadows of Modernity*. Cambridge University Press.

Acknowledgment

This research was supported by the "FY 2024 the University of NAGASAKI President's Discretionary Educational and Research Fund."

〈研究論文〉

カボチャ栽培農家の経営効率性向上に関する研究

李 鎮弘*
田村 善弘**

I. 序論

近年、果実の輸入増加、果実・果菜間の消費の代替が発生し、果菜類の生産が減少している。果菜類の栽培面積は2000年以降、年平均2.2%減少し2018年は49,652haであった。果菜類全体の生産量も年平均0.9%減少し、2018年は2,218千トンであった。卸売市場での国内産カボチャは搬入量が減少し、輸入カボチャの取扱量が増加傾向にある。2015年に比べ2019年では全体の搬入の割合は減少したが、輸入カボチャの割合は2010年1%、2015年2%、2019年4%と徐々に拡大している（尹ジョンヨルほか、2020）。特に、カボチャ輸入量の94%を占めるニュージーランド産は2～4月に主に輸入され、6月まで流通している。一方、国内産は7～8月の収穫期からカボチャの出荷が本格化する1月まで流通している。

このように、カボチャ出荷の繁忙期に搬入量が急増することから、価格が下落し農家経営が不安定になる可能性が高まるとみられる。カボチャ栽培農家の経営安定化を図るためには、輸入と国産の流通構造を把握し、作型の調整や収穫・出荷時期の調節を進める必要がある。そこで、本稿は果菜類のなかで輸入産と国産市場の

全てに対応し、様々な品種で市場が形成されるカボチャの栽培農家を中心に、経営改善策を導出することを目的とする。

この間、農村振興庁では2004年からセロリ、アシタバ、チコリーなど毎年100種類余りの小規模栽培品目の経営実態を調査分析し、品目別の経営モデルを提示した（崔チルグほか（2006）、禹スゴンほか（2008）、朴スンヨン、チョ・ソンジュ（2014）、朴ピョンシクほか（2016）、李鎮弘ほか（2018））。これらの研究は、労働がピークとなる時期の収穫・選別作業段階を制約量に家族労働力2人を基準として作業可能規模を分析したものである。家族労働力中心の経営モデルという点で意義をもつものである。

一方、李ヘギル・金ヒョンドク（2004）はハウスパイプを利用したカボチャの立体栽培を事例に、投資への経営成果を提示した。このとき必要な経営技術は優良品種の選択と適正着果、事前の病虫害防除、収穫後の保管や端境期の出荷調節販売などであることを示した。しかし、こうした単純な経営成果の測定は経営の非効率性の水準と原因が把握できないという課題がある。

本研究と先行研究との違いは專業農家の基

*大韓民国京畿道農業技術院農業研究官 jinhong5@gg.go.kr

**長崎県立大学地域創造学部教授 ys-tamura@sun.ac.jp

準、都市勤労者基準の家族労働力中心の単純な経営成果の測定ではない経営効率性を達成するためのモデルを利用している点である。経営の非効率的な要因の分析は包絡分析法（DEA）による研究が多くある。

本稿に関連するものとして朴スンヨン・朴ジョンソプ（2013）、李ヒャンミ・高鐘泰（2011）、高鐘泰・李ヒャンミ（2011）、イム・チョンヨンほか（2014）、李ヒャンミほか（2015）、朴ジュソプほか（2016）、朴ジェヒョンほか（2016）などがある。これらの先行研究は品種、技術、認証、施設形態、輸出などの分野で効率性を測定し、決定要因、ベンチマーキングなど様々な形態を取り上げたものであった。

しかし、本研究は国内の流通構造と農業経営の関係のなかで地域別、作型別に効率性を測定し、作型のベンチマーキングとこれらに基づく技術効率性の向上策を提示する。それは、カボチャ農家の投入要素の非効率性の除去と経営資源の効率的な配分を通じた経営効率化の水準を把握する必要があるためである。

したがって、本稿ではノンパラメトリックアプローチによる投入指向性 DEA モデルによる効率性分析を行い、経営改善方案を提示する。まず、カボチャ農家の投入と産出データを利用し、経営特性を明らかにする。次に、カボチャ農家の投入要素と産出要素間の効率性を分析し、非効率的な農家の経営効率性向上策について考察する。最後に得られた結果をもとに、本稿の結論を述べる。

Ⅱ．分析モデルとデータ

1. 分析モデル

本研究ではカボチャ農家の経営効率性を推定

するため、ノンパラメトリックアプローチ手法を採用した。¹ まず、ノンパラメトリックアプローチ手法の包絡分析（DEA）で効率性を測定し、非効率的な投入要因を最小化するモデルを提示した。そして、効率性が非常に高い農家と過多投入・過少生産により、効率的ではないカボチャ農家間の比較が可能になるよう、相対的な効率性の水準を測定した。² こうした効率的水準の評価のため、DEA モデルのなかの CCR モデルと BCC モデルとして展開し、技術効率性、純粋技術効率性、規模効率性を分析した。このうちの効率性水準が最も低い農家（DMU）と参照農家（DMU）を比較・分析し、ベンチマーキング対象として提示した。

まず、生産可能集合内の自由可処分性とブロック性の基本的な仮定のもとで、投入方向の相対的な効率性を考慮した。そして、投入方向の相対的な効率性は農家の産出量の水準が同じとき、生産可能集合の効率フロンティア上の参照農家と比較し、投入要素の使用量をどれだけ効果的に減らせるかを把握した。これは調査対象が総収入を維持しながら、栽培技術を最も効率的に投入する方式が現実的であるためである。こうした相対的な効率性を評価する目的で、規模に対する収穫の仮定のもとで収益不変を意味する CCR モデルと収益可変を意味する BCC モデルを使用した。本研究では技術効率性、純粋技術効率性、規模効率性を区分して推定するため、投入方向の CCR モデルと BCC モデルを同時に利用した。³ その分析モデルは次の通り説明される。

まず、投入方向 CCR モデルで推定しようとする効率性水準は、（1）の通りである。そこへ投入ベクトル $(x_{ik}=x_{1k}, x_{2k}, \dots, x_{mk})$ および産出ベクトル $(y_{rk}=y_{1k}, y_{2k}, \dots, y_{sk})$ を持つ K 農家の投入に対して産出の割合が 1 より小さい

か同じ、極大化に寄与する投入変数係数
 $(v_{ik}=v_{1k}, v_{2k}, \dots, v_{mk})$ および産出変数係数
 $(u_{rk}=u_{1k}, u_{2k}, \dots, u_{sk})$ が0より大きいと仮定した。
 ここで、投入変数および産出変数係数のそれぞれ
 が適用された j 農家に対しても全て成立し、 j

農家の総括産出ベクトル $(\sum_{r=1}^s u_{rk} y_{rj})$ だし、
 $r=1, \dots, s$) と総括投入ベクトル $(\sum_{i=1}^m v_{ik} x_{ij})$ だ
 だし、 $i=1, \dots, m$) の割合が1より小さいか同じ
 である。

$$\text{Max } E_k = \frac{\sum_{r=1}^s u_{rk} y_{rk}}{\sum_{i=1}^m v_{ik} x_{ik}} \quad (1)$$

$$\text{s. t. } \frac{\sum_{r=1}^s u_{rk} y_{rj}}{\sum_{i=1}^m v_{ik} x_{ij}} \leq 1, \quad j = 1, \dots, n \quad v_{ik} \geq \varepsilon \quad 0, \quad i = 1, \dots, m \quad u_{rk} \geq \varepsilon \quad 0, \quad r = 1, \dots, s$$

(1) での総括投入に対して総括産出の割
 合 (E_k) を線形関数に転換するため、
 $\sum_{r=1}^s v_{ik} x_{ik} = 1$ で制約条件式を追加した後、効
 率性の値を分析に使用した。

$$\text{Max } E_k = \sum_{r=1}^s u_{rk} y_{rk} \quad (2)$$

$$\text{s. t. } \sum_{i=1}^m v_{ik} x_{ik} = 1 \quad \sum_{r=1}^s u_{rk} y_{rj} - \sum_{i=1}^m v_{ik} x_{ij} \leq 0 \quad v_{ik} \geq \varepsilon \quad 0, \quad i = 1, \dots, m \quad u_{rk} \geq \varepsilon \quad 0, \quad r = 1, \dots, s$$

(2) のように効率性の値が1に続いて追加
 で改善する余地があるか評価する必要がある。
 これに双対関係にあるモデルに転換し、強い効
 率性の下での効率フロンティアとの距離または
 投入水準を最小化できる線形計画モデルは
 (3) のように示される。

$$\text{Min } \theta - \varepsilon \sum_{i=1}^m s_i^- - \varepsilon \sum_{r=1}^s s_r^+ \text{-----} \quad (3)$$

$$\text{s. t. } x_{ik}\theta - \sum_{j=1}^n x_{ij}\lambda_j = s_i^-, \quad i = 1, \dots, m$$

$$\sum_{j=1}^n y_{rj}\lambda_j - y_{rk} = s_r^+, \quad r = 1, \dots, s$$

$$\lambda_j \geq 0, \quad j = 1, \dots, n$$

$$s_i^- \geq 0, \quad s_r^+ \geq 0$$

ここで最適解 $\theta^*, \lambda_j, s_i^-, s_r^+$ がそれぞれ $\theta^* = 1, s_i^- = 0, s_r^+ = 0$ を満たせば、農家は効率性が高い農家と評価する。 λ_j は加重値ベクトルとして j 番目の農家が効率的なフロンティアの構成にどれほど作用するかを示したもので、 s_i^-, s_r^+ は投入要素および産出物のスラック変数を意味する（李ヒャンミ・高鐘泰

（2011）、李ヒャンミほか（2015））。

（3）に $\sum_{j=1}^n \lambda_j = 1$ を追加すると、収益可変を意味するBCCモデルが示される。ここで、 $0 \leq \sum_{j=1}^n \lambda_j \leq 1$ に変更すれば規模に対する収益減少（DRS）、 $\sum_{j=1}^n \lambda_j \geq 1$ であれば収益増加（IRS）を意味する。

$$\text{Min } \theta - \varepsilon \sum_{i=1}^m s_i^- - \varepsilon \sum_{r=1}^s s_r^+ \text{-----} \quad (4)$$

$$\text{s. t. } x_{ik}\theta - \sum_{j=1}^n x_{ij}\lambda_j = s_i^-, \quad i = 1, \dots, m$$

$$\sum_{j=1}^n y_{rj}\lambda_j - y_{rk} = s_r^+, \quad r = 1, \dots, s$$

$$\sum_{j=1}^n \lambda_j = 1$$

$$\lambda_j \geq 0, \quad s_i^- \geq 0, \quad s_r^+ \geq 0$$

(3) と (4) の技術効率性 (θ^*) から、規模効率性が (5) の通り示される。

$$SE = \frac{CCR(\theta^*)}{BCC(\theta^*)} \text{-----} (5)$$

(3) と (4) から、効率性の値を基本に非効率な農家が参照農家を参考に、効率的な農家に移動できるようベンチマーキングの基準で提示した。これを通して非効率な農家が自らの農場より技術効率性が高い農場にベンチマーキングしていけるよう、経営効率性が提示できる。

2. 調査分析資料

1) 調査分析対象

本研究では作型や出荷時期による非効率性を改善するために、卸売市場への搬入特性で差を示した地域と調査農家を選定した。まず、卸売市場全体の搬入量の割合が最も高い慶尚北道・奉化地域と7月以降に出荷量の割合が高い中北部地域の京畿道の漣川地域と江原道の鉄原地域を調査地域とした。調査は市郡農業技術センタ

ーで育成する品目別研究会の登録農家のうち、卸売市場への出荷実績がある農家を対象とした。調査は農村振興庁の農産物所得調査要領により、2018年4月6日から7月30日まで京畿道漣川の8農家、江原道鉄原の3農家、慶尚北道奉化の4農家など、全体で15農家とした。この際、総収入と費目別投入の内訳、労働投入時間などを個別面接で調査した。

調査対象の概要を<表1>に示す。経営主の平均年齢と栽培経歴は56.5歳、13.1年で労働力の投入は自家労働力より雇用労働力の割合が高い。平均栽培面積は約2.5haで、露地普通形態が46.7%、半促成トンネル栽培形態が33.3%、トンネル早熟栽培形態が6.7%、抑制栽培形態が6.7%、施設栽培が6.7%であった。

<表1> 調査農家の概要

農家(戸)	年齢(歳)	経歴(年)	労働力(人)			栽培規模(ha)			加温の有無		作型別栽培割合(%)	
			計	自家	雇用	全体	調査作目	比率	無加温	加温	露地普通	半促成トンネル
15	56.5	13.1	3.7	0.9	2.8	7.7	2.5	32.5	14	1	46.7	33.3

注：調査地域および農家数は漣川8戸、鉄原3戸、奉化4戸である。

出所：筆者作成。

2) 投入および産出変数の選定

調査対象は露地普通栽培のほか、トンネル栽培、抑制栽培、施設栽培形態により作型を多様化して品質を向上させた。しかし、投入要素の効率的な配分への戦略は安定的ではない。そこで、非効率的な農家を効率化するために、投入指向 DEA モデルを活用した。ここでは、一定の産出水準のもとで投入指向 DEA モデルを適用し、産出要素と投入要素を選定する必要があるためである。ここで利用した産出要素は生産量、投入要素は栽培面積、種子・種苗費、肥料費、農薬費、その他の材料費、労働費などである。

また、種子・種苗費、肥料費、農薬費、その他の材料費、労働費など大部分の指標は価格効果を備えた財務性指標に一致する。なお、栽培面積と生産量は李ヒャンミ・高鐘泰（2011）、高鐘泰・李ヒャンミ（2011）などの先行研究で使用された非財務性指標を参考にした。その他の投入要素のうち減価償却費は非効率的要素と評価しても、既に施設が固定されており、すぐに減らせないことから、埋没費用として処理した（高鐘泰・李ヒャンミ、2011；李ヒャンミ・高鐘泰、2011）。また、水道光熱費は調査対象の15戸中14戸が無加温栽培形態を備えていることから投入要素から除外したが、包装材などの購入に使用したその他材料費は中間財費で高い割合を占めているため投入要素に含めた。

Ⅲ．カボチャ栽培農家の経営効率性分析

1. 調査農家の経営特性

カボチャ栽培農家の経営効率性分析に関わる資料の分析結果を＜表2＞に示す。農家の1戸当たりの平均栽培面積は25,904㎡であるが、4,760㎡から82,645㎡まで大きな差がある。こ

れは、農家の栽培作型が露地匍匐栽培から半促成栽培、施設栽培まで様々なためである。

本研究の調査分析対象になる投入や産出をみると、1戸当たりの産出量は43,950kgで、総収入は49,500千ウォンであった。費用合計は33,600千ウォンで、労働費は37.5%と最も高い割合を占めている。次いで、その他費用が27.0%、肥料費15.1%、種子・種苗費10.4%となった。

＜表2＞カボチャ調査農家の投入および産出資料

区分		平均	標準偏差	最小値	最大値
投入要素	カボチャ栽培面積	25,904	20,574	4,760	82,645
	種子種苗費	3,480,067	2,289,708	750,000	9,250,000
	肥料費 ^{注1)}	5,087,149	5,252,476	540,000	19,900,000
	農薬費	566,876	571,141	49,000	1,520,000
	その他材料費	2,861,858	2,262,744	77,000	8,191,950
	労働費 ^{注2)}	12,600,000	6,360,440	3,564,922	27,200,000
	その他費用 ^{注3)}	9,074,583	5,682,111	1,365,974	21,600,000
	費用合計(B)	33,600,000	15,900,000	8,430,133	59,500,000
産出要素	生産量	43,950	34,747	2,940	111,500
総収入(A)		49,500,000	31,200,000	9,229,500	109,000,000
純輸入(A-B)		15,900,000	19,300,000	-4,303,681	61,600,000

注1) 肥料費は無機質肥料費と有機質肥料費の合計である。

注2) 労働費は雇用労働費と自家労働費の合計である。

注3) その他費用は水道光熱費、小型農機具費、修繕費、大型農機具償却費、営農施設償却費、その他費用、賃貸料、委託営農費、資本サービス費（土地資本、固定資本、流通資本サービス費用）などの合計である。

出所：筆者作成。

2. 分析結果

カボチャ農家の経営効率性を<表3>に示す。まず、CCR モデルを示す(3)による技術効率性(CRS)は0.831で、非効率性が0.169存在する。次に、(4)による純粋技術効率性(VRS)は0.914で、CCR モデルの技術効率性の値0.831より0.083高かった。純粋技術効

率性が規模効率性より高い。

(5)の純粋技術効率性に比べ、技術効率性の割合が1に近づくにつれ、規模の最適化が可能であるとみることができるが、効率性の値が0.912であるので、規模の非効率性が0.088存在と考えられる。したがって、総収入が一定な状態で投入要素のスラック変数 s_i^- ほど減少させるとき、非効率的要因を減らすことができる。

<表3>カボチャ経営の効率性分析

区分	農家数	平均	標準偏差	最小値	最大値
技術効率性(CRS)	15	0.831	0.179	0.493	1
純粋技術効率性(VRS)	15	0.914	0.118	0.693	1
規模効率性(SE)	15	0.912	0.157	0.493	1

出所：筆者作成。

投入指向CCRモデルによる効率性の分析結果から、効率的な農家は全体の15農家中、7農家となった。効率性が1である農家のうち、参照回数が最も多い農家はD1農家（7回であり、次いでD5（4回）、D3（3回）の順になった（＜表4＞参照）。そして、非効率的なD4、D6、

D7、D8、D11、D12、D13、D15に対する参照農家（8戸）の加重値ベクトルは＜表4＞の通りである。これらの非効率的な農家に対する平均技術効率性は0.684で、0.316の非効率が存在する。

＜表4＞CCRモデルでの調査農家別の技術効率性・適正投入の調整割合

区分	作型	地域	技術効率性	投入要素調整比率(%)						参照農家および加重値ベクトル(λ_j)
				栽培面積	種子・種苗費	肥料費	農薬費	その他材料費	労働費	
D6	露地普通	漣川	0.493	-85.4	-70.1	-83.8	-97.8	-50.7	-95.0	3(0.029)
D4	トンネル早熟	漣川	0.624	-37.6	-74.4	-37.7	-44.7	-52.4	-70.8	1(0.068), 9(0.043)
D13	露地普通	奉化	0.66	-41.2	-34.0	-82.8	-61.2	-34.0	-34.8	1(0.311), 14(0.104)
D12	露地普通	漣川	0.681	-31.9	-67.5	-31.9	-31.9	-63.4	-52.8	5(0.153), 10(0.037), 1(0.126)
D7	露地普通	漣川	0.688	-31.2	-65.5	-31.2	-31.2	-43.1	-32.3	3(0.133), 1(0.062), 5(1.130)
D15	露地普通	奉化	0.706	-29.4	-42.9	-34.5	-64.7	-29.4	-41.6	9(0.094), 1(0.337)
D8	露地普通	漣川	0.783	-21.7	-42.7	-21.7	-21.7	-49.9	-25.8	5(0.612), 1(0.087), 3(0.210)
D11	露地普通	鉄原	0.836	-16.4	-56.0	-16.4	-16.4	-71.6	-37.4	5(1.109), 1(0.007), 10(0.121)
D1	半促成トンネル	漣川	1.000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	参照回数 7
D2	半促成トンネル	漣川	1.000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	参照回数 0
D3	半促成トンネル	漣川	1.000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	参照回数 3
D5	半促成トンネル	漣川	1.000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	参照回数 4
D9	施設栽培	鉄原	1.000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	参照回数 2
D10	半促成トンネル	鉄原	1.000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	参照回数 2
D14	露地普通	奉化	1.000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	参照回数 1
平均			0.831	-35.5	-54.9	-54.3	-55.7	-50.3	-46.2	-

注1) 適正投入調整比率は(適正投入/実際の投入-1)×100。

注2) 参照農家は非効率的な農家の相対的評価で使用された効率性が1の農家で、()内は参照農家の λ_j 値。

注3) D11は露地普通、トンネル栽培を並行、D14およびD15は露地普通栽培+抑制栽培の二期作。

出所：筆者作成。

こうした非効率を除去するためには、投入要素別の過多投入分を調整する必要がある。実際の投入水準から農薬費は55.7%、種子・種苗費は54.9%、肥料費は54.3%、その他の材料費50.3%、労働費46.2%、栽培面積35.5%をそれぞれ減らす必要がある。これは非効率的な農家の栽培作型がほとんど4月に播種し、集中的に出荷が行われる7～8月に収穫する露地普通栽培形態になっているためである。

特に、カボチャは吸肥力が強く、施肥量も多く、うどんこ病などが頻繁に発生し、露地普通栽培の過程で肥料費と農薬費が過多投入されている。また、カボチャ農家の大部分は日本の品種を栽培し、種子・種苗費の投入調整を行う必要がある。特に、最も非効率的な農家 D6 は、参照農家 D3 に比べて49.3%の効率性を示している。これは、参照農家 D3 と同等な水準の効率性を達成するためには、50.7%の経営改善が求められる。また、D6 農家の効率性に影響を与える参照農家 D3 の加重値ベクトル (0.029) は D6 農家の投入や産出に影響を与えるといえる。

IV. 優良事例の発掘と経営改善方案

CCR モデルや BCC モデルを通して、カボチャ栽培農家のうちの非効率農家の技術効率性または純粋技術効率性を導出した。しかし、効率性が低い場合に参照農家の技術水準をそのままベンチマーキングして適用することは困難である（朴スンヨン・朴ジョンソプ、2013）。そこで非効率農家が参照農家をもとに効率的な農家として段階別に移行できるよう Tier 分析を活用した。

CCR モデルで技術効率性が1の7 農家(D1、

D2、D3、D5、D9、D10、D14) を除く、8 農家を対象に Tier 効率性は<表5>の通りである。まず、D6を含む6 農家が効率的な農家として測定された。参照回数がそれぞれ1回の農家はD8、D11、D12、D15などであった。次に、非効率農家のD7とD4の技術効率性はそれぞれ0.925、0.976となった。参照農家に比べ、それぞれ0.075、0.024の経営効率改善が必要となった。最後に、<表4>と<表5>をもとに、非効率農家のベンチマーキングの経路と効果を提示する（<表6>参照）。

<表5> Tier 分析による効率性の値

区分	作型	地域	技術効率性	参照農家および加重値ベクトル(λ_j)
D7	露地普通	漣川	0.925	15(0.919), 12(0.012)
D4	トンネル早熟	漣川	0.976	11(0.353), 8(0.057)
D6	露地普通	漣川	1.000	参照回数 0
D8	露地普通	漣川	1.000	参照回数 1
D11	露地普通	鉄原	1.000	参照回数 1
D12	露地普通	奉化	1.000	参照回数 1
D13	露地普通	奉化	1.000	参照回数 0
D15	露地普通	奉化	1.000	参照回数 1

注：D11 は露地普通・トンネル栽培並行、D14 と D15 は露地普通栽培 + 抑制栽培による二期作。
出所：筆者作成

まず、漣川地域の D7 は同地域の D5 をベンチマーキングして効率性を改善するか、奉化地域の D15 をベンチマーキングして効率性を高める必要がある。このとき、漣川地域の D7 (VRS=0.711) の露地普通栽培に同地域の D5 (VRS=1) の半促成トンネル栽培をベンチマ

ーキングし、純粋技術効率性改善が可能である。しかし、地域が異なる奉化地域の D15 (VRS=0.774) は露地普通栽培と抑制栽培の二期作の作型で、純粋技術効率性は低い。地域間の生産条件が異なることから、ベンチマーキングには限界があるといえる。

＜表 6＞段階別ベンチマーキング対象の参照農家および効率性改善効果

区分	地域	CCR		Tier		作型結合または調整	効率性増加効果
		技術効率性	参照農家	技術効率性	参照農家		
D7	漣川	0.688	5(1.130)	0.925	15(0.919)	・半促成栽培 ・露地普通栽培 ・抑制栽培	0.237
D4	漣川	0.624	1(0.068)	0.976	11(0.353)	・トンネル早熟栽培 ・半促成栽培 ・露地普通栽培	0.352
平均		0.656	－	0.951	－		0.295

注：() 内は加重値ベクトル (λ_j) である。

出所：筆者作成。

次に、漣川地域の D4 は同地域の D1 をベンチマーキングして効率性を改善するか、近隣地域の鉄原の D11 をベンチマーキングして効率性を高める必要がある。このとき、漣川地域の D4 (SE=0.624) のトンネル早熟栽培に同地域の D1 (SE=1) の半促成トンネル栽培をベンチマーキングするか、近隣の鉄原地域の D11 (SE=0.956) の露地普通栽培を導入し、栽培や収穫期間を増やし、規模の効率性 (SE) を改善する必要がある。

このように、ベンチマーキングの目標農家へアプローチすることで、D7 は 0.237、D4 は 0.352 ほど効率性を向上させることができる。

地域間の栽培方式が異なると、ベンチマーキング時の地域の生産条件からカボチャの需要の変化に対応した品種や作型の選択などは制限的になる。したがって、作型の非効率性を改善するためには、同一地域や近隣地域の生産条件のもとで、ベンチマーキングを考慮する必要があるが、ここで考慮する事項は既存の中大果中心の加工用、生果用品種中心から作型別特性に応じた品種導入である。特に、半促成トンネルの作型は輸入産カボチャと市場の競合が発生するため、果肉もよく糖度が高い品種と用途別の特性に合った大きさと生産する必要がある。

V. 結論と示唆

本稿では、カボチャ栽培農家の近年の生産流通構造のもとでの対応と関連して、ノンパラメトリックアプローチによる DEA モデルを利用して、カボチャ農家の経営効率性を分析し、非効率な農家の経営改善方案を明らかにした。これにより得られた結果は以下の通りである。

第1に、カボチャ栽培の経営実態調査から1戸当たりの産出量は43,950kgで総収入は49,500千ウォン費用合計は33,600千ウォンで労働費が37.5%と最も大きな割合を占めていることが明らかになった。その後、調査農家の非効率の原因と診断を行うため、経営効率性を分析した。総収入が一定な状態で投入要素のスラック変数 s_i^- 程度減少すると、非効率的要因を減らすことができる。非効率性を最小化できるよう、投入水準から投入要素別に過多投入分をそれぞれ調整する必要があることを指摘した。

第2に、カボチャ栽培農家の経営改善のためには、非効率な農家が参照農家のうち、加重値ベクトル値が最大のベンチマーキング対象農家を選定し、栽培技術や作型を改善する必要があることを指摘した。

しかしながら、他地域のベンチマーキング対象農家は生産条件が異なるため、ベンチマーキングには限界がある。また、カボチャの需要の変化に対応した品種や作型選択などから慎重になる必要がある。したがって、作型の非効率性を改善するためには、同地域や近隣地域の生産条件からベンチマーキングを考慮する必要がある。

以上の結果から、次の3点が示唆として得られる。第1に、輸入産と国内産に二分したカボチャの流通構造のもとで、既存の品種中心の作型から用途にあった作型へと転換する必要がある

ということである。第2に、農家の作型特性に合ったカボチャの経営診断とベンチマーキングを通して、優良事例となる農家を発掘して、普及する必要があるということである。第3に、季節的要因からカボチャの商品性低下が予想されるため、貯蔵施設を拡充するとともに、これに関する政策的支援が必要であるということである。

また、本研究の課題は次の3点である。第1に、カボチャ栽培農家全体を対象に一般化することに多少の無理があるということである。第2に、加温の有無、作型の差異を投入変数として考慮した技術効率性決定要因分析モデルを考慮できない限界がある。第3に、分析過程で出たように固定費用を埋没費用として処理することで、この費用を農家がどのように回収するかの問題を詳細に扱うことができなかった点である。第4に、農村振興庁で指定した小面積作目栽培農家の経営実態の試算分析の一環として調査された資料に限定して分析したことで、サンプルの限界が発生するという点である。これらの点は今後の研究課題としたい。

【付記】

本論文は、2018年の韓国食品流通学会冬季学術大会の発表内容を修正・補完したものである。本研究の実施においては、農村振興庁農業技術経営研究事業（PJ01353102）の支援を受けている。

注

- 1 申インシク・崔慶植(2010)で指摘されるように、パラメトリック法には母数の推定のために母集団に対する厳格な仮定と投入・産出に対する費用と価格要素に対する十分なサンプルの確保が難しい

ということがある。

- 2 一般的に、効率性は投入に対して産出という絶対的な効率性を意味する。しかし、測定単位が異なったり、多数の投入や産出要素が観測されたとき、農家間の効率性を比較することは困難である（コ・キルゴン（2017））。
- 3 投入方向のモデルは産出が一定のとき、効率性を達成するためにどの投入要素をどれほど減らさなければならないかに集中する。
- 4 DEA 分析では変数の2倍以上でDMU量を決定している。本研究の投入および産出変数数は7であるため、要求される調査農家は14戸以上となる。そのため、15戸をサンプルに設定して調査した。また、漣川地域の農家数が他地域より多いのは半促成栽培、トンネル栽培、露地普通栽培など様々な作型の農家が多いためである。
- 5 これはカボチャ農家の非効率な経営の原因が規模の要因より、純粋に技術的な要因として作用したと説明できる。
- 6 Tier 分析は技術効率性 (θ^*)=1であるときを除き、これに属さない非効率な農家に対して、効率性分析を実施し、段階別（Tier n）に非効率な農家が非常に小さくなるまで階層化する方法である（朴スヨン・朴ジョンソプ、2013；洪ハングクほか、2000）。これを通して、非効率な農家が自らの農場より技術効率性が高い農場へ、段階的にベンチマーキングできるように経営効率性を提示する。
- 7 高糖度、果肉、水分量などの品質改善が求められる。大きさでは生食用は600g以下、加工用では1.2kg以上を生産する必要がある。加工処理はカット、スライス、種の除去などにより生食用の市場を攻略する必要がある（農林畜産食品部・韓国農水産食品流通公社、2020）

参考文献

参考文献は全て韓国語文献で、並び順は韓国語のカナダラ順である。

コ・キルゴン『効率性分析理論－資料包絡分析と確率変更分析』ムンウ社、2017年。

高鐘泰、李ヒャンミ「DEAを利用した江原道パブリカ輸出農家の経営効率性分析」『食品流通研究』第28巻第2号、2011年6月、1～23頁。

農林畜産食品部・韓国農水産食品流通公社『新

鮮農産物の国内および日本市場後続調査』、2020年1月。

農村振興庁『2018 農畜産物所得資料集』、2019年9月。

朴スヨン、朴ジョンソプ「DEA モデルを利用した稲作水田点播栽培農家の経営効率性分析」『農業経営・政策研究』第40巻第1号、2013年3月、148～173頁。

朴スヨン、チョ・ソングジュ『小面積栽培作目所得資料』農村振興庁、2014年。

朴ジェヒョン、蔡鎔宇、朴ジュソプ「国産キウイのゴールド新品種導入農家の経営成果および経営効率性分析」『農村指導と開発』第23巻第2号、2016年6月、145～156頁。

朴ジュソプ、金ミンジュ、朴ジェヒョン「親環境ヤーコン農家の経営成果および効率性分析」『食品流通研究』第33巻第3号、2016年9月、45～68頁。

朴ピョンシク、コ・ヒョンソク、崔ジェヒョク、朴ギルソク、朴イシン、孫チャンファン、ユ・ジョンホ、コ・サンファン、崔ドンウ、金ドンチュン『特別作目の収益成果経営示唆点』農村振興庁、2016年。

ソウル市農水産食品公社ホームページ（www.garak.co.kr）

申インシク、崔慶植「DEA モデルの適正投入・産出変数選定に関する考察－地域農協を中心として－」『協同組合経営研究』第39巻、2010年12月、1～23頁。

尹ジョンヨル、申ユソン、ノ・スジョン、尹ソングジュ、李ヨンオク「果菜需給動向と展望」『第23回 農業展望（Ⅱ）』韓国農村経済研究院、2020年。

李鎮弘、チョン・グヒョン、朴チャンスン、チョン・ミョンヒ、金ヨンジン、李インスク、李ウンスク『2018 地域有望作目の収益成

- 果経営示唆点』京畿道農業技術院、2018年。
- 李ヒャンミ、高鐘泰「江原道ユリ輸出生産農家の技術的効率性に関する実証分析」『農業経営・政策研究』第38巻第3号、2011年9月、449～474頁。
- 李ヒャンミ、金ヘミン、チャン・ミンギ「イチゴ栽培農家の生産効率性分布およびその決定要因分析」『食品流通研究』、第32巻第3号、2015年9月、25～45頁。
- 李ヘギル、金ヒョンドク『京畿地域の小面積作目の経営実態分析』農村振興庁、2004年。
- イム・スンジュ、朴ミソン、金ギヨンピル「ブドウシャインマスカット栽培農家の経営効率性階層及び要因分析－慶尚北道地域の生産農家を中心に－」『食品流通研究』第36巻第3号、2019年9月、49～72頁。
- イム・チョンヨン、李ジェウン、洪ナギョン、金泰均「施設トマト生産の効率性要因分析」『農業経営・政策研究』第41巻第3号、2014年9月、380～399頁。
- 禹スゴン、李鎮弘、宋ジェギ、孫チャンファン、金ボング、崔ジェヒョク、コ・サンファン『小面積園芸作物の経営実態分析』農村振興庁、2008年。
- 崔チルグ、朴ピョンシク、朴ミンス『イチゴ生産流通現状と経営成果分析』農村振興庁、2006年。
- 韓国農村経済研究院「農業観測統計情報システムホームページ」(<https://oasis.krei.re.kr/>)、2024年10月18日最終アクセス。
- 洪ハングク、ハ・ソンホ、朴サンチャン「SIプロジェクトの効率性評価のための資料包括分析と機械学習を結合したハイブリッド分析」『経営情報学研究』第10巻第1号、2000年3月、19～35頁。

〈研究論文〉

東アジアにおける平和の経済的帰結

- 九州最西端の国境離島五島市の産業構造の視点から -

尹 清洙*

1. はじめに

昨年（2024年）2月16日に笹川平和財団海洋政策研究所（OPRI）主催の『「五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を産業連関表で分析－総合戦略で産業、人口、カーボンニュートラルの経済波及効果は？－』というシンポジウムが開かれた。

筆者はパネラーとしてこのシンポジウムで参加し、九州最西端の国境離島五島市で関連分野の専門家と一緒に、五島経済の将来ビジョンについて議論を行う貴重な機会を頂いた。

五島市は古くから大陸への「海の通り道」として利用され、東シナ海を横断し唐を目指す遣唐使船の最終寄港地でもあり、日本と中国・朝鮮半島との交流のインターフェースであった。

また、キリスト教が禁じられていた時代に、長崎の外海地区から多くのキリシタンが五島へ移住した歴史的経緯もあり、異文化が共存する五島市は現在世界遺産の島でもある。

離島は「日本の未来の縮図」とも呼ばれているが、本研究では、五島市の経済産業構造を分析することから、日本と東アジアの平和発展と新しい経済連携の可能性について実証的に検討したい。

本稿の構成は以下の通りである。まず第2節において、国際平和論において今でも重要な役割を果たしているカント（1795）の永久平和のための確定条項の中身について検討する。第3節では今回の分析に使用する五島市の経済データについて詳しく説明する。そして第4節ではそのデータを用いて、九州最西端の国境離島五島市の経済状況について実証分析を行い、最後の第5節では本稿の結論をまとめる。

2. カントの平和論

インマヌエル・カントは『永久平和のために』（1795）において、より民主的で責任感ある政府は、平和と商業を進めるべきであると主張した。

そして、世界を平和にするための次のような3つの必要なこと（確定条項）を提示している。

“第一確定条項 各国家における市民的体制は、共和的でなければならない。”¹

ここでカントは、社会の成員が自由であるという原理、すべての成員が唯一で共同の立法に従属することの諸原則、すべての成員が平等で

*長崎県立大学地域創造学部准教授

本論文は令和6年度学長裁量研究「東アジアにおける長崎と平和学」の研究成果の一部である。ここに記して謝意を表したい。

あるという法則、この三つに基づいて設立された体制が共和的であると指摘しながら、すべての国がこのような民主的な国家になれば世界は平和になるはずだと主張している。

“第二確定条項 国際法は、自由な国家の連合制度に基礎をおくべきである。”²

次に、第二確定条項でカントは、国際法は外交的な文書であり、実質的な法的効力をもっていないので、国家の連合を設立することで国際法の法的効力を担保し、それぞれの国の自由を保障することができると考えた。

“第三確定条項 世界市民法は、普遍的友好をもたらす諸条件に制限されなければならない。”³

そして、国家法が国民同士の平等な権利に関する法の支配、国際法が国家同士の自由を保障する法律であるなら、同時に、世界市民主義的（コスモポリタニズム）立場から世界市民法を創るべきだと、主張した。世界市民法はそれぞれの国と関係なく、地球上に住んでいるすべての人にも適用する法律で、世界の平等な市民として扱う考え方である。

そこには普遍的寛待の条件が提示され、外国から来た人を敵視せず、同時に外国に行って外国人を攻撃したりしないことによって、国際間における人の自由な移動と安全を保障すべきであると主張した。人の往来の自由を担保することによって、人類がますます世界市民的な体制に近くなり、国際社会の市民の一人であるという意識がより高まることによって、世界はもっと平和的になると考えた。

さらに第一補説「永遠平和の保証について」において、カントは次のことを述べている。

“商業精神は、戦争とは両立できないが、おそかれ早かれあらゆる民族を支配するようになるのは、この商業精神である。”⁴

すなわち、カントは、商業の精神は永遠平和の到来を理論的には保証できないが、実践的な見地からすれば、戦争と相反すると指摘した。ビジネスは自分の利益のために行われるが、ビジネスが活発になると経済的相互依存が深まり、国際貿易が増えれば増えるほど戦争を嫌う人が増えて、結果的に戦争はしにくくなると主張した。

すなわち、カントは国内法と国際法の限界を克服するために、コスモポリタニズムの立場から世界市民法を創るべきだと主張し、諸外国との人的往来や国際貿易の促進が永遠平和のために必要であると主張したわけである。

3. 使用データについて

本稿では、2023年にリリースされた「2015年長崎県五島市産業連関表（IO表）」を主なデータソースとして実証分析を行う。

2015年五島市産業連関表は、公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所と長野漁港技術事務所が共同で「セミサーベイ法」で作成したものである。すなわち、長崎県の2015年産業連関表をベースに五島市の特定産業についてリアリング調査を組み合わせることで、五島市の産業特徴を明らかにしたものである。

具体的には、県の産業分類における「水産業」を五島市の漁業の特徴に合わせて「沿岸漁業」、「沖合漁業」、「マグロ養殖」など六つの部門に細分化し、「食料品」も「水産加工」、「その他飲食料品」に分けた。また、「洋上風力」、「水運」、

「飲食」、「宿泊」などの分類を設けることによって五島市ならではの産業特性を最大限に表すことを可能にした。

生産額の推計においては、漁業協同組合の報告書を用いたほか、事業者リアリング結果を使った「積上法」と、国勢調査や経済センサスなどを用いる「按分法」を組み合わせている。設定部門の投入金額については、漁協や規模の大きい企業に対して経費構造調査を行い、その結果を用いた。

すなわち、漁業・水産業を中心とした五島市 IO 表となっており、五島市の産業構造の主な特徴をはっきり反映した経済表である。特に、マグロ養殖、水産加工業は、移輸出及び市内生

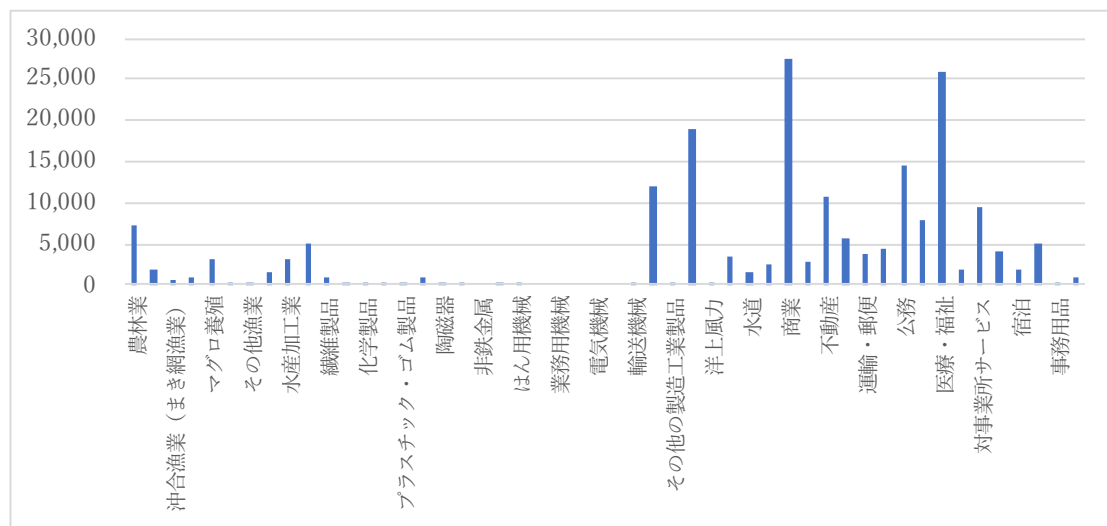
産額も多く、重要な産業部門になっていることが分かる。また、通常の統計資料では入手できない洋上風力などの産業分類もあり、独自の調査によって作成された大変貴重な IO 表である。

五島市産業連関表の作成方法の詳細については田中・長野・渡邊・片石・横山・田添（2023）、長野・古屋・横山（2008）などを参照されたい。

4. 五島市産業連関表による五島市経済の特徴分析

この節では、上記で紹介した2015年五島市産業連関表を用いて、五島市の産業経済構造の特徴について見ていく。

図1 五島市産業別域内生産額(単位:100万円)

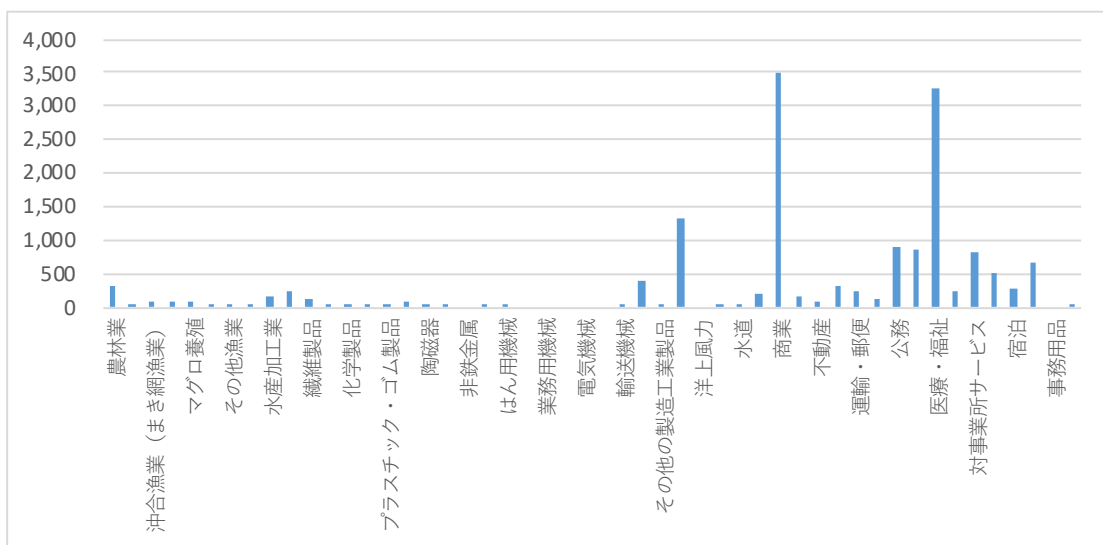


出所：2015年五島市産業連関表より筆者作成。

図1は五島市の産業別の生産額を示したものであるが、商業が最も大きな産業となり、続いて医療・福祉、建設業、公務、船舶・同修理、不動産、対事業所サービス、教育・研究、農林業、漁業、水運、その他飲食料品と続く。基本的に商業が発達し、医療・福祉、建設業、公務、不動

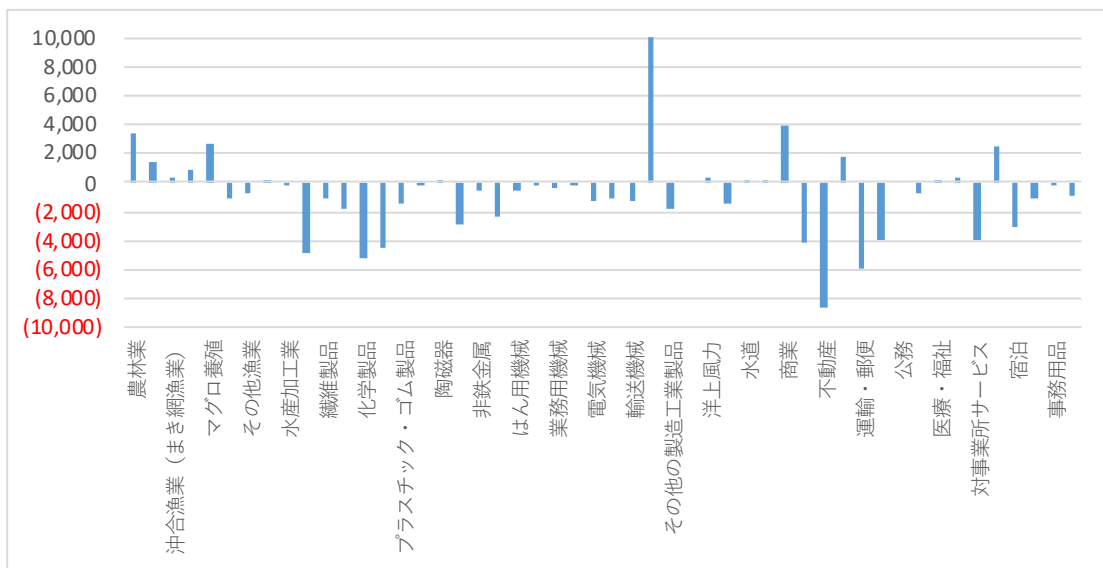
産、教育などの内需主導型経済を形成していることが伺える。二次産業としては船舶・同修理が際立って目立つ。一次産業としての農林業と漁業も大きなシェアを占めているが、漁業の中でもマグロ養殖産業が、勢いがあることが見て取れる。

図2 五島市産業別雇用者数（単位：人）



出所：図1と同じ。

図3 五島市産業別産業別純移輸出入（単位：100万円）



出所：図1と同じ。

図2は五島市産業別雇用者数を表しているが、やはり商業部門で働く人が一番多く、次に医療・福祉、建設業の順になっている。そして、公務、教育、対事業所サービス部門もそれぞれ1000人位の雇用を生み出している。第2次産業では船舶・同修理が顕著で、その他飲食料品と水産加工業も離島の雇用創出に一定の役割を果たしていることが分かる。

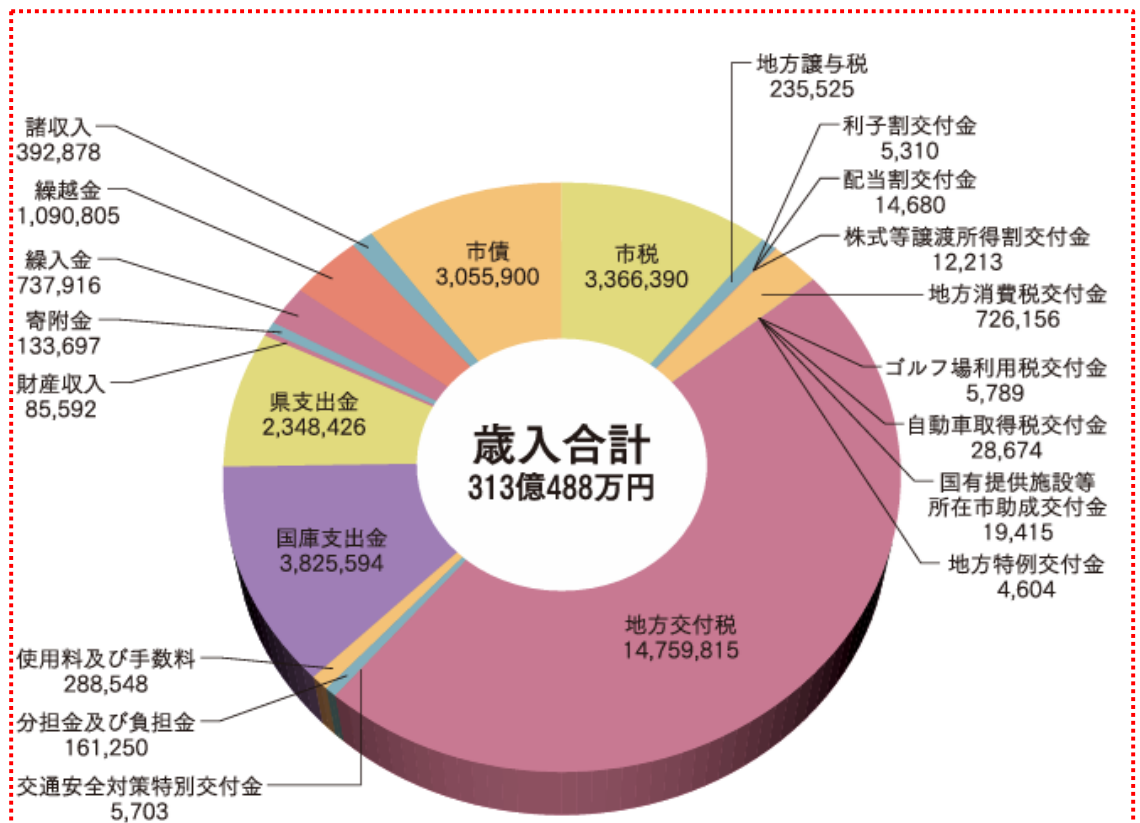
図3は五島市の産業別純移輸出入を表しているが、域際収支の黒字が最も大きい産業が船舶・同修理で、続いて3次産業では商業、飲食、水運となっている。第1次産業も基本的に黒字で、五島市は農林水産業では比較優位を持って

いることが伺える。特にマグロ養殖は日本国内だけではなく、世界各国でも脚光を浴びている。

世界遺産の島としての五島市は、美味しい魚・食事と豊富な歴史観光資源を有しているので、毎年何十万人の観光客が訪れている。第2次産業として船舶・同修理も比較優位を持っているので、クルーズ船観光にも非常に適していることが分かる。

しかし、その他産業は基本的に域際収支が赤字であり、トータルで40,116百万円の赤字を計上しており、それは総付加価値の37.6%を占めている。すなわち、五島市は上記の産業部門を除くと、基本的に自立できておらず、貿易として大量の赤字を抱えている。

図4 2015年度五島市一般会計決算



出所：2017年版五島市姿勢要覧より引用。⁵

五島市の所得循環構造を詳しくみて見ると、2015年における五島市の域内総生産（GRP：Gross Regional Product）は1068億円で、雇用者所得が636億円、その他所得が432億円である。それに対して、消費支出が1226億円、投資が243億円で内需が域内総生産を大幅に上回っている。移輸出が504億円、移輸入が906億円で、結局域際収支がマイナス401億円でGRPに占めるシェアは4割弱である。

図4は平成27（2015年）年度五島市の一般会計決算を表しているが、一般会計決算額の合計313億円の内、自主財源となる地方税はわずか34億円で、歳入総額の10.8%を占める。地方交付税は148億円で、歳入総額の47.1%を占め、これに国庫支出金38億円、県支出金23億円などをあわせた依存財源は歳入総額の80%を占めている。すなわち、五島市の財政は、自前の稼ぎが2割しかない脆弱な構造となっており、8割を国や県に依存している。2015年における五島市財政力指数も0.24で、日本でも一番低いIVグループに属し、基本的に県や国の交付金に頼って財政運営を行っていることが伺える。

5. おわりに

いま離島地域では、人口減少や高齢化が急速に進んできており、所得や雇用の場の減少、従来のコミュニティ機能の低下、学校や医療施設の減少などにより、さらに人口減少が進むという悪循環が生じている。

長崎県内の離島振興法指定有人島数は全国最多の51で、県人口の約1割にあたる約12万人が離島で暮らしている。その中には、大陸や半島と深い交流の歴史を有する対馬、壱岐、五島列島などの国境離島がある。

離島は「日本の未来の縮図」とも呼ばれてい

るが、五島市も他の離島の同じく、少子高齢化が進んでおり、人口減少の深刻な問題に直面している。

その理由として、大学などの高等教育機関がなく、また若い人たちが就職できる職場が少ないことが考えられる。

本研究では、笹川平和財団海洋政策研究所が2023年にリリースした五島市産業連関表を用いて、五島市の産業経済構造の特徴を実証的に詳しく検討したが、自然や歴史遺産が豊富な五島市は観光産業としては非常に優れた比較優位を持っているものの、その他の産業は殆ど自立できておらず、若い人たちが魅力を感じる職場が少ない。

12年前に筆者がロンドン大学での1年間の在外研究生活が終わって日本に帰る際に、ベネチアで地中海クルーズに乗ってイスタンブールまで一周した。地中海沿岸の世界遺産を巡りながら、諸国から集まった世界市民たちは一緒にフォークダンスを踊り、和気あいあいにワインを楽しんでいた。

日本政府観光局によると、2024年10月の訪日外国人旅行者数（推計値）は2019年比32.7%増の331万2000人となり、単月での過去最高を更新した。1～10月の累計では2019年比12.2%増の約3019万2600人で、1964年の統計開始から過去最速で年間累計3000万人を突破した。⁶

国・地域別では、韓国が73万2100人（2023年10月比16.0%増）、中国が58万2800人（同127.3%増）、台湾が47万8900人（同12.7%増）、香港が19万8800人（同10.9%増）で、合計で訪日外国人旅行者数全体の6割以上を占めている。インバウンド効果で、23年度における日本の旅行収支は4兆2295億円の黒字となり、前年度から3.6倍に増えた。⁷

世界遺産の五島がアジアクルーズ船によって

もっと繋がる時、東アジアにもさらなる経済発展と平和が訪れるだろう。

但し、カントの第1確定条項に示されているように、東アジアのすべての諸国がより民主的で自由な国家になるために、我々は共に努力をしなければならない。今後の課題である。

注

- 1 カント著(1795)・宇都宮訳(1985、第56刷)29頁。
- 2 同上、39頁。
- 3 同上、49頁。
- 4 同上、74頁。
- 5 https://www.city.goto.nagasaki.jp/s014/020/020/020/2017/2017/2017_5.pdf(2024年11月30日閲覧)
- 6 https://www.jnto.go.jp/statistics/data/_files/20241120_1615-1.pdf (2024年11月30日閲覧)
- 7 2024年5月10日 日経速報ニュースアーカイブ

参考文献

- [1] Kant, I., (1795) Zum Ewigen Frieden, 『永遠平和のために』 宇都宮芳明訳 (1985、第56刷)、岩波文庫
- [2] 田中元・長野章・渡邊敦・片石温美・横山真吾・田添伸(2023)「浮体式洋上風力発電事業を含む海洋産業連関表の作成と分析—長崎県五島市を対象として—」『2023年度日本水産工学会学術講演会 学術講演論文集』.pp131-134.
- [3] 長野章・古屋温美・横山真吾 (2008) 『漁村などの小地域の産業連関分析 ～分析事例と応用～』, 社団法人全国漁港漁場協会
- [4] 2017年版五島市市勢要覧 : https://www.city.goto.nagasaki.jp/s014/020/020/020/2017/2017/2017_5.pdf (2024年11月30日閲覧)

〈研究論文〉

西バルカン協力イニシアティブの取り組みに関する考察

ーアルバニア共和国における国際協力機構（JICA）の取り組みを中心にー

A Consideration of the Western Balkans Cooperation Initiative:

Focusing on the efforts of the Japan International Cooperation Agency (JICA)

in the Republic of Albania

Blendi BAROLLI*

バロリ ブレンディ

本稿は、「西バルカン協力イニシアティブ」について解説した後、アルバニアにおける JICA の活動を明らかにすることを目的とした。さらに、本稿では、JICA がアルバニアで実施した数多くのプロジェクトと西バルカン諸国で実施されている Eco-DRR プロジェクトとその効果について検証した。

キーワード：国際協力、西バルカン、防災、Eco-DRR

1. 西バルカン協力イニシアティブ

日本は2018年1月西バルカン地域の社会経済改革支援を強化するための「西バルカン協力イニシアティブ」を立ち上げた¹。これにより、アルバニアにおける JICA の支援活動が拡大している。日本の外交政策の主要な柱の一つは、欧州連合（EU）加盟国及び EU 加盟を目指す国々との緊密な関係を強化することである。このため、近年、日本政府は、日本と西バルカン地域全体との政治的、経済的協力を促進するた

めに、一連の取り組みを開始した。

バルカン半島西部に位置する EU 非加盟国6か国（アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア）は「西バルカン諸国」と呼ばれ、EU への統合に向けて国内改革や地域協力に取り組んでいる²。

西バルカン協力イニシアティブは、EU 加盟を目指す西バルカン諸国に対する経済社会改革の支援と西バルカン地域内の協力促進を目的とした、日本が主導する取り組みである。2018年

*長崎県立大学地域創造学部講師

1月、安倍総理（当時）が南東欧諸国を訪問した際に発表された。

具体的には、西バルカン地域における新たな大使館の開設や西バルカン担当大使の設置等の取組を通じ、西バルカン各国との二国間関係において対話や開発協力をこれまで以上に強化していくほか、西バルカン地域の共通課題（防災、中小企業振興等）に関して日本の知見を共有し、地域協力を推進している。また、西バルカンの欧州統合を重視する EU 諸国と連携し、西バルカン協力イニシアティブを効果的に推進できるように日本政府が努めている³。

（1）背景

EU 加盟を目指す西バルカン諸国は、国内改革・域内協力を推進している。他方、EU 加盟に必要な水準の法の支配、民主主義の定着が課題であり、域内には、民族間の不信感も存在している。そこで、日本は、西バルカン地域の安定を重視しており、「西バルカン協力イニシアティブ」を立ち上げることとし、重視地域全体への協力をさらに推進していく⁴。

（2）目的

EU 加盟を目指す当該諸国の経済社会改革を支援すると同時に、地域における各国間の協力及びユーゴスラビア紛争⁵後の諸民族間の和解と協力の促進する目的である⁶。

（3）具体的施策

① 二国間協力

- ・ハイレベルでの二国間対話の促進
- ・西バルカン担当大使による各国との政策協議の強化
- ・ODA を使った各国に対する二国間経済協力の実施

- ・日本企業進出の後押し⁷（JETRO ミッションの派遣等）

② 地域協力の促進（日・西バルカン協力）

- ・西バルカン地域の共通課題（防災、中小企業振興、環境等）に知見を共有
- ・日本が触媒となり、域内協力及び地域の発展を促進⁸（西バルカン青年招へい）。

③ 第三国との協力

- ・西バルカンの欧州統合を重視する EU の有志国と協調支援を実施⁹（ドイツ、オーストリア、V4（チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア）、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア等）

1-1. 地域協力の促進に向けた具体的な取組の例

- ・第1回 日本・ブルガリア・西バルカン防災セミナーの開催（2019年）

まず、2019年2月21日と22日の二日間にわたり、洪水に関する日本・ブルガリア・西バルカン防災セミナーがブルガリアで開催された。当時のセミナーは、西バルカン協力イニシアティブの一環として実施したものであり、日本側からは内閣府、国土交通省、JICA 及び民間企業、ブルガリア及び西バルカン6カ国の防災関連省庁関係者や民間企業、さらには世界銀行や南東欧防災イニシアティブ代表まで約70名が参加した。セミナーでは、各国の防災体制の説明の他、気象災害のトレンドや、予防措置としてのインフラ開発、市民社会への啓発、民間企業の取り組み等について意見交換が行われた¹⁰。

- ・第2回日本・ブルガリア・西バルカン防災セ

ミナーの開催

2021年11月8～11日、地震対策をテーマとする日本・ブルガリア・西バルカン防災セミナーがブルガリアで開催され、イニシアティブの一環として、2019年の第1回セミナーに引き続き、西バルカン地域の共通課題である防災分野での日本の知見共有を目的として実施したものである。今次セミナーには、日本側からは内閣府、国土交通省、兵庫県庁、JICA、民間企業及び研究機関から地震対策に関わる有識者がオンラインで参加し、ブルガリア及び西バルカン諸国、クロアチアの防災関連省庁関係者や専門家等を対象とする知見共有した¹¹。

・第3回日本・ブルガリア・西バルカン防災セミナーの開催

2024年2月27～29日、ブルガリアで、日本政府及びブルガリア政府の共催で「災害リスク管理意識の向上」をテーマとする日本・ブルガリア・西バルカン防災セミナーが開催された。本事業は、2019年の第1回セミナー及び2021年の第2回セミナーに引き続き、西バルカン地域の共通課題である防災分野での日本の知見共有を目的として実施された。今次セミナーには、日本、ブルガリア、西バルカン諸国、ルーマニア、欧州委員会、国連防災機関、世界銀行、OECD、欧州宇宙機関等から政府関係者や専門家等が集い、3日間にわたり意見交換を実施した。日本側からは内閣府、JICA、民間企業から復興・防災の専門家が参加し、日本の知見を共有した¹²。

2. アルバニアと日本の関係について

1912年11月28日にアルバニアはオスマン帝国からの独立を宣言し、1913年のロンドン条約でヨーロッパ列強（Great Powers¹³）に承認

され、日本も1922年4月18日にアルバニアを国家として承認された。1925年から1928年まで、アルバニア共和国、1928年以降はアルバニア王国となったが、日本との外交関係は維持され、1930年6月20日に両国間の最初の貿易条約が締結された¹⁴。

しかし、第二次世界大戦中、三国同盟で日本と同盟を結んでいたイタリア王国がアルバニアに侵攻し、保護国とした。その結果、アルバニアはイタリアの支配下に入り、日本とイタリアは敗北し、外交関係は断絶した。戦後、アルバニアは共産党の支配下に入り、アルバニア社会主義人民共和国になった。冷戦の影響で日本との外交関係は凍結した¹⁵。

1981年3月に外交関係を再開し、1990年11月にマリレ外相（Reiz Malile）、1994年5月にはセレチ外相（Alfred Sereqi）、1998年11月には非公式ながらもミロ外相（Paskal Milo）、2004年4月にイスラミ外相（Kastriot Islami）が「西バルカン・平和定着経済発展閣僚会合」出席のために訪日している¹⁶。

2006年5月にムスタファイ外相（Besnik Mustafaj）、同年12月にはルリ経済相（Genc Ruli）

及びバシャ公共事業・運輸・通信相（Lulzim Basha）、2008年2月には、ベリシャ首相が（Sali Berisha）アルバニア首相としてはじめて訪日した。2008年11月、ティラナにおいて、第1回日・アルバニア政務協議が実施され、2009年5月、西村外務大臣政務官がアルバニアを訪問し、ベリシャ首相を表敬した。2011年2月、アルバニアで初めて日本文化紹介イベント（和楽器公演及び日本映画祭）を実施した¹⁷。

2013年4月には、城内外務大臣政務官がアルバニアを訪問し、ベリシャ首相と会談を行ったほか、2014年2月に牧野外務大臣政務官が、同年8月に伊吹衆議院議長がアルバニアを訪問

し、ニシャニ大統領（Bujar Nishani）やブシャティ外相（Ditmir Bushati）等と会談を行った。また、2015年4月にブシャティ外相が訪日し、日・アルバニア外相会談が行われた。

地域における存在感と活動を強化するための措置としては、2017年1月にアルバニアに大使館を開設した。アルバニア大使館の開設以来、日本とアルバニアの間の交流が増加していることが注目されている。2017年7月には、在アルバニア日本国大使館の開館式に際し、岸外務副大臣がアルバニアを訪問した。2018年2月のミュンヘン安全保障会議の機会に、河野大臣とブシャティ外相との間で日・アルバニア外相会談が実施された。2022年9月の国連総会ハイレベル・ウィークの機会に、林外務大臣とジャチカ欧州・外務大臣（Olta Xhaka）との間で日・アルバニア外相会談が実施された。2023年2月

にはラマ首相（Edi Rama）が実務訪問賓客として来日し、当時の岸田総理大臣と首脳会談を実施した¹⁸。

3. アルバニアにおける日本（JICA）の支援活動

独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下JICA という）は2000年初頭に活動を開始して以来、25年間以上にわたりアルバニアで活動を行っている。これまで、都市計画、環境、観光、保健、農業、融資、アルバニアの専門家への研修などは主な分野である。また、JICA 支援以外、日本政府は1998年以降、アルバニア政府に対して3件の非プロジェクト無償資金協力と、草の根プロジェクトの枠組み内で23件の無償資金協力を行っている。

表 1. アルバニアにおける代表的なプロジェクト

プロジェクト名	事業形態	分野課題	期間／締結年月
ディヴィアカ・カラヴァスタ国立公園における生態系に基づく管理に係る能力開発プロジェクト	技協	自然環境保全	協力期間：2021 年 5 月～ 2024 年 5 月
小規模農家金融包摂プロジェクト	技協	貧困削減	協力期間：2017 年 10 月～ 2022 年 6 月
ティラナ・ドゥレス地域デジタル地図作成能力向上プロジェクト	技協	都市開発・地域開発	協力期間：2017 年 5 月～ 2020 年 6 月
廃棄物量削減・3R 促進支援プロジェクト	技協	環境管理	協力期間：2014 年 5 月～ 2017 年 5 月
ティラナ市都市インフラ近代化プロジェクト	技協	都市開発・地域開発	協力期間：2011 年 6 月～ 2013 年 1 月

出典：JICA の代表的なプロジェクト（アルバニア）のデータに基づく筆者が作成。

アルバニアの将来を見据え、日本政府は、均衡ある持続可能な経済発展を支援することを基本方針（大目標）としている。その中に、重点分野1（中目標）の開発課題（小目標）としては環境である。

まず、現状と課題について、アルバニアは競争力のある持続可能な経済発展を目指しているが、都市部への人口流入や産業の活性化により、自然環境や市民の生活環境に対する負荷が増大している、と指摘されている。アルバニアはEU加盟候補国であり、EU加盟に際して要件となっている環境対策にあたっては、EU指針に準拠した対応が求められている¹⁹。そこで、環境改善プログラムとして、日本の有する優れた技術と知見を活かしつつ、アルバニアの持続可能な経済発展に必要な環境インフラ整備や人材育成を支援すると定めている²⁰。

具体的に【開発課題への対応方針】として、環境対策に係る政策策定や法制度整備については、将来のEU加盟を見据えてEU基準に則って進められていることから、EUを含む欧州諸国のドナーが中心となって実施することが妥当である。日本は、上記以外で比較優位性のある下水道整備、廃棄物管理、国立公園の管理等の分野で資金協力及び技術協力を通じて同国の環境分野への取組を支援する²¹と明記している。

さらに、重点分野2（中目標）の開発課題（小目標）としては、「均衡ある発展」。

現状と課題について、アルバニア全体の貧困率は半減したものの、地方労働人口の大多数が従事する農業は規模が小さいため生産性が低く、また、社会サービス及びインフラ整備は不十分であり、都市部に比べ地方部の貧困率は依然として高い。他方、都市部には地方から人口が流入し、人口増加に対応したインフラ整備や雇用の確保が大きな課題となっており、都市部

と地方部の格差を是正し、均衡ある発展が求められている²²。

具体的に【開発課題への対応方針】として、日本は、比較優位性のある農協運営や地場産業、観光業等の分野で、人的、組織的能力の向上を図る技術協力を通じて同国の均衡ある発展に向けた取り組みを支援する。さらに、地方の社会セクターのうち主に教育施設の整備や改修を支援する²³と明記している。

4. Eco - DRR の定義と概要

近年、日本において、地域の経済振興、防災減災、環境保全など、様々な社会課題の解決に向けて、グリーンインフラ、及び生態系を活用した防災・減災「Eco-DRR：Ecosystem-based Disaster Risk Reduction（以下 Eco-DRR という）」に注目が集まっている（西田ほか、2023）。

生態系を活用した防災・減災 Eco-DRR とは

生態系を活用した防災・減災 Eco-DRR は生態系の保全・再生を通じて防災・減災や生物多様性を含めた地域の課題を複合的に解決しようとする考え方である²⁴。

Eco-DRR には、洪水緩和に向けた湿地の保全・再生や、土砂災害の防止や水源涵養を目的とした森林整備、沿岸域の海岸防災林や河川の水害防備林の保全など、様々な自然災害を対象とした幅広い取組が含まれる。また、Eco-DRR は防災・減災や生物多様性の保全に寄与するだけでなく、地域に自然と触れ合う場を提供するといった社会的な効果や、エコツーリズムの実施等による経済的な効果、さらには、森林や泥炭湿地などの自然生態系は二酸化炭素の吸収源にもなるため、気候変動緩和策としての効果

も期待できる²⁵。

Eco-DRR が途上国にもたらすメリット

このような Eco-DRR が、人工構造物に比べて、現地で調達可能な資材を活用したり地域住民自らが管理できたりと、整備や維持管理の費用を大幅に抑えることが可能であり、防災・減災に充てる資金が限られている開発途上国においては、先進国に比べよりメリットが大きいと考えられる。

また、途上国の農山村地域では、住民が周辺の森林等生態系から得られる食料・燃料等に依存している場合も多く、その生態系の維持・保全にも資する面もある²⁶。

JICA が途上国で実施してきた Eco-DRR の取組みについて

JICA では、Eco-DRR という言葉が使われる以前から、途上国において生態系の機能を活用した防災・減災に取り組んできた。例えば、中国、ペルーなどにおいて、山地斜面の保全のために植林を組み入れてきた²⁷。

現在では、自然環境分野の協力に関する戦略の中に Eco-DRR を位置づけるとともに、マケドニア、インド、イランなどにおいて関連技術協力プロジェクト（※）を実施し、開発途上国における Eco-DRR の取組みの支援を行っている²⁸。

4－1．北マケドニア共和国の取り組み事例

プロジェクト名：持続的な森林管理を通じた、生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) 能力向上プロジェクト

プロジェクト期間の計画予定は2017年10月

～2022年10月でであったが、コロナ禍の世界的大流行により、日本人専門家が日本から北マケドニアに渡航できなかった影響で計画実績は2017年12月～2023年12月までに延長した²⁹。

プロジェクトの背景

北マケドニアの国土の約 37%が森林に分類されており、劣化した森林と灌木の面積は森林の 27%である。森林のかかなりの割合が急傾斜地にあり、土壌保全や流域管理の観点から森林生態系の維持・管理が必要とされている。また、北マケドニアにおける最大の環境問題は、森林火災の多発である³⁰。

2007年に発生した森林火災の深刻さのため、政府は非常事態を宣言し、危機管理センターは危機管理のための国家システムのメカニズムを通じて行われる活動の完全な国家的調整と統制を行うことになった。2007年の状況と、森林火災のリスク管理のための国家システムを強化する必要性が、森林火災の予防と早期警報の統合システムを確立するための JICA の技術協力プロジェクトを要請するきっかけとなった³¹。

「森林火災危機管理能力向上プロジェクト」と題されたこのプロジェクトは、2011 年から2014年まで、危機管理センターを通じて北マケドニア政府と JICA が共同で実施してきた。プロジェクトの目的は、「森林火災の予防と早期警報のために国内の関連機関に情報を伝達し、それらを調整する危機管理センターの能力を強化する」ことであり、プロジェクトの実施を通じて、農業・森林・水経済省、マケドニア森林公社、その他の関連機関など、森林火災のリスク管理に共通の責任を持つ他の組織と協力して、「北マケドニア森林火災情報システム (Macedonian Forest Fire Information System)」が開発された³²。

持続可能な森林経営と相乗効果を発揮する生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）に関する対策および活動により、北マケドニアにおいて、洪水、地すべり、土壌侵食、森林火災の長期的な災害リスクが軽減されると本プロジェクトの上位目標はであった。さらに、森林生態系の多様な機能を利用し、洪水、地すべり、土壌侵食、森林火災に対する「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」のモデルが開発されるとプロジェクトの目的を設定した³³。

5. 2024年のJICA 国別研修（Eco-DRRを軸とした防災・減災）

この研修は2024年10月7日から10月18日までの約2週間にわたって実施され、筆者が研修管理員（アルバニア語）として勤めた。日本国内のEco-DRRの取り組みについて学ぶ機会を提供した有意義な研修会であった。

これから以下に、研修活動を踏まえてアルバニアにおけるEco-DRRの取り組みについて検討していく。

プロジェクト名：国家森林火災情報システム（NFFIS）とEco-DRRによる災害リスク削減のための能力強化プロジェクト（Project on Capacity Building for Disaster Risk Reduction through NFFIS and Eco-DRR）

事業の背景と必要性：アルバニアはバルカン半島の南西部に位置し、モンテネグロ、コソボ、北マケドニア、ギリシャと国境を接し、西はアドリア海およびイオニア海に面している。気候は海岸部で地中海性、内陸は大陸性気候である。年間降雨量は1000mmを超え、夏季は乾燥して暑く、冬は内陸で大量の降雪がある。ア

ルバニアの災害リスク削減（Disaster Risk Reduction。以下「DRR」という。）のための基本的戦略文書である「国家 DRR 戦略 2023-2030」（2023 年 3 月）では、同国の主要な自然災害として森林火災、洪水、地すべり、地震を挙げている³⁴。

国土の約 39.9%が森林であり³⁵、森林火災は乾燥した夏季に頻繁にみられ、2000 年以降は発生頻度および被害面積が増加傾向にある。2012 年から2017年までの平均で、年間火災発生件数は214件、年間焼失面積は3,476ha（草地を含む）となっている³⁶。

森林火災が増加すれば、森林の回復が遅れ、土壌の涵養機能が低下し、土壌侵食による二次的な自然災害が発生する可能性があり、対策の遅れは国土をさらに脅かすことになると同時に森林火災も温室効果ガス排出源となる³⁷。

日本は、西バルカン地域にある北マケドニア政府に対して「森林火災危機管理能力向上プロジェクト（2011-2014）」を実施し、「森林火災早期警報システム」を構築した。また、同システムの成果を共有する第三国研修「森林火災の予防及び早期警報のための統合システムの開発（2015-2017）」を実施し、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、モンテネグロ、セルビアとの共有を図った³⁸。

北マケドニアにて「持続的な森林管理を通じた、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）能力向上プロジェクト（2017-2023）」、モンテネグロ及びコソボにて「国家森林火災情報システム（NFFIS）とEco-DRRによる災害リスク削減のための能力強化プロジェクト（2021-2026）」を実施している。これら協力を通じ、森林火災及びその他災害に有効な拡張性のある国家森林火災情報システムの開発・導入及び「生

態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」の実証を通じた、自然災害の防災・減災の為の能力強化を推進している。森林火災は国境を超える課題であり、周辺地域での協力を踏まえ、このたびアルバニア政府より類似の協力実施の支援要請がなされた³⁹。

研修内容

2024年10月7日の規定ブリーフィング後、表敬訪問でJICA 本部地球環境部プロジェクトの成果や今後の活動方針について意見交換が行い、最後に研修の目的について担当者から説明があった。10月8日に林野庁から日本の保安林制度・治山事業、そして、総務省消防庁から日本における災害対応活動紹介の講義を受講した。

10月9日に、国立研究開発法人 防災科学技術研究所へEco-DRR、グリーンインフラ関連研究の紹介の講義を受講後、森林総合研究所で風、津波、雪崩に対応するF-DRRについて学んだ。

10月10日に、足柄歴史再発見クラブから富士山と酒匂川について講義、酒匂川・早雲山・箱根ジオパークとジオミュージアムを見学及び現地の講師と意見交換会が行った。

10月11日に、日本の海岸林Eco-DRRの典型例としての講義後、湘南海岸公園を視察した。

10月15日に、千葉県北部森林事務所にて内陸防風保安林講義を受講と現地視察、10月16日に、足尾環境学習センターにて足尾銅山復興の歴史および治山、土壌流入対策の講義と現地視察、10月17日に、桐生広域森林組合にて2014年の群馬県桐生市山火事被災地の復旧についての講義および意見交換会実施後、栃木防災館での地震体験・大風体験・煙体験・大雨体験できた。

10月18日に、報告会準備及び報告会を開催

した。

アルバニアの地形は山岳地帯であり、多様な生態系が存在し、そして大きな水域によって特徴づけられており、侵食プロセスが加速している。また、近年、アルバニアでは領土全域で森林火災が大幅に増加している。これらの火災は、気候変動や自然条件、人間の活動など、さまざまな要因によって引き起こされている。これらの火災の影響は深刻となっており、土壌の劣化、生物多様性への影響、地域社会への危険をもたらしている。そのため、森林の保護を強化するためには、生態系の修復と保全の取り組みを実施することが不可欠である。

そこで、本研修からいくつかの重要な洞察が強調することができる。

まず、自然災害のリスクを軽減することを目的とした自然ベースの介入の有効性の評価と監視すると同時に、持続可能な開発を優先しながら自然生態系を活用すべきである。さらに、山岳地帯の森林の健全性と機能を高めて被害を軽減し、非凡で革新的な場所を探索する必要がある。山岳地帯の森林の利用と活力を高め、被害を防ぎ、総合的な環境管理のためにグリーン、グレー、ブルーのインフラシステムを統合する必要がある。

ついに、研修中に得た知識とアルバニアという国の特性に基づいて、災害リスク軽減を強化するためにいくつかの技術を適用できると考えられる。

まず、生態系の修復と保全に焦点を当てた取り組みは、生物多様性を高め、災害のリスクの予防と軽減を強化することができる。

そのために、具体的な対策は以下になると指摘できる：

- ・状態を評価し、修復が必要な地域を特定するための監視と包括的な森林評価を行う。
- ・その後、森林火災のリスクを軽減し、土壌浸食を防ぐことを目的とした持続可能な森林管理手法を開発と実施すること。さらに、脆弱な地域での侵食を効果的に防止するために、ベスト プラクティス プロジェクトの調査結果を取り入れながら、植林活動を推進すると同時に災害リスク予防と被害評価のため地図データベース構築していくと考えられる。

6. まとめ

日本のアルバニア事業展開計画(2022年4月)では、環境対策はEU加盟に向けてEU指針に準拠した対応が求められる為、援助重点分野に「環境」を掲げている。本事業は「環境」に位置づけられている。またJICA「課題別事業戦略(グローバル・アジェンダ)17. 自然環境保全」のうち、「陸域持続的自然資源管理」では、「2030年までに、陸域の自然環境保全を担う中央／地方政府における40以上の機関の体制が強化され、本事業はこれに貢献するものである⁴⁰。さらに、本事業は、2018年1月、安倍総理(当時)が南東欧諸国を訪問した際に発表した、EU加盟を目指す西バルカン諸国に対する経済社会改革の支援と西バルカン地域内の協力促進を目的とした、「西バルカン協力イニシアティブ」に位置付けられる。

アルバニアにおいて、森林火災の予防・早期警戒のための国家森林火災情報システム(NFFIS)の開発・導入、およびEco-DRRを通じた防災能力強化の実証、これら成果の国・地域の取組みへの反映を行うことにより、もってアルバニアにおける市民保護システムの強化

に寄与するものである⁴¹。

参考文献

1. 森田 晃世、玉村 雅敏、「自治体とJICAの地域連携による地域活性と国際協力の相乗効果－JICA草の根技術協力事業地域活性型の事例分析から」、地域活性学会研究、2024年、Vol.20
2. 独立行政法人国際協力機構(JICA)、アジア航測株式会社、国際航業株式会社「北マケドニア共和国持続的な森林管理を通じた、生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)能力向上プロジェクト」事業完了報告書
3. 環境省、「持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)の手引き」

脚注

- 1 2018年1月、安倍総理(当時)が南東欧諸国を訪問した際に発表された(出典:外務省、https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c_see/page24_001233.html)、2024年12月1日閲覧
- 2 Fact Sheets on the European Union、<https://www.europarl.europa.eu/factsheets/en/sheet/168/the-western-balkans>、2024年12月1日閲覧
- 3 https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c_see/page24_001233.html、2024年12月1日閲覧
- 4 外務省、西バルカン協力イニシアティブ概要、2024年10月、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100133257.pdf>、2024年12月1日閲覧
- 5 1990年代初頭、ユーゴスラビア社会主義連邦共和国はバルカン半島で最大かつ最も発展し、多様に富んだ国の一つであった。それはボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、マケドニア、モンテネグロ、セルビア、スロベニアの6つの共和国から構成される非同盟連邦だった。6つの共和国に加えて、コソボとヴォイヴォディナの2つの独立した地域がセルビア共和国内の自治州の地位を維持した。1980年代後半から1990年代前半にかけて、東ヨーロッパで共産主義が崩壊し、民族主義が復活し

- たことと時を同じくして、ユーゴスラビアは激しい政治的、経済的危機の時期を経験した。ユーゴスラビアの紛争に関する詳細について：United Nations International Criminal Tribunals, <https://www.icty.org/en/about/what-former-yugoslavia/conflicts>, 2024年11月29日閲覧
- 6 外務省、西バルカン協力イニシアティブ概要、2024年10月、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100133257.pdf>
- 7 Ibid
- 8 Ibid
- 9 Ibid
- 10 外務省、日本・ブルガリア・西バルカン防災セミナーの開催、https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c_see/bg/page4_004780.html、2019年2月26日、2024年12月1日閲覧
- 11 外務省、第2回日本・ブルガリア・西バルカン防災セミナーの開催、https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c_see/page24_001549.html、2021年11月19日、2024年12月1日閲覧
- 12 外務省、日本・ブルガリア・西バルカン防災セミナーの開催、https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c_see/bg/pagew_000001_00448.html、2024年3月18日、2024年12月1日閲覧
- 13 Eduard Fueter、「World History, 1815-1920」
- 14 日本国「アルバニア」国間修好通商条約、日本国「ルーマニア」国間通商ニ關スル交換公文
- 15 NHK取材班編『NHK 特集 現代の鎖国アルバニア』日本放送出版協会、1987年
- 16 外務省、アルバニア共和国 (Republic of Albania) 基礎データ、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/albania/data.html>、2024年12月1日閲覧
- 17 Ibid
- 18 Ibid
- 19 外務省、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072650.pdf>、2024年12月1日閲覧
- 20 Ibid
- 21 Ibid
- 22 Ibid
- 23 Ibid
- 24 環境省 自然環境局生物多様性センター「生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) の基礎情報」、<https://www.biodic.go.jp/Eco-DRR/index.html>、2024年11月24日閲覧
- 25 Ibid
- 26 Ibid
- 27 Ibid
- 28 Ibid
- 29 独立行政法人国際協力機構 (JICA)、アジア航測株式会社、国際航業株式会社「北マケドニア共和国持続的な森林管理を通じた、生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) 能力向上プロジェクト」事業完了報告書、p. 1
- 30 Ibid
- 31 Ibid
- 32 Ibid. p. 2.
- 33 Ibid
- 34 国際協力機構 JICA 地球環境部 自然環境第二チーム「アルバニアの事業事前評価表」、2023年、p. 1.
- 35 アルバニア Forest Statistics 2021
- 36 アルバニア National Forest Policy 2019-2030
- 37 Ibid
- 38 国際協力機構 JICA 地球環境部 自然環境第二チーム「アルバニアの事業事前評価表」、2023年、p. 2.
- 39 Ibid
- 40 Ibid
- 41 Ibid. p.3.

〈研究論文〉

現代中国農村における「共同関係」論再考

内山 雅生^{*}
祁 建民^{**}

はじめに

本稿は、2020年3月に発表された祁建民「中国における伝統的な水利「共同関係」とその変容——山西省霍州市・洪洞県四社五村を中心として——」¹の続編でもある。祁の前稿は、2022年3月に汲古書院から祁建民・弁納オー・田中比呂志主編『中国の農民は何を語ったか——華北農村訪問聞き取り調査報告書（2007年～2019年）——』が出版される以前のため、祁と内山が纏めた調査記録をもとに、四社五村の水利関係の歴史の変容過程を具体的に説明したものである。ただ祁は論証の初めに、戦前・戦中期の『中国農村慣行調査』と1990年代に実施した調査農村での再調査から、中国農村社会の構造を「共同体」をキーワードとして分析した内山『現代中国農村と「共同体」 転換期中国華北農村における社会構造と農民』（御茶の水書房、2003年2月）に依拠して、「共同体」研究の意義を論じているが、内山著書でも不明確であった「共同体」と「共同関係」の使い分けが継続され、読者にとっては論稿の意図がわかりづらくなってしまった。

内山が前掲書において、「共同体」と「共同関係」の使い分けを明確に説明しなかったのに

は、以下のような事情が関与している。

第一の理由は、旗田巍（敬称略。以下同様）が1973年に岩波書店から刊行した『中国村落と共同体理論』で紹介したように、戦中期の華北での実態調査をもとにした平野義太郎と戒能通孝の間に展開した論争にみられるように、中国農村に「村落共同体」は存在するか否かという二者択一的な「共同体論争」に巻き込まれることを避けたことによる²。まして1977年に『東洋史研究』第36巻1号に発表された、中国農村調査の泰斗とも言うべき天野元之助による旗田著書への書評の中で、「中国研究者の間に『村落共同体』といった定型概念がいったい定着しているのか、マルクスの見解のほか、若い学徒の共同体論がしばしば論ぜられるとき、きっと此の旗田君の労作が無造作に引用される。私はその無造作の引用で自説を論証せんとする新人の態度に遺憾さを覚え、おもいきって筆を執った」と記されており、内山は「共同体」という語句の使用に、慎重にならざるを得なかった。

第二の理由は、内山が中国農村研究を開始した1970年代後半においては、いわゆる「大塚史学」批判の潮流が大きな影響力を持ち、インド史研究者の小谷汪之により、大塚久雄のみならず、マルクスの「アジアの共同体」が「幻想に

^{*}内山雅生：（公財）東洋文庫研究部専任研究員、国立大学法人宇都宮大学名誉教授。

^{**}祁建民：本学国際社会学部教授。

すぎない共同体」像として厳しく批判されていた状況³の中で、あえて当時の内山にとっては、中国における「共同体」を問題設定することが、当面の緊急課題とはなりえないと判断していたからである。従って、内山は「近代中国における地主制」(『歴史評論』319号 1976年)を発表以来、「共同体的関係」としての「共同関係」という語句を使用してきた。

しかし、内山は、前掲書刊行にあたって、表題にあえて「共同体」の語句を使用した。それは、大学院時代の恩師の一人である堀敏一のゼミ等で、西嶋定生、増淵龍夫、谷川道雄などの研究を通して、中国前近代史における「共同体」問題の重要性を教示されたことに起因する。果して明清以降の中国社会において、「村落共同体」は存在しなかったと断言するだけで、中国農村社会をトータルに捉えうるかという疑問からの問題設定であった。しかし「共同体」という語句を使用したために、やがて奥村哲から厳しい批判を受けることになる⁴。「共同関係」との関係の不十分としたままの「共同体」の使用は、祁も含めて内山の研究を参考とした次世代の研究者に混乱と誤解を与えたかもしれない。

そこで祁と内山が相談して、本稿を共同執筆として、まず内山が、マルクスやヴェーバーを念頭に、大塚久雄からの「共同体論」の系譜や、1970年代からの「共同体主義」の言説、さらに近年の大塚久雄に関する研究の新たな成果や「多重構造の共同体」論も含めて近年の研究を整理し、さらに祁が、現代中国における「共同体」問題の取り上げ方を検討しながら、改めて「共同体」との対比から「共同関係」を再考するものである。

第1章 晩年のマルクスと「アジアの共同体」

1、斎藤幸平のマルクス研究と「共同体」

近年、アムステルダムにある社会史国際研究所に保管されている、晩年のマルクスが遺した研究ノートやメモ類などの未刊行の一次資料に注目して、晩期マルクスが、「物質代謝」をキーワードに、ポスト資本主義社会の姿を、地球環境の持続的可能性と関連させ、「環境社会主義(ecosocialism)」を構想していたと主張し、「社会的に人々に共有され、管理されるべき富」としての「コモン」という概念から、マルクスを再解釈する斎藤幸平の研究が注目されている。

斎藤の主要業績は、ベルリン・フンボルト大学に提出した博士論文と、日本に帰国後の論稿を纏めた『大洪水の前に マルクスと惑星の物質代謝』(初版は堀之内出版、2019年。2022年に角川ソフィア文庫版として加筆修正)という学術書だが、むしろZ世代の若者を意識して出版された『人新世の「資本論」』(集英社新書、2020年)と、『ゼロからの『資本論』』(NHK出版新書、2023年)が話題とされることが多い。

斎藤は『人新世の「資本論」』の中で、マルクスが『資本論』第一部を刊行してから16年後に急逝して、『資本論』の完成が遅れた理由として、晩年のマルクスが取り組んでいたエコロジー研究と共同体研究が関与していると強調し、マルクスの「アジアの共同体」への思索が、「ザスーリチ宛の手紙」に典型的に見られるとして紹介している。

この点では、斎藤は『ゼロからの『資本論』』の中で、従来から「資本主義跳び越え論」の論証として、しばしば取り上げられてきた「カウディナのくびき門」の説明も含めて、より詳細に紹介している。

「マルクスが晩年に獲得した新しい歴史観が最もはっきりと現れているのが、1881年に書かれたロシアの女性革命家ヴェラ・ザスーリッチに宛てて執筆した手紙の草稿です。(中略) マルクスによれば、ロシアは資本主義という屈辱的な道(「カウディナのくびき門」とはサムニウム戦争で降伏したローマ兵が、半裸にされ、敵兵の前で頸木の下をくぐらされた屈辱の状態を指します)を通ることなく、ミール共同体を基礎として、一気に Kommunismus へと至ることができる。つまり、資本主義を無理やり導入して共同体を破壊したりする必要はない。そのような外的な強制力なしに、ロシアの共同体は西欧資本主義の果実をうまく取り込みさえすれば、自分たちの力で、Kommunismus(=「近代社会が指向している経済制度」)を打ち立てることができるということです。」(194-195頁)

もちろん『人新世の「資本論」』でも「マルクスは中世まで生き延びたこの社会的共同性を『新しい共同体』と呼び、高く評価する」とか、「資本主義という段階を経ることなしに(=「カウディナのくびき門を通ることなしに」)、ロシアは Kommunismus に移行できる可能性がある」と、マルクスがはっきりと認めている事実である(傍点は原文のまま、以下同様)と述べ、マルクスが「単線的な歴史観とヨーロッパ中心主義から決別していた」と言及している。

以上に紹介した斎藤の問題提起には、前近代社会における「共同体」を、「経済成長をしない循環型の定常型経済であった」と断定し、晩年のマルクス理解に関する重要な研究課題を提起しているが、姜尚中の近著『アジアに生きる』(集英社新書、2023年)でも、ロシア経済史を学んでいた学生時代の無二の親友から、「ヴェラ・ザスーリッチへの手紙」により、「マルクスは一時期、ロシアのミール共同体が、私的所有

に汚されていない、原スラブ的・血縁的・家父長的共同体の末裔であり、それが欧米的な資本主義化とは違う『非資本主義』的な近代への可能性を秘めていると考えていた」(65頁)と聞かされた若き日の姜が、「半ばロマン主義的な幻想をロシアに投影した」と論及したように、21世紀という現代社会において改めて「アジア的共同体」への幻想が再生される危険性が窺える⁵⁾。

2、「東方社会理論」とマルクス理解

近年では、斎藤が「国家資本主義」と批判する現代中国において、「一面的なマルクス理解に結びつく社会主義論」とも揶揄される「東方社会理論」が中国学界を席卷している。

この「東方社会理論」については、福本勝清『アジアの生産様式論争史——日本・中国・西欧における展開』(社会評論社、2015年11月)に所収された「第六章 中国におけるアジアの生産様式論の後退と東方社会理論の興起」が、「東方社会理論」の中核となる「カウディナ峠資本主義跳び越え論」を詳しく説明しているので、以下に検討してみる。

「今世紀に入り、中国経済の顕著な発展とともにカウディナ峠跳び越え論および東方社会理論はいよいよ隆盛を極めていく。そして、この十年間のこの種の論文の過半は、理論工作者あるいはイデオロギー部門の工作者たちによる、画一化された論調の、内容に乏しいものである。しかし、それにもかかわらず、カウディナ峠跳び越え論や東方社会理論は、論壇を席卷続けるであろう。というのも、現実がそれを要求しているからである。鄧小平南巡講話以降の、中国社会主義の実践を支える理論を、マルクス主義の創始者の言説に求める必要がある以上、

何であれ、それはつくりださなければならなかったからである。その意味では、如何に、本来の意味から遠く離れていようと、カウディナ峠跳び越え論は、有効性を失うことはないと考えられる。」(297頁)

「中国の論客たちの本音は、西欧の進んだ科学技術、豊かな資金は欲しい、だが、文化は中国の方が進んでいるので、もしくは外国のものは汚れているので、取り入れる必要はない、ということであろう。政治文化の取入れは、民主集中制を犯すので拒否される。すなわち専制が継続されるということである。東方社会理論は、結局は中国の伝統思想である中体西用論の現代版に過ぎないものになっているといわざるをえない。」(299頁)

さらに福本は、この「カウディナ峠」という語句が出てくるマルクスの当該箇所に関する原文(フランス語版)、ドイツ語版、英語版、中国版を比較して、「中国語訳は、間違っているわけではないが、文のかかり方が、中国語訳では異なっており、中心となる文意が逆になっているといえる。原文及びドイツ語訳とも、できると言われているは、資本主義が作り上げた一切の積極的成果を吸収すること、自らのものにする、ことである。そして、カウディナ峠の岐路(ふたまた山道)を経ることなしに、あるいはドイツ語訳ではカウディナのくびきをくぐることなしに、可能となるのだということが後から追加されている。つまり、中国語訳で問題となっている、カウディナ峠は『通過しなくてもよい』なのか、それとも『跳び越えることができる』なのか、といった議論は、最初から成り立たない、あるいは少なくとも文の中心的な意味ではないと考えられる」(302頁)と説明し、清末以来の「中体西用論」に依拠した現代中国における「東方社会理論」の独善性を指摘したことは

秀作と言える。

その限りでは、経済思想家としての斎藤の指摘した、晩年マルクスが注目した「アジアの共同体」に関する言説の取り上げ方も、資本主義社会を批判するあまりに、「共同体」内に存在する階級問題も含めて、歴史的分析を捨象し、前近代社会における「共同体」を無媒介的に「美化する危険」が内在していないかと危惧する。

そこで次に、改めて戦後日本における「共同体」に関する言説を整理して再考してみる。

第2章 経済史学者大塚久雄『共同体の基礎理論』と「共同体理論」

経済史学者の大塚久雄が、1955年に岩波書店から『共同体の基礎理論』を刊行したのは、戦後日本における民主化の障害としての「村落共同体」の残存への批判として「共同体解体論」を提起したことは周知の事実である。東大経済学部在学中に、直接大塚の講義を受講した、東南アジア農村社会学者の北原淳は、大塚が「講義でも、戦時疎開中の相模原の『むら』の体験から、村入り、村八分などの話が良く雑談の話題となった」と、北原『共同体の思想 村落開発理論の比較社会学』(世界思想社、1996年)で語っている。北原の著書は、タイでの現地調査を踏まえて、近代工業化するアジアを展望し、市民社会との共存を志向する「新たな村落共同体論」を提起した意欲作であり、30年を経た現在でもその先見性の鋭さには目を見張るものがある。

ところで、周知のように大塚は、1969年に岩波書店から『共同体の基礎理論』が収録された『大塚久雄著作集 第七巻』が刊行された際に、「後記」に『共同体の基礎理論』の誕生の経緯を次のように説明している。

「考えてみると、共同体に対する私の関心はかなり古いものである。一九三三年(昭和八年)に法政大学経済学部ではじめておこなった『西洋経済史』の講義案草稿をみても、すでに共同体問題にかなり詳しく論究している。しかし、それはまだまだヴェルナー・ゾムバルトの理論にまったくおんぶした格好のものであり、また中世都市論(ギルドの問題も含めて)にも或る程度のウェイトをおいていたことが思い起こされる。(中略)私が一九三五年(昭和十年)前後以降ゾムバルトの理論的影響からしだいに脱れて、ヴェーバーやマルクスの理論的枠組みのなかに新しい導きの糸を探し求めていたことは、すでに折にふれて述べたが、それは共同体の問題についても同様であった。ただ、当時としては、『共同体の基礎理論』を『資本論』のなかに探し求めることなど私にとっても意外のことであったので、さしあたってはヴェーバーの *Wirtschaft und Gesellschaft* や *Wirtschaftsgeschichte* をそうした視角から読んでいくことになった。そして、なかでも *Wirtschaftsgeschichte* が分業論→共同体論→市場論という問題観点から構築されていることが明瞭に分かってきたとき、私はまさに驚きの声を発せんばかりであった。それは『近代欧洲経済史序説』上巻の公刊直後、つまり戦争末期の疎開地のことであったと記憶している。ところで、この新しく獲得された観点から眺めなおしてみると、『資本論』の叙述もまた私にとって以前とはかなり異なった相貌を呈してくることになった。『資本論』の叙述、とくに注のなかに多い共同体に関する論及が、決して単なる添物でないことが、はっきりと分かってきたのである。そのころ暫くのあいだ、注から『資本論』を読むという奇妙なことをやったのも、そのためであった。それから一、二年後、マルクスの遺稿『資本制生産に

先行する諸形態』が飯田貫一氏の手によって邦訳され、さらにまもなく、そのドイツ語の原文も入手することができた。これは共同体論に関する私の問題観点をほぼ決定的なものとしたといつてよい。それから病氣療養と遅々とした準備の数年があったが、『共同体の基礎理論』はだいたいこのようにして生まれでたものである。」(395頁)

以上から、大塚がヴェーバーの『経済史』や『経済と社会』を手掛かりに、マルクスの提起した「共同体」の変遷過程を理解していたこと、さらに前述した北原による大塚の講義体験も踏まえれば、1944年3月から神奈川県と瀬町(現相模原市)⁶での2年間の疎開生活での大塚自身による農村生活体験が、「民主化」を控えた戦後日本社会にとって、残存する明治期以降の天皇制を支えた日本社会に内在してきた「共同体」に対する危機感の強い問題意識となって、残存する「共同体」の解体により近代市民社会が成立するという論理を打ち立てたことが理解できよう。

やがて、『共同体の基礎理論』は、大塚が勤務先の東京大学大学院社会科学研究科経済史専門課程での、1952年度、および1953年度の講義草案『共同体の基礎理論——経済史総論講義案』となり、1955年に岩波書店より初版の単行本として刊行された。第二版は1970年に、1969年には『大塚久雄著作集 第七巻』として、2000年には姜尚中の解説を加えた『岩波現代文庫』版が、2021年には小野塚知二の編集で、「他六篇」の論文を加えた『岩波文庫』版がいずれも岩波書店から刊行されている。

「第一章 序論」で、大塚は、「原始共同態」*ursprüngliche Gemeinschaft* の歴史的連関にも触れながら、注で「『共同体』は *Gemeinde* の訳語である。これに対して、*Gemeinschaft* には

『共同態』、Gemeinwesen には『共同組織』の訳語をあてることとした」と論及していたことは、本稿の主題との関連から注視すべきことである。

さらに「第二章 共同体とその物質的基盤」の中で、「富」の包括的な基盤としての「土地」から説明し、「共同体」解体の機動力としての「共同態規制」としての桎梏、「固有の二元性」、「共同体内分業」と「共同体間分業」などの概念規定を紹介し、「第三章 共同体と土地占取の諸形態」として、姜尚中が『アジアに生きる』で、「資本主義生産様式に『先行する』諸形態として、『アジア的形態』→古代ギリシアやローマ帝国の都市共同体である『古典古代的形態』→中世イギリスやヨーロッパにおける中小自営農民による土地の私的所有関係が共同体の占取の中で構築されていく『ゲルマン的形態』として実体化され、この『理念型』的共同体の諸形態の発展段階が『近代』への発展段階とほぼ重なり合っていた」（33-34頁）と紹介したように、「近代」への発展史が明快な「大塚史学」として語られている。

しかし、北原淳は前掲『共同体の思想』の中で、大塚の『共同体の基礎理論』の登場の背景として、大塚の著書の出版が「戦後民主改革の一環としての農地改革がおこなわれた直後だった。この農地改革の評価をめぐって革新陣営の政治的意見が割れていた。農地改革が戦前の『寄生地主制』を完全に払拭したかについての評価である。社会党系の人々は農地改革で地主勢力は後退したと主張し、共産党系の人々は農地改革は不完全であり、地主勢力は農村に残存していると主張した。こういう社会体制的な論争を背景に登場したのが、『共同体理論』であった」（52頁）と語り、「革新勢力による政治的な主張を学問的に間接的に支持した」（53頁）と断

言し、当初より大塚の論説が、戦後日本における「近代化」の内実をめぐっても、いわゆる戦後直後における「講座派」と「労農派」の論争も含めて、極めてイデオロギー的要素を内包した問題提起である側面を指摘している。

さらに北原は『『共同体の基礎理論』を表面的に読む限り、農業共同体のアジア的形態、古典古代的形態、ゲルマン的形態という形態の区分、この形態の順に農業経営の私的所有と生産力が発展してゆく論理、遅れたアジア的共同体と進んだゲルマン的共同体という対比、などが目につく。共同体的構造が解消してゆく一般理論がみえにくい一因はやはり叙述にあらう」（49頁）と厳しい批判をしている。

この「一般理論がみえにくい」大塚の「共同体理論」による問題提起は、「西欧とアジアの二分法」に留まる「大塚史学」の「アジア理解のパラダイム」に失望し、エドワード・サイードの『オリエンタリズム』や、イマニュエル・ウォーラーステインの「近代世界システム論」に影響されていく姜尚中の思想遍歴にも見られる⁷。

そこで次に大塚の「共同体論」がどのように批判され、代わっていかなる「共同体」認識が登場したのか検討してみる。

第3章 哲学者内山節『共同体の基礎理論』と「共同体主義」

農村社会学者北原淳の前掲書には、1970年代に到ると日本農村社会をめぐって、かつてのように「共同体解体」を主張する「近代主義的価値観」を批判する、「イデオロギー的共同体論の復権」としての「共同体主義」が登場したことが丁寧に纏められている。

例えば、「高度経済成長が始まり、『農業基

本法』（一九六一年）が制定され、その後六〇年代の『基本法農政』の展開をへて、とりわけ七〇年代の『総合農政』をへるなかで、『近代主義』的な共同体否定の価値観が批判され、それに代わって共同体肯定の価値観が現れ、『共同体』の評価は逆転した」（54頁）とか、「さまざまな立場からゆるやかに規定された共同体は、五〇年代の近代主義の主張のように、もはや否定されるべき『事実』ではなく、むしろ称賛すべき『価値』に転化した。それにつれて共同体論は、社会科学的『理論』から、政策や運動を指導する戦略的『言説』へと転換したように思う」（59頁）と論及している。

しかし北原は、この「共同体主義」について、「現実の政策や運動に参与する『共同体主義』の立場は、『共同体理論』を放棄した実証主義的な立場が日本農業の現状に悲観的なとは対照的に、危機に直面しても、実践的な楽観主義に立って活発な発言をし、しかも農民、地域住民を元気づけている。実証的な地道な研究が進むことは、科学的な研究の蓄積のうえでは、大きな財産であろうが、実践的には無力になってしまっているという逆説的現状がある。ただし、『共同体主義』は往々にして、文化的規範論にとどまり、実証的議論が重視するような社会計画としての実現性に乏しい場合がある」（60頁）と、その問題点を指摘している。そこで次に、哲学者の内山節の「共同体」把握を取り上げ、その「共同体主義」の内実を検討してみよう。

内山節『共同体の基礎理論』は2010年に農山漁村文化協会から刊行された。ただ、2015年には、『内山節著作集 第15巻』として「補章 共同体と経済の関係」が新たに書き加えられ、さらに立教大学の紀要等に掲載された2本の論稿を加えて、『増補 共同体の基礎理論』として、2015年に農山漁村文化協会から刊行されて

いる。本稿では、この増補版の『共同体の基礎理論』を検討対象とする。

内山節『共同体の基礎理論』は、その表題が端的に示すように、大塚の「共同体論」を批判することを目的として上梓された。「まえがき」で、大塚の『共同体の基礎理論』では、「人間が自然に緊縛されている、土地に隷属しているととらえられ、つまり前近代的な自然への隷属として描かれていた」（29頁）と断言し、いわゆる「大塚史学」の近代主義的史観を批判しているが、「あとがき」で、「日本の自然信仰と共同体の関係や、日本の民衆の人間観や死生観が共同体にどのような影響を与えたかなどを、検討」し、「私自身が哲学領域の人間であるということもあるのだろうが、大塚的な社会科学的共同体分析とは全く異なる方法で、本書はかきすすめられていくことになった」（191頁）と述べるように、自然と人間の関係から未来を切り拓く可能性として、大塚とは異質な角度から、日本農村社会の深部を考察したものであり、北原が指摘した1970年代に登場した「共同体主義」を一面では継承しているが、次のような一節には、20世紀末に展開したソ連の崩壊にみられる既存の社会主義国への幻滅と、気候変動が進む中で強く意識され始めた環境問題とも関与して、従来の「共同体主義」を批判して、新たな問題を提起しようとする積極的な姿勢が窺える。

「このような歴史をへて、日本では共同体再評価の動きが定着した。ところが、にもかかわらず、共同体とは何かは今日もお明確ではない。なぜなら市民社会の問題点への認識が共同体という結び合った社会のかたちを再評価させているのであって、それは市民社会の問題点の克服を共同体に投影させているに過ぎないからである。共同体それ自身の考察ではなく、市民

社会の考察が共同体という『幻影』をつくりだしたのである。」(213頁)

上述の内山節の独自の「共同体」観は、高校卒業後の旅で通りかかった群馬県の山里に位置する上野村に魅了され、溪流釣りに通ううちに、東京と上野村の「半村民」生活を始めた「原体験」が契機と言えよう。このことは、「第二章 日本の伝統的な共同体を読み解く」に詳しいが、大塚が戦時中に神奈川県と瀬町に疎開した「原体験」から、近代日本に残存する「共同体」を認識したこととも重なり興味深いことである。

従って内山節が主張する「日本古来からの共同体」は、大塚が語る「外来語の『共同体』は人間の共同体を指していて、自然と人間の共同体を意味する日本の地域間とは違う概念である」(58頁)として、大塚以来のいわゆる社会科学的分野での「共同体」概念を否定し、「生きている世界だけではなく、死後の世界をももっているのが、日本の共同体である。キリスト教のように、死後も神の世界には召されない。森のなかで自然と一体になり、神=仏となって村を守る。共同体は、そこに生きる者たちにとっては永遠の世界なのである。だからそれは壊されてはならない世界であった」(108頁)という死生観・宗教観に裏打ちされている。

内山節によれば、「古来からの山岳信仰」などにみられた日本人の自然信仰と共同体の関係が変質したのが、明治維新以降の「近代」における国民国家建設であり、従って内山の論理によれば、大塚が疎開先の相模原で体験した「共同体」は、「本来の日本に伝統的に存在し続けて来た共同体」ではなく、明治期の天皇制国家建設の下で、欧米文化崇拜志向も加わって、自然と遮断された条件の中で「新たにつくられた共同体」であったということになる。

さらに内山節は、日本社会に存在する土着的な信仰による死生観から、「共同体」に内在する階級関係と結びついた「平等観」について、「生きている間は、社会はさまざまな不平等を生む。それはいまでも変わらないが、共同体といえども不平等なき社会ではなかった。この問題に対して人々はどのように対応したのか。それが日本の伝統的な再配分システムを生んだ。日本の平等観は、不平等をなくしてしまおうというものではなかった。社会には不平等が発生するということを承認していたのである。その上で、不平等な富を共同体中で再配分させる仕組みをつくりだしていた」(184頁)、「こうやって共同体はじつに巧みに、富を再配分していった。そうやって自分たちの世界の折り合いをつけていったのである。そしてその先には、平等な死後が待っていた」(185頁)との論及は、斎藤幸平の語る「富としてのコモン」という概念とも重なり合う特徴を保持している。

この内山節の語る「日本人の死生観に基く共同体」観は、「タイ農村で『ピー(phi)』と呼ばれる精霊が、自然の万物に宿ると考える」土着宗教の総称としてのアニミズムが、共同体文化の基礎として重要視されることを指摘した北原の「村落開発における共同体意識」とも重複して考察することもできる。

また、内山節は、テンニェス(F. Tönnies)やマッキーヴァー(R.M. MacIver)の共同体論を紹介しながら、「私は共同体は二重概念だと考えている。小さな共同体がたくさんある状態が、また共同体だということである。ひとつひとつの小さな共同体も共同体だし、それらが積み重なった状態がまた共同体だともいえばよいのであろうか。このような共同体を私は多層的共同体と名づける」(90頁)と断言し、その「二重構造」を提示した思索の方法はきわめて特徴

的である。自ら生活する日本農村に内在する「自然への独自のまなざし」の提示も、説得性の高い独自の哲学的思考となり、現在でも「内山哲学ファン」を存在させる要因となっている⁸。

ただ、内山節の「共同体」は、彼が実践した東京と群馬県上野村の二重生活から、観察できた結果としての「共同体」であるとするなら、内山節は果して「観察者」ではなく「生活者」として「共同体」を内側から検討できたのかという疑問が残る。というのも、言うまでもなく「自然の中に生きる人間」は日本だけではない。ヨーロッパやアジアにおける自然と人間の関係をいかに考えるかということが、哲学的思考から切り離されている⁹。まして、内山節が取り扱う日本農村は、近世以後に限定されて、中世以前に関しては、神話も含めて部分的考察にとどまっている。従って日本の「伝統的農村社会」に関する歴史的な考察までには至らない。明治維新以降、天皇制の下でつくられた「伝統」に関する観察が鋭いだけに、「アジア的共同体」を検討する中国史研究者の立場からすれば、さらなる「伝統」に関する史的思考が求められるが、哲学者への注文ではなく、歴史学研究者の課題として受け止めるべきだろう。

第4章 大塚久雄その後の研究が描いた「共同体」論

小野塚知二は、後述する『大塚久雄『共同体の基礎理論』を読み直す』の序章で、大塚への「批判の諸相」を紹介する中で、「第一はマルクス『資本制に先行する諸形態』の読み方に関する批判、第二は『アジア的共同体』概念のフィクション性に関する批判」という二つの学說的批判を取り上げている。「アジア的共同体」に関する批判について、小野塚の簡潔な整理は次のよ

うに続く。

『『アジア的共同体』概念をめぐる批判は、南アジア史家の小谷汪之氏によるものがあるが、ほぼ定着しているといっても過言ではなからう。大塚がアジア的共同体概念を形成する上で参考にしたのは、直接的にはマックス・ヴェーバーの『世界宗教の経済倫理』であるが、小谷はヴェーバーが利用した当時のアジア社会の経済的特質についての基本的文書、ペイドン・ボウエル『英領インドの土地制度』（一八九二年）をはじめ、ハインリヒクーノウ、ヘンリ・メインらの著作を渉猟精読して、土地の共同体的所有と実質的平等原理で特徴づけられる『アジア的共同体』は、これらの書物から描かれたアジアからは決して導き出せないことを示した。それは大塚の創造物だということである。むしろ、理論は創造的な営為だから、こうした学說的な批判でただちに『共同体の基礎理論』の価値が下がるわけではないが、小谷の批判は、農業共同体に原型としてある種の普遍性を有するはずの『アジア的共同体』概念そのものに向けられているし、もっとも遅くまで共同体的な前近代が続いたと考えられている地域を研究する歴史家による批判だけに、軽視はできない。

（中略）一見『アジア的』に見える『前近代社会』が実は近代社会によって創出された『非近代社会』だったのだと、大塚とは異なる複合的で相互規定的な世界史像を提示している。（8頁）

また北原淳は前掲書において、小谷の大塚批判に関して、「歴史学者の小谷汪之氏による『共同体』概念の綿密な原典検討作業は、大塚久雄氏らの『近代主義』の『共同体理論』だけでなく、そのオリジナルのマルクスの『共同体理論』も実証的理論ではないことを明らかにした。（中略）大塚氏をはじめとする『近代主義』の『共

共同体理論』は、ある意味では『共同体解体』という価値観と不可分であったが、マルクスの『共同体理論』も彼独自の『共同体主義』と不可分であった。彼にとって、近代資本主義を止揚して、より高次元の『共同体』を再建することこそ、共産主義の理想だった。このように価値理念に引きずられた点では、五〇年代の『共同体理論』も、そのもとになったマルクスの共同体論も、そして七〇年代の『共同体主義』も、ほとんど大差なかった。」(60-61頁)と語り、実態とかけ離れた理念先行の理論的枠組みの問題点を指摘している。

さらに、結果として「進んだ西洋」と「遅れたアジア」という1950年代の世界認識を反映した大塚の『共同体の基礎理論』の限界は、大塚がロビンソン・クルーソーに代表して語った「近代的人間類型」に対比される「アジア的人間類型」にこだわり、祖国の韓国訪問を経験して「在日韓国人」を体感した姜尚中『アジアを生きる』が語る、「大塚史学への絶望」にも窺える(31-35頁)。

しかし、21世紀になって、経済史研究者による大塚共同体論への再検討が進んできた。その代表ともいえる業績が、小野塚知二・沼尻晃伸編著『大塚久雄『共同体の基礎理論』を読み直す』(日本経済評論社、2007年)¹⁰と、梅津順一・小野塚知二編『大塚久雄から資本主義と共同体を考える コモンウィール・結社・ネーション』(日本経済評論社、2018年)である。

21世紀になって大塚久雄の業績が注目されるのは、前書のうち後者の編者である梅津順一が「今回のシンポジウムの参加者も、大塚久雄を歴史上の人物とした位置付け、あるいは大塚の学問的業績の確認よりも、現在の問題に何らかを語る大塚久雄を考えたいという関心が強い」(10頁)と語ることと無関係ではない。現

在の問題から大塚を見直さなければならない現状は、シンポジウムの参加者で、ドイツおよびロシアの経済史研究者である肥前榮一が「端的に言って、一方における英米近代のたそがれとドイツを主導国とするEUの困難、他方における中華帝国、ロシア帝国の復活、カリフ帝国の復活を目指すイスラム原理主義の復活との同時進行という二十一世紀の新事態を、比較史的、移行論的見地から、注視しなければならない」

(260頁)からである。つまり「二十一世紀に入って急激な暗転が起こる」として、「イスラム原理主義の興隆は、西アジア、アフリカの部族社会に根をもつ軍事活動を活性化させ、地域社会を破壊し、難民問題を深刻化させた。(中略)特に中国の経済的、軍事的、政治的な覇権国への発展(「中華民族の偉大な復興」)は、極めて重要である。壮大な『一帯一路』構想を通じて、明清王朝的な冊封体制が、新たな装いの下に復活しようとしている」(256頁)と語り、危機感をもって現状を認識したことによる。

肥前の指摘する「危機認識」が没後20年を経過した大塚の研究にどのように結びつくかは検討の余地があるが、編者の小野塚知二が「あとがき」で述べた次の一節には、『共同体の基礎理論』執筆後の大塚の研究を再検討する上で、多くのヒントが平易に語られている。

「大塚の学問的関心の中心は、何よりも、封建制の中からいかにして資本主義が発生し、発展し、定着したかということにあったが、その結果できあがった資本主義社会には、何の共同性も存在していないかのような誤解をしばしば招いた。確かに、大塚自身も繰り返し明言したように、資本主義の発展過程は伝統的な共同体の最終的な解体局面である。また、資本主義・市場経済とは、各経済主体の間には何の関係もない孤立した状態であり、それを市場が結果とし

て調整するといった通俗的解釈が経済学の世界では広く受け容れられていた。大塚からじかに教えを受けた者たちの間では、近代資本主義社会における、人の共同性を否定することは大塚の真意ではなかったと回想されている。しかし、大塚が実際に書き残したものは、近代人の独立・自尊・自発性を強調し、また、近代人の隣人愛の実践に注目するが、近代人の共同性・社会性については、『共同体の基礎理論』のようにまとまった形では、明瞭な議論を示していない。」(317-318頁)

そこで編者の梅津順一によれば「大塚久雄没後二〇年記念シンポジウム——資本主義と共同体」では、「近代資本主義に対応した共同体、すなわちコモンウィールの世界、アソシエーション、国民経済（国民共同体）が、近代資本主義の発展のなかで、どのような機能を果たしたか、今後果たしうるかに関心が向けられる」（11頁）ので、「『資本主義と共同体』というときの共同体とは、齋藤報告でいうコモンウィール、コモンウェルス、小林報告が指摘する『経済的に向上しつつある自由な勤労民衆』の世界、そのコミュニティを意味している。いわば、近代資本主義の社会的基盤として、精神的なインフラストラクチャーないしは社会的連帯の場を共同体と想定している。伝統的共同体とは異なって、自発的結社（アソシエーション）が新しい共同体となるが、そのアソシエーションは小野塚報告の言葉を借りれば『永遠の希望』でありつつ、それがつねに隘路を抱えるのであれば、『永遠の絶望』をもたらすほかないことになる。『資本主義の精神』の担い手のフランクリンが参与したのが、『ジャーククラブ』だが、その種の自発結社の原型は、宗教共同体ともかわりがあった。須永報告で取り上げられる『チャーチ』に対する『チャペル』に他ならない」

（10-11頁）と語り、21世紀の現状に応じた「共同体」像は、1950年代に『共同体の基礎理論』で大塚が提起した「共同体」像とは大きく異なることが理解できる。

では、新たに提起された「共同体」像は、大塚の思索から大きく乖離した内容であろうか。この点で示唆的なヒントを与えてくれるのが、先に紹介した小野塚知二の編集により2021年に刊行された岩波文庫版『共同体の基礎理論 他六篇』である。特に小野塚の解説は、前掲『大塚久雄『共同体の基礎理論』を読み直す』および『大塚久雄から資本主義と共同体を考える コモンウィール・結社・ネーション』の刊行の成果も踏まえて、的確なかつ意欲的な学説史的整理を試みた貴重な論稿である。2000年に刊行された岩波現代文庫版『共同体の基礎理論』に付された姜尚中の解説が、小谷汪之の大塚「アジアの共同体」論批判の紹介から、「今日の時点からみると、こうした意味で『基礎理論』の限界は明らかである」として、姜としては歯切れの悪い纏めに終わったこととは、きわめて対照的なとりあげ方と言えよう。

小野塚が岩波文庫版で取り上げた「他六篇」のほとんどは、『大塚久雄著作集 第七巻 共同体の基礎理論』に収録されているが、本稿で取り上げる「内と外の倫理的構造」は、大塚の「共同体」像を検討する上では、経済学説史的内容を中心とする他の論稿とは異質で、文章表現も含めて極めて特徴的である。

そもそもこの「内と外の倫理的構造」という論稿には、1958年に筑摩書房から刊行された『講座現代倫理 第五巻』に所収された後、1969年刊行の『大塚久雄著作集 第八巻 近代化の人間的基础』の「Ⅲ 宗教改革と近代社会」の6節にも所収されるが、1948年にみすず書房から初版版が刊行された『宗教改革と近代社会』が、

1961年に三訂版として刊行された時に追加されたという経過がある論稿でもあり、それだけ大塚の「宗教共同体」への想いが内在化している内容が窺える。

「内と外の倫理的構造」で大塚は、きだみの『気違い部落周遊紀行』を題材に、マルクスやヴェーバーへの考察も加えながら、平易な文章で「共同体の二重構造」を検討している。特に注目すべきは、以下の叙述部分である。

「きださんの説明はもっと具体的であり、はるかに詳細だから、読者がみずから就いて読まれることがのぞましい。がともかく、そうした叙述を読みながら、われわれの注意をさしあたって強くひくのは、部落を形づくる人たちの倫理意識のなかで、部落の内と外がはっきりと区別されているということであろう。もちろん、部落にすむ人たちの生地のままの人間性は、部落生活の内部であろうと外部であろうと、決して違ったりしているわけではない。どこにしようと、かれらはなかなか慾もふかければ抜け目もなく、たくみな『言いまかし』やかけひきで他人をだしぬいたり、ごまかしたりして、金もうけもうするし、けんかもする。ところが、部落内部の生活では、かれらのそうした生地のままの人間的な欲求は、部落全体の生活の必要にねざした伝統的な慣習の規制というか、そうした外枠のなかにがっちりと嵌めこまれてしまうのである。しかも、そのばあい、伝統的生活慣習の強制力にせまられて、しかたなしに、その規制の枠のなかに止ろうとするだけではない。部落の人々は、古い伝統によって聖化された部落の慣習に対して心から恭順の感情をいだいており、そうした倫理意識にみちびかれて、われとみずから伝統的慣習の規制の枠のなかに入りこんでいこうとする。(中略)このような内と外の倫理の二重構造を生みだし、また、それに

よって支えられているような基礎的な生活関係——こうしたものを私は以下『共同体』とよぶことにしたい——が、なおある程度まで『日本文化の根底に潜むもの』となっているという認識は、これはやはりなかなか重要なものではないかと感じている。」(『大塚久雄著作集 第八巻』470-472頁)

なお文中の「共同体」について大塚は、あえて注を付し、「この『共同体』という語については、少し煩わしいけれども、ここで一、二注釈をつけておいた方がよいかと思う。この言語とも言うべきドイツ語は》Gemeinde《であるが、もう一つ通例『共同体』と訳されているものに》Gemeinschaft《というのがある。この両語は、実は、はっきりと区別されることがのぞましいと思う。というのは、われわれは古い》Gemeinde《の解体を歴史の進歩の方向に一致するものとして考えるのであるが、同時に、また新しい》Gemeinschaft《の形成をこそわれわれは現在待望しているからである。ところが、通常は両語とも『共同体』と翻訳されているために、ある程度奇妙な混乱が生じていることは覆いがたい。そこで私は》Gemeinschaft《の方には『共同態』の訳語をあてて区別することにした」(472頁)と、『共同体の基礎理論』の「序論」で補足した「共同体」と「共同態」の区別と重なる説明を試みていることは、「大塚共同体論」の内実を考察する上では無視できない論点である。

ここには、『共同体の基礎理論』から3年後の論稿で、あえて「共同体」と「共同態」の区別を説明したことは、小野塚が指摘するように、大塚が「共同体」の解体で「近代化」が完成すると単純に考えていたのではないということの証左と窺える。

さらに大塚は続けて、日本の農村社会に内在

する「二重構造」の特徴を次のように紹介している。

「内と外への倫理の分裂のいわば原型をなすものが部落共同体の生活関係であることは、いまいったとおりであるが、しかし、そうした倫理の二重構造という事実自体は、もちろん我々の生活の周辺に実にさまざまな形で、かつ、はるかに広い分野にわたって見出される。このことは、十分に注意しておく必要があるとおもう。まず、部落共同体それ自体の内部でも、倫理の二重構造の事実、それこそ二重、三重に重畳してあらわれてくるといつてよい。(中略) 部落(むら)共同体の外側の、いわば伝統的慣習の真空地帯のただなかにも、いわばタコツボ型にさまざまな擬制部落というか、そうした第二次的な共同体がいつとはなしにきわめて広く作りだされていて、そこにも倫理の二重構造がさまざまに織りなされていることは、これまた見逃しがたい。(中略) このように、内と外の倫理の二重構造は、濃淡さまざまに水割りされながらも、単に個々の農業部落だけではなく、網の目のように日本文化のうえに、ある程度まで、いまなお覆いかぶさっているともいえるのである。かつて川島武宜氏がこの事実を『日本社会の家族的構成』と巧みに表現されたが、そういう意味合いで、内と外の倫理の二重構造は、現在急速に崩れさりつつあるとはいえ、たしかに『日本文化の根底に潜むもの』だということできるのである。」(472-473頁)

この大塚の叙述は、前述の内山節の「私は共同体は二重概念だと考えている。(中略) このような共同体を私は多層的共同体と名づける」という主張と重複してくる。

大塚本人も含めて、「近代社会」の成立のための「共同体の解体」という経済史的説明が、宗教的思想的内容を含んだ日本文化をも視野に

入れた歴史的思考や、特にアジア社会における「共同体」の実態究明から外れ、やがて「大塚理論」として独り歩きしたために、かえって小谷汪之によってその近代観まで批判され、内山節によって「大塚史学の限界」が批判されたと理解できよう。従って、先に紹介したように、北原が大塚の問題点を、「共同体の構造が解消してゆく一般理論がみえにくい一因はやはり叙述にあらう」と指摘したように、当時の大塚が、マルクスの「資本主義的生産に先行する諸形態」に影響され、マルクス以来の単系的な「共同体」の展開過程への理解に止まり、重層的な「共同体」を一面的にしか捉え切れなかったという新たな問題を生んだといえよう。

そして、「共同体」には、「村落」なり「水利」なり、外部から「共同体」と客観的に認識できる客体的存在形態が求められるに対して、「共同態」には、あくまで当事者間のコミュニケーションを通して、主体的に認識し合うという「内と外」の関係が生じるから、ややもすると「共同態」には超歴史的存在として扱われるという問題が残るので、あくまで歴史的事実関係から考察されることが求められる。

まして近年では林薫平が、大塚の提示した「固有の二元性」を取り上げ、大塚の結論とは真逆の立場から、『固有の二元性』ゆえに、共同体が構成員どうしの合議・合意にもとづいて公平・平等などの原則からなるルールを設定するメカニズム」を提起している¹¹。改めて大塚の「共同体」研究が、現代社会において再検討される学問的余地が残されている。

第5章 現代中国における「共同体」研究の現状と問題点

中国における「共同体」という概念の受容は、

日本と同様に1920年代、マルクスのアジア的生産様式理論の伝来を契機に始まった。しかし、日本と比べてみると、中国でのこの理論に対する関心は、いささか異なっている。日本では、中国社会の「停滞性」問題と関連して、果たして中国に「共同体」が存在するか否かという問題に焦点があてられてきた。一方中国では、当時遂行されていた「革命の性格と目標」を確定するために、まず中国社会の基本構造と発展段階を究明しなければならないとされ、「社会史論戦」等が展開し、歴史の発展段階としてアジア的生産様式をめぐる論争が行われていた。

日中両国の「共同体」とアジア的生産様式に対する関心の違いについて、石井知章は次のように指摘している。

「アジア社会論にとって日本の一九三〇年代とは、一九二〇年代までに形成された伝統的『アジア学』が、西洋近代を超克すべく思想的に試されただけでなく、現実的な外交論・社会政策論にまで踏み込んで世界史的レベルで展開されるという激動の時代のことを意味した。ここでは、マルクス主義的方法論が主流となって一つの体系を形成しつつ、西洋の衝撃を受けて変貌するアジア社会の基底に残存する『封建的』なもの（マルクスのいう『アジア的』なもの）をどう理解するかという視点をめぐって、近代的『資本制』を強調する学派と前近代的『封建制』に力点を置く学派とが激しい論戦を繰り上げたのである」¹²。

さらに石井は、当時の中国社会にとっての課題について、続けて次のように論及している。

「一方、近代中国革命は伝統的村落共同体と専制国家とによって成り立つ『前近代的』社会構造を『近代ブルジョア的』それへと根本的に転換させる。専制主義論をその大きな柱の一つとするアジア的生産様式とは、国民党と共産党

のいずれにとっても、中国の伝統社会、つまり実存する（あるいは実存した）政治社会をめぐるきわめて実践的かつ具体的課題として提起されていたということである。したがって、アジア的生産様式論そのものを否定するというのは、一九三〇年代に中国で繰り広げられた社会性質論戦・社会史論戦の本質的意義を否定するということでもある」¹³。

周知のように中国でも、アジア的生産様式については、1930年代に活発に論争された¹⁴。そして、現代中国でも、アジア的生産様式についての議論は続いている。ウィットフォークルの著作は1990年代に翻訳出版された¹⁵。現在中国では、アジア的生産様式という概念については、マルクスが一時的に使用したのではなく、『資本論』第一部が刊行された1867年にも使用していたとされている。エンゲルスは、その後この概念をそのままでは使用しなかったが、その理論を吸収したとされている¹⁶。近年開催されたシンポジウムでも、アジア的生産様式という理論は、今日でも重要な意味をもっていると確認された¹⁷。さらに、アジア的生産様式理論における専制主義に関する論点に基づいて、専制主義と「共同体」との関係に論究した研究も登場している¹⁸。

以上述べたように、中国では長い間「共同体」理論に対する研究は、日本と比べてそれほど関心を払われなかった。しかし、20世紀末から21世紀の初めに到る頃から、中国では「共同体」理論を、ヨーロッパと日本からほぼ同時期に受容し始めた。

まず、ドイツの社会学者フェルディナント・テンニース（Ferdinand Tönnies）の「共同体」に関する著作が、中国で翻訳出版された¹⁹。この出版は、中国における村落共同体研究に大きな影響を与え、農村社会研究に対して新たな方

法論を提供した²⁰。

一方、共同体理論に基づいて、中国農村に関する実証的研究としての日本の研究成果が紹介された。例えば内山雅生、丹喬二、谷川道雄の研究書が、次々に中国で翻訳出版された²¹。日本の中国農村共同体に関する研究は、一般的な研究方法として提供される一方で、中国農村研究に新たなパラダイムをもたらす研究として、大きな反響を呼んできた。

中国では、研究者が日本の村落共同体研究を紹介する一方²²、一部の研究者、例えば劉玉照、張思、鈔曉鴻らは、日本の村落共同体理論と水利共同体理論を参考にして、中国村落共同体に関する研究も始めた²³。

特に改革開放以降、人民公社が解体され、農村部から多数の若者が都市に出稼ぎに行き、その結果、農村部が過疎化し、伝統的な村社会における人間関係が疎遠となり、昔の緊密な「共同関係」が解体し、村社会の秩序を維持することや国家により村を管理することにも大きな支障が生じてきた。現代中国における現実から、研究者が村落共同体の再建に注目してきたのも事実である。

例えば、項継権は、農村自治を推進し、農村社区を再編し、村の公共サービスを強化することを提起した²⁴。汪火根たちは、農村共同体の再建には、村民自治を強化する一方、農業專業協會の拡大を促進し、民間公益と娛樂組織を建設することなどがあることを提案した²⁵。桂華は「鄉村治理共同体」という概念を提起し、昔の村落共同体と比べて、その緊密性は弱い、村落ガバナンスとして「鄉村治理共同体」を建設し、村落集團組織を強化し、村民の間の利益関係を再建するとを主張した²⁶。謝治菊らも、村落共同体を再建するために、インタビュー調査によって村落の共同記憶を呼び起こし、「郷

愁」意識を強化することを提起した²⁷。

現在、中国における村落共同体研究について、一部の研究者が、近代日本における中国村落共同体研究の成果を整理し、中国農村の実情に基づいて新たな探究を試みている。

李国慶は、『中国農村慣行調査』及び「戒能—平野論争」を整理し、清水盛光や福武直の研究をまとめ、日本の自然村と中国農村と比較して、中国農村は血縁関係を中心とし、日本の自然村は地縁的「和」を中心とすることであると指摘した。また、村落共同体論争における中心的な問題は「家」と「村」との関係であり、中国村落には共同体の機能が弱く、行政組織を主体とする村落と、家を主体とする村落という二種類があり、経済と行政機能が独立してから、村は生活互助の基本機能を果たす生活空間になった。従って、現在中国農村は、その凝集力を増強すべきだと主張した²⁸。

また、周選和と焦長権は、日本の共同体理論研究を多角的に整理し、『中国農村慣行調査』及び日本の中国農村研究は、主に「共同体」理論の下で展開してきたと指摘した。彼らによれば、「共同体」理論は、マルクスの東洋社会研究を発端として、日本に伝わってからは「近代主義」の影響も受け、大塚久雄によって「日本化」し、強い政治意識と政治経済学の傾向をもった。「村落共同体」に関する論争の際には、ある程度の社会学的思考も加わったが、20世紀60年代になると、谷川道雄は従来の「共同体解体による近代化」の理論を批判し、「共同体」を中国社会の基底部として肯定し、独自の「共同体」論を提起した。さらに石田浩、北原淳、内山雅生などの研究により、「共同体」理論も社会学的学説として変貌を遂げた²⁹。

現代中国の学界において、中国に「共同体」が存在しているかどうかをめぐる、近代日本

の中国農村研究とダイアログした研究を提起したのは、徐勇の論文である。徐は2015年に自らが主導した大規模な農村調査「深度中国調査」の結果に基づいて、近代日本の「共同体」理論を検討しながら、中国農村の実態を探究した³⁰。

徐は、まずマルクス、ヴェーバー、テンニースらの「共同体」に関する理論をまとめて、「共同体」を研究する際に注意すべき論点を次のように提起した。①「共同体」概念は多岐の意味を保有しており、研究者は共同体所有制、共同体的社会結合、共同体の意識、共同体の流動性、想像的共同体など様々な側面から「共同体」を認識している。②「共同体」の機能と形態は、極めて多様であり、所有制、生活経営、日常交際、価値観、安全協力などさまざまな機能があるが、複数の機能が重複する場合は、その共同性が最も強くなる。③「共同体」には流動性があり、安定的な組織ではなく、しばしば再編している。④個々の人間の行動には自主性があり、受動的に「共同体」に所属しないため、常に自主的に新たな「共同体」を結成しうる。⑤「共同体」の実現にはガバナンスが必要である。⑥「共同体」の実現には目標の設定が必要である。

徐は、日本の研究者の「共同体」に関する認識は、固定化しており、『中国農村慣行調査』の調査村も、普遍性を欠き、主に農民の慣行を中心として調査されたと指摘した。

中国村落共同体の実態について徐は、『中国農村慣行調査』の内容を検証する上からも、「深度中国調査」の結果に基づいて、次のような結論を導き出している。①「共同体」には多様性があり、1949年前においては、西南地域には緊密な「共同体」が続いて存在し、伝統的社会結合が解体せず、また血縁関係によって形成され

る「共同体」は、中国では長期間残存されてきた。②中国村落共同体は、原始共同体が解体して、家庭を中心とするように進化した。③中国村落共同体の進化には格差があり、地域間の村落の共同性も異なると指摘した。

従って、現代中国における「共同体」研究は、ヨーロッパ及び日本からの理論と研究成果を吸収し、中国農村研究を開始したが、現段階では、海外の先行研究を整理し、中国農村の実情に基づいて、その理論と研究に関して検証することを中心とする段階にある。中国の長い歴史の中に、「共同体」の実態とその変遷を実証的に追究する研究は、始まったばかりである。

おわりに

祁建民は前稿「中国における伝統的な水利「共同関係」とその変容」の「おわりに」で、「1949年以來の四社五村の変遷を考察して、この伝統的な水利『共同関係』は大きな変容をとげた一方、その慣行の一部はいまも継続されている。その理由については、自然環境の要素以外に、四社五村側の強靱な対応と政府の曖昧な立場の両面から考えなければならない。(中略)集団化時の四社五村のトラブルは殆ど昔の水規に沿って解決した。中央政府はイデオロギーの遂行を優先したが、政權の末端組織は民間のトラブルを柔軟に解決して、地域の安定を優先させている」と結んでいる。

この祁の指摘は、大塚久雄が1956年に、雑誌『世界』年3・4月号に発表した「『共同体』をどう問題とするか」と題する論稿で、「共同体は、一方では今まで述べてきましたように、封建的な領主や地主たちの農民に対する支配の手段として利用されますが、また他面では、ときにはそうした支配に対する農民の抵抗の組織と

しても利用されたということです。私は、この支配の手段と抵抗の組織という、共同体がもつ二つの側面をしばしば『共同体の二面性』と呼んできました」(『大塚久雄著作集 第七巻』230頁)と語っていることを想起させる。現代中国農村にも、旧来とは形を変えながら「共同体の二面性」が残存していたという祁の主張は、現代中国社会を考察する上では、重要な論点の一つである。

内山も、1984年に発表した「近代中国農村における『共同体』、その光と影」(『金沢大学経済論集』21号)で、「共同体」と「階級関係」および「自治的性格」の関係を考察し、地主制支配との関係から、「共同体」に内在している二面性、つまり体制批判機能と体制維持機能の二つの相反する内容が、相互関係をとりながら共存していることを指摘しておいた。内山論文では、『中国農村慣行調査』等の1940年代前半期日本占領下で実施された華北農村調査を検討対象とした。しかし、農村社会学者の田原史起が、近著『中国農村の現在 「14億分の10億」のリアル』(中公新書、2024年)で、1950年代の集団化に至る過程において、国家権力の圧力により「社会主義的地縁共同体」が形成されたと主張しているが、祁論文では、2000年代から内山と共に自ら山西省農村で実施した農村調査をもとに、1949年以降の現代中国農村における「共同関係」を、「地縁」に限らず、多角的に検討対象として取り上げているので、改めて「社会主義体制」下の農村社会構造を考察する上では、貴重な実証的データを提供したと言える。

さらに大塚は、前掲引用文章に続けて、「彼らが古い共同態規制に対抗しようとするばあいには、実は、ある程度古いものと重なり合いながらも、彼ら自身が抵抗の組織として一種の共同体的な共同組織を作り上げていくことが見られ

るようです。たとえばイギリスの歴史でいえば、『小親方組合』などといわれるものがその一つの典型だと思いますが、このような小ブルジョア層の形成する共同組織を、私はしばしば『半共同体』とよんできました。この半共同体は、一方では、こうして封建的＝共同体的規制に対する抵抗の組織として現われるとともに、また他方で、資本主義的分解に対する抵抗の組織として現われることにもなり、いわゆるボナパルティズムの土台を形づくる結果となるのですが、このことも記憶しておかなければならに一点だと思っています」(230-231頁)と補足している。祁が提起した山西省の山岳部に残存していた「四社五村」の水利「共同関係」が、大塚の語る「半共同体」といかなる関係にあるのか、中国歴代の王朝権力による専制支配の下での「水利共同体」との関係も含めてさらなる検討の余地があるが、少なくとも大塚は、『共同体の基礎理論』で語った土地占取による「アジア的」「古典古代的」「ゲルマン的」と呼ばれた諸形態で、人類史を単系的に把握するのではなく、「半共同体ともいえるべき共同組織」を歴史的展開過程に措定していたことは、小野塚や梅津が指摘したように、21世紀に表出した現代社会の課題との関係から「大塚史学」を再検討する際に、一つの論点となると認識すべきだろう。

さらに我々が注意すべきことは、大塚は『共同体の基礎理論』発表時から、解体すべき「共同体」の裏側に存在する「共同性」に基づいた生活空間としての「共同態」の存在を肯定し、むしろ「共同体」解体後の新たな社会関係を切り拓く可能性として評価していることである。ただ従来の研究史の中では、「解体」だけが「大塚からのメッセージ」として強調され、大塚の「共同態」評価は切り捨てられてきたきらいがある。

以上のような論理の限りでは、内山が長年に

わたって使用した「共同関係」は、大塚の言うところの「半共同体」も含めて、「Gemeinschaft」（共同態）として理解して良いだろう。そしてこの「共同態」の内容は、内山節も含めて1970年代以降に現れた「共同体主義」者が語る「共同体」でもあり、21世紀に到ってかつて大塚に薫陶を受けた経済思想家達が追求する「コモンウィール・結社・ネーション」等の裏側に存在する「共同性」に通じるものでもある。

内山は1990年に刊行した『中国華北農村経済研究序説』の「あとがき」で、「あくまで『共同関係』の実態を明らかにすることを目標とし、『共同体』論に関わって発言することには禁欲的態度をとってきた」と述べたが、その後今日に至るまで、その姿勢には変わりはなく、十分に「共同体」論について論究してこなかった。

以上の行論との関係で、前野清太郎は、その著書『現代村落のエスノグラフィー』（晃洋書房、2024年）の「第2章 東アジア村落比較の再検証」で、「台湾村落を新たに現代村落的な文脈のもとで理解するために、これまでの中国村落や日本村落との比較のなかで多重にかぶせられてきた『異』と『同』のフィルターを整理し、位置づけ直す作業を行う」と積極的な問題提起を行い、さらに「共同体」という語句については、「筆者の立場としては、中国大陸部の伝統村落について一定の共同性（あるいは福武という集団性）は存在したと捉えているが、そうした人々のあり方を経済学・経済史がかなり厳密に定着して用いてきた『共同体』の語を用いて形容することには反対である」（70頁）と述べていることは、まさに現代社会の課題からすれば、的を射た発言と言えよう。

その意味では、本稿は、未だ「共同体」論への試論の一步にすぎない。いずれ別稿で、祁が

纏めて紹介した現代中国における「共同体研究」の現状を勘案し、さらに社会学者の南裕子と閻美芳が、中国社会科学院社会学研究所の陳嬰嬰らとの共同研究の中で提起した「村という枠組みを前提とした共同性が生成されていく様子を中国の村のなかに見る」という「生成する村」の視点と³¹、山西省東部の孟県でのオーラルヒストリーにより、雨乞復活の実態とその変容を明らかにし、「信仰やネットワークを支えるのは『会』の組織性よりも、むしろ背景にある村落のコスモロジーである」と主張する石井弓の問題提起を参考に³²、改めて歴史研究者としての視角から、「二重概念としての共同体」とか「多重的共同体」と指摘された概念を、本稿同様に祁と内山の共同研究として、現代中国農村、特に山西農村社会における農民の「個人史」の実像から再検討し、改めて中国社会における「共同体」論への接近を試みようとして切望している。

注

- 1 長崎県立大学東アジア研究所『東アジア評論』12号、2020年3月。
- 2 旗田巍による「平野義太郎・戒能通孝による『中国共同体論争』」の整理に関して、前野清太郎『現代村落のエスニシティ』（晃洋書房、2024年）は、法学者中田薫の「実在的総合人」の概念から、戒能通孝の「入会権論」を検討し、旗田の「戦後中国社会論的な文脈」が、「日本村落を対象とした物権論の議論（入会権の法的位置づけ）の延長として中国村落を論じるという戒能の議論のコンテクストを看過していた」（60頁）ため、「戒能的な法理面での文脈」を捉えきれず、「中国村落を日本村落から『異』化する視点を強化した」（61頁）として、「研究史的に見るならば、一連の議論における『中国（伝統）村落には共同体が（見いだせ）ない』との結論が、各方面の後進の研究者に引き継がれるに際して独り歩きしていった傾向は否めない」（56頁）と指摘したことは、秀逸であり、50年ぶりに議論のレベルアップを実現させたと評価できる。
- 3 小谷汪之『マルクスとアジア——アジア的生産

- 様式論争批判——』（青木書店、1979年）、同『共同体と近代』（青木書店、1982年）。
- 4 奥村哲「民国期中国の農村社会の変容」（『歴史学研究』779号）。なお内山からの反論は、「近現代中国農村社会研究再考」（『歴史学研究』796号。内山『日本の中国農村調査と伝統社会』御茶の水書房、2009年に所収）を参照のこと。
 - 5 斎藤幸平『マルクス解体 プロメテウスの夢とその先』（講談社、2023年10月）は、2023年2月にケンブリッジ大学出版から刊行された“*Marx in the Anthropocene: Towards the Idea of Degrowth Communism*”の日本語版である。本書は斎藤にとっての一冊目の学術書である『大洪水の前に マルクスと惑星の物質代謝』に続く二冊目の学術書であるが、「日本語版あとがき」で、『大洪水の前に』以後の研究成果を踏まえて、マルクスのポスト社会主義は単なる「環境社会主義」ではなく、「脱成長コミュニズム」であることを明示したと主張している。両書とも、「日本国内よりも、英米圏での論争や社会運動を強く意識して書かれている点に注意されたい」と本人も強調していることも特徴的である。事実、1881年のヴェル・ザスーリチからの手紙に対するマルクスの回答についても、ロシアの農村共同体も含めて、『人新世の「資本論」』などの概説書よりも詳しく検討され、「マルクスの歴史観は1881年までに大きく変化している」（290頁）と主張している。しかし、「マルクスは、非西欧社会における資本主義の拡大に対する抵抗力に注目することで、ロシア革命の可能性を見出したのである」（291頁）と結論するには、「非西欧社会」、特にアジア社会の構造に対するマルクスの理解まで立ち入った考察が必要である。この問題を解決するには、斎藤に限らず英米圏での論争を視野に入れた、アジア社会の構造研究に従事するアジア史研究者の側からの発言が鍵となる。既に40年前にインド中世史研究者の小谷汪之から実証研究に基づいた問題提起がなされているが、現政権維持のために展開された中国での「東方社会理論」レベルを超えた学術的発言が、日本の中国史研究者たちに求められているのかもしれない。
 - 6 1955年に近隣の町村と合併して相模湖町に、2006年に相模原市に編入し、2010年以降相模原市緑区に所属している。
 - 7 姜尚中の「大塚史学」との出会いから別れまでは、『アジアを生きる』（集英社新書、2023年）の「第一章 近くて遠いアジア」および「第二章 西欧とアジアの二分法」に、姜の「個人史」として纏められているが、「東北アジアの共同の家」を経て、「西欧とアジアの『認識論的・存在論的分断』を超えて」、横井小楠にいたる思想史や理論史の重なりの中で、アジアの実像はかえってわかりにくくなったとの印象が残る。
 - 8 例えば、農学者で地域環境工学者でもある千賀裕太郎は、内山節『共同体の基礎理論』への書評を『林業経済』64巻9号に掲載しているが、自らの経験から大塚流「共同体」論への疑念から、内山節の「共同体」論に注目し、そこから東日本震災以後の日本の「未来」を読みとれた意義を強調している。また『内山節著作集15』として増補版が出版された2015年12月に、『月報15』では、高橋伸彰が「宇沢弘文と通底する経済学批判」と内山節を高く評価し、濱田武士は「政治的なイデオロギーを先行させる必然性が薄れた今だからこそ、共同体を『あるもの』としてあらためてとらえ直さなければならぬ」と認識させられます。『地方創生』を新たな国土政策ととらえる内閣府のプロジェクトがスタートしていますが、だからこそ共同体の再考・再評価という作業を急ぐべきなのです」と強調している。いずれも現代社会の抱える問題との関係で、内山節の「共同体」論に注目していることは、特徴的である。
 - 9 「風土」の違いもあるが、中世や近代ヨーロッパ社会でも、自然の中での人間生活を考えられる。例えばロビン・フッド物語の舞台となった13世紀イングランドのシャーウッドの森や、アラン・コルバンが語る木靴職人ピナゴが生活する19世紀フランスの森での生活（アラン・コルバン著、渡辺響子訳『記録を残さなかった男の歴史——ある木靴職人の世界 1798-1876』）が注目される。その限りでは、J.C. スコットの『ゾミア 脱国家の世界史』（みすず書房、2013年）が語る、国民国家に統合される前の、ベトナムの中央高原からインドの北東部にかけて広がり、東南アジア大陸部の5か国（ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ビルマ）と中国の四省（雲南、貴州、広西、四川）の山地民の社会構造を取り上げた研究が参考になる。
 - 10 小野塚知二編『共同体の基礎理論 他六篇』（岩波文庫、2021年）に付された「解説」の中で小野塚は、『大塚久雄『共同体の基礎理論』を読み直す』に所収された三品英憲「大塚久雄と近代中国農村研究」を取り上げ、平野義太郎と戒能通孝との間に展開した「中国共同体論争」に関して、三品の指摘する「無自覚の『前提』が存在した」ことに注目し、「大塚の周囲には、日本の封建制と村落共同体をむしろ積極的に、西欧に類似したものと位置づけて、封建制や村落共同体を欠く『アジア』とは区別しようとする者が少なからずいた。しかし、大塚はこれを明瞭には主題化しなかった」（385頁）、「大塚は、山田はもとより、戒能や平野とも、同じ時期に『極めて近い場所[東京帝国大学]にいた』から、こうした議論をまったく知らなかったとは考えにくい。それどころか、ウィットフォードの『解体過程にある支那の経済と社会——アジア的ないく農業社会に対する科学的分析の企図 特にその生産諸力・生産＝流通過程』 上下巻は平野の監訳によって一九三四年には訳出されていた」と、当時の

大塚への疑問を述べている。

三品の「無自覚の『前提』」はいかにも三品らしい言い回しだが、少なくとも西洋経済史を専攻する小野塚にとっては、近代中国社会を理解する上では大きなインパクトを与えられたようだ。さらに2010年11月に発行された『社会経済史学』76巻3号には、近世ロシア農村社会史を専攻する土肥恒之による『大塚久雄『共同体の基礎理論』を読み直す』への書評が掲載されている。その中で土肥は、「異色なのは三品の報告で、戒能通孝を中心にした報告は、昔読んだ『小繋事件』の感動も思い起こして、大変興味深いものがあった」と述べている。つまり三品の報告は、西洋経済史研究者にとっては、ドイツや日本を研究対象とする法制史研究者までが、戦中に中国での農村調査に関わっていたという歴史的事実に関心の中心が置かれ、中国農村研究それ自体に踏み込んだ論及はされていない。その限りでは、三品の「(大塚に) 自らの持つ無自覚の前提を相対化する契機に乏しいという、大きな落とし穴が口を開けていたと言える」という指摘の重要性の意味は大きい。ただ小野塚がコメントしたように、戦中期の大塚、戒能、山田も「無自覚の前提」に陥っていたことは事実だが、戒能に絞って「中国共同体論争」を紹介した三品自身も、「無自覚に日本農村社会を前提とした中国社会分析に陥っている」とも言えよう。「大塚共同体」を問題とするなら、「平野・戒能論争」の紹介後に、中国農村に関する結論が近いとはいえ、戒能のみに論究することが新たな問題を引き起こしている。ローマ法とゲルマン法の比較から「郷土共同体」論を主張した平野の「共同体」論こそ、平野なりの「アジア的共同体」への接近と考えられるからである。平野が戦中期の「転向」により、「マルクス主義の泰斗」から「大東亜共栄圏の提灯持ち」に「転落」する背景を考察し、平野の処女作『民法に於けるローマ思想とゲルマン思想』に見られる「ゲルマン共同体対ローマ個人主義」という論法から、平野の「アングロサクソンの個人主義」に対抗する「アジア的共同主義」を検討した武藤秀太郎「平野義太郎の大アジア主義論——中国華北農村慣行調査と家族観の変容」(『アジア研究』49巻4号、2003年10月)等が示すように、平野「共同体論」も多角的に再検討すべきであろう。中国村落に「共同体は存在しないとする前提からの整理」に始まった三品論文は、前掲の前野清太郎『「現代村落」のエスノグラフィ』に見られる「旗田とは違った中国共同体論争の整理」からの成果を勘案すると、「中国村落を日本村落から『異』化する視点を強化した」旗田の「中国共同体論争」認識の枠内にとどまったことは残念である。

- 11 林薫平「共同体を現代にどう生かすか——マルクス＝大塚の“共同体に固有な二元性”の再解釈と応用(上)——」(福島大学『商学論集』85巻4号、

2017年3月) 参照のこと。

- 12 石井知章『中国革命論のパラダイム転換 K・A・ウィットフォーゲルの「アジア的復古」をめぐり』社会評論社、2012年、12頁。
- 13 石井前掲書、25頁。
- 14 盛邦和《“亚细亚”理论在中国、及民国时代的一场论战》、爱思想、2024年9月28日。
- 15 魏特夫、卡尔・A《东方专制主义：对于极权力量的比较研究》、徐式谷等译、中国社会科学出版社、1989年。
- 16 李根蟠《“亚细亚生产方式”再探讨—重读〈资本主义生产以前的各种形式〉的思考》、《中国社会科学》2016年第9期。
- 17 《“亚细亚生产方式”迄今仍是一个有巨大解释力的理论工具—〈文史哲〉第十次人文高端论坛举行》、《山大视点》2024年9月28日。
- 18 例えば、秦晖《“大共同体本位”与传统中国社会》(上)、《社会学研究》1998年第5期。李远行《大共同体本位？小共同体本位？—中国农村基层组织性质探析》、《安徽大学学报》2004年第1期などを参照のこと。
- 19 滕尼斯《共同体和社会》、林荣远译、商务印书馆、1999年。
- 20 卢尧选《村落共同体研究的理论传统与特征》、《学海》2019年第5期。
- 21 内山雅生《二十世纪华北农村社会经济研究》、李恩民・邢丽荃译、中国社会科学出版社、2001年。丹乔二《试论中国历史上的村落共同体》、虞云国译、《史林》2005年第4期。谷川道雄《中国中世社会与共同体》(增订本)、马彪译、上海古籍出版社、2013年。
- 22 祁建民《战后日本对华观念的变迁与“共同体”理论》、《抗日研究》2014年第2期。祁建民《战前日本的中国观与“共同体”理论》、《抗日战争研究》2014年第3期。齐群《满铁“华北农村惯行调查”源流的再考察—兼论基于“惯调”的日本中国农村研究》、《清华社会科学》2020年第1期。
- 23 刘玉照《村落共同体、基层市场共同体与基层生产共同体—中国乡村社会结构及其变迁》、《社会科学战线》2002年第5期。张思《近代华北村落共同体的变迁—农耕结合习惯的历史人类学考察》、商务印书馆、2005年。钞晓鸿《灌溉、环境与水利共同体—基于清代关中中部的分析》、《中国社会科学》2006年第4期。
- 24 项继权《中国农村社区及共同体的转型与重建》、《华中师范大学学报(人文社会科学版)》第48卷第3期、2009年5月。
- 25 汪火根・曹卉《新农村建设中的乡村共同体与社会秩序的重构》、《经济研究导刊》2011年第31期。
- 26 桂华《乡村治理的“共同体”传统与当代建设》、《国家治理》2023年8月上。
- 27 谢治菊、刘璇《乡村命运共同体的集体记忆与认同—基于“口述乡村”系列故事的考察》、《天津社会科学》2023年第6期。

- 28 李国庆《关于中国村落共同体的论战——以“戒能——平野论战”为核心》、《社会学研究》2005年第6期。
- 29 周选和・焦长权《中国农村研究的日本视野：“共同体”理论的东渐、论战与再认识》、《清华社会学评论》2022年第1期。
- 30 徐勇《传统中国是否存在村落共同体》、《探索与争鸣》2024年第5期。
- 31 南裕子・閻美芳編著『中国の「村」を問い直す流動化する農村社会に生きる人びとの論理』明石書店、2019年。
- 32 石井弓「中国農村のコスモロジーから地域を捉える——山西省盂県の大王信仰をてがかりに——」（『歴史学研究』1043号、2023年12月）では、「中国農村共同体をどう捉えるか」という問題設定から説き起こし、山西省農村部に存在した「社」と『会』に注目し、現代中国農村における「雨乞いの復活と変容」を考察した秀作である。内山雅生「山西省農村の『社』と『会』からみた社会結合」（三谷孝編著『中国内陸における農村変革と地域社会』御茶の水書房、2011年）でも内山は、農村社会における「伝統的な社会結合組織」に注目してきたが、コスモロジーという視点から「社会主義下での政治的抑圧を生き延び、復活するプロセス」という社会結合の背景に、「外部権力と地域の人々の相克、それによって生じる地域の『多声性』が内包されている」と指摘する石井の論稿には、現代中国農村の深層部を理解する上でのヒントが示されている。

〈研究論文〉

1930 - 40 年代旧日本軍太原臨時衛生調査班とその活動*

孫 登洲**
祁 建民***

要 約

新史料、新根拠、新発見によって、旧日本軍太原臨時衛生調査班及びその活動の史実が浮上し、学界の注目の的となりつつある。戦争の最中に臨時編成された当調査班は、三年近くにわたって中国山西省太原市及び其の付近地域に対して数多くの衛生学的調査や研究を実施した。太原臨時衛生調査班に関する史料の新たな発掘につれて、それらに対する解説や研究は日中戦争期の山西省地方の衛生学的実態を明らかにするのに役立つであろう。と同時に、当時の戦争史的研究のために内陸部黄土高原乾燥地帯の調査ケーススタディ及び「衛生調査研究」という新たな視点や側面を提供してくれた。さらに日中戦争史の研究分野や対象も多様化、豊富化させることができ、当時山西省地方社会の側面や実態に対する研究を深めることができよう。

キーワード：衛生調査；山西太原；調査活動；対策参考

はじめに

近代以降、日本側の官、軍、民、学などの調査機関によって長時間にわたって対中調査が実施されてきた¹。それらの活動を通じて内容豊かな数多くの調査報告が残された。戦争期日本側の対中調査については学者たちに注目されており、ここ数年来、中国における档案資料の整理や出版及び関連文献資料データベース²の利用も可能になり、関連研究の深化を後押ししてきた。現在のところ、日本側の対中調査について

の研究では、「満鉄」調査部、東亜院同文書院、興亜院、日本軍部及び政府、特務機関などを対象にしたものが多く、内容としては主に政治、経済、軍事、地理、文化、社会状況、人々の生活水準などについて議論されたものがメインである。しかし、関連資料不足のせいか、学界では日中戦争期の日本軍占領下の地方衛生医療の研究は少なく、「衛生」という名目で対中調査についての研究もあまり見られないのが現状であろう。³

史料の新たな発掘と整理によって、更なる歴

*本稿は中国「山西省2024年度革命文物研究専門課題」（SXGMWW2024011）の助成を受けて実施した研究成果の一部である。

**中国山西大学外国語学院講師。

***長崎県立大学国際社会学部教授。

史研究の展開が可能になる。2022年9月3日には、「旧日本軍防疫部隊原始日本語調査報告」の新聞記事のため、太原臨時衛生調査班及びその活動が浮彫になり、社会や学界からも大きな関心が持たれてきた。⁴

戦争最中に編成された太原臨時衛生調査班は北支⁵方面軍第一軍の傘下入りであった。成立後、関連機関の支持や指導のもとで山西省太原及び周辺地方の住民の生活習性、生理特徴などについて何度も全面的な調査を実施して、北支方面軍第一軍軍医部に一連の調査報告を提出することになった。以下の通り、新たに発掘された日本語史料を利用し、日本国立公文館アジア歴史資料センター所蔵の史料を合わせて、太原臨時衛生調査班及びその活動について検討することにする。

I. 太原臨時衛生調査班の編成

盧溝橋事件が勃発した直後、日本軍が華北地方に勢力を伸ばしてきた。1937年9月9日に山西地方に侵入し、11月8日には省庁所在地太原市も陥落されて、北支方面軍直轄、第一軍配属の109師団に占領された。軍事作戦及び長期間占拠のため、太原陥落直後、作戦命令に基づいて太原臨時衛生調査班が編成されることになった。

当調査班の編成の経緯及びその目的としては、当時太原臨時衛生調査班要員の陸軍軍医中尉の村上賢三が1939年11月には、本人による「太原臨時衛生調査班業績集（山西地方二於ケル衛生対策参考資料）」の序文では詳しく紹介された。村上賢三は日本官立金沢医科大学助教授、教授そして偽満洲国哈爾賓医科大学教授を歴任し、衛生学の研究に従事している。関連史料によると、村上賢三は太原臨時衛生調査班成立当

初の加入者ではなく、約半年後の1938年6月に当班に入り、その調査や研究は1939年11月まで続いた。太原臨時衛生調査班調査研究のキーパーソンである村上賢三本人が組織し関与した関連調査や研究は16篇にも達し、そして何篇もの調査報告も提出された。⁶ 村上の序文の記載によると、「昭和十二年十二月十四日一軍甲命第二一八號ニ基キ昭和十二年十二月二十七日一〇九師作命丁第六十七號ニヨリ臨時ニ編成セラレタルモノニシテ」⁷ とする。太原臨時衛生調査班は第一軍をはじめ臨時編成されたもので、その成立時間は1937年12月27日であるというのが分かった。当調査班は第一軍の作戦命令のほか、109師団の命令もあった。そして、その初代の班長としては北支方面軍直属第109師団第四野戦病院院長大橋少佐が当たった。つまり、成立当初、太原臨時衛生調査班は109師団と深い関わりがあり、その業務展開は109師団からの影響も強いと言えよう。⁸

太原臨時衛生調査班及びその活動については、「太原臨時衛生調査班業績集（山西地方二於ケル衛生対策参考資料）」の中では回顧してまとめた。この「業績集」は第一軍軍医部の指示によって1939年11月15日に作成されたものであり、現在日本国立公文館アジア歴史資料センターに所蔵された。そして「秘」レベルの資料と取り扱いされて、当時の北支方面軍第一軍軍医部長木村の命令に従って第一軍作戦部隊である笠原部隊本部に一冊配付された。ただ注意してほしいのは、太原臨時衛生調査班の活動は1939年11月15日にとどまらず、その後また約1年間ぐらいつづいたということである。

太原臨時衛生調査班は第一軍軍医部によって編成されたが、石家荘の特別疾患収容班と第三野戦防疫部太原分遣隊からも大きな支持が得られた。村上賢三陸軍軍医中尉は「業績集」の「序」

の中では次の通り当班のメンバーについても一応触れた。「編成當時、協力部隊トシテ石家莊ヨリ前進シ来リタル特別疾患収容班及ビ第三野戦防疫部太原分遣隊ト共ニ調査研究事項ヲ立案シ、業務ニ着手スルコトナリシガ」⁹とした。この内容から見ると、第一軍軍医部に属する太原臨時衛生調査班は石家莊の特別疾患収容班と第三野戦防疫部太原分遣隊とは業務関係や人員などでの連携関係があるが、協力関係に過ぎなく、お互いに隷属の関係を持たず、違う別々の存在であるということが分かる。¹⁰ 成立後、ただちに「業務ニ着手」し、そして1938年1月に当班のメンバーである陸軍薬剤中尉橋本紋兵衛によって「太原城内外部隊使用井水ノ水質検査成績」という題とする最初の調査報告が提出された。¹¹ 「元方面軍軍医部長山本閣下、松浦閣下ヲ始メ前一軍軍医部長三宅閣下及ビ元百九師団軍医部長葛西閣下、吉野大佐、前班長百九師団第四野戦病院長大橋少佐」が常に「業務遂行上適切ナル支持ヲ与ヘラレシ」¹²とあるように、当班の業務展開はまた北支方面軍軍医部と第一軍軍医部と109師団軍医部からも指導や指示も得られた。また、当班は第一軍に山西省内各地に派遣され、調査活動を実施した。¹³

当調査班員の構成としては、太原臨時衛生調査班の多くは第一軍軍医部と109師団軍医部の陸軍軍医であり、また、後に石家莊特別疾患収容班や第三野戦防疫部太原分遣隊及び山西省衛生調査要員、北支那防疫部太原支部のメンバーも加入した。肩書から見ると、陸軍軍医少尉、中尉、大尉、少佐そして中佐がおり、また、陸軍衛生部見習士官もいた。手元の資料によると、太原臨時衛生調査班班長としては二名いたということが分かった。初任班長は当時の北支方面軍直屬第109師団第四野戦病院院長大橋少佐が当たり、後になって第一軍軍医部中佐三宅惣八

郎に変わったのである。

当班の事務所としては、当時太原市内の山西川至医学専科學校の旧跡に選定された。その理由として、ここが当時閻錫山の指示によって成立された医学院であり、日本軍は参考に資する山西省関連医療衛生疾患などの研究資料が保存されており、研究室も硝子器材や薬品などの物質も備えているところであると考えられているのである。しかし、ここは日本軍による爆撃のためだいぶ破壊されており、「爆撃ヲ被リ著シク破壊セラレ荒廢ノ状慘怛タル上ニ研究資材ハ皆無ノ状態ナリキ」という羽目になった。太原臨時衛生調査班はここに移転してから「先ヅ多数ノ苦力ヲ指揮シ破壊箇所ノ修復ヲ計ルト共ニ太原市内ニ散逸シ在リシ参考書類、硝子器材、薬品等ノ蒐集ニ努メ研究室ノ充実ヲ計レリ」¹⁴と工夫したのである。以上は太原臨時衛生調査班成立当初の事情であった。

Ⅱ. 太原臨時衛生調査班の再編と発展

戦争情勢の発展や調査班の業務展開の推進のため、組織自体でも調査班員構成でも大きな変化が見られた。「斯クシテ漸ク調査研究ノ緒ニ就カントセシ時、昭和十三年四月二日特別疾患収容班ハ石家莊ニ転進シ、第三野戦防疫部太原分遣隊モ亦屢々作戰ニ参加ノ為移動シテ遂ニ昭和十四年一月當班ト相分ルルニ至レリ」とし、そして「當班内部ニ於テモ作戰毎ニ将校、下士官、兵ノ異動頻回ニ行ハレ業務ノ遂行上支障ヲ来ス事屢々ナリシ」こともよくある。¹⁵ つまり、1938年4月2日に「特別疾患収容班」が石家莊に移転し、1939年1月になると、第三野戦防疫部太原分遣隊も離れるようになった。しばしば作戰参加のため移動しなければならないし、太原臨時衛生調査班班員の異動や変化は多く、こ

れらは当班の調査研究「業務ノ遂行」に支障を来したのである。ここで注意してほしいのは、当班メンバーの頻回なる異動があるが、当班と業務上完全な離脱ではなく、組織面の人員の調整なのである。一度離れた北支那防疫部太原支部の陸軍薬剤少佐大島英男は1940年1月にはまた太原臨時衛生調査班の「硬水軟化研究」に関与したのである。¹⁶

当調査班のメンバーの頻回の異動や調整の対策として、1938年11月25日に太原臨時衛生調査班は第一軍の指示に基づいて改編することになった。「昭和十三年十一月二十五日一軍作命丙第四十三號ニ基キ編成ヲ新ニスル」¹⁷と決めた。成立当初と違って、今回の再編の時、その命令や支持を出したのは第一軍の直接命令である。今度は109師団の指示や命令は見られない。そして、その班長も変わって、第一軍軍医部のメンバーが担当することになった。こう見ると、改編後の太原臨時衛生調査班という組織の地位やレベルもアップして、109師団に代わって第一軍軍医部からの人が指揮するようになり、当班への直接指導やコントロールを強化することになる。業務展開や他の連携機関の変動もあって、太原臨時衛生調査班の事務所も変わった。「昭和十四年五月二十五日太原陸軍病院ノ拡充ニ伴ヒ、又一方當班業務将来ノ發展性ニ鑑ミ從來使用セシ建物一切ヲ太原陸軍病院ニ移管シ現在地ニ移転ヲ完了セリ」と記した。¹⁸ 太原陸軍病院の拡充及び「當班業務将来ノ發展性」を考慮して、太原臨時衛生調査班は1939年5月25日から山西川至医学専科学学校より移動し、使用中だった建物も太原陸軍病院の拡充工事のため移転させた。「業績集」の序文の中における「現在地」とはどこか、まだ不明な点もあるため、更なる実証研究が必要であろう。

再編を経た太原臨時衛生調査班は、班長が代

わったほか、班長の肩書もレベルアップした。と同時に、当班の調査研究の方針と任務も再確認され、成立当初の「其ノ目的トスル所ハ山西地方ニ於ケル衣、食、住、業等ノ衛生学的事項ノ調査研究を遂ゲ、現在及び将来ノ衛生対策ノ資料ヲラシムルニアリ」から「今次作戰ニ直接必要ナル緊急問題ヲ第一トナスハ勿論ナルモ又将来ニ於ケル北支ノ衛生開発を顧慮シ我軍及び我同胞ガ此地ニ定住スルニ必要ナル凡ユル健康問題及び今後我々ト一層交渉深キ支那人ノ健康ヲモ其ノ調査研究ノ対照トナシ、之等ノ現状ヲ明ニスルト共ニ其ノ當為ヲ研究シ科学的指導原理ヲ興ヘントスルニアリ。」と変換されてきた。¹⁹ つまり、太原臨時衛生調査班は「臨時編成」されたものであるが、「現在及び将来の顧慮」し、「此地ニ定住」し、「衛生対策」の側面で軍事作戰には「衛生対策ノ資料」と「科学的指導原理」を提供するのは一貫して当班の活動の長期的な目標の一つと言えよう。

「研究ノ必要上」、再編を経た太原臨時衛生調査班はその内部の部門分けや班員の構成も新たに調整して、「部門ヲ衛生学部、化学部、病理学部及び細菌学部ニ分カチ」した。²⁰ と同時に、第一軍の作戰命令に基づいて、新たなメンバーが入ってきた。「一軍作命丙站第四二八號」によって、山西省兵要衛生調査要員も当班に加入して、協調して「互ニ緊密ナル連繫ノ許ニ調査研究を続行」させた。²¹ 1939年6月に、新たなメンバーとして山西兵要調査要員、太原陸軍病院分病室主任、陸軍軍医中尉である古賀久治が加入し、村上賢三、木村義国、伊藤亮等3人と協調して、太谷、南関鎮、樺店方面における水質調査を実施、関連報告を提出した。²² また、山西兵要調査要員気賀沢杉人と中島正三も加入してきた。前者は1939年から1940年にかけて5回にわたって太原臨時衛生調査班の調査や研究に

参加した。後者は3回調査研究に出た。²³ 因みに、山西兵要調査要員からの新たなメンバーとして、兵舎家屋事情や食物、飲用水の水質などの兵要に関する衛生的状況に関心を持っているため、上記の古賀久治、気賀沢杉人と中島正三が関与した太原臨時衛生調査班の調査や研究は大体以上の分野に限られている。太原臨時衛生調査班との協力調査のほか、山西兵要調査要員らは山西省兵要衛生に対する関連調査本業も継続していた。例えば、古賀久治は1939年11月と1940年6月には、山西省における飲用水と北西部の兵要気象および衛生地誌について調査を実施し、調査報告を提出した。²⁴ これは太原臨時衛生調査班は上記の調査に関与していないため、当調査班の「業績集」に入っていないのである。

班員の構成の調整では、山西兵要調査要員らの加入のほか、日本学術振興会と日本金沢医科大学からも新たに「嘱託」として人が派遣され、支持や「研究補助」を受けた。「人類體質学的調査研究ノ一部ニ対シテハ、日本学術振興会ヨリノ研究補助ヲ受け」、「化学的研究事項ニ対シテハ金澤医大派遣研究員、塚本、早稲田両博士及び伊藤学士ノ援助ヲ受ケタリ」のである。²⁵ 前者は「人類體質学的調査研究」では、後者は「化学的研究事項」では調査や研究補助を提供した。「業績集」の記載によると、「人類體質学的調査研究」では関連調査や研究は計9篇であり、村上賢三、田辺源流、石崎有信、木村義国、森部令次ら5人が関与したことが分かった。そのうち、関連調査や研究の主なメンバーとして、田辺源流、石崎有信、木村義国ら3人は活躍しており、それぞれ調査や研究を2篇実施したほか、村上賢三ら4人と合同で2篇の調査研究に関与した。内容から見れば、上記の調査研究は山西太原地方住民の生体測定研究（頭部や顔面など

の身体各部諸測定）、発育過程の生体測定、顔面の特徴及び容貌学的観察、歯穹ノ人類学的研究、指紋調査、体力調査と血清学的調査に至っている。実は太原臨時衛生調査班成立直後の1938年には、日本学術振興会は既に関連調査研究に関与した。1938年2月には、石崎有信は「山西省人口統計ニ関スル二三ノ観察」という研究報告を提出した。同年4月、木村義国も加入し、関口永と連携して「山西省ニ於ケル急性伝染病ニ就テ」という調査報告を提出した。5月になると、田辺源流と森部令次も調査班に入り、6月には村上賢三は加入して調査報告を提出した。1938年5月に森部令次による血液型についての関連調査報告が提出されたあと、1939年に入ると「人類體質学的調査研究」は高潮期に入り、この一年間で関連調査研究報告は8篇にも上った。ちなみに、上記の「嘱託」である石崎有信、木村義国、田辺源流らは、「人類體質学的調査研究」だけでなく、太原臨時衛生調査班のほかの調査研究には広く関与したのである。彼らの調査研究は人口生育、建築衛生学（家屋やトーチカの換気、暖房力、照度、便所など）、口腔学、耳鼻咽喉科、化学（水質調査、硬水軟化、石鹼など）など幅広い分野にわたっている。太原臨時衛生調査班の調査研究活動には大きな支持や研究補助を与えたと言えよう。

その一方、日本金沢医科大学からの「嘱託」は調査班の「化学的研究事項」の力を強くした。その連携は調査班のキーパーソンである村上賢三と深い関わりがありそうである。1928年2月9日から、村上賢三は日本官立金沢医科大学助教授になり、肩書も陸軍軍医少尉から中尉へと抜擢されてきた。1940年8月には、天皇勅命によって同大学の教授になり、衛生学学科の責任者に当たった。²⁶ 「嘱託」として、金沢医科大学の塚本赳夫と早稲田正澄の2人の博士と伊藤亮

学士は当大学の衛生学学科の責任者である村上賢三の斡旋で太原臨時衛生調査班に新たに加わったと思われる。「業績集」によると、上記の3人は「化学的研究事項」では調査班に支持を与え、その調査研究の分野は「特殊検査」、「山西省産漢薬調査」、「水質調査測定及び硬水軟化」、「食物ノ種類及び其ノ栄養価値」などに渡っている。調査研究に関与した数と研究対象や分野はそれぞれ違うが、表1の示した通り以下の業績を残した。1939年2月、早稲田正澄に先だて、塚本赳夫と伊藤亮は調査班に加入し、「特殊検査」を実施して、同2月と3月には早く山西省漢薬、山西省産赤酒（赤葡萄酒）、山西省産胡麻油代用油の品質、大同産アルコール及び山西省産支那酒の調査研究報告を4篇提出した。4月に入ると、早稲田正澄も加入し、109師団軍医部部長の指示によって山西省榆次へ行って、源渦鎮付近地表の白色物質について調査分析して、そして調査報告としてその分析成績や調査結果を提出した。3人のうち、塚本赳夫が関与した調査研究は少なく、提出した報告は2篇しかなかった。次いで早稲田正澄であり、調査

報告を5篇提出した。伊藤亮は一番活躍しており、計7篇もの調査研究報告を提出した。塚本赳夫ら3人は太原臨時衛生調査班での調査研究は1939年11月まで続いた。調査対象と内容から見ると、前期と後期には変化が見られ、前期は「漢薬検査」や「特殊検査」がメインであるが、同4月からだんだん濾水器性能、水質調査、水の硬度測定、硬水軟化及び食物の種類や栄養価に及んできた。²⁷

上述の通り、再編を経た太原臨時衛生調査班は班長を変え、管理システムを刷新した。と同時に、新たなメンバーが入り、「一同互ニ協力シ」、「太原市内ニ散逸シ在リシ参考書類、硝子器材、薬品等ノ蒐集ニ努メ研究室ノ充実を計レリ」²⁸と業務に取り組んで、業務の展開をだいに推進してきた。こうして、「業績集」の通り、太原臨時衛生調査班の調査研究も1938年の16篇から一躍して1939の33篇へと倍増してきたのである。

報告を作成時間順に整理すると、太原臨時衛生調査班の調査業績は次の表1の通りである。

表1. 太原臨時衛生調査班の調査業績一覧²⁹

番号	報告時間	業績名称	人 員	所属や肩書
1	1938年1月	太原城内外部隊使用井水ノ水質検査成績	橋本紋兵衛	陸軍薬剤少尉
2	1938年2月	山西省人口統計ニ関スル二三ノ観察	石崎有信	陸軍軍医少尉
3	1938年4月	炕ノ暖房力ニ就テ	石崎有信	陸軍軍医少尉
4	1938年4月	山西省ニ於ケル急性伝染病ニ就テ	関口 永 木村義国	陸軍軍医大尉 陸軍衛生部見習士官
5	1938年5月	山西地方人ノ血液型調査	森部令次	陸軍軍医大尉
6	1938年5月	太原地方住民ノ口腔及び歯牙ノ衛生学的観察（第一報）	田辺源流	陸軍軍医少尉

7	1938 年 6 月	山西地方ニ於ケル支那家屋ノ衛生学的考察 (其ノ一)：建築様式、構造及ビ間取ニ就テ	村上賢三	陸軍軍医少尉
8	1938 年 7 月	太原城外ノ支那兵営内空気の理学的状態ニ就テ	村上賢三	陸軍軍医少尉
9	1938 年 7 月	太原地方住民ノ口腔及ビ歯牙ノ衛生学的観察 (第二報)	田辺源流	陸軍軍医少尉
10	1938 年 8 月	支那家屋ノ換気ニ就テ	石崎有信	陸軍軍医少尉
11	1938 年 8 月	太原市井水ノ衛生学的調査成績	橋本紋兵衛	陸軍薬剤少尉
12	1938 年 8 月	山西地方住民ノ耳鼻咽喉科疾患ノ統計的観察	木村義国	陸軍衛生部見習士官
13	1938 年 9 月	熱性疾患患者八例ノ血液、尿ヨリ BACTERIUM ASIATICAM ノ証明	関口 永 藤野恒三郎	陸軍軍医大尉 陸軍衛生部見習士官
14	1938 年 10 月	太原市住民の増殖力ニ就テ	石崎有信	陸軍軍医中尉
15	1938 年 11 月	太原市居住婦人ノ初潮年齢ニ就テ	田辺源流 石崎有信	陸軍軍医中尉
16	1938 年 11 月	太原市住民ノ乳児死亡率ニ就テ	石崎有信	陸軍軍医少尉
17	1939 年 1 月	山西地方ニ於ケル支那家屋ノ衛生学的考察 (其ノ二)：室ノ床面積、室高、気積及ビ窓 ノ大サニ就テ	村上賢三	陸軍軍医中尉
18	1939 年 1 月	山西省太原住民ノ血清学的調査 (其ノ一)： ウィダール反應、ワイルフェリックス反應、 黴毒反應ニ就テ	関口 永 藤野恒三郎 木村義国	陸軍軍医大尉 陸軍衛生部見習士官 陸軍衛生部見習士官
19	1939 年 2 月	山西省産漢薬調査	塚本越夫	嘱 託
20	1939 年 2 月	山西省産赤酒 (葡萄酒) 検査成績	塚本越夫 伊藤 亮	嘱 託 嘱 託
21	1939 年 3 月	山西人及ビ河北人歯穹ノ人類学的研究 (第一報)	田辺源流	陸軍軍医中尉
22	1939 年 3 月	山西人及ビ河北人歯穹ノ人類学的研究 (第二報)	田辺源流	陸軍軍医中尉
23	1939 年 3 月	山西地方ニ産出スル食品ノ栄養学的調査 (第一報 「米」)	伊藤亮	嘱 託
24	1939 年 3 月	山西省産胡麻油代用油ノ品質検査成績	塚本越夫 伊藤 亮	嘱 託 嘱 託
25	1939 年 3 月	大同産アルコール及ビ山西省産支那酒ノ検査成績	伊藤 亮	嘱 託
26	1939 年 3 月	北支ニ於ケル厕所改善ノ一方法：特ニ「北支改良内務省式便所」(仮称)ニ就テ	村上賢三 石崎有信	陸軍軍医中尉 陸軍軍医中尉

27	1939 年 3 月	病理解剖記録	渡辺四郎	陸軍軍医中尉
28	1939 年 4 月	軍管理山西第八工場試作濾水器ノ性能ニ就テ	木村義国 伊藤 亮	陸軍軍医中尉 嘱 託
29	1939 年 4 月	源渦鎮付近地表ノ白色物質分析成績	早稲田正澄	嘱 託
30	1939 年 4 月	【附】 AZTOMETRIE 実施法	早稲田正澄	嘱 託
31	1939 年 5 月	山西地方ニ産出スル食品ノ栄養学的調査 (第二報)	伊藤 亮	嘱 託
32	1939 年 5 月	太原市ニ於ケル井水ノ硬度ニ就テ 特ニ一時硬度ト永久硬度並ニ硬度トクロールノ含量ニ就テ	村上賢三 田辺源流	陸軍軍医中尉 陸軍軍医中尉
33	1939 年 6 月	太谷、南関鎮、樵店方面ニ於ケル水質調査報告 【附】同方面ニ於ケル兵要衛生地誌(給水状況)	村上賢三 木村義国 伊藤 亮 古賀久治	陸軍軍医中尉 陸軍軍医少尉 嘱 託 山西省兵要衛生調査要員、陸軍軍医中尉
34	1939 年 8 月	太原市住民ノ体力ニ就テ	石崎有信	陸軍軍医中尉
35	1939 年 8 月	太原市住民ノ生体測定学的研究 (其ノ一) : 頭部、顔面ヲ除ク身体各部ニ関スル測度ニ就テ	村上賢三 田辺源流 石崎有信 木村義国	陸軍軍医中尉 陸軍軍医中尉 陸軍軍医中尉 陸軍軍医少尉
36	1939 年 9 月	支那家屋内空気ノ理学的状態ノ研究	田辺源流	陸軍軍医中尉
37	1939 年 10 月	太原市住民ノ生体測定学的研究 (其ノ二) : 頭部及ビ顔面ノ諸測度ニ就テ	木村義国	陸軍軍医少尉
38	1939 年 10 月	太原城外汾河橋梁附近ニ於ケル新旧「トーチカ」ノ衛生学的研究	村上賢三 田辺源流 石崎有信 木村義国	陸軍軍医中尉 陸軍軍医中尉 陸軍軍医中尉 陸軍軍医少尉
39	1939 年 10 月	山西地方ニ於ケル支那家屋ノ保温保湿力ニ関スル研究 (第一報 冬季篇)	村上賢三 気賀沢杉人	陸軍軍医中尉 山西省兵要衛生調査要員、陸軍軍医中尉
40	1939 年 11 月	山西人及ビ河北人ノ顔面ノ特徴ニ就テ (人類学的並ニ容貌学的觀察)	木村義国	陸軍軍医少尉
41	1939 年 11 月	太原市住民ノ指紋ニ就テ	石崎有信	陸軍軍医中尉
42	1939 年 11 月	太原市ニ於ケル硬水用洗濯石鹼ノ検査成績	石崎有信	陸軍軍医中尉
43	1939 年 11 月 報告予定	山西地方ニ於ケル支那家屋ノ保温保湿力ニ関スル研究 (第二報 春秋季篇)	村上賢三 気賀沢杉人	陸軍軍医中尉 山西省兵要衛生調査要員、陸軍軍医中尉
44	1939 年 11 月 報告予定	山西地方ニ於ケル支那家屋ノ保温保湿力ニ関スル研究 (第三報 夏季篇)	村上賢三 気賀沢杉人	陸軍軍医中尉 山西省兵要衛生調査要員、陸軍軍医中尉

45	1939 年 11 月 報告予定	支那家屋内ノ照度ニ就テ	村上賢三 田辺源流	陸軍軍医中尉 陸軍軍医中尉
46	1939 年 11 月 報告予定	水ノ硬度測定方法ノ比較研究	村上賢三 田辺源流 早稲田正澄	陸軍軍医中尉 陸軍軍医中尉 嘱託
47	1939 年 11 月 報告予定	硬水軟化ニ関スル研究	村上賢三 田辺源流 早稲田正澄 大島英男	陸軍軍医中尉 陸軍軍医中尉 嘱託 北支那防疫部太原支部、陸軍薬剤少佐
48	1939 年 11 月 報告予定	太原市ニ於ケル支那人ノ食物ノ種類ト其ノ 栄養価ニ就テ（其ノ一）：下級生活者ノ主食 物、副食物及ビ間食ニ就テ	村上賢三 中島正三	陸軍軍医中尉 山西省兵要衛生要員、陸軍軍医中尉
49	1939 年 11 月 報告予定	發育過程ニ於ケル太原市住民ノ生体測定学 的研究	村上賢三 田辺源流 石崎有信 木村義国	陸軍軍医中尉 陸軍軍医中尉 陸軍軍医中尉 陸軍軍医中尉
50	1940 年 6 月	山西省ニ於ケル食品ノ研究（第三報）：下 級労働者ノ主ナル食品ニ就テ	三宅惣八郎 中島正三	太原臨時衛生調査班 班長、陸軍軍医中佐； 陸軍軍医中尉
51	1940 年 9 月	山西省ニ於ケル食品ノ研究（第四報）：現地 販売鶏卵ノ新鮮度ニ就テ	三宅惣八郎 中島正三	太原臨時衛生調査班 班長、陸軍軍医中佐； 陸軍軍医中尉
52	1940 年 10 月	作戦後ニ於ケル兵員尿中「ビタミン」C 量 並ニ体力消耗ノ状況ニ就テ	中島正三	陸軍軍医中尉
53	1940 年 11 月	洞窟兵舎使用ノ注意事項	気賀沢杉人	陸軍軍医中尉
54	1940 年 11 月	潞安附近特殊家屋ニ於ケル衛生学的調査	気賀沢杉人	陸軍軍医中尉

出所：関連資料より筆者作成

当調査班班員の努力で業務展開が順調になり、「班長三宅中佐ノ下ニ班員一同常ニ創設者ノ卓見ヲ思フト共ニ當班任務ノ重大ナルヲ自覚シ、和衷協同其ノ任務ノ達成ニ邁進シツアリ。」³⁰である。が、1939年末になると、太原臨時衛生調査班の業務は難しくなってきた。11月の当班の業績を振り返ると、村上賢三は「太原臨時衛生調査班ハ作戦ノ唯中ニ創設セラレ研究資材ノ整備全カラズ」、さらに「途中機構ノ改変並ニ頻回ナル人事の異動アリテ」、また「作戦毎ニ将校、下士官、兵ノ異動頻回ニ行ハレ業務ノ遂行上支障ヲ来ス事屢々ナリシ」であるため、現状は「難行ヲ続ケツツアル」羽目になったと指摘した。³¹ まして、キーパーソンである村上賢三の離脱は当班の業務展開をさらに悪化させた。1940年8月には、村上賢三は日本官立金沢医科大学に復帰し、天皇勅命で同大学の教授となり、衛生学学科の責任者に当たった。そして、翌月になると、「在籍多年、成績優良」とし、当時の関東軍参謀総長飯村穰から誘われ、日本文部省の許可を得たうえで、偽満洲国哈爾賓医科大学の教授へと転任した。³²

方面軍軍医部部長平野と第一軍軍医部部長木村の指示に基づき、太原臨時衛生調査班はその調査研究業績をまとめ、そして、未提出の調査研究報告を早く整理し提出するようという指示が出された。表1のように、「11月に報告予定」の調査や研究は7篇もあるのが分かる。1939年11月には、第一軍軍医部は、1938年1月から1939年11月までの太原臨時衛生調査班に提出された四十数篇もの調査研究報告をまとめてその結論の部分だけを抄録し、「太原臨時衛生調査班業績集」と題して、一冊と整理した。同12月、第一軍軍医部部長木村の指示に基づき、「山西地方ノ衛生対策ノ参考資料」として、その「業績集」は各部に配付された。³³ 北支方面軍軍

医部と第一軍軍医部のこの一連の指示を見ると、太原臨時衛生調査班の余命僅かになっていくかと垣間見られよう。

表1のように、1940年に入ると、太原臨時衛生調査班の調査や研究は大幅減少し、4篇しか見えなかった。当時の班長として三宅惣八郎中佐本人も関与した調査研究が見られる。³⁴ 1940年9月20日から10月31日まで、太原臨時衛生調査班班員、山西兵要衛生調査要員、陸軍軍医中尉である気賀沢杉人らが第一軍に山西省長治夏店鎮地方へ派遣され、洞窟兵舎の衛生的調査を実施した。そして、11月10日に第一軍軍医部には「潞安附近特殊家屋ニ於ケル衛生学的調査」と「洞窟兵舎使用上ノ注意事項」という調査研究報告を2篇提出した。これも太原臨時衛生調査班の最後の調査報告なのである。同年12月22日に、井関部隊軍医部長石井正己が上記の気賀沢杉人の2篇の調査報告を参考資料として近藤部隊の医官宛てに配付した。³⁵ これが最後で、太原臨時衛生調査班は歴史から影を隠し、档案史料から姿が消えるようになった。

太原臨時衛生調査班の活動業績のまとめである「業績集」では、村上賢三は「約二ヶ年間ニ調査研究ヲ遂ゲ上司ニ報告書ヲ提出セルモノ四十数篇ニ及ベリ。而レドモ我等浅学菲才未ダ所期ノ目的ニ副ハザル所多キヲ懼ル。」³⁶と述べた。上記の村上報告³⁷の記載の「四十数篇」のほか、また当班による調査報告も何篇も見られる。

上記のように、太原臨時衛生調査班は約3年に渡って、山西地方において衛生学的調査研究を実施、計53篇もの調査研究報告を提出したのである。

Ⅲ. 太原臨時衛生調査班の調査や研究活動

1939年11月にまとめられた「村上報告」では、1938年から1939年までの約2年間の太原臨時衛生調査班による調査研究活動を全面的に回顧し、その調査研究報告の結論の部分だけを抄録して一冊にまとめた。それを通じ、その調査研究活動の粗筋が見える。一方、2022年6月に「張蔵報告」の発見によって、その調査研究活動の更なる詳しい経緯が見られるようになってきた。また、日本国立公文館アジア歴史史料センター所蔵の関連史料を利用して、村上報告の1939年11月以降の太原臨時衛生調査班の活動が明らかになった。

1. 村上報告とその主な内容

村上報告は方面軍第一軍軍医部部長平野と第一軍軍医部部長木村の指示に基づき、1939年11月に第一軍軍医部によって作成されたものであり、その内容は1938年1月から1939年11月までの約2年間の当調査班の調査研究活動に触れ、「四十数篇」の調査報告を提出したとした。太原臨時衛生調査班のキーパーソンである村上賢三に頼んで「序」を書いた。そして、第一軍軍医部部長木村の指示に基づき、「山西地方ノ衛生対策ノ参考資料」として、その「業績の結論」を抄録して一冊にまとめて各部に配付された。³⁸

内容から見ると、村上報告は次のように実地調査研究と衛生事業に関する法的資料の蒐集調査の二種類に大別される。前者としては、太原臨時衛生調査班は約2年間で計49篇の調査研究報告を提出した。その内容は「住居ニ関スル調査研究」、「食物及び飲料水ニ関スル調査研究」、「人類体質学的調査研究」、「人口増殖ニ関スル調査研究」、「各種疾病ニ関スル調査研究」、「漢薬ニ関スル調査研究」、「特殊検査成績」と七種類に及んだ。

具体的に見ると、「一、住居ニ関スル調査研究」では12篇の調査研究があり、それぞれ「山西地方ニ於ケル支那家屋ノ衛生学的考察（其ノ一）：建築様式、構造及び間取ニ就テ」、「山西地方ニ於ケル支那家屋ノ衛生学的考察（其ノ二）：室ノ床面積、室高、気積及び窓ノ大サニ就テ」、「支那家屋ノ換気ニ就テ」、「山西地方ニ於ケル支那家屋ノ保温保湿力ニ関スル研究（第一報 冬季篇）」、「支那家屋内空気ノ理学的状態ノ研究」、「炕ノ暖房力ニ就テ」、「支那家屋内ノ照度ニ就テ」、「北支ニ於ケル厕所改善ノ一方法：特ニ「北支改良内務省式便所」（仮称）ニ就テ」、「太原城外ノ支那兵営内空気ノ理学的状態ニ就テ」、「太原城外汾河橋梁附近ニ於ケル新旧「トーチカ」ノ衛生学的研究」、「山西地方ニ於ケル支那家屋ノ保温保湿力ニ関スル研究（第二報 春秋季篇）」、「山西地方ニ於ケル支那家屋ノ保温保湿力ニ関スル研究（第三報 夏季篇）」である。

「二、食物及び飲料水ニ関スル調査研究」では11篇の調査研究があり、それぞれ「山西地方ニ産出スル食品ノ栄養学的調査（第一報「米」）」、「山西地方ニ産出スル食品ノ栄養学的調査（第二報）」、「太原城内外部隊使用井水ノ水質検査成績」、「太原市井水ノ衛生学的調査成績」、「太原市ニ於ケル井水ノ硬度ニ就テ 特ニ一時硬度ト永久硬度並ニ硬度トクロールノ含量ニ就テ」、「太谷、南関鎮、権店方面ニ於ケル水質調査報告 【附】 同方面ニ於ケル兵要衛生地誌（給水状況）」、「軍管理山西第八工場試作濾水器ノ性能ニ就テ」、「水ノ硬度測定方法ノ比較研究」、「硬水軟化ニ関スル研究」、「太原市ニ於ケル支那人ノ食物ノ種類ト其ノ栄養価ニ就テ（其ノ一）：下級生活者ノ主食物、副食物及び間食ニ就テ」、「【附】 AZTOMETRIE 実施法」である。

「三、人類体質学的調査研究」では9篇の調査研究があり、それぞれ「太原市住民ノ生体測定学的研究（其ノ一）：頭部、顔面ヲ除ク身体各部ニ関スル測度ニ就テ」、「太原市住民ノ生体測定学的研究（其ノ二）：頭部及ビ顔面ノ諸測度ニ就テ」、「發育過程ニ於ケル太原市住民ノ生体測定学的研究」、「山西人及ビ河北人ノ顔面ノ特徴ニ就テ（人類学的並ニ容貌学的觀察）」、「太原市住民ノ体力ニ就テ」、「山西人及ビ河北人齒穹ノ人類学的研究（第一報）」、「山西人及ビ河北人齒穹ノ人類学的研究（第二報）」、「太原市住民ノ指紋ニ就テ」、「山西地方人ノ血液型調査」である。

「四、人口増殖ニ関スル調査研究」では4篇の調査研究があり、それぞれ「山西省人口統計ニ関スル二三ノ觀察」、「太原市住民の増殖力ニ就テ」、「太原市居住婦人ノ初潮年齢ニ就テ」、「太原市住民ノ乳児死亡率ニ就テ」である。

「五、各種疾病ニ関スル調査研究」では7篇の調査研究があり、それぞれ「太原地方住民ノ口腔及ビ齒牙ノ衛生学的觀察（第一報）」、「太原地方住民ノ口腔及ビ齒牙ノ衛生学的觀察（第二報）」、「山西省ニ於ケル急性伝染病ニ就テ」、「熱性疾患患者八例ノ血液、尿ヨリ BACTERIUM ASIATICAM ノ証明」、「山西省太原住民ノ血清学的調査（其ノ一）：ウィダール反應、ワイルフェリックス反應、黴毒反應ニ就テ」、「山西地方住民ノ耳鼻咽喉科疾患ノ統計的觀察」、「病理解剖記録」である。

「六、漢薬ニ関スル調査研究」では1篇の調査研究があり、「山西省産漢薬調査」である。

「七、特殊検査成績」では5篇の調査研究があり、それぞれ「山西省産赤酒（葡萄酒）検査成績」、「山西省産胡麻油代用油ノ品質検査成績」、「大同産アルコール及ビ山西省産支那酒ノ検査成績」、「太原市ニ於ケル硬水用洗濯石鹼ノ検査

成績」、「源渦鎮付近地表ノ白色物質分析成績」である。

実地調査のほか、太原臨時衛生調査班は盧溝橋事変前後の山西省の衛生事業面の関連法案についても調査した。その内容は、山西省及び省庁所在地太原市の屠殺牛乳畜肉営業、伝染病予防及び一般公共衛生事業、薬剤師薬種商、麻薬及び製薬などの事業、旅館、飲食店、理髪店、浴場、娯楽場などのサービス業、医師、歯科医、助産婦などの医療事業、妓女検診などについての計六種類45本もの法規や辦法に及んでいる。³⁹

上記の調査研究の目的は明らかであり、「現在及ビ将来ノ衛生対策ノ資料タラシムルニ」あり、「科学的指導原理ヲ興ヘントスルニ」あり、その内容は多種多様である同時に、明確な問題意識があると言えよう。調査班の調査研究の方針と任務は一貫して明確であり、後期にはいったん調整を経へたが、「今次作戦ニ直接必要ナル緊急問題ヲ第一トナス」とするが、「山西地方ニ於ケル衣、食、住、業等ノ衛生学的事項ノ調査研究」特に日本人生活上欠かせない「住」「食」及び「急性伝染病」などの問題やその対策については調査班の注目点であり、関連調査や研究には大きな努力を重ねられてきた。村上報告の作成後の1940年に実施された4篇調査研究もまた「食」と「住居」についてのものである。調査対象としては、中国側だけでなく、日本側の事情も考慮に入れられた。「将来ニ於ケル北支ノ衛生開発を顧慮」し、「今後我々ト一層交渉深キ支那人」であるため、「我同胞ガ此地ニ定住スルニ必要ナル凡ユル健康問題」として、中国人の健康調査も調査研究の対象に入れたわけである。

村上報告の結論の部分を要約すると、以下の通りである。

（一）「住居ニ関スル調査研究」では、主に日

本軍常住の兵舎及び兵舎扱い可能な山西省地元の中国人住民の家屋の建築様式や構造、そして仮設住居の新旧トーチカや便所等に集中しており、その内容は家屋の換気や照度、春夏秋冬四季の家屋室内の気温、気湿や湿度、冬季炕の暖房力及び便所の使用などに至っている。調査研究を通じ、日本人が「快適」な、「健康生活に適當ナル」環境作りをさせるため、太原臨時衛生調査班は住居環境について次のように一連の「衛生対策」と「化学的指導」を提出した。例えば、「換気ト採光ヲ良好ナラシムル様」、窓の増設あるいは窓のサイズを多くしたり、家屋の構造を改善したりするのが必要である。「良好ナル暖房装置」である炕の利用に「慣ルヲ要」して、その構造を改善してまた「補助的暖房装置」を増設すれば「快適ナル温度ヲ得」ることができる。太原地元附近では、トイレの「冬季の凍結ヲ防グ」ため、便所の構造の改善に成功して、「冬期外氣ノ気温最低零下二十一度ニ下リタル時モ氷結スルコトナク良好ナル結果ヲ示シオレリ」とした。⁴⁰

(二)「食物及び飲料水ニ関スル調査研究」では、山西省出產の食物の種類と栄養学的調査、太原附近の飲用水及び「特殊検査」と呼ばれる山西省出產の赤酒（赤葡萄酒）と白酒と胡麻油代用油などについてのものはメインである。食物や飲用水だけでなく、酒類や油類のモノにも触れた。食物不足や「現地自活」の対策として、国内からの搬送が難しくなる日本人常食の「米」だけでなく、「代用食品トシテ或ハ種々ナル加工食品ノ原料トシテ重要ナル」として、粟・麦類・コウリヤン・トウモロコシ、豆類などについても調査された。⁴¹ また「水質甚ダシク不良ニテ飲料水判定標準ニ照シ其ノ儘ニテ飲料ニ適スルモノハ一個モナキ状態ナリ」として、太原市井水の水質について検査や衛生学調

査が実施された。⁴² 井水の高硬度のため、飲用水として「煮沸ヲ厳守セシムルヲ要」して、また工業用水の面でも「硬水軟化」は「太原市ノ現状ヨリ見ル時ハ殊ニ工業的方面ニ於テ緊急ノ問題」として、井水の硬度についても調査した。⁴³ 調査研究を通じ、「衛生対策」や「化学的指導」としては、次のように提案した。「将来井水ガ地上ヨリノ汚水及ビ汚物ノ為ニ汚染セラレザル様」、「汚物及ビ地下水ノ處置ヲ完全ニスルコト」と共に「井戸ノ構造ト汲上方法ヲ改善スル事ハ焦眉の急」である。更に「将来ハ全市ノ下水道ヲ完備スル」と共に、「適當ナル水源ヲ求メ上水道ヲ全市ニ敷設スル事は極メテ必要ナリ」と指摘した。⁴⁴ 硬水の測定と軟化問題について、「簡單正確ニ測定シ得」る BLACHEB 氏法という測定法を得て、「硬水軟化」の方法も提出した。この方法ニテ「硬度四乃至五度ニ低下セシムル事ハ容易ナルモ百度前後ノ水ニ於テハ二十度以下ニ低下セシムル事ハ困難ナルガ如シ」として、「軟化セシメタル水」は「飲用可能ナル」と指摘した。工業用水の面では、軍管理山西第八工場試作濾水器ノ性能について調査研究は実施された。⁴⁵

(三)「人類體質学的調査研究」では、日本、朝鮮、河北、河南、大連出身の人々と対照研究し、人類體質学の視点から山西人の体型、發育過程の特徴、顔面の特徴、体力及び歯弓、指紋、血液型などについて調査したものである。調査研究を通じ、太原臨時衛生調査班は次のような調査結果や人類體質学特徴を得た。日本人に比して、「山西人ハ細長キ民族」であり、「栄養状態ハ不良」であり、「上半身ノ發育ハ比較的弱キ民族」であるため、「労働力ヲ涵養スル為ニ食糧問題ヲ解決シ、栄養状態ヲ可良ナラシムルヲ第一ノ要点ナリ」と信じた。「山西人ハ頭長小ニシテ、頭幅大」「山西人ノ顔ハ比較的面長

ナリ」「太原市ノ方日本人ニ比シテ鼻根高キモノ多シ」「肺活量、握力及び背筋力ノ測定ヲ行ヒタルニ、三者共ニ日本人ニ比シ劣レリ。特ニ背筋力ニ於テ著シキ差ヲ示セリ」「山西人ハ河北人ニ比シ異常咬合多シ」「指紋ハ山西人ト河北人ハ殆ド差ナシ」「血液型B型ノ出現頻度大ナリ」である。⁴⁶

(四)「人口増殖ニ関スル調査研究」では、山西省の人口（人口統計と乳幼児の死亡率）と太原市住民の増殖力についてのものが見られる。調査研究を通じ、太原臨時衛生調査班は次の通り結論を得た。「従来太原市及び山西省ニ於テ行ハレアリシ人口統計ハ比較的完全ナルモノナルベキモ尚極メテ不正確ナリ」「大体ニ於テ太原市ノ乳児死亡率ハ一六％前後ナリト推算セリ」「太原市ニ居住セル婦人ノ平均初潮年齢ハ約十五年ニヵ月ナリ」「増殖力ハ日本人ニ比シテ甚だ弱シ」「日本民族ニ比シテ漢民族の増殖生活ハ決シテ健康ニ非ズソノ増殖力ハ退化シアリト結論を得ベシ」である。⁴⁷

(五)「各種疾病ニ関スル調査研究」では、山西省における急性伝染病、住民の血清学調査、口腔及び歯牙の衛生学観察及び耳鼻咽喉科疾患の統計的観察などが見られる。また、1939年3月の5例の「病理解剖記録」も収録された。調査研究を通じ、太原臨時衛生調査班は次の通り結論を得た。「山西省内ノ伝染病ニ関スル調査ハ信用アル日本医師ノ山西省内進出ニヨリテ始メテ達成セラルベキモノ」であり、「山西省ノ地理的位置ト住民ノ素質風習トハ當地方ノ防疫問題ニ対スル関心を最高度ニ要求スルモノニシテ、山西省伝染病ニ関スル調査研究ハ爾今最大の努力ヲ傾倒セラルベキモノナリ」と提案した。血清的調査では「太原住民ノ示ス×19ニ対スル凝集価ハ健康日本兵員ノ其レニ比シ高度ナルコトヲ認ム」。耳鼻咽喉科では「耳ノ疾患

中、耳聾栓塞ハ日本人ニ比シ遙ニ高率ナリ」であり、「鼻ノ疾患中慢性肥厚性鼻炎ハ極メテ少シ之ニ反シ慢性消瘦性（萎縮性）鼻炎ハ極メテ多数ナリ」であり、「咽喉ノ疾患中口蓋扁桃腺肥大症ハ甚ダ少数」である。「齲歯発生ノ少キ」であり、その主な理由は「飲食物中ニビタミンC及ビカルシウムノ含量多キ野菜及ビ果物ヲ多ク摂取スル事ト硬度高キ飲料水ヲ常用スル事及ビ糖分摂取ノ甚ダ少キコトニ基因スルモノナラン」と指摘した。⁴⁸

(六)「漢薬ニ関スル調査研究」では、当班に押収された数多くの漢薬標本より特に重要と考えられる麻黄、大黄、甘草、杏仁、黄蓍、大枣、石榴皮、柴胡、遠志、黄芩、台麝香、桔梗について調査されたが、その調査結果や結論は村上報告では見当たらない。⁴⁹

太原臨時衛生調査班の活動は太原やその附近にとどまらず、後期には山西省北部、中部や東南部に派遣され、水質や洞窟兵舎について衛生的調査を実施した。⁵⁰

上述の通り、村上報告は1938年1月から1939年11月までの約2年間の調査研究に触れており、計49篇の調査研究報告と45篇の衛生的法規資料が収録された。そのうち、陸軍軍医中尉田辺源流の「太原地方住民ノ口腔及び歯牙ノ衛生学的観察（第一報）」（1938年5月）と塚本赳夫の「山西省産漢薬調査」（1939年2月）では結論などの内容は見当たらず、村上賢三と気賀沢杉人の「山西地方ニ於ケル支那家屋ノ保温保湿力ニ関スル研究（第二報 春秋季篇）」

（1939年11月報告予定）ではデータや図表の内容が見られる。ほかの調査研究は、村上報告ではその結論だけ抄録された。また、山西省衛生法規調査の面では、目次や法規の名前だけ記載してあるが、内容や中身は見当たらない。

つまり、村上報告によって、太原臨時衛生調

査班及びその調査研究活動の粗筋が見られる。調査過程やデータ資料などより具体的で細部のところは史料発掘によって更なる具体化が必要であろう。すると、以下の通り、2022年6月「張蔵報告」の浮上によって、ある程度村上報告での細部のところや史実は明らかにされてきた。

2. 張蔵報告の浮上とその価値

2022年6月には石家荘市民張志斌氏が史料蒐集調査の中、偶然に太原臨時衛生調査班に関する日本語調査研究史料を13冊蒐集した。太原市地元の新聞メディア《太原晩報》の報道によって、社会や学界からも注目されるようになってきた。⁵¹

新たに浮上した張蔵報告はすべて日本語で手書きのままで、太原臨時衛生調査班の研究の一次的資料として、太原臨時衛生調査班の存在とその調査活動の信憑性を物語った。この報告は上述の太原臨時衛生調査班業績集（山西地方二於ケル衛生対策参考資料）いわゆる「村上報告」と対照研究できて、お互いに内容上確認し合うことができよう。それを通じ、太原臨時衛生調査班とその活動の実態を明らかにするのも可能になろう。

調査研究の「結論」だけの抄録である村上報告と比して、張蔵報告はより詳しく、調査活動の背景、過程、データ資料、結論そして参考文献などの情報が見られる。また、そのうち、村上報告の中で結論内容抜きである陸軍軍医中尉田辺源流の「太原地方住民ノ口腔及び歯牙ノ衛生学的観察（第一報）」（1938年5月）も入っている。この一次的調査報告資料は現存する唯一のものと見られ、高い史料価値と文物的価値があると言えよう。

49篇もの調査報告がある村上報告と比べて、資料の数からみると、張蔵報告は13冊しか

ない。しかし、それはより詳しくより細部のところに富んだ一次的史料であるため、太原臨時衛生調査班とその活動の実態の研究でも重要な史料であり、史料自体価値も高い文物的価値もあると言えよう。

内容から見ると、村上報告の一部であり、より具体化した13冊の調査報告である。内容の対照確認を通じ、張蔵報告の中の炕、兵舎の空気と太原城外の新旧トーチカの衛生学調査という3冊はそれぞれ村上報告の実地調査の「一、住居ニ関スル調査研究」の第7、9と10篇目のものに当たる。食物の栄養学的調査2冊と硬水軟化研究は村上報告の「食物及び飲料水ニ関スル調査研究」の第1、2と9篇目のものに当たる。太原市住民の頭部や顔面などの生体測定学調査研究、体力調査と指紋調査の3冊の報告は村上報告の「三、人類体質学的調査研究」の2、5と8篇目の内容に当たる。太原市住民の増殖力についての調査は村上報告の「四、人口増殖ニ関スル調査研究」の2篇目の調査と合っている。太原地方住民の口腔及び歯牙の衛生学的調査2篇と山西省急性伝染病の調査はそれぞれ村上報告の「五、各種疾病ニ関スル調査研究」の1-3篇の内容と合っている。結論部分の内容から見ると、張蔵報告は村上報告と完全に一致しているのが分かる。

村上報告は太原臨時衛生調査班に関する研究の骨太や土台を築き、より詳しい張蔵報告はその肉付けをしてくれると言えよう。張蔵報告を通じ、太原臨時衛生調査班の詳しい経緯が見られる。たとえば、石崎有信は1938年2月の「太原市住民の増殖力ニ就テ」では、その「緒言」で増殖力調査の目的は「漢民族ノ増殖力ノ本態ヲ捉ルハ民族衛生学上ノ急務ナリト考ヘ今回ノ調査ヲ企図セルモノナリ」と言及し、その理由としては「高度ノ文化ヲ持チ豊カナル富力ヲ保

チ強大ナル武力ヲ誇ルトモ生物学的基礎タル増殖力ニ乏シキ民族ノ繁栄ハ一朝ノ夢ニ過ギザルベシ」と指摘した。⁵² また、伊藤亮は「山西地方ニ産出スル食品ノ栄養学的調査（第一報「米」）」（1939年3月）では、その「緒言」で米を調査対象にする理由に言及し、「吾人ハ米ヲ常食トス」「米ノ問題ハ吾人ニトリテ重大ナル意義ヲ有ス」、そして「大陸開発政策ノ基本ハ大陸資源ノ活用ニ有リ」、「内地米ハ輸送ニ多大ノ困難ヲ伴ヒ」と書いてある。⁵³ これらの具体的で詳しい内容は村上報告には記載されていないのである。

内容確認のほか、村上報告その一部の記載内容の訂正も必要であると分かる。村上報告の記載によると、村上賢三らの「硬水軟化研究」は「1939年11月報告予定」とあるが、張蔵報告では実は報告時間はだいぶ遅れて1940年1月に報告したことが分かった。⁵⁴ また、村上報告では「1939年11月報告予定」の村上賢三と中島正三の「太原市ニ於ケル支那人ノ食物ノ種類ト其ノ栄養価ニ就テ（其ノ一）：下級生活者ノ主食物、副食物及ビ間食ニ就テ」は1940年6月になると、太原臨時衛生調査班班長三宅惣一郎と中島正三の名義で「山西省ニ於ケル食品ノ研究（第三報）下級労働者ノ主ナル食品ニ就テ」と題して報告したわけである。⁵⁵

表1のように、1940年には、太原臨時衛生調査班は引き続き5回に渡って調査研究を実施した。これらはまた前述の村上報告の調査方針と任務に沿って、日本人の山西省に「定住」するとき最も重要な「飲食」と「居住環境」をめぐるって実施したわけである。前者は山西地方の「下級労働者ノ主ナル食品」と「現地販売鶏卵ノ新鮮度」についてであるが、後者は「潞安附近特種家屋」つまり「洞窟兵舎」への衛生学的調査である。⁵⁶ 1940年11月10日には太原臨時衛生

調査班班員賀沢杉人が最後の調査研究報告を提出した。その以降太原臨時衛生調査班は史料や資料から姿を消すようになった。

終わりに

上述の通り、軍事作戦に協調し、「現在及ビ将来ノ衛生対策ノ資料」や「科学的指導原理ヲ興ヘント」して、「山西地方ニ於ケル衣、食、住、業等ノ衛生学的事項ノ調査研究ヲ」遂げるため、太原陥落直後に太原臨時衛生調査班が編成された。第三野戦防疫部隊太原分遣隊、石家荘特別疾患収容班などの日本軍側のほか、当調査班は日本学術振興会と金沢医科大学からの支持を得た。その班員の多くは大学以上の学歴や教育歴があり、衛生学、人類体質学や化学などの専門的な知識を有する陸軍軍医ばかりである。

成立して以来、1937年12月27日から1940年11月10日まで、太原臨時衛生調査班は約3年にわたって、山西地方太原市及びその周辺地域に対して組織的な衛生学的調査研究を実施してきた。日本同仁会の調査⁵⁷と比べると、当調査班の調査目的はより明確、より広域的であり、調査種類も豊富であると同時に明確な問題意識が見られる。山西省地方特にその省庁所在地太原附近の地域を絞って、居住環境、食物と飲用水、人類体質学、人口増殖力、各種の疾患、漢薬、物産などについて調査研究を行ってきた。三年近くの調査研究を通じ、当調査班は第一軍軍医部に計54篇の調査研究報告と計45篇の山西省地方の衛生的事業に関する法規資料を提出した。字面を見ると、名前には「太原」という文字があるが、太原臨時衛生調査班の調査研究範囲は「太原」とその付近にとどまらず、第一軍の派遣次第で、山西省の北部、中部および東南部へ行って調査したことがある。

これらの一連の調査は重要な価値がある。当時日本軍による侵略の中、山西省は戦争で大きな損失を被り、激動な時代に直面している。また、戦争期には、閻錫山政府の南下につれて、山西省や太原附近地域の衣、食、住、業、疾病、人口増殖、漢菜、物産などについての衛生的調査に取り組む余裕がなくなってきた。太原臨時衛生調査班の専門知識豊かな班員らによる調査や研究は、客観的に日本軍占領時の山西省の衛生的実態を理解するために外部の「他者」からの資料を提供した。この豊富な、詳しい史料と資料は日中戦争の歴史及び1930-40年代の日本軍占領下の山西地方社会の歴史や実態の研究のためにも資料的なサポートと参考を提供したと言える。

従来、戦時日本の対中調査研究では、東北やモンゴル地方の高原寒冷地域、上海や台湾などの東部東南地方の亜熱帯地域および河北などの平原温帯半乾燥地域についてのものが多いようである。それらと違って、太原臨時衛生調査班及びその活動は中国内陸部黄土高原乾燥地帯の調査研究のケーススタディを新たに提供してくれたと言える。また、戦争歴史研究には新たな「衛生学」の視点も与え、従来の軍事作戦以外の研究分野を多様化することができよう。史料の新たな発掘につれて、太原臨時衛生調査班に関する研究は更なる展開を迎えられよう。資料不足のため、太原臨時衛生調査班やその活動に関してはまだ不明なところがあり、それらを今後の課題として引き続き頑張っていきたいと思う。

注

- 1 代表的な著書は以下の通りである。原覚天『現代アジア研究成立史論—満鉄調査部・東亜研究所・

IPRの研究』、勁草書房、1984年；小島晋治、大里浩秋、並木頼寿編著『20世紀の中国研究』、研文出版、2001年；辛島理人『帝国日本のアジア研究総力戦体制・経済リアリズム・民主社会主義』、明石書店、2015年；三好章編『アジアを見る眼 東亜同文書院の中国研究』、あるむ、2018年。

- 2 既に整理出版された代表的な資料としては、中国第二歴史檔案館編の『日本対華調査檔案資料選編』、『日本対華調査檔案資料統編』（中国社会科学文献出版社、2020年）と『近代日本対華調査檔案資料叢刊』（邵漢民等編著、中国国家図書館出版社、2019、2020年）などが挙げられる。中国社会科学院、中国国家檔案局と国家図書館は共同主催で、近代史研究所による共催の「抗日戦争与近代中日関係文献データベース」は、文献資料の電子化・デジタル化に対して多大な努力や取り扱いを重ねてきた。そのため、関連研究には大きな便宜を与えてくれたのである。
- 3 管見のところ、日中戦争期の日本側の関連衛生医療研究では日本同仁会を対象にするのがメインである。同仁会は戦時日本の対中医療衛生政策につながっているとされた組織である。同仁会及びその活動についての研究は次の通りである。丁蕾は同仁会の編成背景、人事と運営、主な活動と日本の対中政策への影響などについて検討した。飯島渉は日本外務省の関連檔案史料を利用して、同仁会による占領区におけるマラリア調査を対象に検討し、同会は戦時日本の対中医療衛生政策に直接関連があると指摘した。福田由紀は戦時同時会防疫班が上海防疫委員会に関与した史実に触れた。末永恵子は戦前と戦時の同仁会の対中医療支援活動についての比較研究を通じ、その支援活動やその性質が変わったとした。中西裕は翻訳家延原謙の同仁会医療班の中国派遣の事情の検討を通じ、その医療診療活動にも触れた。王萌と張慧卿は戦時占領区域内における同仁会の衛生防疫活動についても検討した。以上の研究の中では、王萌の研究だけが同仁会による「大陸医学」の名義で日本占領区域内の流行病、開封地方地元の風土人情などの調査に一応触れた。以下の文献をご参照。飯島渉『マラリアと帝国——植民地医学と東アジアの広域秩序』、東京：東京大学出版会、2005年；福士由紀『近代上海と公衆衛生——防疫の都市社会史』、東京：御茶の水書房、2010年；丁蕾『日本近代医療団体同仁会』、『中華医史雑誌』2004年第2号；末永恵子「日中戦争期における対中国医療支援事業の変容——同仁会の医療支援について」、『宮城歴史科学研究』、2011年第68、69合併号；中西裕「延原謙と同仁会医療班中国派遣」、『学苑・文化創造学科紀要』、2012年第11号；王萌『抗戦時期日本在中国抗战时期日本在中国沦陷区内的衛生工作——以同仁会為对象的考察』、『近代史研究』、2016年第5号；張慧卿『“宣撫”抑或控制：大屠殺後日軍在南京的衛

- 生防疫》、《江海学刊》、2019年第3号等。
- 4 2022年6月には、中国石家荘市民張志斌氏によって太原臨時衛生調査班の関連史料が発掘蒐集された。そして、9月3日《太原晩報》という太原市地元の新聞社が“以太原为中心，深入调查周边居民的生活习性和生理特征侵华日军防疫部队调查报告被发现”（「新発見！太原を中心にその周辺住民の生活習性や生理特徴に関する旧日本軍防疫部隊調査報告が浮上」というテーマで報道され、それをきっかけに、学界や社会から注目されるようになった。ここでの「侵華日军防疫部隊原始日文調査報告」というのは、太原臨時衛生調査班によって実施されたものである。詳しくは2022年9月3日に日付の《太原晩報》の新聞記事をご参照。また、検討の便宜を図るため、以下は、張志斌氏による発見所蔵の“侵華日军防疫部隊原始日文調査報告は「張蔵報告」と略称する。
- 5 本稿では「北支」「支那」「満洲国」などは中国への蔑称であり、差別用語とタブー視されているが、検討の便宜を図るため、史料の記載のまま通りにする。
- 6 1939年11月には、第一軍軍医部編纂の「太原臨時衛生調査班業績集（山西地方ニ於ケル衛生対策参考資料）」をご参照。当業績集では、1938年1月から1939年11月まで太原臨時衛生調査班による調査報告や研究が収録されている。「太原臨時衛生調査班業績集（山西地方に於ける衛生対策参考資料）」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C13120692500、衛生関係参考書類（1／3）昭和14～17年度（防衛省防衛研究所）。当班の調査活動では大きな役割を果たした当時太原臨時衛生調査班のメンバーである陸軍軍医中尉村上賢三は「業績集」のためわざわざ「序」を作成した。検討の便宜を図るため、以下は「太原臨時衛生調査班業績集」を「業績集」と略称する。
- 7 「業績集」の序文をご参照ください。
- 8 1938年4月、109師団軍医部部長吉野大佐の指示によって、日本金沢医科大学からの太原臨時衛生調査班員である嘱託の早稲田正澄がまた榆次へ行って、源渦鎮付近地表の白色物質について調査し分析してみた、そして調査報告としてその分析成績や調査結果を提出した。「業績集」の中の「七、特殊検査成績」をご参照。
- 9 「業績集」の序文をご参照ください。
- 10 2022年9月3日日付の《太原晩報》という太原市地元の新聞社の報道によると、太原臨時衛生調査班は「第三野戦防疫部太原分遣隊臨時衛生調査班」と同じものであり、「本当は同じ組織であり、違うのは落書きの詳細だけである」とした。しかし、「業績集」の「序文」の記載内容を見ると、《太原晩報》の記事の内容は事実と合わないところがある。
- 11 「業績集」の中の「二、食物及び飲料水ニ関スル調査研究」のところをご参照。
- 12 「業績集」の序文をご参照。注意してほしいのは「前第一軍軍医部部長三宅閣下」は太原臨時衛生調査班班長「三宅中佐」とは同じ苗字「三宅」であるが、実は同じ人物ではないことである。というのは1940年6月太原臨時衛生調査班の調査報告によると、当時班長三宅惣八郎の肩書は「陸軍軍医中佐」であることが分かった。1942年に第一軍軍医部部長に就任時の石井四郎の肩書は少将であることから、また、日本語辞書の解釈ですと「閣下」とは将官以上の軍人や天皇勅任官以上の文官であるとの記載も考慮にし、この二人は苗字が同じであるが、実は違う人であるというのが分かった。「閣下」の意味解釈として日本語デジタル大辞泉の記載をご参照。<https://www.weblio.jp/content/%E9%96%A3%E4%B8%8B>）
- 13 例えば、1940年9月から10月にかけて、太原臨時衛生調査班、軍医中尉の気賀沢杉人らが第一軍に山西省長治夏店鎮地方へ派遣され、洞窟兵舎の衛生的調査を実施した。1940年11月10日の井関部隊軍医部「洞窟兵舎使用上ノ注意事項」の中の「緒言」のところをご参照。「井医第735号 昭和15年11月12日「洞窟兵舎使用上の注意事項」送付の件通牒」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C13120666800、衛生関係参考書類（2／2）昭和14～17年度（防衛省防衛研究所）。
- 14 「業績集」の序文をご参照。
- 15 「業績集」の序文をご参照。
- 16 「業績集」の中における村上賢三、田辺源流、早稲田正澄と大島英男による「硬水軟化ニ関スル研究」をご参照。
- 17 「業績集」の序文をご参照。
- 18 「業績集」の序文をご参照。
- 19 「業績集」の序文をご参照。
- 20 「業績集」の序文をご参照。
- 21 「業績集」の序文をご参照。
- 22 「業績集」の村上賢三、木村義国、伊藤亮、古賀久治の「太谷、南関鎮、権店方面ニ於ケル水質調査報告」をご参照。
- 23 以下の史料をご参照。村上賢三、中島正三の「太原市ニ於ケル支那人ノ食物ノ種類ト其ノ間食ニ就テ」；三宅惣八郎、中島正三の「山西省ニ於ケル食品ノ研究（第三報）下級労働者ノ主ナル食品ニ就テ」、「山西省ニ於ケル食品ノ研究（第四報）現地販売鶏卵ノ新鮮度ニ就テ」、「井医第657号 昭和15年10月7日 参考書類送付の件通牒」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C13120666400、衛生関係参考書類（2／2）昭和14～17年度（防衛省防衛研究所）；「舞医第449号 昭和15年7月15日参考書類送付の件通牒」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C13120665800、衛生関係参考書類（2／2）昭和14～17年度（防衛省防衛研究所）。
- 24 以下の史料をご参照。1939年11月古賀久治の「硬度高キ水ノ常時飲用ノ人体ニ及ボス影響ニ就テ（附

- 犬馬牛ニ対シ) (山西省ノ水ト其ノ対策 其の1)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C13120692700、衛生関係参考書類綴 (1/3) 昭和14～17年度 (防衛省防衛研究所) ; 「山西省西北部兵要気象及衛生地誌送付の件」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04122208400、陸支密大日記 第24号 1/3 昭和15年 (防衛省防衛研究所)。
- 25 「業績集」の序文をご参照。
- 26 「元北海道庁技師倉上政幹外六名特旨叙位ノ件／退職判事中西保則、元金沢医科大学教授村上賢三、元通信技師堀孝治」をご参照。JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A11114967700、叙位裁可書・昭和15年・叙位巻62 (国立公文書館)。
- 27 「業績集」の内容をご参照。
- 28 「業績集」の序文をご参照。
- 29 「業績集」の記載内容と日本国立公文館アジア歴史資料センター所蔵の資料によって整理されたものである。
- 30 「業績集」の序文をご参照。
- 31 「業績集」の序文をご参照。
- 32 「元北海道庁技師倉上政幹外六名特旨叙位ノ件／退職判事中西保則、元金沢医科大学教授村上賢三、元通信技師堀孝治」をご参照。JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A11114967700、叙位裁可書・昭和15年・叙位巻62 (国立公文書館) ; 「満洲国哈爾賓医科大学教授要員トシテ日本現職管理割愛方ノ件」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C01003621500、昭和15年「陸支密大日記 第13冊」 (防衛省防衛研究所)。村上賢三は太原臨時衛生調査班の中核となるキーパーソンである。関連資料不足のため彼についての不明なところがまだ多いし、今後は更なる研究が必要であろう。
- 33 「業績集」の序文をご参照。
- 34 三宅惣八郎、中島正三の「山西省ニ於ケル食品ノ研究 (第三報) 下級労働者ノ主ナル食品ニ就テ」、「山西省ニ於ケル食品ノ研究 (第四報) 現地販売鶏卵ノ新鮮度ニ就テ」をご参照ください。「井医第657号 昭和15年10月7日 参考書類送付の件通牒」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C13120666400、衛生関係参考書類綴 (2/2) 昭和14～17年度 (防衛省防衛研究所)。
- 35 「井医第837号 1940年12月22日 潞安附近特殊家屋ニ於ケル衛生学的調査送付ノ件通牒 (1)」をご参照ください。JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C13120667200、衛生関係参考書類綴 (2/2) 昭和14～17年度 (防衛省防衛研究所)。
- 36 「業績集」の序文をご参照。
- 37 「張蔵報告」と対照して検討の便宜を図るため、以下は「太原臨時衛生調査班業績集」を「村上報告」と略称する。
- 38 「業績集」の序文をご参照。
- 39 具体的には、次のものが見られる。一、山西省公安局屠殺牛乳畜肉営業ニ関スル法規並ニ辦法。そのうち、6篇の法規や辦法が見られる。二、伝染病予防及ビー一般公共衛生ニ関スル法規及ビ辦法。そのうち、11篇の法規や辦法がある。三、山西省公安局薬剤師業種商、麻薬及ビ製薬ニ関スル法規並ニ辦法。そのうち、7篇の法規や辦法が含まれる。四、山西省公安局旅館、飲食店、理髪店、浴場、娛樂場ニ関スル法規並ニ辦法。7篇の法規や辦法が見られる。五、山西省公安局医師、齒科医、助産婦ニ関スル法規並ニ辦法。そのうち、13篇の法規や辦法が見られる。六、山西省公安局妓女検診ニ関スル法規並ニ辦法。そのうち、1篇の法規や辦法が見られる。
- 40 村上報告の以下の研究をご参照。村上賢三の「山西地方ニ於ケル支那家屋ノ衛生学的考察 (其ノ二) : 室ノ床面積、室高、気積及ビ窓ノ大サニ就テ」 (1939年1月) ; 石崎有信の「支那家屋ノ換気ニ就テ」 (1938年8月) ; 村上賢三の「太原城外ノ支那兵営内空氣ノ理学的状態ニ就テ」 (1938年7月) ; 石崎有信の「炕ノ暖房力ニ就テ」 (1938年4月) ; 村上賢三と石崎有信の「北支ニ於ケル廁所改善ノ一方法」 (1939年3月)。
- 41 村上報告の囑託である伊藤亮の「山西地方ニ産出スル食品ノ栄養学的調査 (第二報)」 (1939年5月) をご参照。
- 42 村上報告の陸軍薬剤中尉橋本紋兵衛の「太原市井水ノ衛生学的調査成績」 (1938年8月) をご参照。
- 43 村上報告の村上賢三と田辺源流の「太原市ニ於ケル井水ノ硬度ニ就テ 特ニ一時硬度ト永久硬度並ニ硬度トクロールノ含量ニ就テ」 (1939年5月) をご参照。
- 44 村上報告の陸軍薬剤中尉橋本紋兵衛の「太原市井水ノ衛生学的調査成績」 (1938年8月) をご参照。
- 45 村上報告の以下の研究をご参照。村上賢三、田辺源流、早稲田正澄の「水ノ硬度測定方法ノ比較研究」 (1939年11月報告予定) ; 村上賢三などの「硬水軟化ニ関スル研究」 (1939年11月報告予定) ; 木村義国と伊藤亮の「軍管理山西第八工場試作濾水器ノ性能ニ就テ」 (1939年4月)。
- 46 村上報告の村上賢三などの「太原市住民ノ生体測定学的研究 (其ノ一) : 頭部、顔面ヲ除ク身体各部ニ関スル測定ニ就テ」 (1939年8月) ; 木村義国の「太原市住民ノ生体測定学的研究 (其ノ二) : 頭部及ビ顔面ノ諸測定ニ就テ」 (1939年10月) ; 木村義国の「山西人及ビ河北人ノ顔面ノ特徴ニ就テ (人類学的並ニ容貌学的觀察)」 (1938年11月) ; 石崎有信の「太原市住民ノ体力ニ就テ」 (1938年8月) ; 石崎有信の「太原市住民ノ指紋ニ就テ」 (1939年11月) ; 森部令次の「山西地方人ノ血液型調査」 (1938年5月)。
- 47 村上報告の石崎有信の「山西省人口統計ニ関スル二三ノ觀察」 (1938年2月) と「太原市住民ノ乳児死亡率ニ就テ」 (1938年11月) と「太原市住民の増殖力ニ就テ」 (1938年2月) をご参照。また、

- 田辺源流と石崎有信の「太原市居住婦人ノ初潮年齢ニ就テ」(1938年11月)をご参照。
- 48 村上報告の以下の研究をご参照。関口永と木村義国の「山西省ニ於ケル急性伝染病ニ就テ」(1938年4月)；関口永と藤野恒三郎と木村義国の「山西省太原住民ノ血清学的調査(其ノ一)：ウィダール反応、ワイルフェリックス反応、黴毒反応ニ就テ」(1939年1月)；田辺源流の「太原地方住民ノ口腔及び歯牙ノ衛生学的観察(第一報)」(1938年5月)と「太原地方住民ノ口腔及び歯牙ノ衛生学的観察(第二報)」(1938年7月)；木村義国の「山西地方住民ノ耳鼻咽喉科疾患ノ統計的観察」(1938年8月)。
- 49 村上報告の塚本起夫の「山西省産漢薬調査」(1939年2月)をご参照。
- 50 村上報告の村上賢三などの「太谷、南関鎮、権店方面ニ於ケル水質調査報告【附】同方面ニ於ケル兵要衛生地誌(給水状況)」(1939年6月)。飲料水のほか、作戦に直接関連する喫緊の課題の対策として、早稲田正澄も加入し、109師団軍医部部長吉野の指示に基づき、太原臨時衛生調査班は山西省榆次へ行って、源渦鎮付近地表の白色物質について調査し分析してみた。そして調査報告としてその分析成績や調査結果を提出した。早稲田正澄の「源渦鎮付近地表ノ白色物質分析成績」(1939年4月)をご参照。1940年11月には、第一軍に派遣され、山西省長治夏店鎮地方へ派遣され、洞窟兵舎の衛生的調査を実施した。「舞医第449号 昭和15年7月15日参考書類送付の件通牒」をご参照。JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C13120665800、衛生関係参考書類綴(2/2) 昭和14～17年度(防衛省防衛研究所)。
- 51 2022年9月3日付の《太原晩報》の新聞記事によると、張蔵報告は「11冊」と報道されたが、実は「13冊」ある。その違いについて、資料の対照を通じ、「太原市ニ於ケル支那人ノ食物ノ種類ト其ノ栄養価ニ就テ(其ノ一)」と「太原市ニ於ケル支那人ノ食物ノ種類ト其ノ栄養価ニ就テ(其ノ二)」を、「太原地方住民ノ口腔及び歯牙ノ衛生学的観察(第一報)」と「太原地方住民ノ口腔及び歯牙ノ衛生学的観察(第二報)」を、それぞれ「一冊」と見て計算されたのが分かった。調査内容も報告の作成時間も違うため、本稿では「張蔵報告」13冊の説にする。
- 52 張蔵報告の石崎有信の「太原市住民の増殖力ニ就テ」(1938年2月)をご参照。
- 53 張蔵報告の伊藤亮の「山西地方ニ産出スル食品ノ栄養学的調査(第一報「米」)」(1939年3月)をご参照。
- 54 張蔵報告の村上賢三などの「硬水軟化研究」(1940年1月)をご参照。
- 55 三宅惣八郎と中島正三の「山西省ニ於ケル食品ノ研究(第三報) 下級労働者ノ主ナル食品ニ就テ」の「参考文献」のところをご参照。「井医第657号 昭和15年10月7日 参考書類送付の件通牒」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C13120666400、衛生関係参考書類綴(2/2) 昭和14～17年度(防衛省防衛研究所)。

- 56 三宅惣八郎と中島正三の「山西省ニ於ケル食品ノ研究(第三報) 下級労働者ノ主ナル食品ニ就テ」と「山西省ニ於ケル食品ノ研究(第四報) 現地販売鶏卵ノ新鮮度ニ就テ」をご参照。「井医第657号 昭和15年10月7日 参考書類送付の件通牒」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C13120666400、衛生関係参考書類綴(2/2) 昭和14～17年度(防衛省防衛研究所)；「舞医第449号 昭和15年7月15日 参考書類送付の件通牒」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C13120665800、衛生関係参考書類綴(2/2) 昭和14～17年度(防衛省防衛研究所)。陸軍軍医中尉賀賀沢杉人の「潞安附近特種家屋ニ於ケル衛生学的調査」と「洞窟兵舎使用ノ注意事項」(1940年11月)をご参照。「舞医第449号 昭和15年7月15日 参考書類送付の件通牒」をご参照。JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C13120665800、衛生関係参考書類綴(2/2) 昭和14～17年度(防衛省防衛研究所)。
- 57 衛生防疫や医療事業のほか、同仁会は日本軍占領地域における流行病や地元の風土人情についても調査を実施した。同仁会開封診療防疫班は開封地元住民の主食である小麦、コウリヤン、粟の栄養価について調査を実施した。岡田甚七の「華北邦人の常食について」、《同仁会医学雑誌》(1942年第3号)をご参照。同仁会の調査と比し、太原臨時衛生調査班の調査内容は豊かであり、より多種多様であるというのは明らかであろう。

参考文献

- 飯島渉(2005)、『マラリアと帝国——植民地医学と東アジアの広域秩序』、東京大学出版会。
- 小島晋治、大里浩秋、並木頼寿(2001)、『20世紀の中国研究』、研文出版。
- 岡田甚七(1942)、「華北邦人の常食について」、《同仁会医学雑誌》、1942年第3号。
- 辛島理人(2015)、『帝国日本のアジア研究総力 戦体制・経済リアリズム・民主社会主義』、明石書店。
- 末永恵子(2011)、「日中戦争期における対中国

- 医療支援事業の変容——同仁会の医療支援について」、『宮城歴史科学研究』、2011 年第 68、69 合併号。
- 中西裕（2012）、「延原謙と同仁会医療班中国派遣」、『学苑・文化創造学科紀要』、2012 年第 11 号。
- 原覚天（1984）、『現代アジア研究成立史論—満鉄調査部・東亜研究所・IPR の研究』、勁草書房。
- 福田由紀（2010）、『近代上海と公衆衛生——防疫の都市社会史』、御茶の水書房。
- 三好章（2018）、『アジアを見る眼 東亜同文書院の中国研究』、あるむ。
- 丁蕾（2004）、『日本近代医療団体同仁会』、『中華医史雑誌』2004 年第 2 号。
- 王萌（2016）、『抗戦時期日本在中国抗战时期日本在中国沦陷区内的衛生工作—以同仁会為対象的考察』、『近代史研究』、2016 年第 5 号。
- 張慧卿（2019）、『“宣撫”抑或控制：大屠殺後日軍在南京的衛生防疫』、『江海学刊』、2019 年第 3 号。

〈研究論文〉

中国自動車会社による多国籍企業の国際戦略

—インドネシアの事例研究—

小原 隆子*

小原 篤次**

要 旨

インドネシアは日系シェアが高い東南アジア市場でも日系シェアが高く、日本市場の日系シェアを超えるほどだった。2017年、2019年の中国系シェアは0.3%だった。インドネシアにおけるEV優遇政策が2023年から実施されると、中国系は自動車販売のシェアを高め始めた。2024年1～7月で中国系シェアは4.6%。民族系でEV大手のBYDも2024年に進出してきた。中国系ブランド数は2018年、3社、2023年、7社、2024年1～7月で10社に増えている。

1. はじめに

中国の自動車販売台数で2009年から米国を抜いて世界一となり、2017年には3000万台に迫り、ドイツVW、ルノー・日産・三菱連合、トヨタ自動車の世界3大自動車メーカーグループを合計した規模に匹敵している（小原2019）。新型コロナウイルス感染拡大などを受けて低迷したものの、2023年には3009万台と6年ぶりに2017年の水準を上回った¹。日本の6.3倍の市場規模となっている。浙江吉利控股集团有限公司は2010年、フォードからVOLVOを買収している。クロスボーダーM&A市場にも参入するなど存在感を高めている。

中国自動車会社は対外進出の重要性が高まり、ASEAN市場にも比較優位性を持つ多目的スポーツ車（SUV）や電気自動車（EV）を投

入している。ASEANは日系シェアが高い市場であり、特にインドネシアでは98.5%（2017年）。中国自動車会社は2011年以降、インドネシア進出が確認でき、2018年以降、現地生産など進出が本格化した。シェアは2023年で4社合計3.2%、日系シェアは95.3%に低下した。インドネシアでは国有企業3社が中心で、「海外進出積極グループ」（苑2014）、「電動化競争の中核」（李2023）とされる民族系自動車メーカーは苦戦していたが、インドネシアにおけるEV優遇政策が2023年から実施されると、民族系でEV大手のBYDが2024年に進出してきた。

本論は、先行研究をレビューした後、インドネシア自動車製造業者協会（GAIKINDO）統計を用いて、ASEAN、とりわけインドネシアにおける、上汽通用五菱汽車（WULING）をはじめとする中国自動車メーカーの販売状況を

*神田外語大学キャリア教育センター特任准教授

**長崎県立大学国際社会学部准教授
神戸大学大学院経済学研究科研究員

中心に報告する。

2. 先行研究

日本をはじめ先進国では、自動車会社同士の提携、M&Aについて必ずしも肯定的ではなかった。成熟した市場で経営危機の局面で提携が進められることが少なくない。支援される企業は工場閉鎖・人員削減などリストラを迫られる。1998年、ドイツのダイムラー・ベンツ社とアメリカのクライスラー社が合併、1999年、フランスのルノーと日産自動車の資本提携などが典型例だろう。半導体ファウンドリ(Foundry)業界については、世界市場での能力と競争力を高めるために、ますます多くの企業が互いに戦略的提携を結ぶ傾向にあるとの指摘もある(Ku et al. 2007)。

肖(2000)は、中国自動車産業の歴史的変遷について、1950年代から1990年代まで4つの段階に分けて整理した。4つとは、創業期(1950年代)、閉鎖・停滞期(1960、1970年代)、開放・調整期(1980年代)、発展期(1990-1995年)である。開発・調整期の初期において、乗用車の輸入が急増する。1979年には約700台だった輸入台数は1980年には2万台近くまで急増した。その後、欧州、米国、日本の自動車会社との合併事業、技術提携で、中国現地生産につながっていく(表1)。1983年、米国のアメリカン・モーターズ(AMC)と北京汽車が「北京ジープ汽車有限公司」を設立する。外資第一号の合併事業である。1984年、ドイツのフォルクスワーゲン(VW)は三大国有自動車の上海汽車と「上海大衆汽車」を設立している。上海大衆汽車が生産する乗用車「サンタナ」は上海市のタクシーにも採用された(小原2021b)。国家発展改革委員会が2004年、定めた自動車産業発展政策²

によると、自動車完成車、専用自動車、農業用輸送車、オートバイの中外合併メーカーの中国側株式比率は50%を下回ってはならない。しかも海外の多国籍企業は中国の2社と合併会社を設立することができた。図1で、欧州、米国、日本、韓国と世界の主要メーカーが合併事業で参入したことがわかる。

自動車会社は、(1)ガソリンエンジン(HVも含めて)でのグローバル競争(過去・現在の主要な競争市場)、(2)環境車(ZEV)対策(当面、現在から10年程度)、(3)コネクテッドカー(研究開発・実証実験段階、実用化・収益化が見通せない将来)の3つの課題を同時に取り組む必要がある。小原2020は、自動車会社のトリレンマと呼んだ。

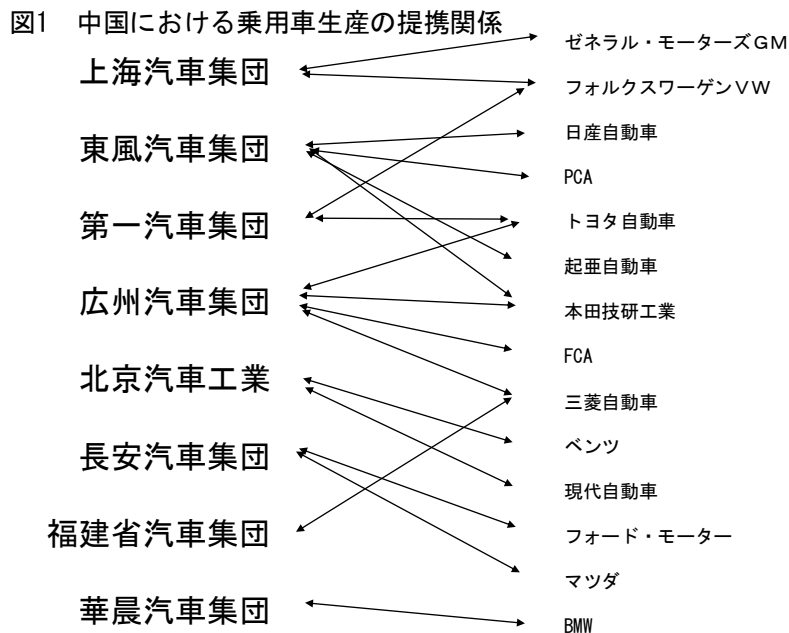
表1 中国主要乗用車メーカー概況(1995年)

	企業名	外資側企業名	方式	設立時期	外資側出資比率	生産車種	生産能力台/年	エンジン(cc)
1	上海大衆汽車有限公司	ドイツVW	合併	1984. 10契約調印 1985. 9生産開始	50%	SantanaL330, L331 Santana 2000	200,000	1,780
2	微型汽車廠	日ダイハツ	技術提携	1986		シャレードTJ7100 7100U	150,000	933
3	一汽大衆	ドイツVW	技術提携合併	1988. 8 1991. 2	40%	Audi100 ジェタ	30,000 150,000	1,780 1,560
4	北京ジープ汽車有限公司	米Chrysler	合併	1983. 6 AMCと提携 後AMC・Chryslerと合併	31%	Cherokee BJ- 2021系列	80,000	2,460
5	広州標致汽車有限公司	仏Peugeot	合併	1985	22%	Peugeot505	50,000	1,970
6	神龍汽車有限公司	仏シトロン	合併	1992. 5	30%	Citroen ZX	150,000	1,360
7	中国兵器工業総公司 長安機器廠	日スズキ	技資結合	1984		アルトSC7080	150,000	796
8	貴州航空工業総公司	日富士重工	技術供与	1989		ヒバリGHK7060	10,000	544

原資料：国家信息予測中心・中国汽车貿易総公司(1996)「1996中国汽车市場展望」、『日経ビジネス』(1995. 7. 31)、17ページ、中国汽车工業史編審委員会(1996)「中国汽车工業史」、機械工業部汽車工業司・中国汽车技術研究中心(1996)「汽車工業規画参考資料」により作成。

出所：肖威(2000) p. 5。

図1 中国における乗用車生産の提携関係



原出所：『日本経済新聞』朝刊2009年7月8日、『日本経済新聞』朝刊2020年11月25日、三菱自動車「Fact & Figures 2019」、日本自動車工業会「クルマと世界」など。

出所：小原(2021b) p. 57。

3. ASEAN 市場

(1) 概要

国際自動車工業連合会（OICA）の販売統計では、2023年、インドネシアは100万台で、豪州³やスペインに次ぐ世界16位である。ASEAN10カ国で合計326万台となり、英国を抜いて世界4位のドイツを上回る規模⁴に相当する。ASEANのなかでは、自動車販売台数では、インドネシア⁵は、タイやマレーシアとASEAN最大の規模を競っている。インドネシアは2010年以降、マレーシアを上回っている。タイについては2014年以降、2020年を除いて、上回っている。ただし、自動車生産台数では、タイがインドネシアを上回る状況に変化は見られない。

ASEANは世界的な市場規模のほか、中国およびインドという巨大な新興市場に近接しており、ASEANをアジアの中でいかに位置付けていくのかという点で、その重要性を高めている。世界の大手自動車メーカーにとっては、タイ、インドネシア、マレーシアのような三角形ではなく、より広範囲で多極的なサプライチェーンや販売戦略を描いていく。ASEAN全体で8割もの市場シェアを持つ日系メーカーは、2018年には、自動車に関する関税撤廃が完了したASEANのなかでは、インドネシアのほか、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナムなど生産や部品調達の分業や再編が急務になっている。

(2) インドネシアの概況

インドネシアでは、アストラグループやサリムグループなど合弁パートナーとして地場資本はあるが、中国のように地場資本が外資系と競争する自動車完成車メーカーを志向してこなか

った。自動車ローンやディーラーなどと、日系メーカーと役割が明確だった。中国系では、上海汽車とGMの合弁会社のWULING、東風小康汽車（DFSK）、中国第一汽車集団（FAW）⁶、吉利汽車（GEELY）、奇瑞汽車（CHERY）、BYDなどが、インドネシアに進出した経験を持っている。インドネシアで好まれるSUVのほか、EVを投入している。

インドネシアでは、日系メーカーの占有率が非常に高いこともあり、それ以外のメーカーの市場参入・撤退事例は珍しくない。

GMもその一社である。GMは1993年に現地企業と共同出資会社を設け、生産も手掛けたが、2005年に経営環境の悪化から生産を停止し、富裕層に人気のSUVを中心に輸入販売してきた。GMは1億5千万ドルを投じて、2013年に生産を再開したが、GMも出資するWULINGが2017年、インドネシアで生産を開始すると、一本化を図った。WULINGの生産能力は年産15万台。セダン、SUVからEVに車種を広げてきた。WULINGの進出は2017年8～12月の5カ月間で3268台、シェアは0.7%から始まった。2023年には2万5592台、シェアは2.6%と増加した。WULINGに続く中国系CHERYは3952台で0.4%。日系ブランドの一角（Matsuda, Nissan, UD TRUCKS、SUBARU）を抜いている。

日系の合計シェアは2017年98.5%、2018年99.0%から、緩やかに低下している。2020年は96.2%、2021年以降は95%台となっている。WULINGをはじめとする中国シェアの拡大の影響が確認できたことになる。ただし、トヨタ、ダイハツ、レクサスの3ブランドで50%を超えるというインドネシア市場の特徴には変化は見られない。

しかし、インドネシア政府が2023年および

2024年、EV購入の際の付加価値税の減免を実施（表2）すると、中国自動車会社のシェアが拡大し始めた（表4～表7）。さらに、中国電動車大手のBYDも進出してきた。2018年が3ブランド、2023年が7ブランド、2024年が10ブランドである（表3）。

BYDは2024年1月18日、インドネシアで展

開するSUV「ATTO3」、セダン「シール」、小型車「ドルフィン」のEV3車種を発表、インドネシア乗用車市場へ本格的に参入した。インドネシアに年産15万台のバッテリー式電気自動車（BEV）生産工場の建設計画も発表している。投資額は13億ドル、2024年内に着工する見通しである（八木沼、2024）。

表2 インドネシアにおけるEV優遇政策

2023年	国産化率40%を超える特定の電気自動車購入に対し、付加価値税を10%減免すると規定。
	国産化率40%を超える特定の電気バス購入に対し、付加価値税を10%減免。
2024年	国産化率が20%～40%までの特定の電気バスの購入に対して、付加価値税を5%減免する。期間は2023年末まで。
	※上記の条件を満たすEV車種＝中国・上汽通用五菱汽車（Wuling）「Air EV」、韓国・現代自動車の「Ioniq5」
2024年	四輪のBEVと電動バスに係る付加価値税を10ポイント減とする優遇措置。通常は11%の付加価値税が課されるが、対象車種は1%。優遇措置の適用期間は2024年末まで。
	10ポイント減税の適用対象： 国産化率（TKDN）が40%以上の特定四輪と特定電動バス （運転者を含む10人以上を輸送するBEV） 5ポイント減税の適用対象： TKDNが20%以上40%未満の特定電動バス

出所：出典：尾崎（2023年4月6日）、大滝（2024年3月5日）より作成。

表3 インドネシア進出した中国自動車会社（2018、2023、2024年）

2018年	中国系3ブランド 上汽通用五菱汽車（WULING、GMも参加）、 東風小康汽車（DFSK）、中国第一汽車集団（FAW）
2023年	中国系7ブランド WULING、奇瑞汽車（CHERY）、DFSK、上海汽車集団（MG） FAW、哪吒汽車（NETA）、賽力斯集団（SERES）
2024年	中国系10ブランド WULING、CHERY、BYD、MG、FAW、DFSK、NETA、SERES、 長城汽車（HAVAL、TANK）、

出所：インドネシア自動車製造業者協会（GAIKINDO）販売統計（小売）より作成。

表4 2017～2024年の国別新車販売台数（小売）

単位：台

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
Japan	1,051,882	1,141,484	1,007,026	556,810	820,544	967,338	944,383	441,045
Toyota Group	556,510	557,568	509,946	283,679	442,606	519,158	521,101	257,989
JP (ex.Toyota G)	495,372	583,916	497,080	273,131	377,938	448,180	423,282	183,056
China	3,477	16,352	3,610	12,167	28,128	27,824	33,515	22,390
Total	1,067,396	1,152,641	1,043,017	578,762	863,348	1,013,582	998,059	484,235
	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
Japan	98.5%	99.0%	96.5%	96.2%	95.0%	95.4%	94.6%	91.1%
Toyota Group	52.1%	48.4%	48.9%	49.0%	51.3%	51.2%	52.2%	53.3%
JP (ex.Toyota G)	46.4%	50.7%	47.7%	47.2%	43.8%	44.2%	42.4%	37.8%
China	0.3%	1.4%	0.3%	2.1%	3.3%	2.7%	3.4%	4.6%
Total	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注：Toyota GroupはToyota, Daihatsu, Lexusの3ブランド。2024年は1～7月。

出所：インドネシア自動車工業会 (GAIKINDO) より作成。

表5 2018年ブランド別新車販売台数（小売）

単位：台

	BRAND	Sales	Share		BRAND	Sales	Share
	Japan	1,141,484	99.0%				
	Toyota Group	557,568	48.4%				
	China	16,352	1.4%				
1	TOYOTA	356,063	30.9%	16	HYUNDAI	1,485	0.1%
2	DAIHATSU	200,178	17.4%	17	LEXUS	1,327	0.1%
3	HONDA	162,956	14.1%	18	TATA	1,116	0.1%
4	MITSUBISHI MOTORS	146,805	12.7%	19	DFSK	839	0.1%
5	SUZUKI	116,688	10.1%	20	SCANIA	794	0.1%
6	MITSUBISHI FUSO	51,132	4.4%	21	MINI	520	0.0%
7	HINO	40,072	3.5%	22	VOLKSWAGEN	511	0.0%
8	ISUZU	25,286	2.2%	23	RENAULT (PC)	382	0.0%
9	WULING	15,162	1.3%	24	FAW	351	0.0%
10	DATSUN	9,823	0.9%	25	PEUGEOT	141	0.0%
11	NISSAN	6,999	0.6%	26	PROTON	83	0.0%
12	MAZDA	5,957	0.5%	27	MAN TRUCK	79	0.0%
13	UD TRUCKS	3,036	0.3%	28	AUDI	50	0.0%
14	CHEVROLET	2,444	0.2%	29	HYUNDAI KOMERSIAL	2	0.0%
15	B M W	2,360	0.2%		TOTAL	1,152,641	100.0%

注：グレーは中国系

出所：インドネシア自動車工業会 (GAIKINDO) より作成。

表6 2023年ブランド別新車販売台数（小売）

単位：台

	BRAND	Sales	Share		BRAND	Sales	Share
	Japan	944,383	94.6%	16	MERCEDES-BENZ CV	1,877	0.2%
	Toyota	521,101	52.1%	17	UD TRUCKS	1,856	0.2%
	China	33,515	3.4%	18	NISSAN	1,824	0.2%
1	TOYOTA	325,395	32.6%	19	DFSK	1,598	0.2%
2	DAIHATSU	194,108	19.4%	20	K I A	1,579	0.2%
3	HONDA	128,010	12.8%	21	MORRIS GARAGE	1,154	0.1%
4	SUZUKI	82,244	8.2%	22	MINI	891	0.1%
5	MITSUBISHI MOTORS	81,792	8.2%	23	SCANIA	709	0.1%
6	HYUNDAI - HMD	35,736	3.6%	24	FAW	617	0.1%
7	MITSUBISHI FUSO	33,283	3.3%	25	SUBARU	521	0.1%
8	ISUZU	31,597	3.2%	26	JEEP	300	0.0%
9	HINO	27,729	2.8%	27	VOLKSWAGEN	249	0.0%
10	WULING	25,992	2.6%	28	PEUGEOT	199	0.0%
11	MAZDA	4,902	0.5%	29	NETA	166	0.0%
12	B M W	4,172	0.4%	30	AUDI	57	0.0%
13	CHERY	3,952	0.4%	31	SERES	36	0.0%
14	MERCEDES-BENZ PC	3,203	0.3%	32	TATA	31	0.0%
15	LEXUS	228	0.0%		TOTAL	998,059	100.0%

注：グレーは中国系

出所：インドネシア自動車工業会 (GAIKINDO) より作成。

表7 2024年1～7月ブランド別新車販売台数（小売）

単位：台

	BRAND	SALES	SHARE		BRAND	SALES	SHARE
	Japan	441,045	91.1%	18	UD TRUCKS	1,139	0.2%
	Toyota Group	257,989	53.4%	19	K I A	804	0.2%
	China	22,390	4.6%	20	CITROEN	730	0.2%
1	TOYOTA	156,928	32.4%	21	MERCEDES-BENZ CV	652	0.1%
2	DAIHATSU	99,344	20.5%	22	NISSAN	586	0.1%
3	HONDA	53,838	11.1%	23	MINI	514	0.1%
4	MITSUBISHI MOTORS	42,129	8.7%	24	FAW	508	0.1%
5	SUZUKI	38,543	8.0%	25	DFSK	506	0.1%
6	ISUZU	16,404	3.4%	26	FORD	465	0.1%
7	MITSUBISHI FUSO	15,463	3.2%	27	SUBARU	327	0.1%
8	HYUNDAI - HMD	13,745	2.8%	28	NETA	286	0.1%
9	HINO	12,105	2.5%	29	SCANIA	229	0.0%
10	WULING	10,044	2.1%	30	TANK	184	0.0%
11	CHERY	4,719	1.0%	31	SERES	74	0.0%
12	BYD	3,521	0.7%	32	VOLVO CARS	72	0.0%
13	MAZDA	2,522	0.5%	33	HAVAL	56	0.0%
14	MORRIS GARAGE	2,492	0.5%	34	VOLKSWAGEN	52	0.0%
15	B M W	2,215	0.5%	35	PEUGEOT	27	0.0%
16	LEXUS	1,717	0.4%	36	AUDI	16	0.0%
17	MERCEDES-BENZ PC	1,279	0.3%		TOTAL	484,235	100%

注：グレーは中国系

出所：インドネシア自動車工業会 (GAIKINDO) より作成。

4. おわりに

東南アジアの中でもインドネシア市場における日系シェアは高かった。日本市場における日系シェアよりも高いほどである。インドネシアは日系シェアが高い東南アジア市場でも日系シェアが高く、日本市場の日系シェアを超えるほどだった。2017年、2019年の中国系シェアは0.3%だった。インドネシアにおけるEV優遇政策が2023年から実施されると、中国系は自動車販売のシェアを高め始めた。2024年1～7月で中国系シェアは4.6%。民族系でEV大手のBYDも2024年に進出してきた。中国系ブランド数は2018年、3社、2023年、7社、2024年1～7月で10社に増えている。

さらに、今後、拡大が予想されるEV車、日系より低価格帯のSUV市場で中国系がシェアを獲得する可能性があるだろう。他方、現状のような小さなシェアでは効率的な収益を上げる市場とはならない。

消費者の所得が向上し、二輪車市場から乗用車への本格的な転換時期で市場が大きく拡大するまで、中国系が長期の視点で経営できるかがカギだろう。EV大手のBYDも2024年に参入したばかりのため、分析の枠組みを見定めながら、フィリピン、タイ、マレーシアのASEAN各国、インド、ブラジルなど新興国市場の観察を続けたい。

謝辞

本論文は、JSPS科研費「JP20K01815」「JP18K11821」の助成を受けた研究の一部である。アジア経営学会第31回全国大会（2024年9月14日、於：関西学院大上ヶ原キャンパス）、国際ビジネス研究学会第31回年次大会（2024年11月10日、於：阪南大学）での口頭報告の

機会をいただき、菊池航氏、肖威氏、李春利氏などから貴重なコメントを頂いた。あわせて感謝申し上げる。

注

- 1 2017年2887万台、2018年2808万台、2019年2579万台、2020年25,311,069、2021年2631万台、2022年2686万台、2023年3009万台。出典：国際自動車工業連合会（OICS）。
- 2 規制緩和措置を踏まえ、2018年には米国テスラが独資で法人を設立、2020年にはドイツのフォルクスワーゲンが増資により安徽江淮汽車との合弁企業である江淮大衆の75%の持ち分を取得、2021年にはアウディとフォルクスワーゲングループチャイナが中国第一汽車と合弁で奥迪一汽新能源汽车を設立し、60%の持ち分を取得し、2022年にBMWグループが華晨宝馬汽車の75%の持分を取得している（JETRO、2024）。
- 3 世界の自動車各社は、トヨタ自動車を最後に豪州での現地生産から撤退し、輸出に切り替えた。豪州市場全体が縮小するなか、関税の撤廃、人件費の高騰、通貨の増価などが理由とされる。日系大手自動車メーカーは、効率性からは、一工場あたりの年間生産能力が15万台程度、必要だとされる。資本集約型で規模の経済性が働きやすい産業で、40万台程度では、生産拠点としては、十分な市場とみなされないということだろう。
- 4 2005年以降で、ASEANがドイツを上回るのは、2012年、2013年、2022年、および2023年。出典：国際自動車工業連合会（OICS）。
- 5 インドネシアの人口は約2億6400万人で、タイは6904万人と4倍近い開きがある。潜在的な市場性はある。
- 6 インドネシアでは、大型トラック販売に注力している。

参考文献

大滝泰史(2024年3月5日)「BEVの購入や輸入に係る2024年の税制優遇策を発表（インドネシア）」『ビジネス通信』、JETRO。（最終閲覧日2024年8月19日）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/03/dd7d8d1a789c534b.html> アクセス：2024年8月

19日

尾崎航 (2023年4月6日)「電気自動車購入時の付加価値税を減免、電動二輪購入時には補助金を付与 (インドネシア)」『ビジネス通信』、JETRO。(最終閲覧日 2024年8月19日)

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/04/b6866ff075bbdf54.html>

小原篤次 (2017)「EV時代の中国における自動車メーカーの競争戦略 - Five Forces Model under One Policy -」『研究紀要』、長崎県立大学国際社会学部、第2号、pp.59-67。

小原篤次 (2019)「中国自動車の対外進出研究」『東アジア研究』、大阪経済法科大学アジア研究所、第70号、pp.77-87。

小原篤次 (2020)「自動車メーカーのトリレンマ」『東アジア評論』、長崎県立大学東アジア研究所、第12号、pp.123-128。

小原篤次 (2021a)「中国はアジアで日系自動車にキャッチアップできるのか - 上海汽車、米GMとの国際戦略連携による対外競争戦略の事例研究 -」『東アジア評論』、長崎県立大学東アジア研究所、第13号、pp.73-84。小原篤次 (2021b)「上海汽車・東風汽車の比較研究 - 国際連携・プロダクトの視点からの考察 -」『東アジア研究』、第75号、pp.51-63。

苑志佳 (2014)「中国自動車企業の海外進出のパターンと戦略」『経済学季報』、立正大学経済学会、第64巻第1号、pp.1～34。

JETRO(2024.8.27)「中国 外資に関する規制投資規制緩和 詳細」(最終閲覧日 2024年11月30日) https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/cn/invest_02/pdfs/cn7B010_toushikiseikanwa.pdf

肖威 (2000)『中国自動車産業の経営構造分析』晃洋書房。

李澤建 (2023)「ナショナル・イノベーション・

システムにおける政府・市場間の効率的な対話」『アジア経営研究』、アジア経営学会、第29号、pp.61～78。

八木沼洋文 (2024年2月1日)「中国EVメーカーBYD、インドネシアにEV3車種投入、工場設立も正式発表 (インドネシア、中国)」『ビジネス通信』、JETRO。(最終閲覧日 2024年8月19日)

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/02/2643951735a733db.html>

八木沼洋文 (2024年7月11日)「現代自動車とLG、インドネシアで東南アジア初のEV電池セル工場を開業 (インドネシア)」『ビジネス通信』、JETRO。(最終閲覧日 2024年8月19日)

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/07/e1d196614042467d.html>

Ku, K.C., Gurumurthy, C.K. and Kao, H.P. (2007). Inter-firms collaboration of joint venture in IC foundry business. TECHNOVATION,27 (5) ,296-305.

〈研究論文〉

日本と中国のテレビ広告におけるジェンダー役割 Gender Roles in Television Advertisements in Japan and China

ポンサピタックサンティ ピヤ*

Piya PONGSAPITAKSANTI

王 舒馨

Shuxin WANG

要 旨

本研究の目的は、日本と中国のテレビ広告におけるジェンダー役割の類似点と相違点を考察し、これまでの研究を再検討することで新たな知見を得ることである。本論文は、2022年8月から10月までの期間で、日本と中国のテレビ広告を収集した。計769本の広告サンプル中、日本は552本、中国は217本である。その広告内容を分析した結果、日本と中国、いずれにおいても、広告の男女の役割は現実の労働力率を必ずしも反映していなかった。一方、有償労働以外の役割においては、両国とも男女間に有意な差は見られず、ジェンダー平等が現れていた。また、両国間を比較した場合には、現実には両国間で労働力率の違いがあるにもかかわらず、テレビ広告においては両国間に男女の役割の違いが見られなかった。これらの結果は、日本と中国のテレビ広告における「ジェンダー構造が広告に直接反映している」という先行研究の視点とは異なっており、広告に描かれるジェンダー・イメージが、当該社会におけるジェンダー役割の現状を常に反映している訳ではないことを示唆している。

キーワード：ジェンダー役割、テレビ広告、日本、中国、メディア

*京都産業大学現代社会学部

The purpose of this study is to examine the similarities and differences in gender roles in television commercials in Japan and China, and to gain new insights by reviewing previous research. This paper collected television commercials from Japan and China between August and October 2022, totaling 769 ad samples—552 from Japan (71.8%) and 217 from China (28.2%).

An analysis of the content of these advertisements revealed that the portrayal roles of men and women in Japanese and Chinese current commercials do not necessarily reflect the actual labor force participation rates. Interestingly, although the labor force participation rates of men and women in China differ, the differences in gender roles are not reflected in Chinese advertisements. Additionally, both countries show no significant gender differences in the types of non-paid labor roles, indicating a presence of gender equality in ad. Furthermore, from the comparative analysis, despite the differences in labor participation rates between Japan and China, there are no notable differences in gender roles in television advertisements of both male and female characters. Thus, these results reveal that contrary to previous research that emphasized "gender structures being directly reflected in advertisements," the gender images portrayed in advertisements do not accurately reflect the reality of gender roles in their respective societies. In other words, the argument that traditional gender roles in advertisements reflect reality does not hold. In addition, this research also suggests that stereotypical portrayals in Asian television advertisements may be decreasing.

Keywords: gender roles, television advertisements, Japan, China, media

1. はじめに

本研究の目的は、テレビ広告におけるジェンダーと労働の役割の表れ方に関し、日本と中国間の類似点、あるいは相違点を考察することである。そのうえで、これまでのテレビ・コマーシャルにおけるジェンダー役割に関する研究に再検討を加え、新たな知見を得たいと考えている。

広告は経済と文化の組み合わせであり、商品の情報だけでなく、文化的価値観も伝える。それぞれの商品に文化的な意味づけを行うことで、人々は典型的なイメージを描きやすくなり、広告にはその時の社会的、文化的変容が反映されると考えられる。同時に、広告とは、単なる企業の宣伝媒体という以上に、資本主義が商品世界を構成する要素の一部として消費者を位置付けし、記号的に再生産していくことを可能にする重要な文化装置になっている（吉見1994）。広告の内容や放送も、現代の社会イデオロギーと文化的背景の制約を受けている。

また、国広（2012）によれば、広告中の商品を使用、消費される場面やその背景の描写において、国や特定の文化と関係なく誰もが理解できる典型的イメージ、ステレオタイプなどが使われやすい。例えば、「男尊女卑」という固定的な観念に関わる広告表現が、現実の中で話題になる場合がある。広告は生活の随所に見られるメディアであり、社会状況に対する意識への、無意識な標識であると言える。近年、国民意識の覚醒や世界的な風潮に伴い、広告そのものの見た目の快適さやスター効果だけでなく、広告の背後にある社会的イデオロギーが重視されるようになってきた。その中で、広告におけるジェンダーがどのように描かれているのかにも関心が集まってきた。

広告とジェンダーに関するこれまでの研究では、広告におけるジェンダー描写にはステレオタイプ的な表現が多く見られることに言及し、偏った広告モデルの役割やイメージが受け手の意識や社会化過程に影響する可能性があるとは指摘されている。村松（1997）は、広告を通じて偏った女性観が受け手に繰り返し提示されることで、男女に関する価値観が強化され、受け手の意識と行動に影響する可能性があるとは指摘している。また、女性の役割表現は、家庭内に限定されたものから、社会で働く女性を描く場合も増えてきたともされる。一方で、女性だけが家事をするCMであっても受け入れられる背景を、村田（2018）は「現実を反映した設定は、リアリティのある表現としては受け入れやすい側面もある」と述べている。メディア表現のジェンダー・バイアスを意識せずにいる人が多いともいわれている（守2022）。

世界各国のテレビ広告におけるジェンダー役割に関する先行研究によれば、テレビ広告におけるジェンダー描写に焦点をあてた内容分析研究は、男性と女性の間にどのような差異が存在するのかを明らかにし、さらに、それらの差異は伝統的な性役割観に基づくものであると指摘されてきた（延島1998）。先行研究での広告におけるジェンダー描写の特徴は以下のように整理できる。まず、画面に登場する主人公の男女の割合はほぼ同じであるが、ナレーターは男性の方が多い。登場する女性の年齢は、想定される消費者よりも若いことが多い。また、広告の中で演じられている役柄や職業については、女性が主婦や母親など家庭内の仕事に従事していることが多いのに対し、男性は労働者や商品紹介者などの役柄であることが多い。さらに、登場場面としては、女性は男性と比べて家庭内で登場することが多く、男性は職場で登場するこ

とが多いとされてきた。

しかしながら、これまでの広告におけるジェンダーをめぐる先行研究には、いくつかの問題点がみられる。まず、先行研究の多くは、アメリカ合衆国を中心とした欧米社会の広告におけるジェンダーを研究したものがほとんどであり、アジア諸国を対象にしたものは未だ多くはない。また、従来の広告におけるジェンダー研究においては、当該社会のジェンダー構造が広告に直接反映されている、という観点でとらえているものが目立ち、アジアにおけるテレビ広告研究の結果では、国によらず、男性は女性より働く姿が多く描かれ、伝統的なジェンダー役割観がまだ残っているとされる。しかし、社会は変化しており、国によって男女の就業割合や文化的側面に差異があるにも関わらず、こうした一面的な視点で広告表現におけるジェンダーの役割をとらえていてよいのだろうか。

また、広告におけるジェンダー研究においては、性ステレオタイプ描写の変容に関し、世界で画一的な傾向が確認できていない。欧米で行われた研究の結果によれば、近年、テレビ・コマーシャルにおける性ステレオタイプの描写は減少しているように思われる（Wolin 2003）。また、先行研究の検討した結果（Bretl and Cantor 1988, Ferrante et al. 1988, Furnham and Skae 1997, Milner and Higgs 2004）においても、アメリカやイギリス、カナダのテレビ広告事例として、ステレオタイプの描写は最近でも見られるものの、減少してきているとされる。しかし一方で、Lovdal（1989）、MacLin and Kolbe（1984）、Milner and Higgs（2004）によれば、アメリカやオーストラリアのテレビ広告において、女性の伝統的な役割のステレオタイプの描写が増加していた。さらに、欧米社会以外でも日本のテレビ・コマーシャルにおい

ては、伝統的な性ステレオタイプな描写が33年間減少していなかった（坂元ら 2003）。そして、タイの広告においても、働く女性の立場に変化がみられていない（ボンサピタックサンティ 2008）。このように、性ステレオタイプの描写の時代的变化については、研究の結果は一致していない。この点からも、欧米社会以外の広告に現れるジェンダー役割の分析調査する必要があると求められていることは明らかだろう。

また、広告におけるジェンダー役割の分野では、研究対象としてのテレビ広告研究が少なく、プリント・メディアが76.9%であるのに対し、テレビ・コマーシャルは15.4%だけしか選ばれていない（Wolin 2003）。テレビは伝統的なメディアとして大きな影響力を持って、世界の広告費成長率から見ると、広告においてテレビ・コマーシャルが占める制作費はかなりの割合を占めているはずである。したがって、テレビ広告の分析に、より注目する必要がある。

本研究は、以上のような観点から、アジアのテレビ広告におけるジェンダー・イメージを通じて、現在の広告におけるジェンダー役割のあり方を再確認しようとするものである。そして、アジアの広告に描かれるジェンダー役割を通じて、社会と広告の関係性という長い論争に決着をつけるための一歩となることを目指す。

また、比較社会学的視点からみれば、アジア社会は多層的に構造化されており、もともと多様な文化伝統と社会構造をもつ諸社会からなる地域である（落合 2007）。このように多様な構造をもつとともに、ダイナミックに変化してきたアジア社会では、広告がアジア社会の変動のあり方をいかに反映しているかの分析が重要な課題となる。そして、アジア社会の変化に伴い、現代広告の中でジェンダー役割がどう変化しているのかを検討したい。

本研究では、こうした問題意識のもとで、日本と中国の広告の国際比較を通して、内容分析を中心とした従来の広告研究の立場とは異なり、広告を取り巻く社会的背景として「ジェンダー役割」を位置づける、社会学的・文化論的な観点から新たに広告の分析を試みる。

ここで、日本と中国を選択したのは、女性役割という点で両国間に興味深い相違点があったためである。両国は、アジア諸国のなかでも、女性の労働力率および女性の社会的地位という点で相違が大きい。具体的には、中国はアジア諸国のなかでも女性の労働力率が非常に高く、女性の経済生活活動への参加の機会が多い。また、年齢別女子労働力率からみれば、日本の女性の労働力率はいまなおM字を描いているが、中国は多くの欧米社会と同様、逆U字型になっている。

World Bank（2023）によると、2022年の労働力人口比率（15歳以上の人口に占める労働力人口の割合）について、日本における男性の労働参加率は73%であり、女性の労働参加率は54%である。それに対して、中国における男性の労働参加率は73%であり、女性の労働参加率は61%である。女性の労働参加率の国際比較からみると、日本より中国における女性の労働参加率は高いが、近年、日本では女性の労働参加率が上昇傾向にあるのに対して、中国では減少傾向にある。全世界においては、中国と日本との労働参加率が高い状態を維持しているといえるが、男女平等は進んでいると言えるだろうか。

2022年のジェンダー・ギャップ指数では、148カ国中に中国は第102位に、日本は第116位に留まった。日本は2021年の120位より上がったかのように見えるが、対象国が10カ国減っており、実質的に上がったといえない。主たる要

因は経済参画分野の落ち込みであり、コロナ禍の影響があったのは明らかである（浅倉2022）。日本では、根強く残る性別固定観念（アンコンシャス・バイアス等）や各分野に組み込まれている性差別、構造的なジェンダー不平等の改革が極めて不十分であった（矢澤2022）。日本に対する世界でのイメージは、今なお男権社会のままである。家父長制的な男性中心社会に潜在する差別解消の道は未だ険しいといえる。

世界中の広告費を見れば、Statista（2020）によると、2019年世界一の広告市場はアメリカであり、順を追って中国、日本である。アジアの中で、日本と中国とも広告の大国だといえ、適切な研究対象だと考えられる。

また、これまでアジアにおいて、テレビ広告におけるジェンダーについての比較研究がほとんど存在していないことも指摘しておく必要がある。こうした状況のもとで、日本と中国をジェンダーという視点から比較研究することは、本研究のもつ重要な意味のひとつと考える。

さらに、日本の広告の国際比較において、アジアにも視点を向けた研究が必要であり、日本で生じつつある現象が他のアジア諸国でも生じているのかどうかを検証する必要があるという（石井2006）。本研究のように、テレビ広告におけるジェンダーに関し、日本と中国とで比較したものは管見の限りほとんど存在しない。その意味で、本研究はこれまでにない新しい知見をもたらしうると考える。

以上で述べたテレビというマスメディアが大衆生活に深く入り込んでいることを背景に、日本と中国のテレビ広告におけるジェンダー役割はどのように現れているのだろうか。広告におけるジェンダー描写は、現実を反映しているのだろうか。

2. 調査方法

次に、本研究の調査方法について簡単にふれておく。調査にあたっては、(1) 広告サンプルの収集と分析、(2) 視聴者による信頼性の検証、という2点の水準を高めることをとりわけ重視した。以下、調査の具体的な内容について述べておきたい。

(1) 広告の内容分析

本研究の広告サンプルは2022年のものである。広告サンプルの収集と分析の視点について説明する。2022年8月から10月にわたり、日本および中国において視聴率1～3位のチャンネルで、プライムタイム（19～21時）に放映されたCMを収集したものである。具体的に、日本の場合は4（毎日放送）、8（関西テレビ）、10（読売テレビ）チャンネルであり、中国では1（東方衛視）、3（湖南衛視）、5（中央テレビスポーツチャンネル＜CCTV5: 中央電視台体育頻道＞）チャンネルを取り上げた。

その際、番組の提供者が1つの企業に偏らないように、毎日、各国で1つのチャンネルをランダムに選ぶとともに、視聴率の高い週末（金・土・日）の番組に限定し、曜日と週がばらつくよう任意に9週間（9回）の広告サンプルを収集した。そして、各国で同じサンプリングの日に収集されたものを比較し、広告はすべてコード化し、SPSSを用いて分析した。

1つのサンプルは、ジェンダー役割に関する6項目にコード化する。具体的には、各広告で1人に限定した主人公（コマーシャル内での発話が最も多く、スクリーン上で最も長時間登場している人物）のみをコード化した。そのうえで、広告における男女労働役割と関連のある以下の6つの項目に焦点を当てることにした。1) 「ナ

レーターの声」(a. 男性・b. 女性・c. なしと男女両方)、2) 「主人公のジェンダー」(a. 男性・b. 女性)、3) 「主人公の年齢層」(a. 0～18・b. 19～35・c. 36～50・d. 51～)、4) 「ジェンダーの労働役割」(a. 働く・b. 働かない)、5) 「職種」(a. 上級と中間管理職と専門家[経営者、役員、部長、課長、店長、技術者、教員、弁護士など]・b. 事務と販売と非専門家[総務、経理、企画、営業事務、小売店主、店員、外交員など]・c. その他[a, b 以外の労働者、エンターテイナー、他])、そして、6) 「職業に従事する以外の役割」(a. 家族の役割[料理、掃除、育児、家族設定でリラックス、美容など]・b. レクリエーション[食事、睡眠、読書、テレビなど]・c. 商品の紹介者)である。両国の共同研究者とともに、各国のCMについてそれぞれの項目がどれに当てはまるかを選択した。

(2) 視聴者による信頼性の検証

次に、広告に対する視聴者による信頼性の検証方法について述べる。本研究者によるそれぞれのテレビ広告の分類（a, b, c 等）の妥当性と信頼性を検証するため、一般の視聴者にも同様の分類をしてもらった。対象者としては、各国の様々な年齢と性別の視聴者を選択した。具体的には、20代から50代の男女で、各国5名ずつ選んだ。視聴してもらった広告サンプル数は、各国で収集した広告のうち10%である。なお、分類の際には、事前に共同研究者がそれぞれの分析項目の定義を説明し、視聴に同伴して具体的な意見も聞き取った。この検証は2022年の11月から12月にかけて行い、対象者それぞれの所要時間は、45～60分であった。

1～6の項目について、対象者が分析者と同じ分類（a, b, c 他）を選んだ数を数え、対象者の人数（5名）で割り、100%に換算した。その

結果、6つすべての項目において、本研究者と対象者とで80%以上合致し本研究による分析の妥当性が確認できた。

3. 分析結果

計769本の広告サンプル中、日本は552本(71.8%)、中国は217本(28.2%)である。変数間の重要な関係についてはカイ2乗分析を用いて分析した。集計結果とのクロス分析によって、(1) 広告におけるジェンダー表現、(2) 各国の広告におけるジェンダー役割、(3) 日本と中国の広告におけるジェンダー役割の比較、という3つの点を以下に示しておきたい。

(1) 広告におけるジェンダー表現

まず、両国全体の内容分析結果から、広告におけるジェンダー表現について、ナレーター音声、主人公の年齢層、主人公の性別について見ていく。両国ともナレーターの声が男性である広告の割合が女性より高い。ただし、両国間には有意な差が見られた($P < .05$)。日本の広告では男性(56.5%)と女性(42.2%)とでナレーターの割合の差は大きくなかったが、中国の広告においては女性(28.6%)のナレーターより、男性(65.4%)のナレーターのほうが圧倒的に多かった。さらに、主人公の性別によりナレーターの性別が異なることが明らかになった。男性ナレーターは、女性主人公の場合よりも、男性主人公の場合に多く、女性ナレーターは、男性主人公の場合よりも、女性主人公の場合に多かった。

次に、広告に登場している主人公の性別は、両国全体でみると、男性主人公(53.5%)の割合が女性主人公(46.5%)の割合とほぼ同じであった。国別には、日本の広告に登場する男性

主人公(52.3%)と女性主人公(47.7%)の割合はほぼ同じであった。一方、中国の広告に登場する男性主人公(57.2%)の割合は女性主人公(42.8%)の割合より少々高いが、両国間には有意な差が見られなかった($P > .05$)。

また、広告に登場する主人公の年齢層に関しては、両国あわせて19～35歳(44.1%)の年齢層の割合が最も高かった。36～50歳(41.6%)の年齢層の割合も低くなく、中高年層の広告も多いことがわかった。しかし、両国間で有意差があることに注意したい($P < .05$)。具体的には、日本の広告では、36～50歳(47.3%)の年齢層の主人公がよく登場する。次いで19～35歳(37.8%)の年齢層となっていた。一方、中国の広告では、19～35歳(62.4%)の年齢層の主人公が多く登場した。次いで36～50歳(24.9%)の年齢層であった。さらに、広告に登場している主人公が50歳以上の年齢層に対しては、日本の割合(10.9%)は中国(5.8%)の2倍であった。なお、0～18歳の年齢層に対する国別差はあまりなかった。つまり、広告の主人公を起用する際、両国でその年齢層が異なり、日本では中高年層の人を、中国では若年層の人を選択する傾向が見られた。

次に、表1は、日本のテレビ広告におけるジェンダーと年齢についての分析結果である。広告に登場している主人公の性別と年齢の分布をみると、これらに有意な関係があった($P < .05$)。男性主人公は36～50歳(56.8%)の割合が一番高く、次いで19～35歳(23.5%)である。これに対し、女性主人公は19～35歳(56.8%)の割合が一番高く、次いで36～50歳(23.5%)と、性差があった。また、50歳以上においては、男性主人公(17.0%)の割合が女性主人公(4.1%)の割合を大きく上回っていた。

表1：日本のテレビ広告におけるジェンダーと年齢（％）

	0～18	19～35	36～50	50～	合計
男性	7 (2.7)	62 (23.5)	150 (56.8)	45 (17.0)	264 (100)
女性	13 (5.4)	129 (53.5)	89 (36.9)	10 (4.1)	241 (100)

$P < .05$, (χ^2) 日本 = 62.226, $df = 3$ (有意差がある)。

表2は、中国のテレビ広告におけるジェンダーと年齢についての分析結果である。中国では、男性主人公は19～35歳（56.6％）の割合が一番多く、次いで36～50歳（26.3％）である。また、女性主人公は19～35歳（70.3％）の割

合が一番高く、次いで36～50歳（23.0％）と、性差がなかった。しかし、50歳以上の主人公の割合から見ると、男性主人公の割合は10.1％であるのに対して、女性主人公の割合は0.0％と、極端な差があった。

表2：中国のテレビ広告におけるジェンダーと年齢（％）

	0～18	19～35	36～50	50～	合計
男性	7 (7.1)	56 (56.6)	26 (26.3)	10 (10.1)	99 (100)
女性	5 (6.8)	52 (70.3)	17 (23.0)	0 (0.0)	74 (100)

$P < .05$, (χ^2) 中国 = 8.939, $df = 3$ (有意差がある)。

両国全体でみると、広告に登場する女性は男性の場合より若い年齢層であった。日本では、中高年層の男性主人公を、若年層の女性主人公をよく起用しており、中国では、男女ともに若年層の主人公をよく起用していた。また、男性は女性よりも幅広い年齢層で登場していた。

(2) 各国の広告におけるジェンダー役割

まず、日本の広告におけるジェンダー役割について説明する。表3は、広告におけるジェン

ダーと労働役割に関する分析結果である。男女合わせると、広告の中で主人公が働く割合（9.1％）は働かない割合（90.9％）より少ない。性別でみると、働く男性と働く女性の割合には有意差があった。具体的には、働く男性主人公の割合（12.9％）は働く女性主人公（5.0％）より多く、働かない女性主人公の割合（95.0％）は働かない男性主人公（87.1％）より多い。つまり、日本では性別による労働役割についての違いがあることが分かった。

表3：日本のテレビ広告におけるジェンダーと労働役割（％）

	テレビ広告に登場する男性	テレビ広告に登場する女性
働く	34 (12.9)	12 (5.0)
働かない	230 (87.1)	229 (95.0)
合計	264 (100)	241 (100)

$P < .05$, (χ^2) 日本 = 9.496, $df = 1$ (有意差がある)。

次に、表4は、日本の広告におけるジェンダーと職種に関する分析結果である。男女あわせ、主人公の職種が上級・中級管理職と専門家という高いレベルの職種の割合は45.7%、事務と販売と非専門家という中レベルの職種の割合は30.4%、その他の職種の割合は23.9%であった。また、表4から、主人公の性別と職種には

有意な関係があることがわかった。具体的には、高いレベルの職種である男性主人公の割合（58.8%）は女性主人公（8.3%）をはるかに上回っていた。また、女性主人公は男性主人公より、主に中レベルの職種とその他の職種となっており、日本では性別による職種の役割についての違いがあることが分かった。

表4：日本のテレビ広告におけるジェンダーと職種（%）

	テレビ広告に登場する男性	テレビ広告に登場する女性
高いレベル	20 (58.8)	1 (8.3)
中レベル	8 (23.5)	6 (50.0)
その他	6 (17.6)	5 (41.7)
合計	34 (100)	12 (100)

$P < .05$, (χ^2) 日本 = 9.135, $df = 2$ (有意差がある)。

そして、表5は、日本の広告におけるジェンダーと有償労働以外の役割に関する分析結果である。男女あわせ、主人公が家族の場面に出る割合は15.7%、レクリエーションの割合は13.7

%、商品紹介者としての割合は70.6%であった。表5によれば、主人公の性別と有償労働以外の役割には有意差がなく、日本では性別によるこれらの違いがないことが分かった。

表5：日本のテレビ広告におけるジェンダーと有償労働以外の役割（%）

	テレビ広告に登場する男性	テレビ広告に登場する女性
家族	30 (13.0)	42 (18.3)
レクリエーション	34 (14.8)	29 (12.7)
商品紹介者	166 (72.2)	158 (69.0)
合計	230 (100)	229 (100)

$P > .05$, (χ^2) 日本 = 2.592, $df = 2$ (有意差がない)。

日本のテレビ広告におけるジェンダー役割についての内容をまとめると、性別間の労働役割および職種に有意差はあるが、有償労働以外の役割の有意差はなかった。具体的に、労働役割に対して、働く男性主人公の割合（12.9%）は

働く女性主人公（5.0%）より多く、働かない女性主人公の割合（95.0%）は働かない男性主人公（87.1%）より多かった。職種に関しては、高いレベルの職種である男性主人公（58.8%）は女性主人公（8.3%）をはるかに上回ってお

り、女性主人公は中レベルの職種とその他の職種が多く、女性は男性より中レベルやその他の仕事に就くイメージが強かった。これに対して、有償労働以外の役割に対しては性別の有意差はなく、男性主人公と女性主人公とも商品紹介者として最も多く登場した。

次に、表6は、中国の広告におけるジェンダ

ーと労働役割に関する分析結果である。男女あわせて、主人公が働いている割合は12.7%、働いていない割合は87.3%であった。表6によれば、主人公の労働役割は性別による有意な関係がなく、中国では性別による労働役割についての違いがないことが分かった。

表6：中国のテレビ広告におけるジェンダーと労働役割（%）

	テレビ広告に登場する男性	テレビ広告に登場する女性
働く	15 (15.2)	7 (9.5)
働かない	84 (84.8)	67 (90.5)
合計	99 (100)	74 (100)

$P > .05$, (χ^2) 中国 = 1.236, $df = 1$ (有意差がない)。

また、表7は、中国の広告におけるジェンダーと職種の役割に関する分析結果である。男女あわせて、主人公が上級・中級管理職と専門家という高いレベルの職種である割合は13.6%、事務と販売と非専門家という中レベルの職種である割合は40.9%、その他の職種である割合は45.5%であった。表7のとおり、主人公の性別と職種には有意差があった。具体的には、高い

レベルの職種である男性主人公の割合（20.0%）は女性主人公（0.0%）より圧倒的に多く、中レベルの職種である女性主人公の割合（85.7%）は男性主人公（20.0%）より極端に多かった。また、その他の職種である男性主人公の割合（60.0%）は女性主人公（14.3%）より多かった。このように、中国では性別による職種の役割についての違いが大きいことが分かった。

表7：中国のテレビ広告におけるジェンダーと職種（%）

	テレビ広告に登場する男性	テレビ広告に登場する女性
高いレベル	3 (20.0)	0 (0.0)
中レベル	3 (20.0)	6 (85.7)
その他	9 (60.0)	1 (14.3)
合計	15 (100)	7 (100)

$P < .05$, (χ^2) 中国 = 8.632, $df = 2$ (有意差がある)。

そして、表8は、中国の広告におけるジェンダーと有償労働以外の役割に関する分析結果である。男女あわせて、主人公が家族の場面に出る割合は26.1%、レクリエーションの割合は28.8%、商品紹介者としての割合は45.1%であ

った。表8から、主人公の性別と有償労働以外の役割には有意差がなく、中国では性別による有償労働以外の役割についての違いがないことが分かった。

表8：中国のテレビ広告におけるジェンダーと有償労働以外の役割（%）

	テレビ広告に登場する男性	テレビ広告に登場する女性
家族	17 (19.8)	23 (34.3)
レクリエーション	27 (31.4)	17 (25.4)
商品紹介者	42 (48.8)	27 (40.3)
合計	86 (100)	67 (100)

$P > .05$, (χ^2) 中国 = 4.138, $df = 2$ (有意差がない)。

中国のテレビ広告におけるジェンダー役割についてまとめると、性別間で職種の有義差はあったが、労働役割および有償労働以外の役割の有義差はなかった。職種において、女性主人公は上級・中級管理職に働くことが少なく、事務と販売と非専門家に働く割合が男性主人公より大きく上回っていた。労働役割と有償労働以外の役割には平等性が見られたが、中国も日本と同様、女性主人公は中レベルの仕事に就く傾向が強くみられた。

(3) 日本と中国の広告におけるジェンダー役割の比較

表9は、両国におけるテレビ広告に登場している主人公の性別と労働役割に関する分析結果である。両国合わせてみると、女性主人公が働く割合は6.0%であり、男性主人公の割合は13.5%であった。しかし、表9に示したとおり、労働役割における性差は両国間で有意差がなく、両国で労働役割についての違いが見られないことが分かった。

表9：日本と中国のテレビ広告におけるジェンダーと労働役割（%）

	テレビ広告に登場する男性		テレビ広告に登場する女性	
	日本	中国	日本	中国
働く	34 (12.9)	15 (15.2)	12 (5.0)	7 (9.5)
働かない	230 (87.1)	84 (84.8)	229 (95.0)	67 (90.5)
合計	264 (100)	99 (100)	241 (100)	74 (100)

$P > .05$, (χ^2) 男性 = .319, $df = 1$ (有意差がない)、 $P > .05$, (χ^2) 女性 = 2.005, $df = 1$ (有意差がない)。

次に、表10は、テレビ広告に登場している主人公の性別と職種に関する分析結果である。男性主人公の職種には、両国で違いが見られた。具体的に、日本の広告では上級・中級管理職と専門家という高いレベルの職種である男性主人公の割合が比較的高かった（58.8%）。ところ

が、中国の広告ではその他の職種である男性主人公の割合が圧倒的に多かった（60.0%）。その一方で、女性の職種に関しては、両国間に有意差がなく、両国の女性主人公の職種はほぼ同じであった。

表10：日本と中国のテレビ広告におけるジェンダーと職種（%）

	テレビ広告に登場する男性		テレビ広告に登場する女性	
	日本	中国	日本	中国
高いレベル	20 (58.8)	3 (20.0)	1 (8.3)	0 (0.0)
中レベル	8 (23.5)	3 (20.0)	6 (50.0)	6 (85.7)
その他	6 (17.6)	9 (60.0)	5 (41.7)	1 (14.3)
合計	34 (100)	15 (100)	12 (100)	7 (100)

$P < .05$, (χ^2) 男性 = 9.499, $df = 2$ (有意差がある)、 $P > .05$, (χ^2) 女性 = 2.526, $df = 2$ (有意差がない)。

表11によれば、テレビ広告に登場している主人公の性別と有償労働以外の役割には両国間の違いが見られた。具体的には、男性主人公が有償労働以外の役割について、日本（72.2%）も中国（48.8%）も男性主人公が商品紹介者として登場している姿が一番多かった。しかし、中国では、男性主人公が家族の場面（19.8%）にもレクリエーションの場面（31.4%）にも日本より多く登場していた。男性の有償労働以外の役割に関して、両国間で有意差があることがわ

かった。

また、有償労働以外の役割については、女性主人公が商品紹介者として、日本と中国それぞれ69.0%、40.3%と、一番多く登場していた。これに対し、中国では家族（34.3%）とレクリエーション（25.4%）の場面に登場している女性主人公の割合が、日本よりも高かった。女性の有償労働以外の役割に関しても、両国間で有意差があることがわかった。

表11：日本と中国のテレビ広告におけるジェンダーと有償労働以外の役割（%）

	テレビ広告に登場する男性		テレビ広告に登場する女性	
	日本	中国	日本	中国
家族	30 (13.0)	17 (19.8)	42 (18.3)	23 (34.3)
レクリエーション	34 (14.8)	27 (31.4)	29 (12.7)	17 (25.4)
商品紹介者	166 (72.2)	42 (48.8)	158 (69.0)	27 (40.3)
合計	230 (100)	86 (100)	229 (100)	67 (100)

$P < .05$, (χ^2) 男性 = 16.031, $df = 2$ (有意差がある)、 $P < .05$, (χ^2) 女性 = 18.251, $df = 2$ (有意差がある)。

上記日本と中国の比較から、テレビ広告におけるジェンダー役割についての内容をまとめると、労働役割に対して、男女とも両国間の有意な違いが見られなかった。また、女性主人公の職種についても両国間の違いが見られなかった。その一方、男性主人公の職種については両国間で違いが見られ、日本では高いレベルの職種である男性主人公の割合が比較的高かったが、中国ではその他の職種である男性主人公の割合が圧倒的に高かった。また、有償労働以外の役割に対しては、男女とも日本と中国で有意差が見られた。日本の広告の男女主人公は、中国より商品紹介者として登場している姿が一番多かったが、中国の広告では日本より家族とレクリエーションの場面に登場する割合が多かった。

3. 考察

以上の調査結果から、以下のように、(1) テレビ広告とジェンダーの一般的傾向の考察、(2) 各国の広告におけるジェンダー役割の考察、(3) 国間の広告におけるジェンダー役割の考察を行なった。

(1) テレビ広告とジェンダーの一般的傾向の考察

延島(1998)によると、欧米のテレビ広告では、テレビ・コマーシャルにおけるナレーターは男性の方が多いと言われている。章(2022)も、中国では、全体的に男性の方が多くと述べている。今回の調査結果においても、先行研究同様、日本と中国とも、ナレーターは男性が女性より多く、中国の場合はその性差が大きくでていた。また、主人公の性別とナレーターの性別との関係についての結果を見ると、いわゆる

「同性同士の法則」が成立していることが分かる。つまり、男性主人公の広告ではナレーターが男性であることが多く、女性主人公の広告では逆に女性ナレーターが多い。これは、広告商品がいずれかの性を対象としていることが多く、広告に対する注意を視聴者と同性の主人公やナレーターによって喚起しようとしているためと考えられる。

また、広告に登場している主人公の性別と年齢においては、男性主人公と女性主人公とで有意差があった。日本と中国ともに、19～35歳で女性主人公の割合が高く、36歳以上で男性主人公の割合が高かった。両国とも女性は若いことが多く、中高年層であることが少なかったのである。

性別と年齢に関して、鈴木(1992)によれば、日本の広告モデルに見られる特徴として「若さ志向」と「かわいさ志向」があることを指摘しており、特に女性広告モデルは20代が非常に多いことを確認している。章(2022)によると、中国の広告における登場人物では、男性よりも女性の方が若年層に偏っており、男性では「中年・大人」が最も多く登場しているが、女性では「若者・青年」が一番多く登場していると述べている。これも今回の研究結果と一致している。

以上のように、日本と中国の広告におけるジェンダーの表現は、これまでの広告におけるジェンダー研究の結果と、ほぼ一致している。

(2) 各国の広告におけるジェンダー役割の考察

日本と中国、各国のテレビ広告におけるジェンダーの役割、職種、そして、有償労働以外の役割の結果考察について分析を行う。

まず、広告におけるジェンダー役割に対し

て、日本の広告に登場している働く男性と働く女性の割合には違いが見られたが、中国の広告では男女の役割に違いが見られなかった。実際の日本の労働参加率は男性で73%であり、女性で54%である。そして、中国の労働参加率は男性で73%、女性で61%であり、両国とも現実の男性の労働参加率が女性より高い。日本の場合には現実と同様であったが、中国では現実と異なっており、広告が現実社会の労働参加率をそのまま反映しているわけではないといえる。

日本では1995年、職務上の責任と家族での責任の両立を図る措置をとることになった。1999年には、男女共同参画社会の形成を21世紀の最重要課題と位置づけ、法律が制定されたが、依然として家事・育児は女性が負担すべきものとする固定的な役割分担意識が根強かった。女性は働いても、経済的に自立することはできなかった。山口（2017）によれば、男女の雇用機会の平等が進展しない大きな理由の一つに、「夫は家計に、妻は家事・育児に主たる責任がある」とする伝統的分業の強い存続があると指摘されている。また、富永（2011）によると、女性ということで家事・育児・介護の責任者とされるため、多くの女性は結婚や出産、親の高齢化で生きる手段である仕事を奪われるという結果になっている。このような現実の労働参加率が広告に反映されていると考えられる。

一方中国では、坂部（2021）によれば、計画経済期に政府が徹底的に実行した「女性解放」により、女性は高い就業率を保ち、「男女平等」就業の合法性を確保しただけでなく、「就業」そのものが女性にとって政治的身分を獲得する重要な礎になっていた。また、近代の社会主義的推進期において、中国では女性の労働力化が進められ、一定の女性の社会進出という意識をもたらしした。さらに、女性の文化や教育状況が

ある程度改善し、外国からの新しい思想など、伝統的な観念に反したライフコースを選択できるようになった。このような女性の社会進出の意識が高まってきている。これらの意識から、中国の広告においては、男女の働く割合や労働役割についての違いが少なく、人々の意識を反映していると考えられる。

次に、広告における職種の役割について、両国ともテレビ広告に登場している主人公の性別と職種には有意差があった。日本の広告では、高いレベルの職種に登場しているのは男性主人公の場合がはるかに多く、中レベルの職種とその他の職種には女性主人公が多く登場していた。中国の広告でも同様の傾向が見られた。

延島（1998）は、日本の広告における服装に関して、男性はスーツ姿が多いのに対し、女性はカジュアルな姿が多いことを指摘している。また、日本の広告において、保険、銀行などで男性が女性より多く登場し、情報通信関係、金融関係商品の広告においては、男性が仕事と関連する役柄で登場するケースが多いと述べている。そして、日本の女性たちの多くは、ジェンダー差別を背景とした、短い勤続期間、定型的または補助的な仕事、低賃金という三つ要因が連動する職場の中で働き続けてきた（熊沢2000）。同じ能力の男女がいれば昇進の時は男性が有利であり、人々の意識の奥には、「男性の方が女性より仕事に専念できるし、伸びやすい。やはり男性の方が仕事はできる。」と思っている、と指摘されている。こういった背景のため、仕事をしている男性像は女性の場合より共通性や信頼性を視聴者に訴えやすいと考えられ、広告の中で仕事に従事する男性は女性より多く、高い職種の仕事にも男性の方が就きやすいと考えられる。

また、章（2022）によると、中国の広告では、

広告主関係者や専門家・権威者として登場する割合は、いずれも女性より男性の方が高く、特に専門家・権威者として登場する場合は、女性の登場率は男性の1/10近くであることを指摘している。

さらに、広告における有償労働以外の役割に関して、延島(1998)の研究では、女性は家庭内、男性は家庭外の役割に従事することが多いことを確認している。しかし、本研究においては、日本と中国のテレビ広告に登場している主人公の性別と有償労働以外の役割には有意差がなく、男女は有償労働以外の役割において平等であった。これはなぜだろうか。

ポンサピタックサンテイ(2023)は、アジアのテレビ広告の中に、家庭内で家事をする男性の姿が表象される割合は増加傾向にあると指摘している。日本では、近年、家庭内の役割のジェンダー差別に関してネット上で拡散され「炎上」するケースがいくつも生じている(瀬地2020)ため、CMでは家事をする男性の登場人物が多くなっている。家事は女性だけするものではなく、男性も家族の一員として家事を分担すべきだという考え方が広がり、伝統型の「主婦とサラリーマン」と真逆の「キャリアウーマンとイクメン」という構図が存在しているとの指摘もある(章2022)。女も仕事、男も家事という男性と女性の役割が変化してきたのは、雇用労働への従事により、男女平等の達成に近づくうとする視点において、本研究との共通性がある。さらに、日本では経済的な事情から既婚女性が働きに出ざるを得ないのが時代の趨勢である(木本2018)。

中国の広告の中に「女は内」というステレオタイプのイメージが存在しているが、職場に登場している女性は以前より増加し、男性が家庭の場面に現れる割合も多くなった(張2007)。

これは、中国の社会経済特徴、現代文化背景によるものである。中国は古くから家父長制社会で、家庭内の平等化があまり進化していない。しかし、改革開放以降は、労働力不足のため女性も社会に進出するようになった。また、教育の展開が伝統的な固定観念から人々の思想を解放し、家庭の維持は女性だけでなく、男性の力も必要であるという意識が高まり、男性は自動的に家事をするようになった(牛2020)。このように、中国では家庭内の平等化を徐々に促進させている。

(3) 国間の広告におけるジェンダー役割の考察

両国間のテレビ広告におけるジェンダーの役割、職種、そして、有償労働以外の役割の違いについて調査結果を考察する。

まず、ジェンダーの役割に対して、両国間で主人公の性別と労働役割の関係には有意差が見られなかった。日本と中国とで労働力率の違いがあるにもかかわらず、テレビ広告における男女の役割の違いがないのは、非常に興味深い。これらは、社会や人々の意識の変化が関連していると考えられる。

渡邊(2012)によれば、日本の広告表現から、女性が男性に求める主な条件は、「家族を養う経済力があること」から「家事・育児に協力的であること」へと変化していることが分かった。この背景には、女性の社会進出が一般化したことにより、女性は男性に依存しなくなったことがあると言えよう。1970年代以降、女性の社会進出に伴い、男性と対等な立場を主張し、女性のたくましさアピールする表現が急増した。西村(2002)は、1990年代以降の日本において、女性の労働市場への参入、共働き世帯の増加などによる職場と家庭の分断の変化や、男女の役割意識の変化により、多様な新しいジェ

ンダー秩序が形成されてきていると指摘している。そして、岩間（2008）によれば、日本社会の既婚女性は、ライフコース上の位置によって変化する家族のニーズに合わせる形で、労働市場から退出したり再参入したりする。このように、テレビ広告の中で、男女の働く割合が平等化してきているのは、現実の男女のライフスタイルの変化と常に密接な関係にあるためと考えられる。

また、近代化に目覚めた20世紀初頭の中国では、学校教育普及の政策と連動させて、女子に家事労働の基本を身につけさせようとしていた。1949年に中華人民共和国が成立すると、女性労働力が必要とされるようになった。「女は天の半分を支える」というスローガンが掲げられ、農村から都市まで家事労働の大幅な社会化が進められ、女性も男性と同様の社会生産に携わるようになった。改革開放以来、人々は物質享受と精神享受を追求し、消費観念が変わった。2007年から「她経済（女性経済）」が盛んになり、女性たちはライフコースの変化を求め、自身の経済能力もそれに合わせて向上し、社会に進出してきている。

さらに、落合（2007）によれば、中国は多くの欧米社会と同様に、2000年国別年齢別女子労働力率のパターンが逆U字型になっている。これは、女性は結婚しても、子供を産んでも、仕事を辞めずに夫と同じく働くということである。そして、中国の広告における女子は家庭という小さい範囲から出て、社会労働者として様々な働く場面に現れる。

現在、日本と中国では、社会の進展とともに、女性の労働力が必要とされている。女性自身も、社会の影響を受け、家庭の範囲から脱出して男性と同様に働き、新しいライフコースを選択するようになった。このように、男女平等が

進んでいくとともに、両国の広告に現れるジェンダーの役割に違いがなくなってきたと考えられる。

次に、職種の役割について、男性主人公と職種には違いが見られた。日本の広告では男性主人公が高いレベルの職種である割合が比較的高かったが、中国の広告ではその他の職種である割合が圧倒的に高かった。その一方で、女性主人公と職種には違いが見られなかった。日本と中国ともに、女性主人公が中レベルの職種の仕事に携わっていて、高いレベルの職種の仕事に就く割合が低かった。

このように、職務配置に男女の格差が存在することが示された。両国の広告から、男性は女性より職場の場面で高い地位にあることが見えた。なぜ広告には職種に対する差異が現れたのだろうか。

アジアにおいて「男は外、女は内」は主流の観念である。章（2022）は、中国のCMにおいて、物事に対し権威や知識を持つ専門家役に男性が圧倒的に多く起用されていると指摘している。これは「男性＝権威があって信頼できる」というイメージを再生産することになる。そして、侯（2021）によると、日本社会の男性が職場の中で高い地位を保つことが、日本の経済システム、労働市場やジェンダー文化に影響を及ぼしている。

テレビ広告に登場する女性は、日本と中国とも、高いレベルの職種に就く場合がかなり少ない。その原因として一番大きいのは「男は仕事、女は家事」という伝統的な封建思想が深く生活の中に根付いているからであろう。Chenevert and Tremblay（2002）は、女性管理職の割合が少ないことの原因として、人的資本要因、家族要因、社会経済的要因、仕事意欲要因、業種などの5つの要因のうち、仕事意欲要因、業種

などの職場要因が大きな影響を及ぼしていると指摘している。これは、女性労働者に対する差別の拡大原因ともなり、女性に対する職種の一層の周縁化をもたらす要因となっている。

また、水谷（2008）によれば、近現代家父長制における性別役割分業のもとで、女性たちはいわゆる「無償労働」としての家事・育児責任を負担せざるを得ず、労働市場において男性並みの労働条件を満足できず、職場でも男性に経済的に従属せざるを得ない劣位な立場に置かれている。そして、脇坂（2018）も、女性管理職育成を妨げる大きな要因は出産であると指摘している。育児と仕事を両立できるかどうかは女性にとって重大関心事であり、女性の昇進スピードに関連していると考えられる。

さらに、両国における主人公の性別と有償労働以外の役割には国間の違いが見られた。男女とも商品の紹介者である割合は、中国より日本の方が高く、日本のテレビ広告の約6～7割は、商品の紹介者として芸能人やスポーツ選手などのタレントを起用していた。これに対し、中国では男女とも日本より低く、商品の紹介者は4割程度にとどまった。このように、両国の有償労働以外の役割の違いが見られた。

4. おわりに

以上述べたとおり、日本と中国の広告におけるジェンダー配置の一部は、欧米の広告におけるこれまでのジェンダー研究の成果とほぼ一致している。たとえば、ナレーターの男女比について、男性が女性を大きく上回っていた。広告で重宝されているのは若い女性であり、男性は家庭外の役割に従事することが多く、女性は外で働く役割が少なかった。

日本と中国は伝統的な家父長制社会であり、

「男は仕事、女は家事」という性別役割分業体制が今までも深く根付いている。広告におけるジェンダー描写にもこれが一部反映されており、「男尊女卑」の古い考え方がまだ消去されていない状態にあると言えるだろう。しかし、広告上は男女間で労働役割に有意差は見られず、経済の発展と男女意識の向上の影響が見られた。

労働役割に関して、日本の広告に登場している主人公が働く割合は現実と同様であるが、中国では現実社会の労働参加率を反映していない。このように、広告は必ずしも現実の社会を反映しているとは言えない。

また、働く男女の職種の役割について、日本と中国とで共通しているのは、男性は高いレベルの仕事に就き、女性の中レベルとその他の仕事に就くことが多い点であった。それは、人々の意識の奥にある「男性の方が女性より権威を持つという」意識に対し、共通性や信頼性を訴えやすいためと考えられ、ジェンダー差別の再生産につながっている。

さらに、有償労働以外の役割について、日本と中国とで同じく男女の違いが見られず、ジェンダー平等が表れていた。法律や社会政策の保護で、女性は家庭だけでなく社会にも進出してきている。教育の向上、社会観念の変化などで、家事は女性だけがするものではなく、男性も家族の一員として家事をするべきだという考え方が広がっているためである。

日本と中国の広告の中において家庭内で男女の平等化が見えるのは、家事をする男性と仕事をする女性の姿が増加する傾向があるためと考えられる。これも「男は仕事、女は家事」という従来の役割分業が徐々に解体し、新しい役割分業の形が確立されつつあることを反映していると考えられる。また、女も仕事、男も家事と、

男性と女性の役割が変化してきたのは、男女平等の促進に応じた社会の進歩という視点においても意味があると考えられる。

以上のように、本研究の分析結果から、広告において「男は仕事、女は家庭」というステレオタイプのイメージが多く見られた先行研究と異なり、日本と中国の広告における主人公は、家事をする男性と仕事をする女性が増え、テレビ広告におけるジェンダーの平等性が見られることが分かった。このように、広告におけるジェンダー役割が現実を完全に反映しなくなっていることがわかった。

また、中国では、性別による労働役割が平等化されていて、有償労働以外の役割においては、日本と中国ともに平等化されていた。このように、これまでの研究結果と異なり、広告におけるジェンダー役割の特性は、仕事をする女性と家事をする男性が現れ、したがって、本研究の事例として、アジアのテレビ広告におけるステレオタイプの描写が減少していると考えられる。

本研究では、日本と中国の比較により広告におけるジェンダー役割を考察したが、こういう状況を深く理解するため、各国の社会経済環境や文化背景などを理解しておく必要がある。また、本研究の分析データは2022年だけの広告におけるジェンダー役割の結果のため、当該時代の役割変化を十分説明することができていないかもしれない。このように、変化している社会の中で、広告においてもジェンダー役割について継続研究が大切であると考え。そして、アジアの広告の事例として、広告に現れる性ステレオタイプ描写が増加しているか減少しているかということが重要な課題となる。また、今回は日本と中国に限定したが、アジア圏に属する諸国との比較研究も重要課題である。

さらに、グローバル化に伴い、海外の文化や価値観も自国に影響を及ぼしている。また、近年のコロナ禍による社会の変化や、ネット上での炎上広告の影響なども拡大している。LGBTQの発展とともに、ジェンダーは多様化し、古い考え方は徐々に消えていき、ジェンダーフリーに進化しているのかもしれない。

〔付記〕本研究は、「2021年度科学研究費補助金（基盤研究C）21K01934および2024年度科学研究費補助金（基盤研究C）24K05242『アジアのテレビ広告におけるジェンダー役割の国際比較』」による研究成果の一部である。また、この場を借りて、各国の共同研究者に深謝の意を表したいと考えている。

参考文献

- 日本語文献
浅倉むつ子（2004）『労働法とジェンダー』勁草書房
石井健一（2006）「広告の内容分析：国際比較と時代比較研究のレビュー」真鍋一史編『広告の文化論：その知的関心への誘い』日本経済新聞社
岩間暁子（2008）『女性の就業と家族のゆくえ—格差社会のなかの変容』東京大学出版会
落合恵美子・山根真理・宮坂靖子編（2007）『アジアの家族とジェンダー』勁草書房
熊沢誠（2000）『女性労働と企業社会』岩波新書
国広陽子・東京女子大学女性学研究所編（2012）『メディアとジェンダー』勁草書房
坂部晶子編（2021）『中国の家族とジェンダー—社会主義的近代化から転形期における女性

- のライフコース』明石書店
- 坂元章、鬼頭真澄、高比良美詠子、足立にれか
(2003)「テレビ・コマーシャルにおける性ステレオタイプの描写の内容分析研究」『ジェンダー研究』第6号、47～57
- 瀬地山角 (2020)『炎上CMでよみとくジェンダー論』光文社
- 難波功士 (2018)『広告で社会学』弘文堂
- 西村雄一郎 (2002)「職場におけるジェンダーの地理学—日本での展開に向けて—」『地理学評論』75、571～590
- 延島明恵 (1998)「日本のテレビ広告におけるジェンダー描写」『広告科学』36、1～14
- ボンサピタックサンティ ピヤ (2008)「テレビ広告におけるジェンダーと労働役割—日本とタイの比較から—」『ソシオロジ』第161号、71～86
- (2008)「テレビ広告におけるジェンダーの役割の変容—日本とタイの比較から」『日本ジェンダー研究』第11号、14～27
- (2011)「アジアのテレビ広告におけるジェンダー役割—日本・中国・台湾・タイの国際比較」『日経広告研究所報』255号、27-32頁。
- (2018)「アジアのテレビ広告におけるジェンダー役割—日本・中国・台湾・タイの国際比較」『日本ジェンダー研究』第21号、25～36
- (2023)「アジアにおける広告のリミックス—テレビ広告におけるジェンダー役割の変容」谷島貫太／松本健太郎編『メディア・リミックス』ミネルヴァ書房
- 富永桂子 (2011)「性別役割分業は暴力である」福岡女性学研究会編『性別役割分業は暴力である』現代書館
- 真鍋一史 (1999)「メディアと広告の記号論」『社会学部紀要』第83号、91～95
- 水谷英夫 (2008)『ジェンダーと雇用の法』信山社
- 村田玲子 (2018)「今TVCMに求められる「家事表現」に関する考察 (上)—炎上から「共通価値の創造」へ」『日経広告研究所報』300号、26～31
- 村松泰子 (1997)「テレビCMのジェンダー分析—映像言語と価値観を解説する」鈴木みどり編『メディア・リテラシーを学ぶ人のために』世界思想社100～120
- 守如子 (2022)「「女性とメディア」研究から「ジェンダーとメディア」研究へ—「炎上を手がかりに」『マス・コミュニケーション研究』100巻、13～21
- 鈴木みどり (1992)『テレビ・誰のためのメディアか』学藝書林
- 矢澤澄子 (2022)「第5回CEDAW 審議後の条約実施状況と第9回日本報告・NGO レポート」『国際女性』No.36、46～52
- 山口一男 (2017)『働き方の男女不平等—理論と実証分析』日本経済新聞出版
- 横山隆治・大橋聡史・川越智勇 (2017)『届くCM、届かないCM』翔泳社
- 吉見俊哉 (1994)『メディア時代の文化社会学』新曜社
- 渡邊安理沙 (2012)「広告から見た社会と時代—男女のライフスタイルを中心に—」『東京女子大学言語文化研究』21、78～91
- 脇坂明 (2018)『女性労働に関する基礎的研究—女性の働き方が示す日本企業の現状と将来』日本評論社
- 中国語文献
- 侯小天 (2021)『当代日本広告性別形象建構与伝播研究』吉林大学

牛建林 (2020)「転型期中国家庭の家務分工特徴及其在生命周期中的变化」『労働経済研究』第8巻第4期,42～74

章新栄 (2022)「日本のテレビCMにおけるジェンダー役割に関する研究—インターセクションナリティの視点に基づいて—」北京大外国語大学修士論文

張祺 (2007)「1995～2005：中国電視広告中の両性形象及変遷」『中国婦女發展報告』No.2, 24～49

英語文献

Arima, Akie N. (2003), “Gender Stereotypes in Japanese Television Advertisements,” *Sex Roles* (49), 81～90.

Brett, D.J., and J. Cantor. (1988), “The portrayal of men and women in U.S. television commercials.” *Sex Roles* (18),595～609.

Chenevert, Denis and Tremblay, Michel (2002) “Managerial Career Studies in Canadian Organizations: Is Gender a Determinant ? ” *The International Journal of Human Resource Management* (13 No.6),920～941.

Ferrante, C.L., A.M. Haynes, and S.M. Kingsley. (1988) “Image of women in television advertising.” *Journal of Broadcasting & Electronic Media* (32),231～237.

Furnham, A., and E. Skae. (1997), “Changes in the stereotypical portrayal of men and women in British television advertisements.” *European Psychologist*,(2),44～51.

Kotler, Philip, (1991), *Marketing Management; Analysis, Planning, Implementation, and Control*. New Jersey: Prentice Hall.

Lovdal, L.T. (1989), “Sex role messages in television commercials.” *Sex Roles*, 724～715.

MacLin, M.C., and R.H. Kolbe. (1984), “Sex role stereotyping in children’s advertising: Current and past trends,” *Journal of Advertising* (13), 34～42.

Milner, Laura and James M. Collins. (2000), “Sex-role Portrayals and the Gender of Nations,” *Journal of Advertising* (29), 67～79.

Pongsapitaksanti, Piya. (2021), “Gender and Working Roles in Television Commercials: A Comparison between Japanese and Thai Television Commercials,” *MANUSYA: Journal of Humanities* (24), 355–372.

Sengupta, Subir. (1995), “The Influence of Culture on Portrayals of Women in Television Commercials: A Comparison between the United States and Japan,” *International Journal of Advertising* (14) , 314～333.

Statista (2020), *Statista Report 2020*.

Wolin, Lori D. (2003), “Gender Issues in Advertising - An Oversight Synthesis of Research:1970-2002.” *Journal of Advertising Research* (42),111～129.

World Bank (2023), *World Bank Annual Report 2023*.

Zotos, Y. C., S. L. Grau, and C. R. Taylor (2018), *Current Research on Gender Issues in Advertising*. New York: Routledge.

〈研究ノート〉

米軍統治下沖縄の裁判移送問題の経緯に関する再検討

—現地紙の報道などから浮かび上がるもの—

相馬 清貴*

Kiyotaka SOMA

はじめに

サンフランシスコ平和（講和）条約が1952年4月28日に発効した以後、日本本土は改めて独立国としての地位を回復したが、沖縄は、領土の最終処分権は日本に属するものの、施政権は米国が持つとされ、米国による統治が継続することとなった。そして、同条約発効の5年後、「琉球列島の管理に関する行政命令」という名の「大統領行政命令10713号」¹（以下「行政命令」という。）が発令され、高等弁務官制が導入された。この発令日である1957年6月5日から米軍統治が終了する1972年5月14日までが沖縄における「高等弁務官時代」と称されるものである。

日本国憲法の適用が排除されたこの高等弁務官時代の沖縄では、日本本土とは全く異なる特殊な法空間であることに起因する、本土では考えられないような法的紛争・事件が発生する。その1つが「サンマ裁判」及び「友利裁判」の名で知られる二つの裁判の米国民政府民事裁判所（以下「民政府民事裁判所」という。）への移送問題、いわゆる裁判移送問題であった。

本稿では、この裁判移送問題の推移について、現地紙の当時の報道内容を基本としつつ、これに随時各種資料を重ね合わせながら、今に

至るまで十分に解明されてこなかったと考えられるいくつかの局面における問題について改めて検討する。なお、既存の資料ではその解明に限界がある部分については、筆者の推論が多く含まれることを予めお断りしておきたい。

1. 裁判移送問題とは

裁判移送問題については既に多くの論考があり、その経緯について詳細にまとめたものも少なくない。以下、本稿の理解に必要な限りにおいて、そのような先行研究²に全面的によりながら、裁判移送問題について、まず大まかなスケッチをしておきたい。

裁判移送の対象となったのは、琉球政府裁判所の上訴審である上訴審裁判所に係属していた、いわゆるサンマ裁判及び友利裁判である。

前者のサンマ裁判は、第一サンマ事件のそれと第二サンマ事件のそれに分かれるが、問題となったのは第二サンマ事件である。原告は琉球漁業株式会社であり、原告の主張は、課税物品表に記載のないサンマ、マグロ等の大衆魚について、琉球政府の指導に従って納税したが、その結果、二万四千ドルの過誤納となったとして、その返還を求めたものであった。原告は、課税物品表を掲げる物品税法（1952年立法第

*長崎県立大学地域創造学部教授

43号)を改正した1958年布令第17号を更に改正した布令(改正第3号)は、法の下での平等、法律不遡及の原則に反し、行政命令に規定する「高等弁務官は、…法の手続きによらない不当な搜索並びに収及び生命、自由又は財産の剥奪からの保障を含む基本的自由を保障しなければならない」(第12節)に違反すると主張した。

この事件の被告は琉球政府であり、その主張は、課税物品表になくとも、原告主張の物品は例示的に記載された魚介類から類推して課税品目に該当すること、法の定める手続があれば遡及的に課税を有効としても不当ではないこと、そして三権の最高権限を持つ弁務官の発した布告布令の効力を審査する権限は琉球政府裁判所にはない、等であった。

一審である中央巡回裁判所は、琉球政府の主張する類推適用を認めず制限列举説を取り、また改正第3号は違法無効な徴税を遡って合法化するものであって行政命令第12節に違反すること、更に琉球政府裁判所にも行政命令に抵触する下位規範の効力を否定する権限があるとして、原告勝訴の判決を下したが、これに対し被告である琉球政府が上訴裁判所³に上告していたものであった。

後者の友利裁判は、1965年に行われた琉球立法院議員選挙で、立候補した友利隆彪が、中央選管から布令第68号「琉球政府章典」に規定する欠格事由、即ち「重罪に処せられ、または破廉恥罪にかかる罪に処せられた者」に該当するとして選挙では最高得票を得るなどしていたものの失格とされたことに関する事件である。友利は1963年の立法院議員選挙の際、立法院議員選挙法第182条所定の選挙の自由妨害罪で50ドルの罰金に処せられており、その事実が「重罪に処せられ」た者に当たるとされた。友利は、中央選挙管理委員会(以下「中央選管」という。)

に異議申立てをして棄却され、中央巡回裁判所に提訴した。原告である友利の主張は、重罪の定義は琉球政府章典(以下「章典」という。)において示されておらず、またそれが1年以上の自由刑に当たるとしても、現実に科せられた刑により判断すべきであること、また、章典の規定は行政命令の基本精神に反して効力を失い、当然章典から削除されるべきところ、形式的に存在しているにすぎず、1956年の立法院議員選挙法では、このような欠格条項が全面廃止されており、章典の規定は実効性を失っている、等であった。

一方、被告側の主張は、重罪とは法定刑のことを指すのが確立された原則であり、原告の犯罪は章典にいう欠格事由に当たること、また布令と民立法の効力については布令が優先することも確立された原則である、等であった。

中央巡回裁判所は、重罪の意義は法定刑であることが米国の多数の州の取る基準であること、そして章典における重罪の定義も法定刑であること、一方で章典は、行政命令の規定に反し、違法無効であって、仮に無効でないとしても民立法である立法院議員選挙法が優先すべきであること等を判示し、原告勝訴の判決を下した。これに対し被告である中央選管が上訴裁判所に上告していたものであった。

事件のあらましは以上の通りであるが、高等弁務官は、この二つの事件について、民政府民事裁判所に移送するよう命令を下した。移送の理由は「琉球政府裁判所が民政府の発した布令の効力を審査しこれを無効とすることは米国の安全・財産・利益に影響を及ぼす」というものであった。

移送が持ち上がった1966年当時、住民側による長年にわたる自治権拡大の強い要求の1つの結果として、3月には立法院による最初的主席

選挙が行われるなど、住民自治の一定の前進が見られていた。1964年に着任したワトソン高等弁務官も池田勇人首相との会談で「沖縄住民の心をつかむことが大切」などと発言しており⁴、前任者のキャラウエイと違い「柔軟政策」の方針を取っていると見られていた。したがって、総じてそれまで沖縄の人々から比較的好意をもって迎えられていたワトソンがこのような強権的な命令を下したことに、沖縄の世論は強く反応した。移送命令が報道されると世論は沸騰し、この命令に従った琉球政府上訴裁判所に非難が集まる一方、米国民政府（以下「民政府」という。）に対しても、「自己の統治目的に利用する、きわめて不当な措置である」（「沖縄大百科辞典」中「裁判移送問題」）として強い抗議が集まることとなった。「沖縄の全裁判官による異例の命令撤回要請、立法院の抗議と撤回要求決議などのほか、各市町村議会、各種二十数団体により結成された＜裁判移送撤回共闘会議＞主催の裁判移送撤回要求県民大会に数万の住民が参加」（同上）するなど、沖縄は、1950年代の軍用地接収の際に発生した「島ぐるみ運動」の再来ともいえる様相を帯びることになったのである。「しかし、高等弁務官は命令を撤回せず、移送後の民政府民事裁判所では＜琉球政府裁判所の布令審査権を認め＞」（同上）ることとなり、その意味では、沖縄側は形の上では「勝利」を収める形となった。しかし、別稿で改めて分析する予定であるが、宮里政玄のいうようにこの判決は「政治的」⁵と評するしかないものであった。

2. 米軍統治下沖縄の法制度のあらまし

次に、本問題を理解するための基本的な補助線として、米軍統治下沖縄の法制度について、

これも先行研究を引用する形で概観しておきたい。先述したように沖縄戦終了後に開始された沖縄の米軍統治はいくつかの時代に分けられるのが通常であるが、言うまでもなく、法制度もそのような時代の移り変わりに応じて変遷してきた。

しかし、この法制度について大きく時代を区分するなら、沖縄戦終了後からサンフランシスコ講和条約発効までの軍政期の法制度と、同条約発効後の民政府時代のそれとに分けることが適切であろう。本節では、このうち、本稿のテーマに直接関係ある後者に限って簡潔にそのあらましを示す。

1951年9月8日に第二次世界大戦開始以来の戦争状態を終結させるために、日本政府が米国、英国など48ヵ国と締結したサンフランシスコ平和条約によって、日本は占領状態を脱し、独立国としての主権を回復することになったが、同条約第3条において「日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、婦婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする」とされ、沖縄は小笠原諸島などと並び、米国の統治下に置かれることとなった。しかし、一方で、この第3条は、「沖縄をともかく米国の統治下におくことを定めただけで、その法的地位を明らかにしなかった」⁶ものともいえる。この条項が成立したいきさつはさておき、結果として、ここに「沖縄は日本の領土でその住民

は日本国民であるが、日本の法律は適用されず、米国の統治下にあるが、米国の領土ではないし、住民は米国国民でないから米国の法律も当然に適用されず、信託統治地域や租借地でもないから、それらの地域に関する規定も直接には適用されず、そうかといって、沖縄は独立国でもないから琉球政府の立法院で独立した国家主権に基づく憲法のような基本法を制定することは、できないという奇妙な地位におかれた」⁷ 状況が現出したのである。

とはいえ、もちろん沖縄が法というものが全く適用されない地域であったわけではない。沖縄には「法令制定権者が二者」存在した。「一人は、「高等弁務官」であり、「他の一方は琉球政府の立法院」であった⁸。そして、両者を規律する最上位の法が前記の「行政命令」であり、「高等弁務官は、この命令に基づく使命を達成するため、必要と認めるときは、第2節の規定に従い、法令を公布することができる」(第11節)とされ、高等弁務官は布令、布告及び命令を発した。一方で、琉球政府の立法院は、「対内的に適用されるすべての立法事項についてのみ、立法権を行使することができる」(第7節)とされたが、高等弁務官には立法院の立法案に対する拒否権が担保されていた(第9節)。

また、司法権に関しては、「琉球政府は、民事及び刑事の第一審及び上訴審を含む裁判所制度を運営しなければならない」(第10節 a 項)とされ、「上訴裁判所」、「巡回裁判所」、「治安裁判所」が置かれたが、刑事裁判権は「合衆国軍隊の構成員又は軍属」等には及ばず(第10節 a 項 (2))、また、民事裁判件についても、「高等弁務官が、合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼすと認める特に重大な事件又は紛争」については、「最終的決定、命令又は判決がなされる以前においては、最終的上訴審理を含む訴訟

手続中、いつでも、高等弁務官の命令により、これを適当な民政府の裁判所に移送することができる」(第10節 b 項 (1))とされた。そして民政府には民政府刑事裁判所、民政府民事裁判所及び民政府上訴審裁判所が置かれた。このように、形としては、並立する法制であったが、琉球政府の立法権及び司法権はあくまで「軍事的必要の許す範囲内において」(「琉球列島米国民政府に関する指令」B (1))、認められるようなものであり、高等弁務官は、「琉球政府の頭上に君臨」⁹する権限を行使できたのである。

3. 高等弁務官は「帝王」か

大田昌秀は、高等弁務官について、「現地における最高の施政権者として、帝王もかくや、と思われるほどの絶大な権力を揮った」¹⁰とするが、とはいえ、行政命令には、「合衆国議会が、琉球政府に関して、法律により別段の定めをしない限り、対日平和条約第三条によって合衆国に与えられたすべての行政、立法及び司法上の権力は、この命令に従って行使されなければならない」(第1節)、とされ、また「前述の権力は、合衆国大統領の指揮監督に従って国防長官が行使する」(第2節)とされており、その上で、「国防長官の管轄の下に、琉球列島民政府をおき、その長を琉球列島高等弁務官(以下「高等弁務官」という。)と呼称する」(第4節)」と規定されていた。したがって、制度上は、高等弁務官が米本国政府から全く独立してその権限を行使したわけではなく、ある意味では、高等弁務官も国防長官の下僚に過ぎなかったともいえる。

高等弁務官は、「国防長官が國務長官に諮り、大統領の承認を得て合衆国軍隊の現役軍人の中から選任」(第4節)されることになっており、

行政命令の規定上では、陸軍、海軍、空軍などいずれの軍の現役軍人から選ばれることもあり得たが、15年に及ぶ高等弁務官の統治の時代に順次着任した6人の高等弁務官は全て米陸軍の軍人であった。

なお、行政命令には「国務長官は、琉球列島に関する外国及び国際機構との交渉について責任を負う」（第3節）とあり、対外関係は、国務省やその下にある在日米国大使館の管轄であった。

4. 上訴裁判所の9日間

さて、上記のいわゆる友利裁判及びサンマ裁判について民政府から裁判移送の命令が出たことについて沖縄社会が知ることになったのは、1966年6月16日のことであった。現地紙の1つである琉球新報（夕刊）は、「29区選挙訴訟民府裁判所に移す 上訴裁が友利側に通告」との見出しで、次のように報じた。

琉球上訴裁では、16日午後二時中央選挙管理委員会と第二十九区から立候補した友利隆彪氏（社大）の間で争われている「当選無効事件」を琉球列島民政府裁判所に移送すると、訴訟代理人の安里積千代弁護士に移送決定書を送ってきた。

同決定書によると、「当事者間で争われている当選無効事件につき六六年六月七日高等弁務官から改正大統領行政命令第一〇七一三号、第十節 A 第一項、B 第一項にもとづく移送命があったので、当裁判所は次のとおり決定する」

本件琉球列島米国民政府裁判所に移送する（六月十六日）

これにより同裁判は琉球政府裁判所から民

政府裁判所に移されて争われることになったが、この選挙訴訟は中央巡裁で友利氏が勝訴これを不服として被告の中央選管が上告していた。この二十八日には上訴裁で判決のいい渡しが行われる予定だった。

同日14時の移送決定書の到達であり、ぎりぎりのタイミングであったからか、夕刊に出た記事は、事実のみを簡単に報じるにとどまっているが、サンマ裁判も併せて移送されることがほとんど明らかとなり、翌日からは、関係記事が現地紙2紙の1面ほかに毎日のように躍ることとなる。

さて、注目されるのは、この16日の決定通知に先立つ高等弁務官の移送命令が上記記事にあるように9日前の6月7日に行われたことである。即ち、高等弁務官による移送命令が出てから、琉球政府裁判所における終審の裁判所である上訴裁判所は、9日間もこの命令を外に出さずに「抱えていた」ことになる。このことは何を意味するのだろうか。

上述したように、高等弁務官の命令は、直接には大統領行政命令の第10節 b 項（1）に基づくものであり、この条項は、米国民政府の裁判所について、「高等弁務官が合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼすと認める特に重大なすべての事件又は紛争に対する民事裁判権。このような事件が琉球政府の裁判所に提起された場合には、最終的決定、命令又は判決がなされる以前においては、最終的上訴審理を含む訴訟手続中、いつでも、高等弁務官の命令により、これを適当な民政府の裁判所に移送することができる。このようにして移送された事件は、民政府の裁判所の裁量により、改めて審理することができる」と規定するものである。この命令は一方的なものであって、琉球政府裁判所の異議

が制度上は認められないものであった。したがって、上訴裁判所がこの命令を受けてから、それを表に出さずに、9日間も内部でとどめておいたことは奇異に映る。このことは、当時の沖縄でも同様に見る見方があったようで、沖縄タイムス同年6月19日第2面の「裁判移送問題本紙記者座談会」では、記者Aが、「まず、こんどの事件で、ふしぎでならないのは、上訴裁判所が移送命令を受けてから十日間も秘密にしていたことだ。なぜこういうことをしたのだろうか」と疑問を提示しており、記者Eが「首席判事の話によると、上訴裁判所としては、命令を受けたときこれは社会的に大きな反響を呼ぶ問題として、まず命令を撤回するため米民政府との折衝に時間をかけたといっている」と上訴裁判所の言い分を伝えている。一方で、同月20日には、民政府のワーナー民政官¹¹が上訴裁判所から直接撤回要請を受けたことはないと言明し、これを受け、翌日、仲松恵爽上訴裁判所首席判事も撤回要請は琉球政府経由で行ったものであるとして、直接には民政府リックス法務局長に対して1回だけ撤回要請を行ったものだと事実上これまでの説明の修正を行っている¹²。

なぜ上訴裁判所が9日間（10日間）も移送命令を公にせずに「抱えて」いたのか、そしてその間、上訴裁判所と民政府との間でどのようなやり取りが実際にあったのかについては、現在に至るまで不明である。

そして、先述の記者座談会中の記者Sの発言にあるが、上訴裁判所は、この移送命令に先立ち、サンマ裁判の判決期日を2回延期していることが明らかになっており、このことがこの移送と関連があるのかについても、未だよく分かっていない。

上述の記者座談会では様々な憶測も語られているが、筆者は、民政府が判決内容を事前に察

知したか、事前に上訴裁判所が民政府の求めに応じて判決内容の見通しを非公式に伝えたことにより、民政府側が判決内容を変更するよう上訴裁判所に圧力をかけたかと推測する。そして、判決内容がもし民政府の意に添わないものであるならば、高等弁務官の移送命令を出すことも辞さないと伝える形でいわば「脅し」をかけたものではないかと考える（言い換えるなら、9日の移送命令は、もし上訴裁判所が判決内容を見直すなら取り消すこともあり得ると伝えられたものではないだろうか）。

では、もし、そのような推測が正しいとしたら、なぜ上訴裁判所がそのような民政府側の圧力を直ちに公にし、当時の沖縄の世論に訴える形で民政府側と対決する途を選ばなかったのか。もちろん、属人的な理由も考えられようが、他にその理由として大きく2つのことが推測される。

1つは、司法の独立という近代社会では自明の原理が、日本国憲法が施行されていない当時の沖縄においても広く共有されていたということであり、司法がその外部から圧力を受けたという事実そのものが、司法、即ち琉球政府裁判所に対する沖縄の人々からの信頼を掘り崩す危険があると上訴裁判所に認識されていたのではないかということである。

そして2つは、1つめとも関連するが、本件の前までに民政府からの圧力が存在した事案があり、上訴裁判所がその圧力に屈したことがあったため、この問題をきっかけとしてそのような事実が明らかとなる恐れを抱いたのではないかということである。これは必ずしも完全な推測というわけではない。中央巡回裁判所などで裁判官を務めた兼島方信は、その著書において「米国は司法尊重の国とみえて、琉球民（筆者注：琉球政府）裁判所の裁判について干渉がま

しい処置に出たことがなかったが」¹³と前置きしつつ、「この移送命令については、私の知る限りでは（筆者注：太字強調は筆者）これまでに米民政府から琉球政府裁判所の裁判について、干渉がましいことのなかったことから、晴天のへきれきの思いで法曹会の人々だけでなく全住民の大半とっていいほどの人々の関心をひいた重大事件であった」¹⁴とする。一方で、兼島は、民政府からの干渉について「個々の裁判については私の知る限りでは（筆者注：太字強調は筆者）殆どなかったのではと思う」¹⁵としつつも、自らが担当した事件について、「当時の民政府の法務部長から…（中略）…抗議めいたことを言ってきたことがあった」¹⁶エピソードを明かしている。

上記の記述からは、兼島はあくまで裁判に対する民政府の介入は極めて例外的であったことを強調しているように思えるが、兼島が属していたような下級審での個々の裁判についても民政府が介入している事例があることからすると、より政治的な判断を迫られることもあるだろう上級審、即ち上訴裁判所に対して民政府が何らの介入もすることがなかったとはとても考えられない。後述するが、しかも上訴裁判所裁判官の人事権は民政府に握られているのである。

上訴裁判所の裁判移送に関する逡巡は、沖縄世論の大きな不信を招き、結果として上訴裁判所の長である仲松らの辞意表明を引き起こすこととなった。当時、琉球政府主席の地位にあった松岡政保は、後にこの裁判移送問題について、「『司法当局が主張すべきことを主張して、重大決意であたれば、移送命令の発動はくい止められたかも知れない』と内心では考えていた」¹⁷と記している。

5. ワトソン高等弁務官が裁判移送をリードしたのか

では、いったい、なぜこのような裁判移送命令が出されるに至ったのか。大田は、この裁判移送問題の背景として、従来から指摘されている、琉球政府裁判所の布令審査権を認めることは民政府として容認できなかったという点に加え、移送の対象となった裁判の1つである、いわゆるサンマ裁判については琉球政府の財政問題が絡んでいることを指摘している¹⁸。慧眼といえよう。しかし、筆者は、まずは、この前者の布令審査権に関わる問題が民政府をして裁判移送命令を発動させる大きな要因となったのではないかと考える。この点については後述する。

大田は、「ワトソン高等弁務官にとって、『裁判移送』問題は、おそらく彼の在任中の悪夢にも等しい事件だったにちがいない。というのは、この事件が巻き起こした波紋は、彼の思いも及ばぬほど大きなものがあった。その点からすれば、彼は完全に見通しを誤ってしまったことになる」¹⁹とする。このような大田の分析は正しいと考えるが、一方で、筆者は、この裁判移送命令はワトソンが主導する形で行われたとは考えない。高等弁務官の命令である以上、ワトソンが最終的に判断・決裁したのは間違いないだろうが、ワトソンは部下が持ってきた案件をよく理解せずに了承してしまったのではないだろうか。

その1つの根拠は、ワトソンの経歴である。ワトソンは、陸軍士官学校を卒業した生粋の軍人であり、野戦砲学校に学び戦場での経験豊富な砲兵の専門家であった。その意味で、弁護士資格を有した弁護士としての実務経験を有するが、陸軍士官学校を卒業したものの戦場の指揮官としての経験がない前任の高等弁務官のキ

ヤラウエイとは対照的であった。一方でワトソンは、複雑な法律問題を扱うようなポストに就いた経験は見当たらない。布令審査権の有無などという純粋に法学的な議論が必要な問題について彼がリードしたとはとても考えにくい。

そして2つには、現地紙記者らによるインタビューにおける応答からみるワトソンの姿勢である。ワトソンは、この裁判移送問題が明るみに出た段階では米国に出張しており、インタビューは沖縄の世論がまさに沸騰した段階となつて、帰路に経由した東京及び帰沖直後の嘉手納空港で受けたものであった。

まず、東京での琉球新報記者の「…裁判についてあなたが琉球政府上訴裁から米民政府裁判所に移管命令（筆者注：移送命令）をだしたねらいは何か」との質問に対して、ワトソンは「簡単なことで、米民政府裁判の方が適当だと思ったからそうしたまでだ」と答え、また「しかしそうした処置は、自治権の拡大をのぞむ住民の意向に逆行するものだとの批判が強いが」との質問に対しては、「とにかくわたしの考えでした。米民政府の方がより適切だと思うからそうしたまでだ」と同様の答えを繰り返している²⁰。

次に、嘉手納空港に到着した際に内外記者団を前に行った会見では、「(友利、サンマ事件の米民政府裁判所移送問題は住民の批判をかっていとの質問に) 行政命令にもとづいて友利、サンマ事件が上訴裁から米民政府裁判所へ移送されたのは適法な手続きによる適法な処置である。批判というがこれはわたしの意見とは一致しない。重大な責任があり責任のある立ち場(ママ)の意見は慎重さを要求される。移送命令は、何人が関係しているかは重要ではなく、それに含まれる原理が重要である。高等弁務官の命令は、適法なものでありこの適法性は重要である。更に(中央巡裁の判決がでる段階でなぜ

移送命令がでなかったかの質問に) 時期は重要でなく²¹、これとは無関係に移送された。もし上訴裁の判決後に移送命令が出されると同裁判所を批判する結果を招くことになる。これはわたしの欲するところではない」と発言したと沖縄タイムスは伝えている²²。

さて、ワトソン不在中の前日に、リックス民政府法務局長は裁判移送に関して記者会見し、「両事件とも布令の効力について判断が求められており、この判断は合衆国の利益に重大な影響を持つものである。これまでは事件の審理上、派生する布令解釈の問題で、布令に相反する見解をとっていた事件も二、三件あったが、具体的に真正面から布令審査について判断を下すのは初めてである。このため上訴裁がどのような判断を下そうと当事者の一方は米政府（筆者注：民政府裁判所のことか）に上告できるし、上訴裁の判決前に米民政府裁判所に移管（筆者注：移送）したのは時間の節約である。米民政府裁判所は民事、刑事のほとんどの事件を琉球政府裁判所に移管しているが、琉球政府裁判所はすばらしい成績でこれを処理している。両事件の移送について琉球政府裁判所の能力を疑っていると解釈してはならないし、また司法自治の縮小ではない」とのコメントを出したとされている²³。

ワトソンの応答は様々な解釈ができようが、上記のリックスのコメントと比較すると、東京での現地紙記者によるインタビューの際のコメントは、何も言っていないに等しい。筆者は、ワトソンはこの問題について語るべき知識をほとんど持っておらず、いわば不意打ちを受けた形となつてこのような答えしかできなかったのではないかと疑っている。一方、東京経由で帰沖する間に、おそらくこの問題が予想外に大きな問題となる可能性があること等を沖縄の現地

から連絡を受け、次に嘉手納基地で行われた会見では、現地の「振付け」、即ち現地が用意した原稿の通り発言したのではないだろうか。こう考えると、ワトソンは米国出張前に本件について部下から説明を受けたにしても、大した問題であるとは考えておらず、深く考えてはいなかったのではないか。その意味で「この事件が巻き起こした波紋は、彼の思いも及ばぬほど大きなものがあった」という先述の大田の分析はやはり正しいだろう。

さて、嘉手納基地での会見においては、「もし上訴裁判所の判決後に移送命令が出されると同裁判所を批判する結果を招くことになる。これはわたしの欲するところではない」との発言が注目される。先に述べたように、もし民政府側が上訴裁判所に圧力をかけていたとすれば、この理屈をおそらくは用いていただろうからである。即ち、民政府側が「上訴裁判所の判決後に高等弁務官の移送命令が出されると、上訴裁判所の権威は失墜するが、それでもいいのか」と上訴裁判所側に伝え判決内容の変更を迫っていた可能性である。はからずも民政府側の考えが見えたワトソンの発言であったと言えるのではないだろうか。

6. 佐藤—ラスク会談と陸軍省高官の来沖

沖縄で裁判移送についてそれを強く批判する世論が大きく盛り上がっていることは、米本国にもすぐに伝わったとみられる。太平洋地域視察の途中に沖縄を訪問するという形で、6月28日にはマクギファート陸軍次官が来沖し、4日間にわたり、ワトソン高等弁務官、ワーナー民政官、松岡主席、長嶺立法院議長、仲松上訴裁判所首席判事らと会談したことが報道されている。個々の会談の中で裁判移送問題についてど

のようなやりとりがあったのかは不明であるが、マクギファートは「ワトソン高等弁務官と話し合っていないが、ワシントンにも報告があると思う。この報告をもとに検討されると思う」²⁴と米本国政府が介入する可能性について政党代表との会見で発言しており、また、ワトソン高等弁務官も、先立つ同月25日の段階で、時間がかかるかもしれないとしつつも、「ワシントン当局が、その内、何らかのコメントをするかもしれない」と長嶺立法院議長との会談で発言している²⁵。これらの発言は、少なくともこの問題がワシントン、即ち米本国が取り扱うべき問題となったことを示唆している。したがって、同陸軍次官の訪沖が、米本国による急遽の現地調査という意味あいをも持っていたことは間違いないだろう。

一方、日本本土では、日本貿易経済合同会議に出席するため、ラスク米国務長官が来日することになっていた。本土の世論でも裁判移送への関心が高まったことや国会でもこの問題が取り上げられた²⁶ことなどの結果、佐藤栄作内閣総理大臣は、この問題をラスクとの会談で取り上げざるを得ない状況に追い込まれていく。佐藤は、基本的には、沖縄現地の問題であり、本土政府は介入しないという姿勢を公式に取っていたが²⁷、同年7月7日に行われた佐藤—ラスク会談では、結局、この問題についてやり取りがなされることになった。会談後の橋本登美三郎官房長官によるプレス発表では、「沖縄の裁判権について首相から解決に配慮されたいむね、意見が述べられた。これに対し、ラスク長官は『この問題についてはよき解決策があると考え、目下検討中である』との回答があった」とされている。

さて、この佐藤—ラスク会談の模様については、会談に同席した在日米国大使館のザーヘレ

ン参事官が作成したとみられる会談内容についてのメモが残されている。以下はその関係部分である²⁸。

- 1 佐藤氏は、沖縄に関して取り上げるべき小さな問題があると述べた。沖縄の人々の協力が必要である。小さないらつかせる(irritant)問題が起こっており、それは総理大臣が何らかの公式の抗議を行うことを欲するようなものではないが、人々の協力を妨げるものであると考える。問題とは、琉球から米国へと2つの裁判事件を移送するものである。
- 2 国務長官は、この問題については、既にライシャワー大使と話したと述べた。ワシントンに戻ったらよく調べてみたい(would look into it)。問題をうまく処理するよう努力するより通常はもめごとを防ぐ方が重要であるので、このようないらつかせる問題が起きたのは残念である。(以下略)

橋本官房長官がプレスに発表した、ラスクが発言したとされる「この問題についてはよき解決策があると考え、目下検討中である」という言葉と在日米国大使館の会談出席者のメモとではかなり表現に差があるが、いずれにせよ、ラスクが、佐藤が慎重ながらも投げた「ボール」を受け止めたのは事実であろう。そして、注目されるのは「問題をうまく処理するよう努力するより通常はもめごとを防ぐ方が重要であるので、このようないらつかせる問題が起きたのは残念である」との言い方である。ラスクは佐藤との会談前にライシャワー駐日米大使から本件について説明を受けている。ライシャワーが前任の高等弁務官であるキャラウェイと犬猿の仲

であったことは当時公知の事実であったが、ライシャワーは後任のワトソンとも良好な関係を築いてはいなかった²⁹。このラスクの発言は、ライシャワーの説明を受けたラスクが、民政府あるいはワトソンに対して暗に不快感を吐露したものと理解できるのではないだろうか。国務省は外交を所管しており、軍とは違い、何らかの問題が発生した場合に、まずは二国間関係への影響を第一に考えるべき存在である。一方で、沖縄の軍事的重要性については、米国の国益追求という観点から、軍との間で基本的認識について大きく齟齬はない³⁰。ライシャワーとラスクは沖縄現地の民政府が沖縄住民との間で起こさなくてもいい余計なめめごとを起こしたという認識を持ったと考えられる³¹。

この会談後に、沖縄には移送命令の撤回についての期待が高まっていくが、前記のマクギファート陸軍次官に続き、同月26日にはホルト陸軍次官補が来沖し、5日間にわたり沖縄各界の要人と会談を行った。沖縄での滞在中に、この問題の具体的解決策に言及することはなかったが、ホルト自身が仲松上訴裁判所首席判事との会談で「裁判移送問題についてはこんどの来島目的の一つでもあり、じゅうぶんに検討したい」と発言し、また長嶺立法院議長との会談では「滞在中にこの問題についてはできるだけ詳細に調査検討し、本国に報告、善処していきたい」と発言したことが報道されており、明らかに、このホルトの来沖は「裁判移送問題を中心とする現地の実情調査を目的」³²とするものであった。おそらくは、佐藤—ラスク会談の後、国務省側から陸軍省側に何らかの働きかけがあったのではないだろうか。更に想像を重ねることにはなるが、このホルトの沖縄出張は、沖縄の要人との会談を通じて「落としどころ」を探るものであった可能性もある。なお、仲松との

会談では、1 現行裁判所の二審制から三審制への変更、2 上訴裁判所判事及び首席判事の任命権を民側（筆者注：琉球政府側）に委譲、3 布令・布告に対する法令審査権を琉球政府裁判所に付与するための大統領行政命令の改正、4 裁判所予算の独立性確保、の4点について仲松が要望したことが、仲松からマスメディアに対して明らかにされている³³。そして、これらの要望のうち、上訴裁判所判事の任命権については、68年1月1日の裁判所法施行に伴い、上訴裁判所が高等裁判所とその名称が変更され、琉球政府主席に移ることとなる³⁴。

7. ワトソンの「更迭」と判事の任命

上述のように、佐藤—ラスク会談の後に、裁判移送の撤回に関する沖縄の期待は高まることになったが、一時のラッシュともいえる報道は落ち着きを見せ、米国側が本問題に対してどのように対応するのか、沖縄側が見守るような状態が続いた。その中で、同年9月28日、事態はまた大きく動き出す。ホワイトハウスがワトソン高等弁務官の辞任とその後任にアンガーが就任する旨発表し、また同日、民政府が移送された2つの事件を民政府裁判所において審理するため、3人の判事を新たに任命したことを明らかにしたのである。現地紙は、この発表に関して記者会見を行ったエバンズ民政府広報局長の発言を次のように報じている。少し長いが、以下引用する³⁵。

一、高等弁務官は、裁判にたいしてなんらの影響力を持たず、判事にたいしてなんらの指示も与えていないし、将来とも与えることはなく、またそのようなことを行なう権限を持たない。たとえ、高等弁務官がこのような

ことをしようとしても判事はそれを拒否する権利と義務を持っている。これら判事の任命をもって、高等弁務官は、これら事件の扱い方について、なんらコントロールしないし、裁判所が判決を下すまでは、ワシントン政府と高等弁務官は、何らの行政上ないしは司法上の措置をとらない。

一、移送された二つの事件が民政府裁判所でいつから審理開始するかは、判事自身によって決められる。しかし裁判はたいしたおくれをみせずに行われることになる。裁判開始の日取りについての判事の決定は、裁判所書記から両事件の弁護人側に通知されることになる。両事件の当事者（原告）が、民政府裁判を不満として出廷しない場合は、どのような措置がとられるか不明だが、これは審理の段階で判事が判断することである。

一、客観性の完ぺきを期するために、高等弁務官は資格のある沖縄在住の米人法曹人よりは、むしろ、弁務官と公務上、なんら関係のない日本在勤の資格ある法律家を判事として選任した。ワシントン当局は、この裁判移送問題のすべての面で知らされており、大統領行政命令の規定にもとづいてとられたこの措置をワシントン政府は完全に支持しており、ワシントンの指示によってなされたものと理解してよい。

一、三人の判事が任命されたという今度の措置が、ワシントン政府で検討された結果によるかどうかは、事実が物語っている。ワトソン高等弁務官が、さきに立法院議員にたいして、裁判移送問題はワシントンで検討中であると語ったこととなんら矛盾するものではないと思う。

一、二つの裁判は、まず民政府民事裁判所で審理され、その判決に不満であれば、事件

の当事者は、さらに民政府上訴裁判所に控訴することができる。しかし民政府上訴裁判の判決は最終的なものであり、これをさらに米本国の上級裁判所に提訴することはできない。

一、二つの裁判事件を民政府裁判所に移送した高等弁務官の措置の合法性については、なんら異論はなかった。両事件とも布令の効力にかんする事柄であるので、合衆国にとって直接関心を有する性質のものである。琉球における合衆国の行政上のすべての公式行為の妥当性および合法性は米当局だけが正当にその審査にあたるのである。このような権限は、これまで琉球政府裁判所に委譲されたことはないし、事実また、高等弁務官はこの権限を委譲する許可も与えられていない。したがって、琉球政府裁判所は事件を移送したために、移送以前に持っていた権能や権限をいささかも失ったことにはならない。

このワトソンの辞任と民政府の広報担当者が判事任命に関して語ったとされる内容は様々な点で興味深いものを含んでいる。

まず、注目されるのは、ワトソンの辞任と民政府裁判所の判事任命が同じタイミングで発表されたことである。

ワトソンは在任が2年1月という短期間ではあったが、ワトソン以前に3年を超えて在任した高等弁務官は前任のキャラウェイしかおらず、そういう意味では、必ずしも異例のものではない。ただ、同じ日にワトソンの辞任と裁判移送問題を担当することになる判事の任命が併せて発表されたことについては、何らかの意図があることは間違いないだろう。このように同じ日の「辞任」と「任命」という形を取ったのは、判事任命はあくまで高等弁務官の権限に属する³⁶ので任命は行うが、任命してからすぐ任

命者が辞任すれば、任命者である高等弁務官から判事への圧力は生じない、という「ポーズ」が取れるからではないかと考えられる。司法は中立公正であるべきだという信念を沖縄の人々もまた広く保持していることを米国側が改めて認識した結果であるともいえるだろう。

2つは、判事の人選である。「資格のある沖縄在住の米人法曹人」ではなく、「なんら関係のない日本在勤の資格ある法律家を判事として選任した」というのも裁判の公正性をアピールする狙いがあるだろう（もっとも、沖縄の民政府には判事の適任者がいなかったということもいわれている³⁷）。

3つは、今回の決定が、米本国主導で行われたことを明確にしたことである。「ワシントンの指示によってなされたものと理解してよい」との担当者の発言通り、おそらくは、これらの決定の全てはワシントンで意思決定がなされたものであろう。上述したように、沖縄の世論が沸騰し、また特に佐藤—ラスク会談でラスクが「ボール」を受け止めた後は、実質的に、民政府はこの裁判移送問題について当事者能力をほぼ失ったとみてよいのではないだろうか。

ただ、最後に、裁判移送に関して民政府が改めてその正当性を主張したことは³⁸、ある意味、民政府が「意地」を見せたものともいえよう。

なお、「いつから審理開始するかは、判事自身によって決められる」としながらも「裁判はたいしたおくれをみせず始められることになる」とし、また更に「両事件の当事者(原告)が、民政府裁判を不満として出廷しない場合」について言及がなされていることは、この段階で今後の裁判の展開について（おそらくは米本国で）相当程度のシミュレーションがなされていたことを暗示している。詳細は別稿に譲るが、実際に2つの裁判のうち、友利裁判では、原告

側は出廷を拒否したまま判決が出されている。

8. 民政府が裁判移送命令を出した背景

さて、ここまでの展開を踏まえつつ、民政府は2つの裁判について、なぜ移送命令を出したのかについて、筆者の推測を交え改めて検討する。

先に大田が、琉球民裁判所の布令審査権を認めることは民政府として容認できなかったという点に加え、移送の対象となった裁判の1つである、いわゆるサンマ裁判については琉球政府の財政問題が絡んでいることを指摘していることに触れた。筆者は、この大田の見解に基本的に賛同するが³⁹、友利裁判については財政問題と関係ないわけであり、前者の琉球政府裁判所の布令審査権を認めることは民政府として容認できなかったという点がやはり大きい理由ではなかったかと考える⁴⁰。そして、筆者は、なぜ布令審査権を認めることを民政府が容認できなかったかについては、前任のキャラウエイ時代から、場合によっては、米軍統治が始まってからの米国（米軍）の琉球政府、広く沖縄へのまなざしが背景にあるように分析している。

前任のキャラウエイ高等弁務官の時代は、その統治政策の強引な進め方から、「キャラウエイ旋風」の名で知られ、キャラウエイは、沖縄戦後史においてある意味「悪名」が高い人物である。そしてそのキャラウエイについて語る時、必ず引き合いに出されるのが、1963年3月5日、那覇市内のハーバービュー・クラブで開かれた金門クラブの定例夕食会での演説、いわゆる「沖縄自治の神話」と呼ばれるものである。

このキャラウエイの演説は、その意味について様々な解釈がなされているが、大田は、キャラウエイ演説の「現在の時点では自治は神話で

あり、存在しない。そして諸君琉球住民が、みずからの自由意思によって今一度独立した国民国家をつくり上げることを決定しない限り、将来も自治は、実在しないだろう」というくだりの前半部分だけに目を奪われがちであるが、「彼がそこで力点を置いたのは」、「後半部分だったのである」とし、「琉球政府は、提供された権力を躊躇なく取り入れたが、これまでいくどとなく同政府に委任された責任を受諾しなかった」という言葉を取り上げながら「このような発言は、まさに最高権限の持ち主が、琉球政府に突き付けたいわば不信任宣言にも等しいとみてよからう」とする⁴¹。筆者も、この大田の指摘は妥当だと考える。そして、キャラウエイは、琉球政府の行政部門及び立法部門への容赦ない批判に加え、司法部門についても「その義務と責任の性質上、自らの責任を引き受け、その責任に見合った達成を成し遂げた最良の記録を持っている」としながらも、「法の前に迅速を旨とすべきところに遅延する例が見られ、また、法曹関係者⁴²の職業的水準が人々が期待するものより低いことを容認している」と批判を行っている⁴³。

ともすれば、この「沖縄自治の神話」の演説内容はキャラウエイの独自の見解として理解されがちであるが、筆者は、あえてこのような表現を用いて公の場で発言するかどうかは別としても、キャラウエイの発言内容の相当部分は民政府内部において広く共有されたものではなかったかと考える。言い換えるなら、本稿に関して言えば、民政府側に琉球政府の司法部門の活動に対する不信や軽侮があったのではないだろうか。そうだとすれば、民政府が、そのような「劣っている」琉球政府の司法部門を、先進国たるにふさわしい法文化や専門の人材を備えている（と自負しているであろう）米国（民政府）側

が教育・指導する立場に立っているのだ、と考えてもおかしくはない。

布令は言うまでもなく、民政府のトップにある高等弁務官名によって出されるものであり、立法や廃止の過程において琉球政府側の容喙を許さないものであった。それに対し、まさに具体的事件の審理過程において「職業的水準」が「人々が期待するものより低い」法曹関係者からなる、民政府側に指導される側だと民政府が考えているだろう琉球の司法部門が、民政府の出す布令の審査権を行使しようとしているということは、それが正しい認識に基づく感情かどうかは別として、民政府のおそらくは布令の立案・審査を担当したとみられる法務部門のプライドを傷つけるものであった可能性がある。

先述したように、行政命令第10節b項(1)は「高等弁務官が合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼすと認める特に重大なすべての事件又は紛争に対する民事裁判権。このような事件が琉球政府の裁判所に提起された場合には、最終的決定、命令又は判決がなされる以前においては、最終的上诉審理を含む訴訟手続中、いつでも、高等弁務官の命令により、これを適当な民政府の裁判所に移送することができる」とされており、また、同節d項(2)において、「琉球政府の最高の裁判所が裁判権を有し、当該裁判所において裁判がなされた民事及び刑事事件」について、一定の場合には民政府上诉裁判所に上诉できるとされているため、これらの規定がある限り、たとえば布令審査権を琉球政府裁判所に認めたとしても、「実害」は生じない。民政府上诉裁判所を琉球政府裁判所の上級審と見立てれば、下級審でどんな判断が下されとしても、高等弁務官自らが人事等の手段である程度コントロール可能な民政府裁判所に最終判断の権限が担保されているならば、問題は生じ

ないはずなのである。そのような意味では、「メンツ」という言葉をどう定義するかはあるが、例えば「米民政府はそのメンツを捨てて移送命令の撤回に踏み切るべきではないか」との現地紙の社説の主張⁴⁴にあるように、やはり民政府の「メンツ」に関わる問題が根本にあったと考えるのが自然であろう。

9. なぜ「裁判移送」という手段でなければならなかったのか

さて、ここで一つの疑問が浮かぶ。琉球政府裁判所の布令審査権を認めることができなかったというのが、民政府が裁判移送を行った主たる動機であったとしても、上述したように、大統領行政命令は、第10節d項において琉球政府上诉裁判所の判断に不服がある場合、民政府上诉裁判所に上诉できる途を開いている。たとえば、琉球政府上诉裁判所が中央巡回裁判所の判決を是認し、琉球政府が敗訴する判決を出したとしても、民政府が琉球政府に上诉するよう促せば(圧力をかければ)、事件は民政府上诉裁判所において審理される道筋もあるはずである。にもかかわらず、民政府が琉球政府上诉裁判所の判決が出る前に裁判移送という強硬手段に出たのはなぜだろうか。

これは、行政命令第10節d項(2)の規定が関わっていると筆者は考えている。同項は、民政府上诉裁判所に上诉できる場合として、(i)「琉球政府の最高の裁判所の裁判と民政府の最高の上诉審裁判所の裁判が相反する場合」又は、(ii)「条約、合衆国議会の法律、合衆国大統領の行政命令又は高等弁務官の発する布告、布令若しくは命令の解釈を含む合衆国法、外国法又は国際法の問題について当事者から上诉のあつたとき」等としている。本件の2つの裁判

は過去に民政府で裁判されたものではないため
 (i) に該当するものではなく、上訴の理由は
 (ii) によるしかないが、この規定は、後に民
 政府民事裁判所における判決において示されて
 いるように、「琉球政府裁判所の布令審査権」
 を間接的に認めたものとも解されるものであっ
 た。即ち、この規定は、その文言を素直に読め
 ば、民政府上訴裁判所が審理を行う前に「条約、
 合衆国議会の法律、合衆国大統領の行政命令又
 は高等弁務官の発する布告、布令若しくは命令
 の解釈を含む合衆国法、外国法又は国際法の問
 題」が琉球政府裁判所において審理されている
 ことが前提の規定であると考えられるのである。

琉球政府（そしてその後ろに控えている民政府）からすれば、琉球政府裁判所に布令審査権がないと中央巡回裁判所や上訴裁判所において主張している以上、この第10節 d 項 (2) (ii) により民政府上訴裁判所に上訴した場合には、「論理矛盾」であるとの批判を招きかねないものであった。

おそらく、民政府はこのことに気づき、琉球政府上訴裁判所の判断を圧力により変えさせるか、民政府上訴裁判所への上訴という手続によらずに民政府裁判所に審理させるしかないと考えたのではないだろうか⁴⁵。

以上の通り考えると、民政府は、琉球政府裁判所の布令審査権を否定するために、行政命令第10節 d 項の関係規定を民政府裁判所の判決により事実上変えるか又は死文化させようと企図していたとも推測できる。行政命令の立法過程については明らかになっていないが、上記の関係規定の文言から判断するに、琉球政府の各裁判所に事実審と法律審の役割を、また民政府上訴裁判所に基本的には法律審的な役割を担わせようとしたのが立法意思ではなかったかとも

考えられる。

しかし、民政府は、先に述べたように、琉球政府の司法を信用していなかったため、この行政命令の規定をそのままに適用することには強い抵抗があった可能性がある。裁判移送は、行政命令の規定が沖縄の現実に適合していないという民政府の不満がまた背後にあったとも考えられるのではないだろうか。

10. 米本国はどう考えたのか

筆者は、以上みたようにこの裁判移送問題は、民政府のいわば「暴走」によって引き起こされ、米本国政府によってトラブルシューティングされた事件であると考えられている⁴⁶。

では民政府の中で具体的に誰がこの問題に大きく関わったのか。あまり確証のない推測にはなるが、筆者は、中心人物は移送命令について仲松上訴裁判所首席判事とやりとりをし、また、移送問題について沖縄の世論が沸騰した際に記者会見を行ったリックス民政府法務局長ではないかと考えている。そしてその補佐役はリックスの後任となったアイゼンスタイン副局長であろう。アイゼンスタインは、裁判移送後の民政府民事裁判所における判決後にその発言でまた物議をかもしことになるが、それについては、別稿で触れることになろう。

上述したように、米本国（少なくとも国務省はそうであろうし、陸軍省もそうであった可能性がある）にとっては、この問題はベトナム情勢の緊迫化⁴⁷に伴い後方の兵站・補給基地等としての重要性が高まりつつあった沖縄について、その「軍事的必要」を満たす上では余計なもめごとであったと考えられる。

これも述べた通り、ワトソンの辞任はその在任期間からすれば、そう異例ではないが、裁判

移送に係る判事の任命と同じ時期に行われる形となったことは、ある意味、裁判移送のために「更迭」されたという印象を対外的に与えることになり⁴⁸、ワトソンが辞任後に退役となつてこの高等弁務官のポストが最後の顕職であつたことも考え合わせると、必ずしも軍人生活の最後を飾るような幸せな引退でなかったと見ることもできよう。

また、リックスは、ワトソン辞任後も引き続きそのポストにとどまっていたが、翌年6月には退任（おそらく退役）し、コロラド州デンバーのフィッツシモンズ総合病院で法務官（法務担当）になったとされる⁴⁹。このリックスの軍から民間への転出がどういう理由からのものかは不明であるが、米本国の裁判移送問題への姿勢を考える上で暗示的であるように感じるのは筆者だけだろうか。

（付記）

本稿は、裁判移送問題の始まりから民政府民事裁判所での裁判官が任命されたところまでを対象としていくつかの点について論じたが、裁判開始後の推移と民政府民事裁判所の下した判決の内容及びその判決に対する評価等は別稿で論じる予定である。

また、本稿は、基本的には民政府や米本国の動きを中心に記述したため、裁判移送問題に関する沖縄各界の反応や動きについてはほとんど触れていない。この点については、小林武「琉球政府期における「裁判移送」事件」（愛知大学法学部法経論集204号 2015年）が関係資料を詳細にまとめており、参照すべき貴重なものとなっている。

注

- 1 以下、随時引用する大統領行政命令10713号の日本語訳は沖縄県公文書館所蔵資料によつた。
- 2 裁判の全体像については、様々な観点からの多くの先行研究があるが、本稿ではその中で「沖縄大百科事典 中巻」（沖縄タイムス社 1983年）中「裁判移送問題」、「サンマ裁判」及び「友利裁判」（いずれも金城秀三執筆）、中原俊明「六〇年代の裁判移送問題にみる法文化摩擦」（照屋善彦・山里勝己編「戦後沖縄とアメリカ ―異文化接触の五〇年―」（沖縄タイムス社 1995年）32p～56pの内容を基に記述している。
- 3 上訴裁判所には、琉球政府上訴裁判所と民政府上訴裁判所がある。本稿中で単に「上訴裁判所」としている場合には、全て琉球政府上訴裁判所を指す。
- 4 朝日新聞 1964年（昭和39年）7月30日。
- 5 宮里政玄著「日米関係と沖縄1945－1972」（岩波書店 2000年）236p。
- 6 垣花豊順「米国の沖縄統治に関する基本法の変遷とその特質」（宮里政玄編「戦後沖縄の政治と法―1945―72年」東京大学出版会 1975年）345p。
- 7 垣花前掲論文347p。なお、岩垣真人は「アメリカ支配下での沖縄の統治構造と法制度」（沖縄大学法経学部紀要 28号）において、この垣花の表現を「鋭利に本質を突く分析」（7p）とするが、筆者も共感する。
- 8 前田武行「占領下の法制」（宮城悦二郎編「復帰20周年記念 シンポジウム 沖縄占領～未来へ向けて」ひるぎ社 1993年）338～339p。
- 9 大田昌秀著「沖縄の帝王 高等弁務官」（朝日文庫版 1996年）26p。
- 10 大田前掲書17p。
- 11 民政官は、高等弁務官に次ぐ民政府のポスト。キャラウエイ高等弁務官時代から文官が任命された
- 12 沖縄タイムス1966年6月21日3面など。
- 13 兼島方信著「苦悩する裁判官」（那覇出版社 1998年）174p。
- 14 兼島前掲書 176p。
- 15 兼島前掲書 179p。
- 16 同上
- 17 松岡政保著「波乱と激動の回想 ＝米国の沖縄統治25年＝」（自費出版 1972年）219p。
- 18 大田前掲書324p～328p。
- 19 大田前掲書317p。
- 20 琉球新報1966年6月18日1面。
- 21 これについては、1966年6月22日に行われた沖縄法曹会のワーナー民政官への申し入れに対し、ワーナー民政官が「たしかにタイミングは悪かったかも知れない」と語ったと報道されている（1966年7月23日琉球新報7面）。推測にはなるが、「巡回裁判所の段階で移送命令を出すと、ことが全て明るみ

- に出て世論が強く反発するなど（民政府にとって）好ましい展開にならない恐れがあるが、上訴裁判所なら与しやすい」という考えが民政府側にあった可能性も否定できないのではないかと。
- 22 沖縄タイムス1966年6月18日夕刊1面。
- 23 琉球新報1966年6月17日1面
- 24 琉球新報1966年6月29日1面。
- 25 琉球新報1966年6月26日1面。
- 26 1966年6月25日衆議院予算委員会における勝間田清一（社会党）の質疑、同年6月30日の参議院決算委員会における岩間正男（日本共産党）の質疑など。
- 27 前記の1966年6月25日衆議院予算委員会における勝間田清一（社会党）の質疑に対して佐藤は、「…理屈よりも、こういう事態が起こったということを私はまことに困った問題だと、かように思っております。できるだけ早く円満に現地において解決ができるように、これを心から望んでおる、いましばらく推移を十分注視したい、かように思っておる次第であります」と答弁している。
- 28 MEMORANDUM OF CONVERSATION（「アメリカ合衆国対日政策文書集成 第10期日米外交防衛問題 1966年 第8巻」（柏書房 2002年）193p。以下英文資料の日本語訳は筆者による。
- 29 ワトソンは前述の通り、裁判移送命令が明るみに出た際は米国に出張しており、東京経由で帰沖したが、立ち寄った東京ではライシャワーと会談している。「6月17日の高等弁務官の東京での途中降機の際に、大使と將軍は調整の基本原則を議論する機会を持った。両者は、大使館の考えるところでは、この問題について合意に達している。大使館はゆえに、問題は解決され、報告することもなく、更なるアクションも必要ないと思料する」とのライシャワー大使名での本国への電報が残されている（「アメリカ合衆国対日政策文書集成 第10期日米外交防衛問題 1966年 第8巻」（柏書房 2002年）185p。このような両トップの会談があえて持たれたことは、それまでの間に、大使館と民政府の間に様々な不協和音が存在したことをうかがわせる。
- 30 例えば、1966年12月のラスクの日本訪問に関するラスクへの説明資料（SECRETARY'S ASIAN TRIP December 1966 Visit to Japan）には、日本とのやり取りの際の答えぶりとして「我々は日本政府が極東の安全のために沖縄における米軍基地が大きな重要性を認識していることを承知している。米国と日本の利益にとってこの基地が効果的に維持されることは不可欠である」などと書かれている（「アメリカ合衆国対日政策文書集成 第10期日米外交防衛問題 1966年 第9巻」（柏書房 2002年）303p。なお、この資料の作成は同年12月1日付であるが、裁判移送問題に関しても触れられている一方、翌2日にあると見込まれていた判決の見通しについて何ら言及はなく、原告敗訴の場合には、「政治的な波紋」（political fall-out）があるかも知れないとするのみである。したがって、国務省は判決の見通しについて知らなかった可能性が高い。
- 31 在日米国大使館のエマーソン駐日大使代理（公使）は、1966年7月21日に安井総務長官から裁判移送問題に関し善処の要望を受けたが、現地紙はこの際のエマーソンの回答について「米側は本土政府の憂慮しているほど住民動向を深刻に受け取っていないし、布令布告の審査権を沖縄側に譲歩する考えもないことが明らかになった」と酷評した（琉球新報1966年7月22日1面）。一方のエマーソンは、裁判移送問題について、同年9月2日の国務省あて公文で「（この裁判移送については）行政命令の下では合法的であり問題とならない。しかし適切であったかどうかは主観的な判断であり、大使館も国務省も、大使館が承知する限り事前に相談を受けていない」等と民政府側に対する不満を露わにしている。更に9月13日の公文では、裁判官の任命など琉球政府の「自治」の強化策は、「日本では裁判移送問題の解決策ではなく別問題であると考えられており」、また「日本人に本当に評価される唯一の解決策は琉球政府裁判所に裁判を戻すこと」であると大使館の見方を示し、「琉球の内政に関わるものであり、民政府の問題であって大使館に関わるものではない」という立場を日本政府と世論との間で取ってきた」としている。矢面に立つ場面ではその時点での米国の公式の立場を表明せざるを得ず、民政府の後始末をさせられているとのエマーソンの不快感が鮮明に伝わってくる（「アメリカ合衆国対日政策文書集成 第10期日米外交防衛問題 1966年 第8巻」（柏書房 2002年）262p、270p、272p。
- 32 沖縄タイムス1966年7月27日1面。
- 33 同上
- 34 後述する同年9月27日の会見で、エバンズ民政府広報局長は「高等弁務官は、立法院が適当な基本的な裁判所法を制定すれば、布告12号、13号の関連規定を改廃し、琉球政府裁判所判事の任命権を主席にゆだねるつもりである」と発言したと報道されている（沖縄タイムス1966年9月29日1面）。もっとも、それまでの間に判事任命権を琉球政府側に移す方針は高等弁務官から示されていた（琉球新報1966年7月31日1面）。
- 35 沖縄タイムス1966年9月29日1面。
- 36 1958年7月21日公布米国民政府布告第九号には「設立 一、米国民政府民事裁判所（以下「民事裁判所」という。）は、合衆国の市民権を有し、かつ合衆国政府に雇用されている一人又は二人以上の判事から成り、判事は琉球列島高等弁務官の権限によって正式に任命される」と規定されている。
- 37 1966年6月21日の現地紙には、「現在同裁判所（筆者注：民政府民事裁判所）にはアイゼンスタイン

- 判事しかいない」ことが報道されている（琉球新報1966年6月21日1面）。
- 38 例えば、民政府の「広報誌」である「守礼の光」第93号ではこの内容に沿った主張が詳細に示されている（「就任二周年を顧みて」3p及び9p。）
- 39 一方で、「友利裁判」が米国にとってより重要であったとする見解もある。照屋寛之は、なぜ二つの裁判が一緒に移送されたかについて「あくまで私の憶測、私見」と断りながら、米国は「『友利裁判』で友利隆彪が勝訴して議員になることを恐れた」一方で、「サンマ裁判の方はそれほどアメリカに脅威を与えるものでなかった」とし、『友利裁判』と『サンマ裁判』とを一緒にすることによって政治色が薄らぐ、そんな風にアメリカは考えたのではないか」との見方を示している（山里孫存著「サンマデモクラシー 復帰前の沖縄でオバーが起こしたビッグウェーブ」（イースト・プレス 2022年）257p。）
- 40 もちろん、友利裁判において友利の当選を阻止し、かつサンマ裁判において琉球政府が徴収した税の還付を防ぐという実質的な理由を隠すため、二つの裁判に共通する裁判の争点である布令審査権の問題をあえて民政府が前面に出した可能性もあり得ないことはない。ただ、筆者は、金城秀三が「琉球政府裁判所が布令審査権を持つことが民政府の権限の篡奪であり、民政府の権威に対する小癪な挑戦であると考えたことは明らかである」（『沖縄人権問題の側面 ―布令審査制成立の過程―』世界1968年10月号93p 岩波書店）とする見方に基本的に同調する。おそらくは、布令審査権の問題に加え、大田が指摘するような実質的な理由も民政府の判断材料としてはあったのだろう。
- 41 大田前掲書250p～254p。
- 42 この部分の原文はattorneysであり、大田は前掲書において「弁護士」と訳している。確かにその可能性もあるが、筆者は、文脈からすると弁護士のみならず、広く判事、検事及び弁護士などの法曹関係者を示していると考えるので、そのように訳している。
- 43 琉球新報の裁判移送問題に関する記者座談会では、記者Dが「しかし、裁判は、わりとしっかりとしているというが、三権のうちでは一番タブー視されているながら案外、質の面で疑問を持っている人もいる。ある人は、いまの判事、弁護士こそ国家試験を経た有資格者でないのにむしろ布令で優遇されている、つまり布令弁護士、布令判事じゃないかと悪口をたたくものもいる（笑い）」と発言している（琉球新報1966年6月24日2面）。沖縄の人々の間にもキャラウェイと同じような印象を持つ人が一定数存在したことがうかがえる。
- なお、裁判移送問題の渦中にあった仲松上訴裁判所首席判事も、大学卒業後に通信省の官吏となっていたとされているが、司法試験（あるいは高等文官試験司法科）に合格したとの記述は複数の人名録中からは見つからない。
- 44 琉球新報1966年6月23日2面。
- 45 そう考えると、1966年6月16日の記者会見においてリックスが、「上訴裁がどのような判断を下そうと当事者の一方は米政府（筆者注：民政府上訴裁判所のことか）に上告できる」としながらも、「上訴裁の判決前に米民政府裁判所に移管したのは時間の節約である」といささか奇妙で苦しい説明をしていた理由が了解される。
- 46 米本国の陸軍省がこの問題をどうとらえていたかは既存の資料からは判然としないが、先述の通り、問題が明るみに出てから、陸軍省の幹部が急遽二度にわたり沖縄を訪れ、改めて調査を行っていることからすると、少なくとも裁判移送命令の発出について事前に民政府側と陸軍省の間で十分な協議がなされていたとは考えにくい。
- 47 米軍による北爆は、前年の2月より開始されており、沖縄の軍事基地としての重要性が高まりつつあることは自明であった。
- 48 実際、ワトソンの辞任を報じた現地紙は、「ワトソン高等弁務官を更迭」との見出しを付けている。ただし、記事では、「今回のワトソン高等弁務官の更迭が、ワトソン高等弁務官の失政によるものかという、必ずしもそうではないようだ」ともしている（琉球新報1966年9月28日1面）。
- 49 USCAR 広報局写真資料092（写真番号260CR-55_0606-02）沖縄県公文書館所蔵資料。

〈海外短信〉

中国・貴州大学における国外長期研修の帰国報告

吉本 諭*

中華人民共和国（以下、「中国」とする）の貴州省にある貴州大学における6か月間（2024年4月4日から9月30日まで）の国外長期研修を終えて帰国した。本稿では、国外長期研修期間に活動した内容等について報告する。

1. 貴州省の概要

貴州省は、中国の西南地域に位置し、周囲は重慶市、四川省、雲南省、湖南省、広西チワン族自治区と接し、東南アジアとも比較的近い位置にある。2023年時点で、貴州省の人口は3,865万人であり、そのうち漢族が多くを占めるが、少数民族（ミャオ族、プイ族、トゥチャ族、トン族、イ族など）も約1,405万人と36%を占めており、中国の中でも少数民族の割合が高い。実際、住んでいて少数民族の衣装を着た人々や少数民族のイベントなどを見ることができた。

面積は176,200km²と日本の半分弱の面積があり、平均標高は約1,000mと高く、山間地・傾斜地が多い。カルスト地形にも特徴があり、2007年に中国南方カルストとして世界自然遺産に登録されている。亜熱帯高原気候であり、年間平均気温は16.9度、年間を通して気温が安定しており、「冬場に厳冬なし、夏場に猛暑なし」と言われ、中国の避暑地として夏場には観光客が多い。2024年4月4日に初めて貴州省の省都・貴陽市にある貴陽空港に降り立ったが、筆者が20年間住んでいた日本の北海道のような爽やかな感覚を持つと同時に、その後も北海

道に似ている気候であると何度も感じた。4月から6月までは毎日のように雨が降ったこと、夏場は暑くなったもののクーラーは使用することなく、貴州大学の研究室等では扇風機で対処できた。

筆者が貴州省で行った名所や特産品などについて紹介しておきたい。先に少数民族が多いという話をしたが、まずミャオ族の集落・西江千戸苗寨（せいこうせんこみやおざい）を紹介したい。この村は、川に臨む小高い山に位置しており、遠くから眺めると、木造高床式の吊脚楼の大集落が山一面に見渡せ、千軒にも及ぶ古い家並みは山の斜面に幾重にも重なり、肩を寄せ合うように連なっている所であり、行った際に異文化を感じた。次に、青岩古鎮（せいがんこちん）は、貴州省の四大古鎮の一つであり、600年もの歴史があるプイ族、ミャオ族の街で明代（1378年）に作られ、かつては明・清代の軍事要塞であった所であり、行った際に当時を感じる雰囲気があった。

黄果樹瀑布（こうかじゅばくふ）は、アジア最大の滝と言われ、幅101m、高さ77m、滝の裏側に道があり、その裏側を歩いた際には滝の水の迫力を感じることができた。貴州省は、大

*長崎県立大学地域創造学部公共政策学科 教授

きな橋も有名であり、交通機能に加え、観光スポットにもなっている橋もある。省都・貴陽市（2023年時点の人口は640万人）の中心部にある甲秀楼（こうしゅうろう）は、明代から続く建物で、科挙の試験において優秀な成績を修めよという意味で甲秀楼と名付けられたと言われている。夜になるライトアップされ、多くの人でにぎわっていた。また、中国の思想家で陽明学の創始者である王陽明（おうようめい）は、貴州省で陽明学を完成しており、貴陽市には陽明寺もあり、筆者も行った。

茅台酒（まおたいしゅ）は、貴州省を代表する特産品であり、高粱を主な原料とする蒸留酒（白酒）で、国酒と称される高級酒である。食べものについては、唐辛子文化であり、唐辛子を利用した火鍋は辛さに特徴がある。食べものは、基本的に油や味も濃い目である。

貴州省は、従来、中国の中でも貧困人口が多い地域の一つと言われてきた。しかし、近年は高速道路、高鉄（日本の新幹線にあたる）、地下鉄、空港など交通インフラの整備が進められ、また省都・貴陽市内には高層ビルがいくつも建設されており、自動車の量も多い。この10年で大きく変わったとの話を聞いたが、実際、大きく発展していることを目で見えて感じるができた。

主な産業は、農業、鉱業、観光業であるが、2014年に貴陽と安顺にまたがる貴安新区が国家級新区に指定され、テンセントやファーウェイなどのサーバー基地が建設され、2015年以降は毎年、国際ビッグデータ産業博覧会を開催するなど、今ではビッグデータが貴州省の代名詞となるまでに成長している。

なお、日本から貴州に行く場合は、筆者の場合は、福岡空港・上海空港（浦東）・貴陽空港の経路で行った。

2. 貴州大学の概要

貴州大学のホームページ（2024年9月時点のデータ）に基づき、貴州大学の概要について述べる。貴州大学は、貴州省で最も大きい大学であり、清王朝時代の1735年に設立された貴山書院を淵源とし、大学としては1902年に設立された。120年以上の建設と発展を経て、国家211工程重点大学、国家双一流建設大学となっており、「中国の特色、世界基準、貴州のニーズ」を踏まえ、中国国内で一流かつ国際的に有名な大学への発展を目指し、教育・研究・地域貢献などにスピード感を持った実践的な取組みが進められている。

キャンパスは、西キャンパス、東キャンパス、南キャンパスと3つある。キャンパスの正門や様々な所で使用されている「貴州大学」の特徴ある文字は、中国建国の父と言われる毛沢東氏が自ら書いたものである。また、歴史的な建物として東キャンパスにある大礼堂と勉学堂があげられる。大礼堂は講演会場・集会場として、勉学堂は研究会などに活用されていた。ちなみに、現在の中国共産党総書記である習近平氏も1981年に貴州大学を訪れており、勉学堂での読書会に参加している。

貴州大学には、現在40の学部があり、学部生は3万5千人以上、大学院生は1万7千人以上と、学部生と大学院生を合わせて5万2千人以上の学生が在籍しており、また2,800人以上の常勤教師を含む4,200人以上の職員がいる。図書館も3つのキャンパスにあり、蔵書数は、393万冊以上の書籍と374万冊以上の電子書籍が所蔵され、合わせ767万冊以上となっている。筆者も入館した西キャンパスの図書館は、大きさ・風格ともに圧巻であり、中国らしさを感じることができた。またキャンパスごとに、陸上競技場、

体育館もあり、食堂も複数ある。

授業は、朝8時開始、昼休みが12時から14時30分まであり、その後20時50分頃まで行われていた。1つの授業は100分（50分+10分休憩+50分）であり、授業と授業の間は20分である。学生は原則、寮生活であり、学部生は6人部屋、大学院生は4人部屋とのことであった。また、キャンパスが広いため、校内バスが運行されていた（運賃は一律1元）。学生の様子として、大学での授業が終わるとバスケットボールを楽しんでいる様子が印象的であった。

余談であるが、筆者が貴州大学にいた折、6月上旬に大学入学試験・高孝（ガオカオ）が実施されていた。新聞のネットニュースで中国全土の高考の志願者数が1,342万人との記事を見た際、日本の大学入学共通テストの志願者数49万人と比較して、その多さに驚くとともに、大学受験の大変さを感じた。また、中国での大学院・碩士課程（日本の修士課程）の志願者数は438万人（2024年）であり、受験倍率も大学にもよると思うが6～7倍との話を聞き、学部から大学院へ進学することも難しい現状を知ることができた。

3. 貴州大学外国語学院日本語学科の概要

筆者は、貴州大学では外国語学院日本語学科に所属し、研究室も与えていただき研修活動を行った。ちなみに、外国語学院では、英語、日本語、ロシア語、フランス語、ドイツ語、韓国語、スペイン語、ミャンマー語、タイ語など9つの言語の外国語教育が行われている。

日本語学科は1979年に設立され、中国の西南地域では歴史が長い学科であり、2024年で45年となる。日本語学科には、学部生は毎年約60名、碩士課程の大学院生（日本の修士課程にあた

り、修学期間は3年である）は毎年約30名が入学している。その他、非日本語専攻の学習者も毎年約200名がおり、教員数は、中国人教師15名、日本人教師1名である。貴州大学には日本語の書籍も20万冊以上あり、日本との大学等との交流については、広島大学、山口大学、千葉大学、武蔵野大学などと大学間協定を結び、留学生の派遣をはじめ長年友好交流を続けている。

2018年には、日本の国際交流基金（日本の外務省が所管する独立行政法人）と協力して「貴陽ふれあいの場」（外国語学院223教室）が設置されており、教室には、日本の書籍、マンガ（少年ジャンプなど）、アニメ（鉄腕アトム、ドラゴンボール、鬼滅の刃など）の原画も展示されており、貴州にいて日本に触れることができる場となっていた。また、日中文化交流や各種交流の場としての役割に加えて、日本語学科の学生の活動・自習の場として、教員の会議・研究会の場として有効活用されていた。ちなみに、ある日本語学科の学生は、幼いころから日本のアニメ・マンガ・ゲームに興味をもち日本語が次第に理解できるようになり、日本語を専攻するに至ったという話をしてくれ、これらのコンテンツが持つ国際的な影響力を知ることができた。

また、外国語学院の中には貴州大学日本研究所もあり、こちらには多くの日本の書籍が配架されていた。日本の元総理・羽田孜氏も貴州大学を訪れており、看板の「貴州大学 日本研究所」という文字は羽田孜氏が書いた文字であった。

学生もよく勉強しており、日本への留学を目指す学生、そのために日本語検定1級試験を受験する学生、日本語スピーチコンテストで好成績を目指す学生など、学生が努力している姿を多く目にする事ができた。

4. 貴州大学での筆者の活動報告

(1) 授業の実施

貴州大学の先生から依頼を受け、貴州大学外国語学院日本語学科の大学院碩士課程（日本の修士課程）1年生（26名）を中心に、日本に関する授業（特別講座）を日本語で4回実施した。

1回目の授業は、4月24日に「統計データでみる日本・長崎県の人口動向と経済」（於外国語学院223教室）、2回目の授業は、5月15日に「事例をとおして考える日本と中国の観光」（於外国語学院223教室）、3回目の授業は、6月7日に「日本の食・食文化についての事例紹介と一考察」（於博学楼222教室）、最終4回目の授業は、8月27日に「日本の大学生の就職と大学院進学状況についての紹介」（於外国語学院223教室）の内容で実施した。大学院生の授業は1回120分で行った。

毎回、出席者に授業の感想文を書いてもらったが日本語が上手なことに驚くとともに、聞く・読む・話す・書くの4技能の基礎ができていたと感じた。1回目の授業では講義の後、「日本の都市と地方の状況と中国の都市と地方の状況を比較して、同じところ異なるところは」という題目でグループ・ディスカッションをしてもらった。活発な議論に加え、最後にグループで話し合ったことを各グループの代表者に発表してもらったが、話の内容や話し方が日本の学生とあまり変わらない上手さであった。

(2) 先生方の授業見学

貴州大学での授業の方法を学ぶため、9名の先生方に授業見学の依頼をし、それぞれ学部2年生もしくは3年生の授業を1回ずつ見学させてもらった（4月8日、4月23日、5月22日、5月29日、6月3日、6月12日、6月14日2つ、9月2日）。

講義形式の授業に8回、日本概況に関するプレゼンテーションの授業に1回出席させてもらった。朝8時から始まる授業もあったが、遅刻をする学生がいなかった。講義形式の授業では、第2言語の修得に関する授業、日本の小説、日本語の文法、卒業論文の書き方に関する授業などに参加した。

多くの授業はパワーポイントを使用して進められ、タブレットでノートやメモをとる学生を多く見かけた。また、テキストはあったが、見学した授業では配布資料はなく、事前にWeChat等で共有もしくは授業時にパワーポイントを写真撮影していた。

とりわけ、卒業論文の書き方に関する授業は、日本の大学ではあまり聞いたことがなく、参加した日は、学生が1人ずつノートパソコンを教室に持参し、参考文献の書き方、脚注のつけ方についての授業が行われていた。また、日本概況に関するプレゼンテーションの授業では、日本の伝統文化などについて1人ずつパワーポイントを使って日本語で発表が行われていた。日本語を良く練習していることが伝わる報告であった。参加した多くの授業の最後に、担当の先生からの勧めで、筆者から授業の感想について話をさせてもらった。

(3) 碩士論文報告会への参加

5月23日と24日の2日間行われた日本語学科の碩士論文報告会に参加した。先述したとおり、碩士とは日本の修士にあたる（修学期間は3年間）。2日間とも8時30分から17時まで2つの会場（外国語学院の202会議室と216会議室）に分かれて28名の審査が行われた（1会場・1日あたり6～8名の審査、報告+質疑応答に1人・40分前後）。学生はパワーポイントを使っの20分前後の報告の後、教員との質疑応答であっ

た。

2つの会場でそれぞれ、貴州大学の教員3名と他大学の教員2名（貴州民族大学・重慶交通大学の教員、貴州黔南科技学院・貴州财经大学の教員）の合わせて5名の教員が審査を担当されていた。加えて、会場ごとに質疑応答などの書記をする教員1名も同席されていた。報告の際は、パワーポイントの資料だけではなく、碩士論文自体も審査教員に渡され審査が行われていた。教員の質疑が活発であり、学生も一生懸命に質問に応答していたことが印象的であった。

（4）日本への留学・インターンシップ報告会への参加

4月19日に外国語学院226教室で開催された、日本への留学・インターンシップ報告会に参加した。留学先の報告は、貴州大学と交流関係がある山口大学と武蔵野大学に留学した学生の報告、インターンシップについては福井県の勝山スキー場で行った学生の報告等であった。インターンシップについては1人約3カ月間行っており、スキー場でのスタッフとしてアルバイトも兼ねて働き実践的なインターンをしていた。留学やインターンシップの合間にも日本の様々な場所に行ってきたことも報告があり、中国の学生の活発さと行動力を感じた。また、一人一人が感じたこと・思ったことを自由な雰囲気でも報告していたことが印象的で、大変さの中にも楽しかったことが伝わってくる報告会であった。

（5）日本語スピーチコンテスト等の審査員を担当

8月30日に、日本語を第1外国語としていない学生の日本語スピーチコンテスト（テーマは

「異文化を感じる瞬間」）、9月21日には日本語を第1外国語としている学生の日本語スピーチコンテスト（テーマは「中国の龍」）の審査員を担当した。学生1人当たり3～5分程度のスピーチがあり、筆者を含め5名ほどの先生方それぞれが採点項目ごとに点数をつけ、点数の高い順に、特賞、1等賞、2等賞、3等賞が決まっていた。

また、コンテストの運営は、司会を含めてすべて学生が行っていた。皆、コンテストに向けて練習を積んで臨んでおり、各自の練習の成果を披露していた。貴州大学内でのコンテストで上位になった学生は、さらに練習を積んで西南地域の大会や全国大会などに進む仕組みとなっており、選ばれた学生はそれらの大会でも受賞していた。このような経験が学生の自信につながり、さらに日本語を習得し上達することへの意欲につながっている。

余談であるが、5月22日には、日本語の寸劇コンテストの審査員も担当した。学生数名が1つのグループになり演劇をするもので、舌きり雀などがコミカルに演じられていた。これらは学生が日本の文化等を学んだことを表現・披露する場となっていた。

（6）研究会・学科会議への参加

日本語学科の先生より案内を受け、研究会や学科会議にも参加させてもらった。5月19日には、貴州省で日本語を教えている大学・学院の先生方が、貴州大学外国語学院に集まり、日本語に関する書籍出版に向けた編纂交流促進会が行われた。筆者も参加させてもらい、執筆を担当する先生等の研究報告を見学することができた。

また、7月10日・11日・12日の3日間、貴州大学で行われた日本語翻訳等に関する研究会にも

参加させてもらった。中国外文局の先生、天津外国語大学の先生などが報告されたが、初日の中国外文局の先生による報告後の質疑応答の際には、筆者から、「中国と日本の文化の違いについて長年日本を研究して来られた先生の立場からどのように思われますか」と質問し、「中国人は大きく物事を捉えること、日本人は繊細に物事を捉え、侘び寂びをはじめ独特の感性を持っていること」等の回答をいただいた。

日本語学科の学科会議にも、5月13日と6月5日の2回参加させてもらった。5月13日は筆者が初めて学科会議に参加したので、筆者の自己紹介の後、日本語学科の先生方が自己紹介してくださり、その後、教務関係の会議が行われた。6月5日は日本語学科の教育研究活動報告会で、先生方が活動報告をされる様子を見ることができた。

(7) 交流会・大学行事への参加

貴州大学の中日文化交流会に3回参加させてもらった。1回目は4月14日に貴州大学の近くにある花溪公園での花見交流会が行われ、桜の時期は過ぎていたが、春の陽気とバラや緑が美しい公園で、貴州大学の学生や先生たちと会話や歌を楽しんだ。2回目は4月27日に、外国語学院で行われた中日茶文化交流会に参加した。日本の山口大学に留学されていた貴州大学の先生が日本の茶道を長年習われてきており、講師となって筆者や学生たちに日本茶の作法について日本文化体験室（和室）で教えていただいた。その後、貴陽ふれあいの場（外国語学院223教室）に場所を移し、中国茶の入れ方の作法を中国人のお茶の先生から教えていただいた。3回目は5月19日に、外国語学院・貴陽ふれあいの場（外国語学院223教室）で行われた日本料理交流会に参加した。おにぎり、みそ汁、カレーライス、

たこ焼きを学生たちと一緒に作り食したが、とても美味しくできた。なお、花見交流会と中日茶文化交流会の様子は、貴州大学外国語学院のホームページに掲載された。

また9月上旬には、日本の国際交流基金の職員の方2名と日本の大学生7名が日本語学科に交流に来られた。筆者も誘いを受け、9月6日の貴陽ふれあいの場での交流会と9月7日の西キャンパスの体育館で行われたスポーツ交流会に参加した。

大学行事にも参加した。6月30日に卒業式が東キャンパスの運動場で開かれ、小雨模様であったが卒業する晴れやかな学生たちの笑顔が見られた。また、9月4日には入学する学部生・大学院生合わせて1万4千名の入学式が西キャンパスの運動場で行われ、学生たちの凛々しい様子を見ることができた。

ちなみに、貴州大学の2024-2025年の学年暦を見ると、2学期制（セメスター制）であり、新年度となる第1学期（秋冬学期）は2024年8月26日から2025年1月10日まで、40日あまりの冬休みを挟み、第2学期（春夏学期）は2月24日から7月11日まで、その後、40日あまりの夏休みとなっていた。

5. 各種の活動

(1) 佐賀県青少年友好交流団の貴州訪問に同行

貴州省と1999年より長年交流活動が続けてきている日本の佐賀県の青少年友好交流団55名（佐賀県職員5名・高校生20名・大学生30名）が、8月16日から8月22日までの6泊7日の行程で貴州省に来訪され、交流活動が行われた。貴州大学の大学院生・学部生など数名もサポートとして交流団に同行するのに合わせ、筆者も初

日（貴陽空港での出迎え）から最終日（貴陽空港での見送り）まで同行させてもらった。

8月17日には、貴州省人民対外友好協会・貴州省青年連合会主催による貴州大学での交流会の開会式とその後の中日学生の交流活動をはじめ、青岩古鎮、西江千戸苗寨、中国天眼（FAST・世界最大の電波望遠鏡）、壩陵河大橋（大橋が多い貴州省の中でも有名な大橋の一つ）、黄果樹瀑布、国家大数据（貴州）総合試験区展示中心（国家ビッグデータ展示センター）などを見学することができ、貴重な体験となった。

（2）貴陽国際ビッグデータ産業博覧会の見学
先述したが、貴州省は中国初のデータセンターモデル基地として国の認定を受け、2015年から毎年、貴陽国際ビッグデータ産業博覧会が開催されており、中国のビッグデータ産業をリードする位置づけにある。2024年8月29日に、10回目となる国際ビッグデータ産業博覧会に見学に行った。テンセントやファーウェイ等をはじめ沢山の企業が展示ブースを出しており、AIを活用した先端技術をはじめ様々な技術製品を見ることができた。多くの技術製品を見て、中国の場合、企業だけではなく、人々の生活にもスマート技術が普及していることを感じることもできた。

（3）貴州省国際友好都市交流協会会議への参加
貴州大学より案内を受け、9月9日に、貴州省国際友好都市交流協会会議に、貴州大学に来ている海外からの留学生とともに参加した。貴州省人民政府の要人をはじめ、貴州省と友好関係にある、リベリア、ラオス、タイ、スリランカ、モンゴル、ベラルーシ、韓国、日本など15か国・32都市の地方政府の要人・関係者が出席した大規模な会議であった。日本からは貴州省と長

年交流を続けている佐賀県と群馬県からの交流団が参加されていた。会場の大きさ・7か国語の同時通訳など、このような国際会議には初めて参加したため良い経験となった。

6. 貴州での日本食の現状

筆者は、農業経済を専門としているため、日本の食の販売状況についても見学した。貴陽市内のスーパーマーケット・コンビニに行くと、日本企業の食品・飲料を見ることができた。日本の食品・飲料メーカーは、基本的に中国で現地法人を作り中国で加工・販売している。ただし、輸入商品を扱っている値段が高めのスーパーマーケットに行った際には、日本から直接輸入している商品も多く見ることができた。

日本食の飲食店にもいくつか行ってみた。日本料理のお店では、さしみも出されたが、日本とほとんど変わらない鮮度・味を確認することができた。回転寿司のお店もあり行ってみたところ、こちらでも日本とほぼ同じメニューで鮮度・味ともに日本とほとんど変わらなかった。中国内陸部でも食材の確保や、鮮度を保持したままの流通ができていることも知ることができた。米・肉類・野菜・果物についても、豊富な種類と量、値段が安いと感じた。そして、中国では、日本食だけではなく、世界の国々の食（生鮮品・加工品・外食）を食べることができるまでになっていることも知ることができた。

余談であるが、日本語学科の学生の中には日本に留学・旅行に行き、日本食を良く知っていた学生もいたこと、多くの学生がハイブリッド米の父・袁隆平（えんりゅうへい）氏を知っていたこと、そして中国ではスマート農業が展開され農村振興に寄与していること、を記しておく。

7. 貴州で生活をしていて感じたこと

貴州(貴陽市)で生活をしていて、道路、空港、高鉄(新幹線)、地下鉄、高層ビルなどの建物等のインフラが整ってきており、さらに建設・整備が進められている様子を知ることができた。技術製品についても、自動車の普及とりわけ電気自動車の普及やドローンなど、日本円にしても高額と思われる商品を多く見ることができた。とくに中国製のAI機能が搭載された電気自動車の機能の充実度はこれまで日本では見たことのないようなものであった。中国におけるAI・電気自動車などの先端技術(スマート技術)の普及の速さを感じた。

そして何より、スマートフォンで人が動く社会であった。スマートフォンは、電話・メールとしての機能は一部にすぎず、生活する上での社会基盤となっている。個人・組織間の連絡・やり取りはWechatで行われ、情報伝達スピードが速い(中国国内での連絡・やり取りではEメールは一切使用しなかった)。お金の支払い・やり取りもスマートフォンであり、今ではコンビニなどでも指紋認証・顔認証で決済が可能のところまで来ている。子供からお年寄りまで情報リテラシーが高く、貴州で外出する際は、スマートフォンと家のカギさえ持っていれば外出できた。将来的に、あるいはすでになっている地域もあるのかもしれないが、中国では何も持たずに外出できる社会も近いのではないかと感じた。そして何より人材の厚み・その多さが印象に残った。

余談であるが、中国で生活をしていて、夜になると人が多くなり昼間よりも賑やかだったこと、生活に必要な食費・光熱費・交通費・通信費(電話代・Wi-Fi代)は日本よりかなり安いと感じた。

8. おわりに

中国・貴州大学での6か月間(2024年4月4日から9月30日まで)の国外長期研修での活動・体験・経験をととして、筆者自身、教育・研究をはじめ多くの知見を得ることができた。そして、この経験を今後の教育・研究などに活かしていければと思っている。

研修期間も終わりを迎えようとしていた9月下旬、貴州大学外国語学院日本語学科の先生方、大学院生、学部生それぞれから、筆者のために送別会を開いていただいた。先生方の送別会では、外国語学院の副院長である王晓梅(おうしょうばい)先生をはじめ日本語学科の先生方より、貴州省の省都・貴陽市の名所である甲秀楼を形どったミャオ族の刺繍の置物をプレゼントしていただいた。中国から帰国後、この置物は長崎県立大学佐世保校にある筆者の研究室に飾っている。貴州でお世話になったすべての方々に感謝しつつ、そして再び貴州に行く機会があることを願い筆をおきたいと思う。

謝辞

貴州大学外国語学院の副院長である王晓梅先生には、受け入れにあたり多くのご尽力をいただくとともに、研修期間中も多くのご配慮をいただきましたことに御礼申し上げます。日本語学科の学科長である文瑩(ぶんえい)先生には入国前の様々な手続きに加え、研修期間中、大学での活動および生活上の不便がないようご尽力をいただきましたことに感謝申し上げます。また、日本語学科の各先生方にご配慮いただきましたこと、日本語学科の大学院生・学部生の皆さんに多くのサポートと気配りをいただいたことに感謝いたします。

国外長期研修への出発にあたっては、長崎県

立大学の浅田和伸学長、地域創造学部の綱辰幸学部長、地域創造学部公共政策学科の黒木誉之学科長をはじめ、長崎県立大学佐世保校の先生方そして公共政策学科の先生方に、応援と学内業務においてご配慮をいただきましたことに御礼申し上げます。

貴州大学の皆様、長崎県立大学の皆様、ありがとうございました。

参考資料

貴州大学、<https://www.gzu.edu.cn/>（2024年11月15日閲覧）。

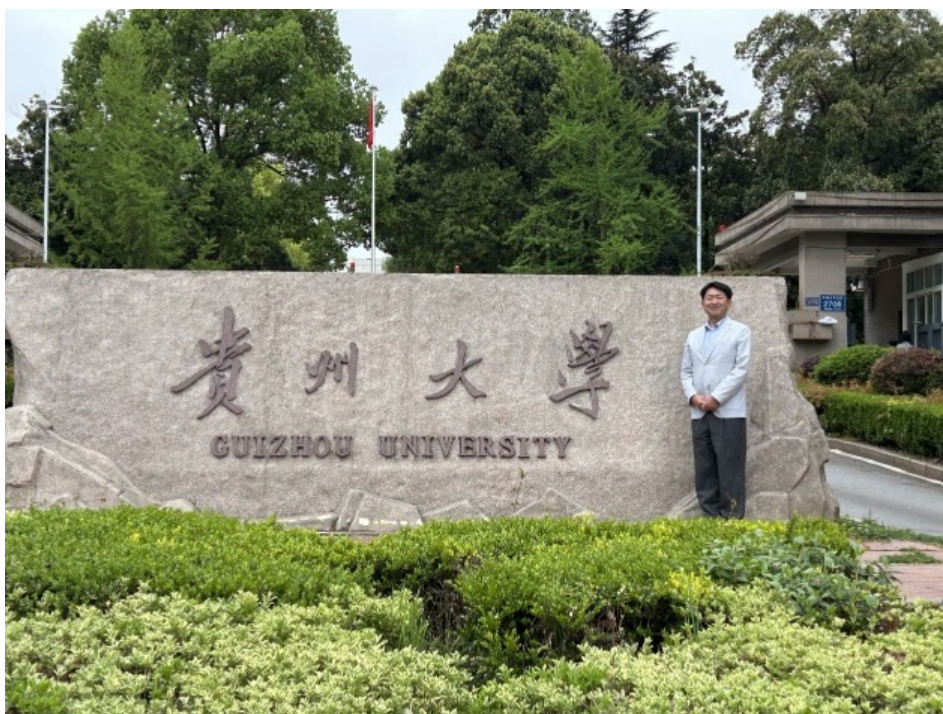
貴州大学外国語学院（花見交流会）、<https://fl.gzu.edu.cn/2024/0419/c12430a215954/page.htm>（2024年10月15日閲覧）。

貴州大学外国語学院（中日茶文化交流会）、<https://fl.gzu.edu.cn/2024/0506/c12430a217161/page.htm>（2024年10月15日閲覧）

貴州省日本観光センター、<http://kishu-kanko.com/>（2024年11月15日閲覧）。

長崎県立大学（吉本諭・国外長期研修帰国報告）、https://sun.ac.jp/pages/30188/detail=1/b_id=35946/r_id=2711/（2024年11月15日）

在重慶日本国総領事館、https://www.chongqing.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html（2024年11月15日閲覧）



貴州大学・東キャンパスの正門にて (2024 年 4 月 5 日)



貴州大学・西キャンパスの正門にて (2024 年 4 月 5 日)



貴州大学での授業実施時の様子 (2024 年 4 月 24 日)



貴州大学での研究室にて (2024 年 9 月 25 日)



貴州大学外国語学院日本語学科の先生方と一緒に (2024 年 7 月 4 日)



送別会の際、王曉梅・貴州大学外国語学院副院長より記念品をいただいた (2024 年 9 月 26 日)

『国際研究評論』投稿要領

1. 評論の発行

- 1) 『国際研究評論』(以下「評論」という)は、長崎県立大学国際交流研究センター(以下「センター」という)の活動成果を公開するための機関誌として、グローバルな視点に基づく政治・経済・社会・文化等に関する研究及び相互交流に関する内容で発行する。
- 2) 評論の発行回数は、毎年 1 回とし、毎年 3 月 31 日に発行する。

2. 投稿者の資格

- 1) 評論への投稿者は、原則として本学教員とし、共著の場合はそのうち 1 名以上が本学教員であるものとする。
- 2) その他、国際交流研究センター会議で適当と認めたものとする。

3. 原稿の種類および留意事項

- 1) 原稿は、邦文または英文とする。
- 2) 投稿原稿の掲載区分は、「研究論文」、「研究ノート」、「調査報告」、「事例研究」、「海外短信」、「書評」とする。なお、掲載区分は投稿時に投稿者が申告するものとする。
- 3) 原稿は、未発表のものに限ることとし、二重投稿を禁止する。ただし、内容の一部を変え、より発展させて書き直したものはこの限りではない。
- 4) 一著者の投稿は、単一年度につき単著・共著を問わず 1 本を原則とし、2 本を限度とする。
- 5) 原稿の図表・写真等のカラーも可とする。
- 6) 原稿は査読を行わないため、投稿者の責任で引用、英文等の処理・確認を行うものとする。
- 7) 著者校正は 2 校までとし、校正期間は 7 日以内とする。なお、原則として誤字修正程度に留め、加筆・内容変更等は認めない。

4. 投稿の申し込み

- 1) 『『国際研究評論』掲載申込書』(様式 1)に、チェック後の『『国際研究評論』論文投稿チェックリスト』(様式 2)および最終原稿を添えて、以下のアドレスまで電子データで提出する。
- 2) 投稿の締め切りは、毎年 11 月 30 日までとする。(休日・祝日の場合は、順延)
- 3) 原稿提出先は、長崎県立大学国際交流研究センターとする。 E-mail: kenkyujo@sun.ac.jp

5. 原稿の採否及び編集・発行

- 1) 掲載原稿は、国際交流研究センター会議で決定し、「論文掲載承認通知書」(様式 3)にて通知する。なお、掲載にあたっては原稿の一部修正を求められることがある。
- 2) 評論の形式及び掲載順序等編集は国際交流研究センターが行う。評論は長崎県立大学ホームページ及び長崎県立大学学術リポジトリでの公開とする。

6. 著作権

本センターが発行する評論に掲載された各著作物に対する著作権は、当該著作者が有する。ただし、この評論の編集著作権及び版権は、長崎県立大学に帰属する。また、当該著作物について他の著作権の侵害、名誉毀損またはその他の紛争が生じ、これによって本学に損害を与えた場合には、本学に対し当該損害を補填するものとする。

附則:この要領は、令和 3 年 10 月 22 日より施行する。

改正 令和 3 年 12 月 15 日
改正 令和 4 年 5 月 17 日
改正 令和 5 年 8 月 2 日
改正 令和 6 年 5 月 10 日
改正 令和 6 年 8 月 7 日

TREATISE

- A Study on the Status of Korea's Integrated Resorts (IR)
and Educational Curricula on Tourism ····· Jeeseon KIM ···· 1
- An Essay on Process of Business Opportunities
: A Study on Market Openness and the Financial Capital ····· Shinichi BABA ···· 13
Satoshi ISHIDA
Mika KUROIWA
Jeeseon KIM
Taro ITAGAKI
Fumihiro OKUBO
- Peace and Informatic Geo-Political Economy
in the Asia-Pacific Region ····· Takahiro KAWAMATA ···· 33
- Comparative Studies on Social Integration of Migrant Workers
: Based on Data from the World Values Survey (WVS) ····· Koon MURAKAMI ···· 53
Younan YU
Atsuji OHARA
- Strategies for Improving Management Efficiency
in Sweet Pumpkin Farms ····· Jinghong LEE ···· 77
Yoshihiro TAMURA
- Economic Consequences of Peace in East Asia
Perspectives on the Industrial Structure of Goto City,
the Westernmost Border Island of Kyushu ····· Qingzhu YIN ···· 93
- A Considerations of the Western Balkans Cooperation Initiative
Focusing on the efforts of the Japan International Cooperation Agency (JICA)
in the Republic of Albania ····· Blendi BAROLLI ···· 101
- Reconsidering the Theory of "joint relations"
in Contemporary Chinese Rural Areas ····· Masao UCHIYAMA ···· 111
Jianmin QI
- A Survey on the Temporary Health Investigation Team
of Imperial Japanese Army in the 1930s and 1940s and its Activities ····· Dengzhou SUN ···· 133
Jianmin QI
- International Strategies of Multinational Corporations
by Chinese Automobile Companies,
A Case of Chinese Automobile Companies in Indonesia ····· Takako OHARA ···· 155
Atsuji OHARA
- Gender Roles in Television Advertisements in Japan and China ··· Piya PONGSAPITAKSANTI ··· 165
Shuxin WANG
- Reexamination of the Story of the Trial Transfer under US Military Rule
What We Know from Articles of Local Newspapers in Okinawa ····· Kiyotaka SOMA ···· 185
- The Report on Returning from Overseas Long-term Training
at Guizhou University, China ····· Satoshi YOSHIMOTO ···· 203

国際研究評論（創刊号）

2025年3月31日発行

発行 長崎県立大学 国際交流研究センター
〒858-8580

長崎県佐世保市川下町 1 2 3

TEL 0956(47)2191

URL : <https://sun.ac.jp/center/international/>

製本 第一印刷 株式会社
